平成 16年度

包括外部監査の結果報告書

包括外部監査の報告書の構成

<u>第</u>	1	総論	
		目次	1 - 1
		包括外部監査の概要	1 - 3
		監査対象の概要	1 - 6
		各団体に共通する監査結果 指摘事項	1 - 10
		各団体に共通する意見	1 - 10
<u>第</u>	2	財団法人 群馬県国際交流協会	
		目次	
		概要	
		実地監査年月日	
		監査結果 指摘事項	
		意見	2 - 15
<u>第</u>	3	財団法人 群馬県森林・緑整備基金	
		目次	
		概要	
		実地監査年月日	3 - 11
		監査結果 指摘事項	
		意見	3 - 15
<u>第</u>	4	財団法人 群馬県農業公社	
		目次	4 - 1
		概要	4 - 3
		実地監査年月日	4 - 15
		監査結果 指摘事項	4 - 15
		意見	4 - 23
<u>第</u>	5	財団法人 群馬県フラワー協会	
		目次	5 - 1
		概要	5 - 3
		実地監査年月日	5 - 12
		監査結果 指摘事項	5 - 12
		意見	5 - 15

<u>第</u>	6	<u>社団法人 群馬県畜産協会</u>	
		目次	6 - 1
		概要	6 - 3
		実地監査年月日	6 - 15
		監査結果 指摘事項	6 - 15
		意見	6 - 23
第	7	財団法人群馬県馬事公苑	
			7 - 1
		概要	7 - 3
		実地監査年月日	7 - 10
		監査結果 指摘事項	7 - 10
		意見	7 - 11
<u>第</u>	8	財団法人群馬県建設技術センター	
		目次	8 - 1
		概要	8 - 3
		実地監査年月日	8 - 14
		監査結果 指摘事項	8 - 14
		意見	8 - 20
<u>第</u>	9	財団法人群馬県教育文化事業団	
		目次	9 - 1
		概要	9 - 3
		実地監査年月日	9 - 14
		監査結果 指摘事項	9 - 14
		意見	9 - 20

第 1

総論

目 次

 <u>包括:</u>	外部監査の概要		
1	監査の種類	1 -	3
2	外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)	1 -	3
3	監査対象期間	1 -	3
4	テーマ選定の理由	1 -	3
5	監査の要点	1 -	4
6	主な監査手続	1 -	4
7	外部監査の実施期間	1 -	5
8	包括外部監査人及び補助者	1 -	5
9	外部監査人と選定した特定の事件との利害関係	1 -	5
1 0	その他	1 -	5
 監査	対象の概要		
1	群馬県における公社・事業団等改革への取り組み	1 -	6
2	群馬県における出資団体の概要	1 -	7
3	監査対象団体の選定	1 -	9
	<u>体に共通する監査結果 指摘事項</u>		
• • • • • •	事務について)		
1	入札手続について	1 - 1	10
(物品	管理について)		
2	備品等に係る管理手続について	1 -	11
3	収入印紙、切手等の管理及び会計処理について		
J	MANUAL CONTRACTOR OF THE PART	•	-~
(事業	実施のための事務について)		
4	各種資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について	1 - 3	13
(会計	事務について)		
5	計算書類作成方法の改善の必要性について	1 - 3	14
•	運営状況について)		
6	勤怠管理について	1 - 1	15

各団体に共通する意見

(契約	事務について)
1	随意契約における理由及び見積合せ省略理

1	随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例につ	
	いて	
2	指名競争入札における指名業者の選定理由について	
3	積算価格の精度見直しの必要性	1 - 17
(物品	1管理について)	
4	現金管理について	1 - 18
(会計	・事務につい て)	
5	賞与引当金計上の必要性について	1 - 19
6	人件費の計算書類上の表示について	1 - 20
7	計算書類の注記事項について	1 - 21
8	財務状況の公開について	1 - 22
(県と	出資団体との関係について)	
9	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について	1 - 23
1 0	委託料の精算方式について	1 - 26
(管理	望運営状況について)	
1 1	理事会の強化について	1 - 28
1 2	経営会議等の活用について	1 - 30
1 3	指定管理者制度への対応について	1 - 31
1 4	中長期経営計画について	1 - 32
1 5	人事運用の自立化について	1 - 32
1 6	人件費抑制施策について	1 - 33
1 7	行政コスト計算書の作成と活用について	1 - 35

包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に規定する群馬県との包括外部監査契約に基づく包括外部監査。

2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

群馬県が基本金等の 4 分の 1 以上を出資する団体(以下「出資団体」という。)の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理。

3 監査対象期間

主として平成 15 年度(自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日)、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 16 年度分についても監査対象とした。

4 テーマ選定の理由

景気低迷により県税収入の伸びが停滞する中で、経済対策など増大する行政需要に積極的に対応してきた結果、県債の残高が急増し、財政が深刻な状況に陥りつつある群馬県において、限られた予算をより効率的に使うことが重要な課題となっており、各種支出についての検討が急務と思われる。

本県の関係する出資団体については、県から出資金、補助金、委託費等の形で多額の資金交付を受けているとともに、職員の派遣などを通じても密接な関係を有しており、実質的に県政の代替・補完機能を担い、県民に深いかかわりをもつ重要な事業を遂行している団体も少なくない。このような団体が適正かつ効率的な管理運営を行っているかどうかは県民の関心の高いところである。

また、今日特殊法人の改革の必要性が議論される中、県でも「群馬県行政システム改革大綱」「同推進基本計画」「公社・事業団の指導に関する総合調整指針」「公社・事業団見直し基本方針」等に基づき見直しを行っており、各団体の必要性については今後も検討されることになると思われるが、本監査がそれらの計画遂行の一助になることもまた有意義と思考する。

そこで、出資団体の財務状態を把握するとともに、事務執行の合規性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断した。

5 監査の要点

- (1) 入札及び随意契約事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
- (2) 物品の管理は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に行われているか。
- (3) 各種事業実施のための事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
- (4) 会計事務は関係法令及び会計諸規程等に準拠し適正に処理され、事業の実態が正しく開示されているか。
- (5) 県と各出資団体との補助金、委託料及びその他に関する契約事務は適正に行われているか。
- (6) 各出資団体の管理運営状況はどうか。
- (7) 各出資団体の事業内容には公益性があるか、現在の社会経済環境に合致したものであるか、また、今後のあり方はどうか。

6 主な監査手続

各出資団体について、設立経緯、設置目的、事業の概要、事業実績、施設の概要、組織、県との関係及び近年の財務の状況等を把握・分析し、意見形成の基礎となる情報を整理した上で以下の監査手続を実施した。

- (1) 入札等の契約事務については、入札及び随意契約による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (2) 物品の管理状況については、現場視察、現品実査及び台帳等との照合等を行った。 また、各出資団体には、県から無償貸与されている資産と出資団体が所有してい る資産があるが、それらの資産が適切に区別され、各々が適正に管理されている かを調査した。
- (3) 各種事業実施のための事務については、担当者への質問並びに関係法令、諸規程等及び関係書類との照合により検討した。
- (4) 会計事務執行手続については、担当者への質問並びに関係法令、会計規程等及び 関係書類との照合を実施した。また、事業の実態開示については、事業報告書、 決算報告書等を吟味し、関係法令、会計規程等に準拠して正しく作成、開示され ているか検討した。
- (5) 県と各出資団体との契約事務については、各出資団体における県からの収入内容を把握し、その内容及び手続が適正かつ効率的に行われているかを契約書及び関係資料により検証した。さらに、補助金及び受託金といった資金の収入を伴うものだけではなく、県職員の派遣や施設の提供等の契約についても検討した。
- (6) 各出資団体の管理運営については、経営組織体制、人事制度等について検討した。 また、行政コスト計算書を作成し、県と各出資団体のトータルとしての行政コストを分析し、各出資団体の事業の効率性を検討した。

(7) 各出資団体の設立目的に沿った事業運営が行われているか、公益性があるか、現在の社会経済環境に合致したものであるかを担当者への質問、資料の閲覧により検討した。そのうえで今後のあり方について検討した。さらには施設の管理運営が主な事業の一つである団体においては、施設の稼働率のデータを入手し、稼働率が低迷しているものはないかを検討した。低迷しているものがあればその原因の分析をし、また付随事業の有効性も検討した。

7 外部監査の実施期間

平成 16年6月14日から平成17年2月25日まで

8 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 林 章

(2) 補助者

公認会計士 横山 太喜夫

公認会計士 永井 乙彦

公認会計士 小林秀一

公認会計士 田中 誠

公認会計士 松 井 理

公認会計士 鈴木 祥浩

9 外部監査人と選定した特定の事件との利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治 法第 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

10 その他

- (1) この報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各出資団体に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 端数処理については、千円未満を切捨てたうえで集計しているため、報告書の中にある表の合計は、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

監査対象の概要

1 群馬県における公社・事業団等改革への取り組み

公社・事業団等の外郭団体については、県行政と密接な関係を持ち、行政を補完する 役割を果たしている。しかしながら、団体の設立から相当な期間が経過し、設立当初と は社会経済状況が大きく変化する中、当初の設立目的を達成した団体や、見直しを必要 とする団体が生じてくることも想定されるところである。

このため、群馬県では、昭和 56 年度に実施した公社・事業団等の総点検以降、公社・事業団等改革を行政改革の重要な柱の一つとして位置付けて、絶えず公社・事業団等の統廃合や運営の合理化に努めてきたところである。また、最近では、平成 9 年 4 月に策定した「公社・事業団の指導に関する総合調整指針」に続き、平成 14 年 3 月に「第三次・群馬県行政システム改革大綱」を策定して、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間を「公社・事業団の集中見直し期間」と定め、公社・事業団等改革を厳しく推進してきたところである。

これらの取り組みの結果、県が基本財産等の 4 分の 1 以上を出資している団体数は、 平成 9 年 4 月に 52 団体であったものが、団体の廃止や複数の団体の統合等により、平成 16 年 4 月までの 7 年間に 41 団体となっている。

平成 16 年度は、集中見直し期間の最終年度にあたることから、対象となる全 41 団体について、総務局と団体所管局が共同で現場の実態を調査し、更なる見直し方針の策定作業を進めている。また、各公社・事業団等に対しては、内部検討組織の設置を促し、団体自らの判断に基づく主体的な改革の取り組みを推進している。

2 群馬県における出資団体の概要

(単位:百万円・%・人)

		にのける山美国体の佩女					(丰位・日川) / 八)	
 所管課		47 1h	県出資 15 年度 常		常勤	十 か 東 <u> </u>	外部	
E	砞	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	額	比率	決算額	職員数	土は事業内谷	監査
公	務	局	<u> </u>					
書課		(財)群馬県私学振興会	100	43.9	342	2	教育施設整備の資金貸付	
		(財)群馬県国際交流協会	411	78.9	111	7	国際交流事業の推進	H16
 災課		(財)群馬県消防協会	300	38.3	33	1	消防機関の改善、発達助成、啓蒙普及	
女共同	多画	(財)群馬県女性会館	102	49.3	64	2	女性会館の管理運営	
R健	・福祉	・食品局						
业課		(社福)群馬県社会福祉事業団	10	100.0	2,831	207	県立福祉施設の受託経営	H15
业課		(財)群馬県保健文化賞基金	9	47.4	0	0	群馬県保健文化賞の授与	
		(財)群馬県救急医療情報センター	3	100.0	99	1	救急医療情報システムの整備運営	
策課		(財)群馬県長寿社会づくり財団	100	66.7	385	12		H15
仿課		(財)ぐんま臓器移植推進財団	51	34.0	10	1	腎臓移植に関する知識等の普及啓発	
こども	5課	(財)群馬県児童健全育成事業団	30	66.7	207	16	ぐんまこどもの国児童会館の管理運営等	
見課		(財)群馬県生活衛生営業指導セン ター	2	46.0	34	3	環境衛生関係者の指導	
H	竟・森	. 林 局						
竟課		(財)尾瀬保護財団	530	34.9	170	8	自然解説、指導員養成、施設維持管理	
興課		(財)群馬県森林・緑整備基金	580	41.7	71	2	森林の整備及び緑化の推進	H16
		(社)群馬県林業公社	10	61.0	1,037	25	分収林事業	H12
ŧ	業	局						
支援設	₹	(財)群馬県農業公社	610	65.8	1,103	15	農用地等開発受託、担い手育成事業	H16
芸課		(財)群馬県蚕糸振興協会	662	53.9	143	8	絹の里管理運営、蚕糸関係補助金の交付	
芸課		(財)群馬県漁業増殖基金協会	250	98.7	6	2	水産増殖事業(鮎・山女・鯉等の放流)	
芸課		(財)群馬県フラワー協会	200	66.7	568	24	フラワーパークの管理運営	H16
芸課		(社)群馬県青果物生産出荷安定基 金協会	15	47.5	954	2	野菜価格低落時の補填金交付	
		(社)群馬県酪農指導検査協会	70	36.9	265	8	牛乳検査、酪農経営技術向上	
		(社)群馬県畜産協会	431	31.9	3,207	14		H16
	書 炎女子 u			(財)群馬県和学振興会 100 (財)群馬県消防協会 411 (財)群馬県消防協会 300 (財)群馬県消防協会 300 (財)群馬県大性会館 102 (財)群馬県大性会館 102 (財)群馬県大生会館 102 (財)群馬県保健文化賞基金 9 (財)群馬県投農文化賞基金 9 (財)群馬県投農で大力 100 (財)がよよ臓器移植推進財団 51 (財)群馬県児童健全育成事業団 30 (財)群馬県上活衛生営業指導センター 2 (財)群馬県生活衛生営業指導センター 2 (財)群馬県共満保護財団 530 (財)群馬県森林・緑整備基金 580 (社)群馬県林業公社 10 業業 局 (財)群馬県農業公社 610 法課 (財)群馬県農業公社 610 法課 (財)群馬県農業公社 610 法課 (財)群馬県農業公社 610 法課 (財)群馬県漁業増殖基金協会 250 法課 (財)群馬県漁業増殖基金協会 70 (社)群馬県畜農指導検査協会 70	(財)群馬県和学振興会 100 43.9 (財)群馬県川下海原 100 43.9 (財)群馬県国際交流協会 411 78.9 (財)群馬県川下協会 300 38.3 な共同参画 (財)群馬県社会値 102 49.3 (財)群馬県社会値 102 49.3 (財)群馬県保健文化賞基金 9 47.4 (財)群馬県保健文化賞基金 9 47.4 (財)群馬県長寿社会づくり財団 100 66.7 (財)群馬県県産業産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	(財)群馬県和学振興会 100 43.9 342 (財)群馬県海洋海域と 100 43.9 342 (財)群馬県国際交流協会 411 78.8 111 78.8 111 78.9 111 49.3 64 (財)群馬県海洋防協会 300 38.3 33 33 34 49.3 64 (財)群馬県大田 102 49.3 64 では、「財産の政権を関係を対し、対策の政権を対し、対策の対策を対策を対し、対策の対策を対し、対策の対策を対し、対策の対策を対し、対策を対策を対し、対策の対策を対し、対策の対策を対し、対策の対策を対し、対策の対策を対策を対し、対策の対策を対策を対し、対策の対策を対策を対し、対策の対策を対策を対策を対し、対策の対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対	(財)群馬県和学振興会 100 43.9 342 2 (財)群馬県東国際交流協会 411 78.9 111 7 7 7 7 7 1 2 1 7 7 7 1 2 1 7 7 7 1 2 1 7 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 7 7 1 2 1 2	

畜産課	(財)群馬県馬事公苑	200	100.0	104	7	馬事公苑の管理運営、馬事普及	H16
商政課	(財)群馬県産業支援機構	320	100.0	3,444	25	中小企業設備貸付、ベンチャー支援事業	H13
工業振興課	(財)桐生地域地場産業振興センタ	10	40.4	820	9	センターの管理運営、地場産業の開発・研究	
観光物産課	(財)群馬県観光開発公社	860	100.0	2,297	124	観光振興、ゴルフ場経営	H12
観光物産課	武尊山観光開発(株)	119	31.3	921	22	観光レクリエーション施設の管理運営 (スキー場等)	H12
労働政策課	(財)群馬県勤労福祉センター	176	67.5	52	5	勤労福祉センターの管理運営	
労働政策課	(財)前橋勤労者総合福祉振興協会	35	35.0	635	24	前橋テルサの管理運営	
県 土 整	· 備 局						
監理課	(財)群馬県建設技術センター	10	100.0	487	29	設計積算業務の受託、工事用材料試験	H16
用地課	群馬県土地開発公社	20	100.0	5,605	16	県等の委託による用地の取得・処分	H12
都市施設課	(財)群馬県公園緑地協会	30	100.0	674	17	公園等の緑化の推進および管理運営	H13
下水環境課	(財)群馬県下水道公社	30	50.0	3,196	35	流域下水道施設の管理運営	H12、H14
建築住宅課	群馬県住宅供給公社	30	75.4	2,942	24	住宅分譲、賃貸住宅管理、県営住宅管理	H12
企 業	局						
(企)総務課	(財)群馬県企業公社	200	100.0	193	7	公社ビル・群馬ヘリポートの管理運営、発 電所等保守管理	H12
教育委員会							
管理課	(財)群馬県育英会	0	40.0	53	1	上毛学舎の管理運営	
生涯学習課	(財)群馬県青少年会館	104	50.0	461	31	青少年会館、少年自然の家等の管理運営	
文化課	(財)群馬県教育文化事業団	259	99.8	1,080	56	県民会館・生涯学習センター管理、県民芸 術祭	H16
文化課	(財)かぶら文化ホール	60	60.0	306	7	かぶら文化ホールの管理運営	
スポーツ健康課	(財)群馬県スポーツ振興事業団	502	69.0	770		県民スポーツ祭の実施、総合スポーツセ ンター管理運営	H13
警察	本 部						
生活安全企画課	(財)群馬県防犯協会	84	94.4	41	3	防犯思想の普及、少年非行の防止	
組織犯罪対策第二課	(財)群馬県暴力追放県民会議	512	82.1	43	2	暴力追放の広報啓発、法律相談所の設置	
						•	

補足事項…常勤職員数は平成 16 年 6 月 30 日現在である。

3 監査対象団体の選定

具体的な監査対象団体は、 予算規模、 職員数、 県民の関心が高い事業を行っているもの、 過年度において包括外部監査の対象になっていない団体という基準で下記の8団体を選定した(前記の表のうち網掛けの団体)。

記

(1) 財団法人群馬県国際交流協会 (総務局、国際課所管) 略称:国際 (2) 財団法人群馬県森林・緑整備基金(環境・森林局、林業振興課所管)略称:森林 (農業局、担い手支援課所管)略称:農業 (3) 財団法人群馬県農業公社 財団法人群馬県フラワー協会 (農業局、蚕糸園芸課所管) 略称:フラワー (4) (5) 社団法人群馬県畜産協会 (農業局、畜産課所管) 略称:畜産 (6) 財団法人群馬県馬事公苑 (農業局、畜産課所管) 略称:馬事 (7) 財団法人群馬県建設技術センター(県土整備局、監理課所管) 略称:建設

(8) 財団法人群馬県教育文化事業団 (教育委員会、文化課所管) 略称:教育

以上

各団体に共通する監査結果 指摘事項

(契約事務について)

1 入札手続について

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。

(現状及び問題点)

契約事務に関して、各団体では会計規程で群馬県財務規則(平成 3 年群馬県規則第 18 号)を準用する旨を規定しているが、当該規則により本来指名競争入札により契約すべきものを随意契約としている例が認められた。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(以下、政令という)第 167条の2に定められ、そのうち第1項第1号の予定価格の限度額については、県財務規則第 188条に定められている。したがって、随意契約による場合は、政令第167条の2のどの項に該当するためかを明示する必要がある。

(参考)群馬県財務規則第 188条(随意契約によることができる場合の限度額)

「政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円」

(改善策)

公益法人である各団体は、コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入 札契約の規定を厳密に解釈し、厳守する必要がある。

(参照 農業 4 - 15 頁、フラワー5 - 12 頁、馬事 7 - 10 頁、建設 8 - 14 頁、教育 9 - 14 頁)

(物品管理について)

2 備品等に係る管理手続について

県有財産または各団体の財産である備品等の現物管理についての管理手続が明確でなく、また、実地棚卸及び備品管理台帳との照合が行われていない等、管理について改善する必要がある団体があった。

(現状及び問題点)

以下の事例が認められた団体があった。

- (1) 試査による現物実査を行ったが、備品管理台帳と現品の確認が出来なかった。 (農業)
- (2) 実地棚卸及び備品管理台帳との照合が行われておらず、備品が所在不明となって もその事実が検出できない管理体制である。(教育)
- (3) 備品管理台帳と現品との照合は、時には循環的に実施しているとの説明があったが、実施した結果の記録、報告書が作成されていない。現物照合をどの範囲で実施し、その結果、どのような問題点があったか、それに基づき、どのような台帳修正を依頼したかなどの顛末が不明である。保管場所が特定されていない備品があり、循環的な実施では効果に疑問が残る。(フラワー)
- (4) リース資産等の峻別管理ができていないものがあった。(農業)
- (5) 備品等で廃棄済のもの及び現物はあるが現在使われていないものの管理につき改善の必要がある。(フラワー、建設、教育)

(改善策)

備品等の現物管理手続は群馬県財務規則第231条(現品の確認)及び第232条(報告)で規定されているように重要な業務であり、改善する必要がある。

具体的には備品管理台帳の見直し、定期的な台帳と現品との照合手続の実施、現品照合結果報告書の作成及び県に対する報告などが挙げられる。また、リース資産等の管理、物品廃棄に係る事務処理に関しても改善する必要がある。

(参照 農業 4 - 19 頁、フラワー5 - 13 頁、建設 8 - 14 頁、教育 9 - 14、15 頁)

3 収入印紙、切手等の管理及び会計処理について

各団体は収入印紙、切手等の管理について受払管理簿を作成して管理をしているが、現物調査をしたところ受払管理簿と現物が不一致の団体があり、また平成 15 年度末の切手、はがきの保有残高が異常数値になっている団体があった。その管理方法につき改善すべきである。

また、年度末の未使用残高については、貸借対照表の貯蔵品として計上すべきである。

(現状及び問題点)

各団体で貯蔵品の収入印紙、切手等について管理状況の事情聴取及び現物調査をした ところ、以下の事例が認められた。

- (1) 収入印紙、切手の受入簿ともに起票者の押印がなく管理者の確認印もない。(農業)
- (2) 切手管理簿に月末の残枚数の記載がない。また使用明細として業務別の使用枚数記録があるが、そこでも残枚数の記録がない。購入に際しても、残枚数、使用見込み枚数等の情報が付されていない。受払簿と現物との照合は年度末のみ実施されているに過ぎず、日常の受払管理がないに等しい。(建設)
- (3) 毎月切手払出帳の払出額を月次集計し、切手管理簿に転記して切手の残高を算出している。平成 16 年 3 月度の切手払出帳を計算したところ、払出枚数が切手管理簿の 払出枚数より 70 枚不足している。(教育)
- (4) 年度末に切手、収入印紙及びはがきの多額の未使用残高があるが、正味財産増減計算書・貸借対照表に反映させる会計処理が採用されていないので、切手、収入印紙及びはがきを購入した金額が経費支出とされている。年度末における未使用残高については団体の資産として認識すべきものであり、貸借対照表の資産計上洩れになっている。(フラワー・建設・教育)

(改善策)

収入印紙や切手は団体の財産であり、現金のような流通性はないものの換金性が高く、 リスクが大きいので、管理担当者の現物照合手続きと上司による確認作業を徹底すべき である。

年度末における切手、はがきの保有残高が異常数値になっている団体については、保 有量が膨大であり管理上も問題があるので、今後は充分に注意する必要がある。

また、年度末における未使用残高については正味財産増減計算書の期末貯蔵品棚卸高、 前期末貯蔵品棚卸高に含め、貸借対照表の貯蔵品として資産計上すべきである。

(参照 農業 4 - 20 頁、フラワー5 - 14 頁、建設 8 - 16 頁、教育 9 - 16 頁)

(事業実施のための事務について)

4 各種資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について

各種資金貸付事業において、貸付金の一時償還請求すべき事由が発生しているにもかか わらず、請求行為がなされていない事例が見受けられたので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

各種資金貸付事業において、貸付金の一時償還免除の規程によって一時償還の猶予を している事例があるが、個別調査した結果、貸付金の一時償還免除の要件を満たさない 事例が検出された。これらの事例では一時償還免除を続ける理由がない。

(改善策)

- (1) 上記案件は、一時償還事由について考慮されておらず、要綱・規程等を十分理解 することが必要である。また、定期的に債務者の状況等の通知義務を課す必要が ある。
- (2) 延滞利息の起算日を確定させるためにも早急に一時償還への移行手続を実施するべきであり、債権の保全に十分な注意を払う必要がある。

(参照 森林 3 - 11 頁、農業 4 - 21 頁)

(会計事務について)

5 計算書類作成方法の改善の必要性について

計算書類の作成方法につき改善の必要があるものが見られた。

(現状及び問題点)

公益法人の計算書類は、公益法人会計基準及び各団体の寄附行為、会計規程等に則って作成されなければならないが、改善を要する以下の事例が検出された。

- (1) 特別会計の範囲、総括表の会計区分及び計算書類の勘定科目の分類等が寄附行為、 会計規程等に準拠していないものがあった。(国際、森林)
- (2) 特別会計を設けた場合、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表について総括表を作成することとされているが総括表の作成が欠落しているものがあった。(農業、教育)
- (3) 総括表は作成されているが、誤って作成されており、整合性がないものがあった。 (森林、畜産)

(改善策)

適正な計算書類の作成及び開示は、公益法人の行うべき重要な責務であり、県民の負託に応えるためにも適正な会計事務及び決算事務の執行が求められる。

- (1) 特別会計の範囲は寄附行為に基づき設定されるべきであり、総括表の会計区分と 合致するべきである。また、計算書類の勘定科目の分類等は会計規程に準拠して されるべきである。(国際、森林)
- (2) 総括表を作成することにより、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかに することが出来るので、公益法人会計基準に則り、総括表を作成されたい。(農 業、教育)
- (3) 計算書類、総括表の正確な作成が必要である。(森林、畜産)
- (参照 国際 2 13 頁、森林 3 13 頁、農業 4 22 頁、畜産 6 18、6-21 頁、教育 9 17 頁)

(管理運営状況について)

6 勤怠管理について

出勤簿の管理について改善の必要がある事例があった。

(現状及び問題点)

各団体は、毎日の出勤状況を「出勤簿」にて管理している。出勤後遅滞なく出勤印を押印することとなっているが、往査日に出勤簿を閲覧したところ、改善の必要がある以下の事例が検出された。

- (1) 平成 16 年 4 月以降往査日まで正規職員はほとんどが押印していない。出勤簿はその都度押印しているわけではなく、事後にまとめて押印しているのが現状である。また、前年度の出勤簿をみると当人の押印はあるが確認印がない。(国際)
- (2) 数名の職員が出勤印を押印していなかった。まとめて2週間分を押すような職員 もいるとのことである。また、週休日の出勤の場合には他の日に振替休暇をとるこ とになっているが、振替休暇日は空白となっているためわかりにくい。(フラワー)

(改善策)

「出勤簿」には出勤後遅滞なく出勤印を押印するとともに、出勤確認の任に当たって いる責任者が注意することが必要であり、確認印の押印も必要である。

また、振替休暇日のようなケースでは、「公休」印等を押印しておくことが望ましい。 (参照 国際 2 - 14 頁、フラワー5 - 14 頁)

各団体に共通する意見

(契約事務について)

1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について

随意契約選択理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。また、随意契約の場合、予定価格を作成していないものがあった。

(現状及び問題点)

各団体では会計規程で群馬県財務規則を準用する旨が規定されており、随意契約の締結は限定的に承認されているのであるから、その理由を明示する必要がある。

また、随意契約の場合でも、当該規則により見積合せをすることが求められており、 見積合せを省略する場合には、同様にその理由を明示する必要がある。

(参考)群馬県財務規則第 190 条(見積合せ)「契約担当者は、随意契約をしようとするときは、次の各号のいずれかに該当するときを除くほか、第 184 条の規定に準じ、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならない。

- (1) 予定価格が10万円(工事及び修繕にあっては、30万円)未満の契約をするとき。
- (2) その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき。
- 2 契約担当者は、前項の規定により見積書を徴した者の中から、契約の相手方を選定しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないで契約の相手方を選定することができる。
 - (1) 予定価格が3万円未満の契約をするとき。
 - (2) 価格を定めて払下げをするとき。
 - (3) 相手方が官公署であるとき。
 - (4) 価格が一定しており、見積書を徴する必要がないとき。
 - (5) その他見積書を徴することが困難又は不適当と認められるとき。

回議書等の起案文書において、随意契約とした理由や見積合せを省略する理由が明確でないものについては、理由の付記にとどまり該当条項を明示していないものが多い。 また、随意契約の場合、予定価格を作成していないものがあった。

(改善策)

随意契約理由、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、理由の明確でないケースほど起案にあたり慎重に検討する必要がある。

回議書の書式を改定し、所定欄を設けることも一案と考える。

また、随意契約の場合も予定価格の作成は必要なので改善する必要がある。

(参照 国際 2 - 15 頁、建設 8 - 20 頁、教育 9 - 22 頁)

2. 指名競争入札における指名業者の選定理由について

指名競争入札における指名業者選定の理由が明確でない事例が検出された。指名理由、 根拠等を回議書に記入するなど明確にしておく必要がある。

(現状及び問題点)

指名競争入札における指名業者選定の理由が明確でない事例が検出された。

(改善策)

指名競争入札における指名業者は複数選定する必要があり、どの業者を指名するかは、 指名入札手続きの成否を左右する重要な手続きである。したがって指名理由、根拠等を 回議書に記入するなど明確にしておく必要がある。

(参照 農業 4 - 23 頁、フラワー5 - 15 頁、教育 9 - 20 頁)

3.積算価格の精度見直しの必要性

指名競争入札契約で予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した事例があったが、積算価格(予定価格)の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(現状及び問題点)

指名競争入札契約で予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した事例が検出された。このような予定価格では、予定価格が上限価格としての機能を発揮できないことになるおそれがあり、積算価格の算定及び予定価格の設定における検討が十分ではないと懸念される。

(改善策)

積算価格(予定価格)と落札価格との乖離が生じることはやむを得ないこととしても、 異常な乖離が生じたような場合には積算価格の精度の見直しを行うなど、積算価格の合 理性の確保に努める必要がある。

(参照 フラワー5 - 16 頁、教育 9 - 21 頁)

(物品管理について)

4 現金管理について

各団体は、現金について金銭出納帳を記帳して管理しているが、出納帳の不備なもの、 検印制度等改善の余地があるものが検出された。

(現状及び問題点)

各種現金収入に関し、金銭出納帳の記帳が不備な団体(建設)、及び金銭出納帳を記帳して管理し、現金残高は担当者と管理者が日々実査しているが、実査表に担当者印、管理者印が押印されていない団体(教育)があった。

(改善策)

現金管理に関してはリスクが大きいので、例外なく金銭出納帳を作成し、日々現金実際有高との照合、確認を受ける手続を厳守する必要がある。その際照合印と確認印の押印等、検印制度の改善が必要である。

(参照 建設8-23頁、教育9-24頁)

(会計事務について)

5 賞与引当金計上の必要性について

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。

(現状及び問題点)

各団体は、プロパー職員の期末手当及び勤勉手当については、支払い時に給料手当と して費用処理するいわゆる「現金主義」で会計処理している。

具体的には、毎年6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されているが、当該手当は県の支給要領に準じて計算される。期末・勤勉手当支給要領によると支給額は基準日における給料の月額に支給期毎に通知される支給割合を乗じて算定する方法となっている。

平成 16 年 6 月 30 日支給に係る支給割合に関する通知によると、支給割合は基準日以前 6 ヶ月以内(平成 15 年 12 月 2 日 ~ 平成 16 年 6 月 1 日)の期間における職員の在職期間に応じて決定することとされている。

決算において賞与引当金を計上していないので、平成 15 年度に係る在職期間 (平成 15 年 12 月 2 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日)に対応する期末・勤勉手当相当額が平成 15 年度の費用として認識されていないことになる。

なお、県派遣職員については、 4月の人事異動で転出があった場合、6月の期末・勤勉手当の支給は転出先で行われること、 4月の人事異動で転入があった場合、期末・勤勉手当の算定は、前職の在職期間が通算されること(「職員の派遣に関する協定書」第8条第3項)を考慮すると、賞与引当金は該当しないと考えられる。

(改善策)

会計理論上、期末・勤勉手当に係る費用の期間対応を適切なものとするため、平成 15年度においては、平成 16年6月30日支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間により平成15年度に係る額を算定し、これを賞与引当金として貸借対照表の負債の部に計上するとともに当該年度の発生費用として計上すべきである。

なお、平成15年度において計上すべきであった賞与引当金は以下のとおりである。

団 体 名	金額(千円)
(財)群馬県国際交流協会	1,676
(財)群馬県農業公社	5,444
(財)群馬県フラワー協会	6,150
(社)群馬県畜産協会	4,786
(財)群馬県馬事公苑	3,903

(財)群馬県建設技術センター	7,018
(財)群馬県教育文化事業団	16,040

補足事項…財団法人群馬県森林・緑整備基金については、プロパー職員在職なしの ため該当がない。

(参照 国際 2 - 17 頁、農業 4 - 30 頁、フラワー5 - 17 頁、畜産 6 - 26 頁、馬事 7 - 11 頁、 建設 8 - 25 頁、教育 9 - 24 頁)

6 人件費の計算書類上の表示について

各団体の計算書類における人件費の表示区分は、適切でないので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

計算書類において、人件費は管理費と事業費に適切に区分されなければならないが、 各団体の処理は、 すべて管理費に計上する(国際・フラワー・馬事・建設・教育)、 会計区分ごとに管理費と事業費を割り当てる(森林)、 プロパー職員の人件費は事 業費に、県派遣職員の人件費は管理費に計上する(農業)、等の方法がとられているが、 いずれも妥当でない。

公益法人会計基準取扱要領は、管理費と事業費について次のように規定している。

すなわち、管理費とは、原則として法人の各種の業務を管理するため、毎年度経常的に要する支出をいい、事業費とは、原則として当該法人の目的のために直接要した支出で、管理費以外のものをいい、必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する。

日本公認会計士協会による「公益法人会計実務Q&A」によれば、管理費とは「総会、理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門にかかる事務所の賃借料や光熱費等の法人の運営にかかる基礎的な維持管理のための費用」とされており、直接事業の実施に関与している職員の人件費は事業費に含めるべきである。

(改善策)

人件費の配賦計算は、補助金収入、受託料収入等の算定の基礎になる重要な計算であ り、事業別の損益計算、コスト分析等に影響を及ぼすので、適正な処理が求められる。

計算書類における人件費は、従事している業務内容に応じて区分すべきである。各団体の職員別給与明細等により、各部門及び各事業に係る人件費の金額を算出し、管理費及び事業費にかかる金額によって適切な科目に集計することが必要である。

なお、人件費に係る支出のみならず、その他の支出についても、より適切な情報開示の観点から、表示区分や集計区分を見直すことが望ましい。

(参照 国際 2 - 17 頁、森林 3 - 16 頁、農業 4 - 30 頁、フラワー5 - 18 頁、馬事 7 - 12 頁、建設 8 - 26 頁、教育 9 - 24 頁)

7 計算書類の注記事項について

計算書類に注記事項が欠落している団体があるが、注記事項は計算書類の一部であり、 記載が必要である。

(現状及び問題点)

計算書類に注記事項が欠落している団体があるが、公益法人会計基準によれば、注記は、計算書類を補足・説明するものとして計算書類の一部であり、記載が必要である。

(改善策)

公益法人会計基準によれば、注記すべき事項は、以下のとおりであり、これに則って 計算書類の記載を改善されたい。

重要な会計方針

- ・ 資産評価の方法
- ・ 固定資産の減価償却
- ・ 引当金の計上基準
- ・資金の範囲

会計方針の変更

基本財産の増減額と残高

担保提供資産

次期繰越収支差額の内容

減価償却資産の取得原価等

保証債務

重要な資産及び負債の科目別増減額

その他公益法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項

(参照 森林 3-16 頁、畜産 6-26 頁、馬事 7-12 頁)

8 財務状況の公開について

各団体はホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況 については、不十分で、積極的に公開することが必要な団体があった。

(現状及び問題点)

監査対象団体のうち 2 団体(農業・馬事)についてはホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分である。

「第三次・群馬県行政システム改革大綱」(平成14年3月)では公社・事業団の見直しの中で県と公社・事業団との関係、公社・事業団の事業運営内容等についての透明性を高めるため、群馬県情報公開条例の趣旨に則り積極的な情報の提供を図るとしている。また、同推進基本計画(平成14年3月)でも、公社・事業団は県行政の一部を担う役割を果たしていることからも、業務内容や財務状況についての透明性を高めていくため、公社・事業団のすべてについて、遅くとも平成15年度から情報公開を行うための必要な措置を講ずるように指導を行うとある。

(改善策)

各団体は、県行政の一部を担う役割を果たしている、あるいは県から多額の資金が流れていることから、その情報公開は配慮すべき重要事項の一つといえる。納税者たる住民に対して公開する情報は、経営の概況だけでは十分と言えず、財務状況についても積極的に公開することが必要である。

最近、実際に計算書類等の財務状況をホームページで公開する外郭団体がほとんどである。県のホームページで確認したところ、群馬県が基本金等の4分の1以上を出資する団体は41あるが、そのうち公開していないものは上記2団体(農業・馬事)を含めて5団体のみであった(平成16年8月31日現在)。

(なお、馬事公苑については監査実施後平成 16 年 9 月に公開しており、対応済である)。 (参照 農業 4 - 31 頁、馬事 7 - 12 頁)

(県と出資団体との関係について)

9 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として各団体に支出し、実質的に給与相当額を 負担している。これは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以 下、「派遣法」という)」の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(現状及び問題点)

平成 15 年度県補助金の対象となった派遣職員の人件費支給額は以下のとおりである。

団 体 名	派遣職員数(人)	人件費 (千円)
(財)群馬県国際交流協会	2	16,700
(財)群馬県森林・緑整備基金	2	21,098
(財)群馬県農業公社	5	44,377
(財)群馬県フラワー協会	13	84,677
(財)群馬県馬事公苑	1	9,459
(財)群馬県建設技術センター	15	10,720
(財)群馬県教育文化事業団	30	234,834
合 計	68	421,865

補足事項… (社)群馬県畜産協会については、県派遣職員が在職していないため、 該当がない。

> (財)群馬県建設技術センターについては、平成 16 年 3 月 31 日現在 県派遣職員は 15 名であるが、常務理事 1 名を除く 14 名の人件費は団 体の自主財源で支払われているため、常務理事にかかわる分のみ補助 金を交付している。

上記県派遣職員の人件費は県補助金により賄われている。平成 13 年度までは県から直接支給されていたが、平成 14 年度からは各団体で全額支給しており、補助金として県から各団体に支払われている。これは、派遣法第6条第1項により派遣職員には、その職員派遣の期間中、原則、派遣先団体が給与を支給することとなったため、この結果不足する各団体の運営費に対し補助金を支給することとしたためである。

これに関して監査上以下の検討をした。

(1) 派遣法の要件を充足しているか、派遣が所定の手続に従っているか。 各団体が法律の規定する公益法人等であるか。

「公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年群馬県条例第 52 号)」第 2 条第 1 項及び「公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成 14 年人事委員会規則第 5 号)」第 2 条により各団体は派遣法の規定する公益法人等に該当する。

団 体 名	第2条該当号
(財)群馬県国際交流協会	第 12 号
(財)群馬県森林・緑整備基金	第 17 号
(財)群馬県農業公社	第 22 号
(財)群馬県フラワー協会	第 24 号
(財)群馬県馬事公苑	第 23 号

(財)群馬県建設技術センター

(財)群馬県教育文化事業団

なお、当該規則第2条のうち、各団体の該当号は以下のとおりである。

各団体の業務の全部または一部が県の事務または事業と密接に関連し、かつ、県 と各団体との間の取り決めが締結されているか。

第 10 号

第 6 号

各団体の業務は一部県の事務又は事業と密接な関連を有するものであること また県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして 県条例及び規則で定め、「職員の派遣に関する協定書」を県と各団体の間で締結し ていることによって手続の瑕疵はないと判断された。

協定書の内容は適法かつ妥当であるか、また条例で定める事項が全て記載されて いるか。

協定書の内容を検討して県条例及び規則で定める事項が全て記載されていること を確認し、また県職員の「職員派遣に係る同意書」についても検討したが非違は認 められなかった。

以上、派遣法の要件を充足し、派遣が所定の手続に従っていることを確認した。

(2) 派遣職員の人件費負担の考察

派遣職員の人件費は、派遣法第6条第1項により原則的に県で支給することはで きないが、例外的に県で支給できる場合を派遣法第6条第2項で定めている。

すなわち、「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託 を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務 若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により 地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認め られるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合に は、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣 の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」と規定さ れている。

また、県が例外的に給与相当額を負担する場合でも、その全額を県が負担するかどうかは別の問題であり、各団体での業務の従事割合などに応じて各団体に一部負担させることも可能なはずである。しかし、現在の制度では県が補助金として実質全額負担しており、各団体の業務の内容や従事割合などを勘案して負担させていない(建設は除く)。

現在、県は派遣職員の人件費相当額については補助金として各団体に支出しているが、これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(財)群馬県建設技術センターに限っては、常勤役員以外の派遣職員の人件費については補助金の対象外であり、同センターの収益事業による利益金を原資として同センターの自己負担で支払われている。しかしながら、県は形式的には派遣法の原則どおり給料を支払わないが、実質的には一部委託費によってこれまでどおり給与相当額を負担しているという見方もできる。また、県委託費に関しては消費税等及び法人税等の負担をしており経済性の面で見直す余地があると思われる。

(改善策)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として各団体に支出し、給与相当額を負担しているが、これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。派遣法上、県が給与を支給できる場合に該当するのか否かを検討し、可能な場合は、給与として支給する方法を検討すべきである。

また、(財)群馬県建設技術センターの場合は、県派遣職員の業務内容及び関連する 委託契約を見直して、派遣法の例外規定による県直接の人件費負担及び委託契約の変更 による消費税等及び法人税等負担の軽減を図ることが県行政コスト全体の節減になると 思われる。

さらに、例外的に給与相当額を負担する場合でも、その全額を県が負担するかどうかは別の問題であり、業務の従事割合などに応じて各団体に一部負担させることも検討する必要がある。

(参照 国際 2 - 17 頁、森林 3 - 16 頁、農業 4 - 31 頁、フラワー5 - 18 頁、馬事 7 - 12 頁、建設 8 - 26 頁、教育 9 - 27 頁)

10 委託料の精算方式について

県と県有施設の管理受託をしている各団体の業務委託契約において、委託料のゼロ精算 方式は是正すべきである。

(現状及び問題点)

県有施設の管理受託をしている各団体に対する県の管理委託料及び補助金の算出方法 は、基本的に人件費は所要額を、その他は査定及び見積額の見直しをしたうえで全額支 弁する方式であり、各団体には不足金も余剰金も生じない仕組みになっている。

すなわち、超過または不足額は補正予算として精算されるので、実際支出金額がすべて委託費として県から各団体に支弁されることになる。

団 体 名	管理委託料 (千円)
(財)群馬県フラワー協会	107,017
(財)群馬県馬事公苑	18,846
(財)群馬県教育文化事業団	
(生涯学習センター)	80,231
(県民会館)	129,682
合 計	335,776

平成 15 年度における県有施設の各団体に対する県の管理委託料は以下のとおりである。

各団体への委託業務について、事業の変更等により補正予算が組まれ、実施できなかった分が明確な場合は、その部分の削減等がなされているが、全体として、予算どおり全額支払っているのが実情である。これは毎年度決算前に予算の執行状況を確認し、予算自体を補正する(予算額全体の変更はしないが、内容を入れ替えるということ)ことによって行われる。これは言い換えれば支出予定額の範囲以内ですべて費消可能ということの裏返しである(ただし、現状では財政事情が厳しいため、恒常的に予算が年度の必要額に不足している状態であり、予算消化の無駄な費消は見られない)。

そのために、各委託事業からみた共通費等について、期末直前に調整がなされ、予算 どおりの執行がなされることになる。また、共通費等の各事業への配分基準が明確では なく、実質上、予め当事者間で決められた予算に合わせるように事務経費が各事業へ配 賦されているのが現状で、事業ごとの実態に沿った原価配分がされていない。

人件費及び通常経費等の全額が県からの補助金によって賄われ、事業費も支出した額をすべて県からの委託費で支弁できる状況では、自立的で効率的な事業実施を求めることは困難である。すなわち、管理受託者において県では実施しがたいような経営努力を行ってコスト引き下げを図った結果、ある程度の利益が生じた場合、そのような自己努

力による利益は原則として吸い上げないような取扱にすることが、各団体への経営努力へのインセンティブとなり、ひいては行政コストの節減につながると思われる。また、超過した場合は、各団体の負担となるのはやむをえないことであろう。いずれにしても委託料のゼロ精算の方法では、原価節減の意識が働かず、結果的に財政負担が増大することになろう。

(改善策)

委託費は本来委託した事業を実施した結果に対する対価であるので、事業が委託した 内容に応じて実施されている限り、返還すべき性質のものではない。支出額を支弁する 方式での事業委託は各団体の自立的かつ効率的事業実施を損なう危険性がある。

共通費は直接人件費及び一般管理費を含めて、予め定めた配賦基準により各事業に配賦し、適正な原価計算の結果により、各事業の支出を確定し、ゼロ精算ではなく、差額の精算を行うべきである。

例え、予算が厳密に組まれているにしても、事業を遂行した1年後には、差額が生じるのが当然なことである。

(参照 フラワー5-18頁、馬事7-12頁、教育9-27頁)

(管理運営状況について)

11 理事会の強化について

各団体は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。また、常勤理事がいない団体については、少なくとも一人は常勤理事が必要であると思われる。

(現状及び問題点)

理事会は各団体の寄附行為・定款に「法人の業務に関する重要な事項を議決し、及び 執行する」と規定されているとおり、各団体の最高意思決定機関及び業務執行監督機関 である。

また、理事、監事等の役員についても、各団体の寄附行為・定款に、理事長以下各役職の種類、定数、任期、常勤・非常勤の別、選任条件、選任母体等が規定されている。

理事の構成については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)において、「理事のうち、(中略)所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。」と、規定されている。各団体理事における県職関係者の占める割合はいずれも3分の1以下であり、上記条件は満たしている。

これに対して以下の状況が見受けられた。

(1) すべての監査団体において、理事会は決算、予算の承認のために年2、3回開催されているだけである。

審議内容も議事録を閲覧したが、機能を十分に果たしているとは言えず、有識者理事(外部理事としての機能を担うことが期待されている)の活用も不十分である。

しかしながら、各理事は県を代表する有識者で多忙の方が多くなかなか十分な時間をとることはできない状況である。(国際、森林、農業、フラワー、畜産、馬事、建設、教育)

- (2) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事といった重要ポストが空席となっている、 若しくは空席となっていた事例。
 - ・ 副理事長、専務理事が欠員であった(専務理事は往査日現在も欠員)。(国際)
 - ・ 理事長、副理事長が欠員であった(副理事長は往査日現在も欠員)。(農業)
 - ・ 理事長、常務理事が欠員であった(常務理事は往査日現在も欠員)。(フラワー)
 - 理事長が欠員であった(往査日現在も欠員)。(馬事)

上記のうち、理事長、副理事長の欠員がある団体は、寄附行為で「群馬県副知事の職にあるものをもって充てる。」と規定されており、県副知事の空席の状態が継続しているために結果として欠員になっているものである。

これらの重要ポストが欠員であった団体は、各団体の寄附行為に適合していない 状態であり、特に理事長の空席は、団体の代表者の欠員という異常事態といえる。

(3) 常勤理事が空席となったことにより理事がすべて非常勤理事となっていた事例。 (国際、農業、畜産、馬事)

(改善策)

(1) 理事会が、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能を十分に果たせるように努める必要がある。行政という観点からだけでなく、経営という観点からも意思決定及び業務執行監督ができる理事会を組織すべきである。

また、指定管理者制度の導入など、各団体を取り巻く環境が今後厳しくなることを考慮すると、コスト感覚のある民間企業経営者の登用を団体の自立、業務効率化の観点から検討することが望まれる。

- (2) 平成 15 年度末において理事長以下重要ポストが欠員であった団体は、各団体の寄附行為・定款に適合していない状態であった。その後平成 16 年 6 月の理事会でほとんどが補選されたが、依然として欠員のままのものもあった。寄附行為・定款を改正する等(例えば必要により置くものとする等)の対策が必要であると思われる。
- (3) 常勤理事がいない団体については、経営という観点から、少なくとも一人は常勤 理事が必要であると思われる。その場合、経費節減の観点から事務局長兼務にす ることも考えられる(全国的にもかなりの実例がある)。
- (参照 国際 2 17 頁、森林 3 16 頁、農業 4 35 頁、フラワー5 21 頁、畜産 6 30 頁、 馬事 7 - 12 頁、建設 8 - 27 頁、教育 9 - 29 頁)

12 経営会議等の活用について

それぞれの団体で発足させた「経営会議」、「経営戦略会議」若しくは「定例会」等は、 理事会を補完する機能があるので、いくつかの問題点を解決し、これを活用していくこと は、有効であると思われる。

(現状及び問題点)

これらの会議については、時代の変化が急激で課題が多く、適時適切に対応しなければならない事項が増加しているため、及び頻繁に理事会を招集することが不可能であるために設置したものである。また、重要な事項については、経営会議等の議論を、理事会、評議員会に報告し議論してもらっている。

各団体では、要綱、要領などにより会議の目的、構成員、開催日が決められ、現在のところ予定通りの開催で、内容も各団体が現在直面している重要事項を取り上げ、充実しており、かなり有効に機能していると思われるが、問題点として以下の点が考えられる。

理事会の諮問組織としての位置付けが組織上明確になっていないこと。

経営会議の構成員に非常勤理事が入っていないこと。

したがって、構成員はすべて県職員退職者か県派遣職員であり、有識者または民間出身者等がいないか、または少数なこと。

会議次第と項目は記載されているものの、議事録の作成、保存が義務化されていないこと。

(改善策)

これらの会議の内容は実質的に理事会の機能と同等であり、諸般の事情から頻繁に理事会を招集することが不可能であるのであれば、その補完方法として経営会議等を活用していくことは有効であると考える。

改善策としては上記問題点を解決することが必要であるが、特に構成員が県出身者だけである点は見直すべきであり、有識者や民間企業の経営者の参加及び活用が望まれる。 (参照 フラワー5 - 21 頁、畜産 6 - 30、教育 9 - 29 頁)

13 指定管理者制度への対応について

フラワー、馬事、教育の各団体については、公の施設の管理運営について指定管理者制度の導入が予定されており、各団体全体を踏まえた経営管理を重視し、中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用する等、指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。

(現状及び問題点)

フラワー、馬事、教育の各団体は「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年 9 月 2 日施行)の施行後 3 年以内に指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。

指定管理者制度については、各団体が管理受託している施設が導入対象施設であるため、各団体にとっては大きな転機になると思われる。施設の有効活用と同時に、経済的・効率的な運営管理が要求されるとともに、民間事業者と対等の業務サービスも要求されることになる。

(改善策)

各団体は、これまで施設ごとの管理運営に重点が置かれてきたが、今後は団体全体を踏まえた経営管理が重要になってくる。すでに経営の見直しがはじめられており、各団体では人材の育成に力を入れ、継続的、体系的な職員研修と人事交流を行っているが、さらに人件費及び経費の節減を図るとともに、中長期的な視野のもとに各団体の組織全体の経営管理を実践していける人材を登用していくことが重要になると考えられる。

(参照 フラワー5 - 21 頁、馬事7 - 13 頁、教育9 - 30 頁)

14 中長期経営計画について

現時点においては、中長期経営計画が策定されていない団体が多い。事業目的を達成するためにはある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(現状及び問題点)

現時点において各団体では予算として年次事業計画は策定しているものの、中長期経営計画については作られておらず、長期的なビジョンを持った事業運営に欠けている。

(改善策)

公益性と採算性の両面を追求し、長期的視野を持って目的を達成していくためには、 実現のための計画(経営基本方針、中長期経営計画及び年次事業計画)を策定、実行し ていく必要がある。

特に今後管理運営がますます厳しくなることが予想される各団体では、中長期的な視野のもとに組織全体の経営管理を実践していくためにも、事業の計画的な遂行が不可欠であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(参照 森林 3 - 17 頁、農業 4 - 35 頁、馬事 7 - 13 頁、建設 8 - 27 頁、教育 9 - 30 頁)

15 人事運用の自立化について

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的な人事戦略を持つことが望まれる。

(現状及び問題点)

現在人事、予算等における細部にわたって県との協議が求められ、各団体の自主性が発揮されている部分が少ない。

本来的に民間法人である各団体の運営に対し、職員処遇に県準拠主義を導入したため、民間法人たる各団体の設立時に期待した民間活力が生かされているとは言いがたい。

また、長期間にわたり継続的に同じ事業を実施していく団体の場合には、施設責任者 や管理者が短い在任期間で交代になる県派遣職員であるために、経営管理上のノウハウ が蓄積されないことは効率的な事業の実施の阻害要因となる恐れもある。

(改善策)

各団体は人事管理だけでなく、効率的な経営に資する人事戦略を持ち、主体的に人事 に関する施策を実施することが望まれる。

また、県は各団体に相当程度の裁量を与え、団体が自主性を発揮できるように法的な、若しくは事実上の関係について具体的な見直しをすることが必要であると考える。

(参照 国際 2 - 18 頁、森林 3 - 17 頁、農業 4 - 36 頁、フラワー5 - 24 頁、馬事 7 - 13 頁、建設 8 - 27 頁、教育 9 - 30 頁)

16 人件費抑制施策について

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、 組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求め られる。

(現状及び問題点)

行政コスト計算書によると各団体における総コストに占める人件費は次の通りである。

科目	国 際	森林	農業	フラワー
管理費中人件費 (千円)	54,608	23,918	44,061	237,694
事業費中人件費 (千円)	0	0	83,042	0
退職給与引当金繰入額(千円)	1,368	1,541	8,618	12,948
賞与引当金繰入額 (千円)	31	1,369	2,404	3,335
人件費合計(千円)	56,007	26,828	138,125	253,977
行政コスト総額(千円)	112,014	53,807	971,347	651,810
コスト総額に占める人件費割合(%)	50.0	49.8	14.2	38.9

科目	畜 産	馬事	建 設	教 育
管理費中人件費 (千円)	17,461	67,289	250,910	545,919
事業費中人件費 (千円)	39,451	0	0	1,034
退職給与引当金繰入額(千円)	1,319	4,245	17,007	50,004
賞与引当金繰入額 (千円)	120	996	16,597	34,963
人件費合計(千円)	58,351	72,530	284,514	631,920
行政コスト総額(千円)	1,101,314	104,476	453,135	1,243,163
コスト総額に占める人件費割合(%)	5.2	69.4	62.8	50.8

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなり、民間並みの経営が要求されてくる中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考える(ただし、サービスの質の維持は重要であり、両者のバランスを取ることは大前提である)。

現在の各団体には人件費抑制に関して下記の問題点があると考えられる。

(1) プロパー職員が、原則として県職員と同等の待遇になっていること。

昇格、昇給基準、手当、休日及びその細則に至るまで県の規程等を準用している。 県職員の処遇については、最近では、能力主義、実績主義が導入されているものの、 昇給、昇格が原則として年次で決定される等、年功序列的なコンセプトで運用されて おり、プロパー職員の平均勤続年数の上昇に伴う人件費の高騰が経営上の大きな課題になることが懸念される。

(2) 県派遣職員の人数が多く、相対的に人件費が高額になっていること。

各出資団体の職員構成及び平均給与月額は以下のとおりである。 (単位:人、千円)

職員区分	国際		森林		農業		フラワー	
144 東	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
県 派 遣	2	513	2	437	5	426	13	400
プロパー	4	321	0	0	10	350	11	326

職員区分	叠	产	馬	事	建	設	孝	汝 育
- 概貝凸刀	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
県 派 遣	0	0	1	485	15	422	30	413
プロパー	9	340	6	333	16	311	28	361

年齢、経験年数、従事職務、職位等から県派遣職員の給料はプロパー職員に比べて高額となっている。給料の高い県職員が多数派遣されることは、各団体の人件費が高額となるひとつの原因となっている。

(注)畜産については上表に記載はしたが、 プロパー職員の給与の算定は同協会独自 の給与規程によっており、県の基準も参考にするが、県の基準より何等級か安い水準に なっていること、 県派遣職員がいないこと、により上記問題点は該当しない。

(改善策)

(1) 各団体は本来的に民間企業であり、自主的に給与体系を制定できるのであるから、プロパー職員の処遇については、県の規程の準用ではなく独自の給与体系の確立(退職金規程、福利制度等を含む)、さらには職員採用基準及び昇給昇格基準を整備することを検討されたい。

ただし、在籍職員の処遇について改正することは困難であろうから、その調整については今後の検討課題となる。

いずれにしても、県職員と同等の処遇という制度は見直しが必要であり、人事考課の給与への反映、従来の年功序列制度からの脱却等の改革が急務であると考える。

(2) 高コストである県職員の派遣を見直すべきである。そのためには、組織、職制 の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討をして、組織の 規模及び質が、実施する事業に対して必要かつ十分であるかどうかを検討し、 高コストである県職員でなければできない業務なのかを常に検証していくことが必要である。

また、プロパー職員の採用、育成等は、団体の主体性、自主性及び経営ノウハウの蓄積等を考えれば今後の課題として検討することが望まれる。

(3) 業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

(参照 国際 2 - 18 頁、森林 3 - 17 頁、農業 4 - 36 頁、フラワー5 - 24 頁、馬事 7 - 13 頁、建設 8 - 27 頁、教育 9 - 30 頁)

17 行政コスト計算書の作成と活用について

各団体は公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は各団体の実態を表すものとは言いがたく不十分であると考えられる。各団体の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(現状及び問題点)

各団体は公益法人会計基準に基づき計算書類を作成しているものの、「収支計算書」及び「正味財産増減計算書」は法人の運営状況を表示する書類であり、ここに計上される収支差額は、法人の業績を示すものであって必ずしも納税者にとっての負担とは一致しない。例えば補助金収入が増加すると各団体の収支にはプラスに作用するが、納税者の負担は逆に増加する。

また、県が外部に管理委託している公の施設は、その財産の所有と事業の実施が複雑で、事業全体の業務実施コストを把握することが困難となっている場合が多い。具体的には、第一に土地を含む各施設は県の所有であるため、建設費用の初期投資や、それに係る改修や修繕等の維持管理費については各団体の計算書類には全く反映されないこと、第二に公益法人会計は減価償却や引当金等発生主義の概念を取入れたものではあるものの、それは正味財産を把握するためのものであって発生費用を把握するためのものではないこと、などが原因である。

(改善策)

行政コスト計算書は、各団体の説明責任の確保と透明性の向上の観点から県民が負担すべきコストを集約して表示する計算書であり、例えば、通常コストとして認識されない県派遣職員の人件費や県有財産の減価償却費などの機会費用もコストとして認識するところに特徴がある。行政コスト計算書を作成することにより、各団体について生じている行政コストについて評価を行い、コストと負担の関係を明示する。そのうえで、各団体の事業全体の経営状況や財政構造を明らかにする。

なお、厳正な評価を要する県のあらゆる事業に行政コスト計算が適用されることを期待する。行政コストの算定によって、県職員に対しては、コスト意識を高揚させることにより諸施策の企画・立案の能力を高め、県民や県議会に対しては、諸施策の正確なコストが開示されることにより、土地・建物等の県の行政資源がどのように使用され、それを誰がどのくらい負担しているのかが分かりやすく伝えることが可能となるからである。

(参考)各団体における行政コスト計算書の計算方法は以下のとおりである。

(支出コストの計算)

支出コストは、まず、各団体の平成15年度収支計算書の支出額から特定預金支出等のコスト対象外支出を除いた金額を計上した。

(発生コストの計算)

発生コストは各団体に勤務する全職員の退職給与引当金繰入額及び賞与引当金繰入額、県有の固定資産に係る減価償却費並びに施設の購入にあたって発行した県債に係る金利となっている。

退職給与引当金は期末要支給額方式により算定し、要支給額ベースで当期に発生した金額を繰入額としている。

賞与引当金繰入額は平成 16 年 6 月に支給された期末手当、勤勉手当のうち平成 15 年度の勤務に係る分を支給対象期間により期間計算している。

減価償却費は残存価額ゼロの定額法で計算している。耐用年数については、建物は主に 50 年、その他の設備等は主に 10 年として試算しているので、耐用年数を厳密に見積った場合には計算結果が異なる可能性がある。

土地賃借料は平成 16 年 7 月 1 日を基準日とする土地の評価額に 1 年定期預金の全国 平均 0.034%を乗じた金額である。

(管理費の配賦計算)

管理費のうち共通部門において発生するコストは共通経費的な性格を有している。したがって何らかの基準で各部門に配分する必要があるが、明確な配賦基準が把握できず 配賦計算が困難であるため、配賦計算は実施していない。したがって各部門に計上され た経費をそのまま利用している。

平成 15 年度の行政コスト計算書については各団体の項を参照のこと。

(参照 国際 2 - 18 頁、森林 3 - 17 頁、農業 4 - 36 頁、フラワー5 - 24 頁、畜産 6 - 30 頁、 馬事 7 - 13 頁、建設 8 - 27 頁、教育 9 - 30 頁)

第 2

財団法人 群馬県国際交流協会

目 次

1	設立経緯	2 - 3
2	設置目的	2 - 3
3	事業の概要	2 - 3
4	平成15年度の主な事業実績	2 - 3
5	施設の概要	2 - 5
6	組織	2 - 6
7	県との関係	2 - 7
8	財務の状況	2 - 8
実地!	<u>監査年月日</u>	
	実地監査年月日	2 - 12
監査	結果 指摘事項	
(会計	事務について)	
1	領収書の取扱いについて	2 - 12
2	有価証券の会計処理について	2 - 12
3	会計規程に基づく計算書類の作成について(共通)	2 - 13
(管理	運営状況について)	
4	役員に対する退職金について	2 - 14
5	福利厚生について	2 - 14
6	勤怠管理について(共通)	2 - 14
<u>意見</u>		
(契約	事務について)	
1	随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について	
	(共通)	2 - 15
(事業	実施のための事務について)	
2	外国人未払医療費対策事業について	2 - 15
(会計	事務について)	
3	賞与引当金計上の必要性について(共通)	2 - 17

(財)群馬県国際交流協会

4	人件費の計算書類上の表示について(共通)	2 - 17
(県	と出資団体との関係について)	
5	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	2 - 17
(管	理運営状況について)	
6	理事会の強化について(共通)	2 - 17
7	理事会への代理出席について	2 - 17
8	人事運用の自立化について(共通)	2 - 18
9	人件費抑制施策について(共通)	2 - 18
1 0	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	2 - 18
(出資	【団体のあり方について)	
1 1	国際交流協会の事業目的について	2 - 19
1 2	サロンの活用について	2 - 19
1 3	賛助会員について	2 - 20
1 4	国際交流協会運営の今後のあり方について	2 - 20

(単位:千円)

財団法人 群馬県国際交流協会

概要

1 設立経緯

財団法人群馬県国際交流協会(以下「国際交流協会」という。)は、群馬県の国際交流を行政と民間が一体となって推進するための中核的組織として、平成2年3月に県が策定した「群馬県国際交流推進大綱」において設立の位置付けがなされた。これを受け同年10月15日付けで群馬県知事に財団法人の設立許可申請を行い、同月30日設立許可を受けた。

2 設置目的

国際交流協会は、県民の国際交流に関する幅広い活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、群馬県の国際化を推進し、もって地域の活性化と世界に開かれた群馬の実現に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

国際交流協会は、上記の目的を達成するための次の事業を行っている。

- (1) 国際交流に関する相談
- (2) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (3) 国際交流に関する調査及び研究
- (4) 国際交流事業への協力及び支援
- (5) 国際交流事業に関する企画及び実施
- (6) 国際交流に関する事業の受託
- (7) その他国際交流協会の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

事 業 名	事 業 概 要	決算額					
(1)外国人生活相	協会通訳センターにおいて、県民、在住外国人からの国際交						
談事業	流、協力、生活全般に係る相談に日本語他4カ国語(英語、中国						
	語、ポルトガル語、スペイン語)で対応。						
	関係諸機関の協力を得て、専門家による外国人の各種生活相						
	談を巡回及び予約制により実施した。						
	・外国人のための法律・健康相談(巡回相談)						
	・外国人のための法律相談(予約制相談)						

(財)群馬県国際交流協会

(2)機関紙発行	協会の活動状況や県内外の国際化に係る諸情報を掲載した機関	
(2) X X MU()U 3	紙「インターセクション」(国際交流通信ぐんま)を年4回発行し	616
	た。発行部数:1,400部/回。	010
(2)从国色桂起针	在住外国人を対象に、生活、催事、地域・文化紹介、法制度等の	
(3)外国語情報誌		
発行 	諸情報を掲載した外国語情報誌「THE GUNMA GUIDE」各言語版(4	532
	カ国語)を隔月発行した。配布先:県内在住外国人(希望者)、市 	
(A) == 100 > 1	町村国際交流協会等。	
(4)国際交流・協	市町村の国際交流協会を対象に、国際化や国際交流に関しての情	
力団体ネットワ	報交換及び相互交流を図ることを目的として連絡会議を開催し 	
ーク事業	<i>た</i> 。	
	市町村等国際交流団体連絡会議	297
	国際交流協会等ネットワーク構築研究会(実務担当対象)	
	ネットワーク構築研究会・東毛地域等ブロック会議(在住外	
	国人対策)	
(5)日本語学習支	在住外国人の日本語学習支援を行うボランティアの養成と教授	
援事業	技術の向上を図るため、群馬大学留学生センター教員を講師とし	
	て以下の講座を開講した。	391
	日本語ボランティア養成講座	
	日本語ワークショップ	
(6)国際交流まつ	県民と在住外国人との交流を通して相互理解を図るため、NPO 団	
ı	 体や国際交流ボランティア等と協働で国際交流まつりを開催し	
	トール た。なお、平成 15 年度は「2003 日本におけるトルコ年」を記念	2,917
	して、関連事業に支援・協力を行った。	
(7)奨学金支給事	県内の大学・短期大学等に在籍する外国人留学生を対象に奨学金	
· ************************************	を支給し、留学生の生活支援を行った。	
	・一般奨学生 受給者 30 名、受給金額 10,000 円 / 月	7,162
	・特別奨学生 受給者 10 名、受給金額 30,000 円 / 月	
(8)リサイクル自	県内の大学、短期大学等に在籍する外国人留学生の学習活動を支	
転車支給事業	援するとともに、リサイクル資源の有効利用を図るため、関係機	280
拉中文加予来	関の協力を得て、留学生にリサイクル自転車 40 台を支給した。	200
 (9)県費留学生・	県が実施する留学生受入事業、海外技術研修員受入事業の一部を	
` '		
海外技術研修員	受託し、研修員に対する日本語研修を実施するとともに、国際理 	
受入受託事業 	解講座等交流事業への積極的な参加を促し、県民との相互理解を	13,447
	深めた。	
	・県費留学生 1名(ブラジル)	
	・海外技術研修員 6名(ウズベキスタン、エチオピア他)	

(10)外国人未払	県内の医療機関で、緊急その他やむを得ない理由により外国人を			
医療費対策事業	診療し、その医療費の回収努力をしたにもかかわらず、その一部	19.486		
	または全部を回収できないまま、1年以上を経過した医療費につ			
	いて、その 70%を限度として補填した。			

5 施設の概要

5	施設	の概要			(所有者:群馬県)
	施	設	名		協会事務所
±Δ	設 置 ・ 開 設		≟Ω	平成2年10月開設時:前橋市本町1-4-4	
пX			пX	平成 13 年 4 月現在地(群馬会館内)に移転	
施	設	所	在	地	群馬県前橋市大手町2-1-1(群馬会館内)
事	務	所 床	面	積	224.84 m²
平成 15 年度賃借料					2,301 千円

6 組織

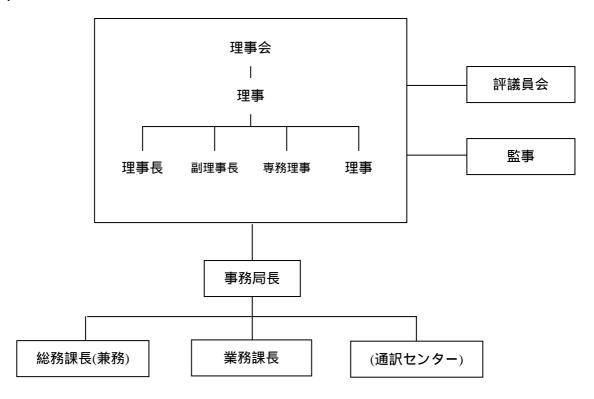
(1)人員構成

(平成 16 年 3 月 31 日現在)(単位:人)

	分	— 般	県 現 職	県	県派遣	プロパー	嘱託	合 計
	Σ η	一	宋	退職者	宗 派追	職員	職員	
	理 事 長	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
役	副理事長	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(3)
IQ 員	理 事	17(17)	3(3)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	22(22)
只	監 事	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
	小 計	21(21)	5(5)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	28(28)
	事務局長	0	0	0	1	0	0	1
職	総務課	0	0	0	0	2	0	2
戦	業 務 課	0	0	0	1	2	0	3
共	通訳センター	0	0	0	0	0	5	5
	小 計	0	0	0	2	4	5	11
	合 計	21(21)	5(5)	2(2)	2(0)	4(0)	5(0)	39(28)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

	出	資	先	平成13	3年度	平成14	4年度	平成15	5年度
群		馬	県	411,000(78.8%)	411,000(78.8%)	411,000(78.8%)
(財)	群馬県	市町	村振興協会	100,000(19.1%)	100,000(19.1%)	100,000(19.1%)
(財)都	詳馬県農	農業排	石植基金協会	10,000(1.9%)	10,000(1.9%)	10,000(1.9%)
	合		計	521,000(100.0%)	521,000(100.0%)	521,000(100.0%)

補足事項…()は、出資比率である(小数点2位以下は切捨て)。

(2)県からの補助金

(単位:千円)

所	管	課	補	助	の	内	容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国	際	課	事業費・管	管理	費補	助		69,411	81,828	74,063
国伢	援援	隻課	外国人未	公医!	寮費	対策	事業補助	10,128	19,875	17,731
			合	言	†			79,539	101,703	91,794

(3) 県からの委託料 (所管課:国際課)

(単位:千円)

委 託 の 内 容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
外国人相談事例集作成	694	0	0
海外技術研修員·県費留学生受入一部事務受託	0	15,745	13,448
自治体職員協力交流事業一部事務受託	0	479	100
合 計	694	16,224	13,548

補足事項…海外技術研修員・県費留学生員受入受託事業は平成 13 年度まで県国際課ですべての事務を行っていたが、平成 14 年度からは事務の一部を国際交流協会で行っている。

(4)県に対する賃借料支払

所	管	課	賃 借 物 件	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
管	財	課	群馬会館内事務所	2,549	2,420	2,301
管	財	課	国領町庁舎内倉庫	0	0	115
			合 計	2,549	2,420	2,416

8 財務の状況

国際交流協会の計算書類は、一般会計と特別会計(外国人未払医療費対策事業基金)に 分かれているが、便宜上総括表のみ記載し、また、科目についても要約して表示してあ る。

(1)収支計算書総括表

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	3,697	3,004	2,295	-708
会費収入	686	638	532	-106
事業収入	124	122	135	13
補助金等収入	86,145	125,185	106,120	-19,065
負担金収入	326	0	0	0
寄附金収入	1,050	1,050	1,000	-50
敷金戻り収入	6,074	0	0	0
基本財産収入	10,000	0	0	0
特定預金取崩収入	1,833	7,606	761	-6,845
その他の収入	271	711	351	-359
当期収入合計	110,208	138,317	111,195	-27,121
前期繰越収支差額	8	11	22	10
収入合計	110,216	138,328	111,217	-27,110
事業費	41,423	63,544	48,063	-15,481
相談事業費	506	776	604	-172
情報収集・提供事業費	5,606	4,032	2,707	-1,325
調査・研究事業費	527	609	327	-282
国際交流 協力・支援事業費	10,216	10,533	7,833	-2,699
国際交流の企画・実施費	4,451	3,010	2,917	-92
国際交流事業 受託事業費	6,226	20,907	13,585	-7,321
未払医療費補填金支出	12,892	20,980	19,486	-1,494
その他事業費	996	2,693	600	-2,093
管理費	53,510	65,821	61,991	-3,829
人件費	44,171	57,102	54,608	-2,493
その他	9,339	8,719	7,383	-1,335
固定資産取得支出	1,108	0	0	0
基本財産定期預金支出	10,000	0	0	0
特定預金支出	1,737	8,940	1,130	-7,809
事務所移転	2,425	0	0	0
当期支出合計	110,205	138,306	111,185	-27,120
当期収支差額	3	10	10	0
次期繰越収支差額	11	22	32	10

(2)正味財産増減計算書総括表

(単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	19,014	9,370	1,140	-8,229
当期収支差額	3	10	10	0
基本財産定期預金増加額	10,000	0	0	0
退職給与引当預金増加額	7,431	8,320	1,130	-7,190
車両運搬具購入額	1,108	0	0	0
什器備品購入額	296	419	0	-419
基金特定預金増加額	175	620	0	-619
負債減少額	5,869	7,431	141	-7,290
退職給与引当金取崩額	5,869	7,431	141	-7,290
増加額合計	24,883	16,801	1,281	-15,519
資産減少額	14,753	8,450	1,463	-6,987
退職給与引当預金取崩額	5,869	7,431	141	-7,290
車両運搬具減価償却額	16	199	199	0
<u> </u>	725	608	503	-105
車両運搬具除却額	58	0	0	0
<u>什器備品除却額</u>	176	36	0	-36
基金特定預金減少額	1,833	175	620	444
敷金減少額	6,074	0	0	0
負債増加額	7,431	8,320	1,130	-7,190
退職給与引当金繰入額	7,431	8,320	1,130	-7,190
減少額合計	22,184	16,770	2,593	-14,177
当期正味財産増減額	2,698	30	-1,312	-1,342
前期繰越正味財産額	522,479	525,178	525,208	30
期末正味財産合計額	525,178	525,208	523,896	-1,312

(3)貸借対照表総括表

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	3,173	6,284	3,722	-2,561
現金預金	2,135	5,210	3,034	-2,176
未収金	1,038	859	688	-171
前払金	0	213	0	-213
固定資産	532,598	533,506	533,173	-333
基本財産	521,000	521,000	521,000	0
現金預金	0	283,600	0	-283,600
基本財産定期預金	391,200	131,000	138,000	7,000
有価証券	129,800	106,400	383,000	276,600
その他の固定資産	11,598	12,506	12,173	-333
車両運搬具	1,091	892	692	-199
什器備品	2,422	2,196	1,693	-503
電話加入権	478	478	478	0
退職給与引当預金	7,431	8,320	9,309	989
基金特定預金	175	620	0	-619
資産合計	535,771	539,791	536,896	-2,894
負債の部				
流動負債	3,162	6,262	3,690	-2,571
未払金	2,857	5,924	3,441	-2,482
預り金	304	338	249	-88
固定負債	7,431	8,320	9,309	989
退職給与引当金	7,431	8,320	9,309	989
負債合計	10,593	14,582	12,999	-1,582
正味財産の部				
正味財産	525,178	525,208	523,896	-1,312
正味財産合計	525,178	525,208	523,896	-1,312
負債及び正味財産合計	535,771	539,791	536,896	-2,894

(4)重要な会計方針

固定資産の減価償却			咸価償	賞却	定額法による直接償却法を採用している。
退 職 給 与 引 当 金 期末退職給与金の要支給額の 100%を計上し			期末退職給与金の要支給額の 100%を計上している。		
姿	令	Φ.	範	III	資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、前払金、及び立替金、
資	金	の	即	囲	預り金を含めることにしている。

(5)5年間の収入推移

(単位:千円)

科目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
基本財産運用収入	5,140	4,641	3,697	3,004	2,295
会費収入	699	713	686	638	532
事業収入	1,937	74	124	122	135
アジア芸能公演収入	1,937	0	0	0	0
地球市民講座収入	0	74	24	0	0
日本語ボランティア養成講座	0	0	100	122	135
補助金等収入	97,562	104,029	86,145	125,185	106,120
県補助金収入:国際課	82,465	87,470	69,411	81,828	74,063
県補助金収入:国保援護課	10,000	10,000	10,128	19,875	17,731
県受託金収入	0	0	693	16,223	13,547
民間受託金収入	4,697	4,811	5,533	4,683	37
民間助成金収入	400	1,747	380	2,575	740
負担金収入	375	360	326	0	0
寄附金収入	0	100	1,050	1,050	1,000
敷金戻り収入	0	0	6,074	0	0
基本財産収入	0	0	10,000	0	0
特定預金取崩収入	4,450	4,727	1,833	7,606	761
退職給与引当預金取崩収入	0	636	0	7,431	141
基金取崩収入 (特別会計分)	4,450	4,091	1,833	175	620
その他の収入	684	117	271	711	351
合 計	110,849	114,763	110,208	138,317	111,195

補足事項…県以外の収入の相手先は以下のとおりである。

- ・ 民間受託金収入…独立行政法人国際協力機構(以下 JICA という)、社団 法人国際交流サービス協会(以下 IHCSA という)
- ・ 民間助成金収入...JICA、財団法人自治体国際化協会(以下 CLAIR という)
- · 寄附金収入 …南加県人会、経済団体(特別会計分)
- · 基本財産収入 ...財団法人群馬県農業拓植基金協会
- · 敷金戻り収入 ...Y 火災海上保険

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

県補助金収入:国際課…平成13年度は、基本財産収入・敷金戻り収入で計16,074 千円あったため補助金を減らした(国際交流協会で不足する額を補助金で支弁する 方式のため)。平成14年度は、81,828千円と増加しているが、これは、派遣法の 改正により県派遣職員の人件費を補助金で支弁する方式になったためである。

県補助金収入:国保援護課及び未払医療費補填金支出…県内登録外国人が増加しており、支出も増えている。

県受託金収入及び国際交流事業受託事業費…県の事業の「県費留学生・海外技術研修員受入受託事業」につき平成 13 年度までは県国際課ですべての事務を行っていたが、平成 14 年度からは事務の一部を国際交流協会で行っている。

平成 14 年度: 15,745 千円、平成 15 年度: 13,448 千円。

民間受託金収入及び国際交流事業受託事業費…平成 15 年度 SARS 問題で「青年招へい受託事業」が中止になったため約 5,000 千円が減少している。

敷金戻り収入…旧事務所の賃貸借契約解約、現在地(群馬会館内)に移転したことによる敷金返金分。

基本財産収入及び基本財産定期預金支出…(財)群馬県農業拓植基金協会より平成 13年度残余財産引継として 10,000 千円の基本財産の払い込みがあった。

退職給与引当金取崩収入及び特定預金支出…平成 14 年度事務処理誤りで繰り入れ と引き出しが 7,431 千円重複計上された。

財政状態について

3年間ほとんど大きな変化は見られない。これは国際交流協会で不足する額は全て補助金として県から支弁されるため資金の余剰も不足も発生しないためである。

平成 15 年度に基本財産中の現金預金及び基本財産定期預金から有価証券に 276,600 千円資金移動しているが、これは基本財産運用として少しでも利回りの良い国債 300,000 千円を購入し、県債が 23,400 千円償還されたものである。

実地監査年月日

平成 16年9月14日及び平成16年9月16日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務も ほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(会計事務について)

1 領収書の取扱いについて

領収書は重要であるので厳格に管理する必要がある。

(現状及び問題点)

国際交流協会では、賛助会員の会費等を現金で受けるケースがあるため領収書を発行している。様式としては、市販の領収書及びパソコン作成の領収書があるが、いずれのケースでも領収書は連番管理されておらず、領収書の管理簿も作成されていなかった。

(改善策)

協会独自の領収書を作り連番管理すると共に、領収書の管理簿を作り二重チェックする内部統制組織を確立するべきである。

また、個人等に金銭を支払うケースで、協会の領収書用紙を使用して本人から領収印及び署名を頂く場合は、収入時に使用する領収書とは別の用紙を使用すべきである。

2 有価証券の会計処理について

基本財産の運用として国債を購入している。取得価額と額面の差額につき受取利息の控除として決算をしているが、取得価額で評価する必要がある。

(現状及び問題点)

国際交流協会は基本財産について、平成 15 年 4 月 21 日に額面 200,000 千円の国債を 201,340 千円で購入し、平成 16 年 3 月決算時に取得価額と額面の差額 1,340 千円を一度 に取得価額から控除し、受取利息の控除として決算をしている。また、この控除額については別途同額の定期預金を組み基本財産に組入れている。

公益法人会計基準ではこの会計処理は認められていない。

(改善策)

公益法人会計基準では現在取得原価主義を採用しているが、近い将来金融商品会計基準の採用が確実視されている。金融商品会計基準では満期償還まで保有する意図で債券を購入した場合、取得価額と額面との差額は満期までの期間、毎期一定の方法で取得価額を加減することになっており、一時での加減は認めていない。

よって満期まで取得価額で計上しておくか、満期までの期間毎期一定の方法で額面と 取得価額の差額を減額していくか、どちらかの方法を採用するべきであった。

3 会計規程に基づく計算書類の作成について(共通)

計算書類は会計規程に則って作成されるべきであり、見直しが必要である。また、会計 規程の中で現状にそぐわない部分については適宜改正すべきである。

(現状及び問題点)

国際交流協会会計規程別表では計算書類につきその科目及び取扱要領を詳細に規定しているが、作成されている計算書類は以下の点でこの規程に則って作成されていない。

会	計規程別表	平成 15 年度計算書類			
大 科 目	中科目	大 科 目	中科目		
			日本語ボランテイア養		
事業収入	 事業収入	事業収入	成講座事業収入		
尹未以八	学 未以八	学来 以八 	医療ボランテイア養成		
			講座受講料収入		
			県補助金収入		
			県受託収入		
補助金収入	県補助金収入	補助金等収入	民間受託収入		
			民間助成金収入		
			寄附金収入		
	国際協力事業受託金				
	国際交流留学事業受託				
	金				
県受託事業収入	少年国際親善大使制度				
	受託金				
	アジア芸能公演事業受				
	託金				
寄附金収入	一般寄附金収入				
負担金収入	負担金収入				

補足事項… 項目は現在の県の事業にはない項目で規程の改正が必要なものであり、 他にも現状にそぐわない部分が散見される。

(改善策)

計算書類は会計規程に準拠して作成されるべきであり、見直しが必要である。また、 会計規程の中で現状にそぐわない部分については適宜改正すべきである。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

(管理運営状況について)

4 役員に対する退職金について

役員に対する退職金については規程どおり理事会の議決を経てから支払うべきである。

(現状及び問題点)

平成 15 年 6 月 16 日に常勤の専務理事が退任し、退職金を支払っている。「国際交流協会役員及び職員の退職手当に関する規程」第 4 条によれば「常勤役員に対する退職手当の額は、理事会の議決を経て理事長が別に定める」と規定している。

しかし国際交流協会では退任理事の退職金について、理事会の議決をしていない。

(改善策)

規程どおり理事会の議決を経てから退職金を支払うべきである。

5 福利厚生について

平成 15 年度に福利厚生として行った 40 千円未満の補助はあまりにも個人的なものが多く、その支出の正当性については再検討する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 15 年度に職員(嘱託を含む)13 名に福利厚生の一環として各人が購入したもの、 役務の提供を受けたものの価額のうち90%かつ40千円未満の部分について協会が補助す ることにした。全員がすべて40千円の補助を受けることになったが、内容は歯の治療費 用、整体治療の費用、寝具購入等あまりにも個人的なものが多く、領収書では品代等内 容が不明なものもある。また、国際交流協会には福利厚生規程がない。

(改善策)

国際交流協会は県の外郭団体であるので、上記のような支出の正当性については特に 慎重に対処し、再検討する必要がある。また福利厚生を行うのであれば、福利厚生規程 を作成してから実施すべきである。

6 勤怠管理について(共通)

出勤簿には毎日押印するべきことは言うまでもないが、責任者は出勤簿を閲覧して確認 印を押印することも必要である。

(参照 共通監査結果の項1-15頁)

意見

(契約事務について)

1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)

随意契約選択理由及び見積合せ省略理由が明示されていない事例が見受けられた。また、随意契約の場合、予定価格を作成していないものがあった。

(参照 共通意見の項1-16頁)

(事業実施のための事務について)

2 外国人未払医療費対策事業について

外国人未払医療費対策事業については、寄附行為の事業目的との適合性が曖昧である。 またその運用上いくつかの留意点が見られた。

(現状及び問題点)

この事業は、県内の医療機関が緊急その他やむを得ない理由により外国人を診療し、 その医療費の回収努力をしたにもかかわらず、その一部または全部を回収できないまま、 1年以上を経過した医療費については、その70%を限度として補填する事業である。

群馬県外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱によれば、本補助金の趣旨は、「人道的立場から外国人の不慮の傷病に対する緊急的な医療が適切に確保されることを目的として~」となっている。ここで外国人とは、日本国籍を有しない者で、原則として県内に居住し、公的保険または公的扶助の適用を受けていない者で、県内の医療機関で診療することにやむを得ない理由を有する者である。

本来国が適切な措置を講じるべきであるが、群馬県は国に先駆けて平成 5 年度から当該事業を開始した。事業は、県が1,000万円(7割)、市町村が280万円(2割)、経済団体が133万円(1割)を拠出し始められたが、制度設立の背景には、社会的な弱者を県のみならず、市町村にも経済団体にも協力してもらい、県民皆で支えていこうという基本的な考え方がある。平成15年度県は17,731千円の補助金を支出している。

この事業に関し、以下の問題点が考えられる。

(1) 事業目的適合性について。

この事業が寄附行為に挙げられている事業目的のどの項目に適っているのか曖昧である。また、近年県内の外国人住民の急激な増加と定住化が進んでおり、今後もその傾向に拍車がかかることが予想され、経済状況も不安定な中で、本事業は規模的にも、内容的にもますます拡大、深刻化することが懸念される。したがって、現在の協会の能力で十分な確認、指導、ケアー等の手続きを行うには、従事人数からも予算規模的にもまた協会の存在理由から言っても限界があると思われる。

(財)群馬県国際交流協会

(2) 申請書のチェックは万全か。

最近の新聞報道でも補助金の不正受給事件が報じられている。申請書の内容を深 くチェックしていないことが原因のほとんどである。

この事業に関しては、医療機関から提出された医療報酬明細書が群馬県国民健康保険団体連合会(マニュアルに基づいた形式的なチェック) (社)群馬県医師会(専任の医師2名による専門家のチェック) 審査会(形式的)を経て、適切な請求かどうかがチェックされている。このチェックを経て受理され補填金が支出されるが、事後的なチェックは何も行っていない。

(3) 病院の回収努力の状況を十分に把握しているか。

この点については、申請書に記載されている文言(電話で催促、手紙で督促、直接出向いたりしている等)を信用するしかない状況である。

(4) 補填金の対象事例について。

補助金の趣旨は、「不慮の傷病や緊急事態」を念頭に置いており、通常の診療まで対象とすることは範囲が広がりすぎるきらいがある。

平成 15 年度までは、やむを得ない理由についてはあまり拘泥せず受理していたが、 平成 16 年度(平成 14 年 10 月以降受診分)からは正常分娩が対象外となった。

(改善策)

- (1) 本事業が拡大、深刻化することが懸念される状況下、現在の協会の能力の中で本事業の執行を十分に行っていくのには限界があり、また、寄附行為の事業目的適合性も曖昧であることから、中長期的な視野に立ち、この事業の根本的なあり方、制度的な再検討、見直しをすることが必要と思われる。
- (2) 申請書のチェックとして例えば以下の方法を検討されたい。

請求する病院の数は限られているので、担当者が適宜訪問し状況を把握する。 担当者が医療行為の専門的な知識を習得して、書類を形式的に見るのではなく、 内容がわかる程度に精通する。

- (3) 病院の回収努力については、病院訪問時に概要を聞く等して確かめる必要がある。
- (4) 補填金の対象事例については、「不慮の傷病や緊急事態」に該当するかを適切に判定する必要がある。

(会計事務について)

3 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。…平成 15 年度残高 1,676 千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

4 人件費の計算書類上の表示について(共通)

国際交流協会の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項1-20頁)

(県と出資団体との関係について)

5 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として国際交流協会に支出し、実質的に給与相 当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項1-23頁)

(管理運営状況について)

6 理事会の強化について(共通)

国際交流協会は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。また、少なくとも一人は常勤理事が必要である。

(参照 共通意見の項1-28頁)

7 理事会への代理出席について

理事会への代理出席は他の理事を代理にする以外は、認めるべきはでない。

(現状及び問題点)

寄附行為第 29 条によれば「やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、 あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人とし て表決を委任することができる。」となっている。しかし、当人が欠席してその代理人 が出席している場合に、この代理人が当協会の理事ではないケースがある。

(財)群馬県国際交流協会

(改善策)

国際交流協会の理事会への代理出席は他の理事を代理にする以外には、これをなしえないと解すべきである。

8 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項1-32頁)

9 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直 し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が 求められる。

(参照 共通意見の項1-33頁)

10.行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は国際交流協会の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。国際交流協会の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 群馬県国際交流協会 行政コスト計算書(単位:千円)

科 目	金額
【支出コスト】	109,913
事業費	48,063
相談事業費	605
情報収集・提供事業費	2,707
調査・研究事業費	328
国際交流 協力・支援事業費	7,834
国際交流 企画・実施費	2,917
国際交流 受託事業費	13,586
未払医療費補填金支出	19,486
その他事業費	600
管理費	61,850
人件費	54,608

	賃借料	3,187
	その他経費	4,055
[3	発生コスト】	2,101
	減価償却費	702
	退職給与引当金繰入額	1,368
	賞与引当金繰入額	31
	行政コスト総額	112,014

会費収入他	667
基本財産運用収入	2,295
県に帰属している賃貸料	2,416
雑収入	217
収入合計	5,595

差引県民負担行政コスト	106,419
県民1人当りの負担額(円)	52
県民1世帯当りの負担額(円)	146

補足事項...平成 16年4月1日現在 人口 2,031,415人、同世帯数 726,631世帯として計算している。

(出資団体のあり方について)

11 国際交流協会の事業目的について

国際交流協会の寄附行為に挙げられている事業目的は抽象的、包括的過ぎるきらいがあると思われる。

(現状及び問題点)

国際交流協会の寄附行為に挙げられている事業目的は抽象的、包括的過ぎるきらいがあると思われる。国際交流ならどんなことでも可能なように思われるが、限られた予算の中では、それほどの効果があるものは期待できないのではないかと懸念される。

(改善策)

もう少し具体的な事業目的が必要なのではないかと思われる。

12 サロンの活用について

サロンについて、有効活用を検討することが望まれる。

(現状及び問題点)

国際交流協会にはサロンとよばれるところが2ヶ所ある。1階のサロンにはパンフレットが豊富であるが、あまり人が訪れている様子が伺えない。

(財)群馬県国際交流協会

国際交流協会にそのようなサロンがあるということを知っている県民、外国人はそれ ほど多くないと思われる。これではサロンを設けている意義が薄いのではないか。

(改善策)

サロンが国際交流の場として利用されるように、設置場所や活用方法の見直しを行い、 また広報等により県民、外国人に周知し利用度の向上を図るなど、有効活用に向けた検 討が望まれる。

13 賛助会員について

国際交流協会の賛助会員は減少傾向だが、賛助会員の増加努力が望まれる。

(現状及び問題点)

国際交流協会の賛助会員数は平成 15 年度個人が 55、団体が 20 である。 賛助会費は年々減少しており、平成 15 年度は 532 千円である。

国際交流の重要性が高まっているのに賛助会費が減少している原因は、長期低迷する 経済不況に伴い、専ら民間企業による賛助会脱退・会費減額が行われていることである。

(改善策)

賛助会員からの寄附は貴重な財源であり、賛助会員が増えれば、国際交流協会も活発化される可能性があるものと考えられる。賛助会員の増加に向けて、施設の活用を含め活動内容がより広く理解され、一層外部に開かれた団体となるよう努めることで、会員拡充を図っていく必要がある。

14 国際交流協会運営の今後のあり方について

外国人住民の急激な増加と定住化、市町村の国際交流団体、民間ボランティア及び各種 NPO団体の増加等社会環境が急激に変化しており、国際交流協会は、他団体との連携を 深め、民間に門戸を開きボランティア、賛助会員を募り、他団体への人的、質的、物的事業援助等のコーディネイト業務を展開する等、時代の変化に対応することが望まれる。

(現状及び問題点)

(1) 社会的背景

群馬県では以下のとおり、近年外国人住民の急激な増加と定住化が進んでいる。

群馬県における外国人登録者数の推移

(単位:人)

年 度	総数	ブラジル	韓国・朝鮮	フィリピン	中 国	ペルー
昭和 61 年	4,899	22	3,044	599	676	0
昭和 62 年	5,324	38	2,994	866	739	1

	ı					
昭和 63年	6,188	243	2,997	1,264	817	1
平成 1年	8,138	1,275	3,033	1,483	919	289
平成 2年	12,603	4,100	3,027	1,944	1,358	812
平成 3年	19,308	7,341	3,134	2,874	1,827	1,884
平成 4年	21,658	8,687	3,157	2,740	2,379	2,148
平成 5年	22,827	8,904	3,159	3,047	2,473	2,226
平成 6年	24,776	9,447	3,136	3,603	2,502	2,606
平成 7年	27,200	11,121	3,113	3,218	2,642	2,890
平成 8年	29,475	12,427	3,075	3,452	2,773	3,056
平成 9年	32,997	14,638	3,052	3,652	2,934	3,473
平成 10 年	34,062	13,761	3,071	4,619	3,314	3,506
平成 11 年	35,835	13,820	3,094	5,531	3,284	3,807
平成 12 年	40,167	15,717	3,164	6,555	3,555	4,138
平成 13 年	43,582	16,620	3,153	7,435	4,079	4,532
平成 14 年	43,351	15,975	3,118	7,073	4,580	4,589
平成 15 年	45,231	16,350	3,076	7,646	4,839	4,868

外国人住民の増加に伴い、様々な社会的現象や問題が発生しており、多文化共生を柱とした様々な取り組みが、生活や教育、保健福祉など多岐の分野にわたり検討されている。

また、外国人対策の必要性が増大しており、新たな行政上の問題にもなっている。 そうした中で、国際交流の担い手として各市町村の国際交流団体、民間ボランティ ア及び各種NPO団体等が急激に増加しており、その態様も様々であるが各々活発 に活動している。特に市町村合併による大規模市町村の増加によって国際交流のレ ベルも急速に向上することが予想される。

(2) 国際交流協会の対応

上記のような社会的背景の中で国際交流協会にあっては、各市町村の国際交流団体、民間ボランティア及び各種NPO団体等との役割分担または棲み分けの必要が生じており、その事業の方針も変化してきている。

具体的には、イベント事業の縮小(これは各市町村でも実施可能のため)、その 他市町村との重複事業の見直し等国際交流・国際理解事業から国際協力事業(例え ば日本語ボランティア養成事業等)へ重点をシフトし、社会的な要請に合致するよ う工夫している。

(3) 各市町村の国際交流団体との相互連絡・連携

(財)群馬県国際交流協会

群馬県の市町村の国際交流団体は平成 16 年 3 月 31 日現在 25 団体ある。国際交流協会としての主な取り組みは、以下の会議を開催して相互理解・相互交流を図る、事業計画書・予算書を入手して内容を把握する、という内容である。

市町村等国際交流団体連絡会議の開催(年1回)

国際交流協会等ネットワーク構築研究会の開催(年2回)

同研究会東毛地域等ブロック会議の開催(年2回)…東毛地域は外国人の増加が特に顕著なため

(4) 民間ボランティア及び各種NPO団体等との関係

民間ボランティア及び各種NPO団体等は態様が様々であり、ひとつの尺度に収めきれないのでその取りまとめは困難である。国際交流協会としての主な取り組みは、以下のとおりである。

民間国際協力団体活動支援セミナーの開催(年1回)

国際交流・協力団体実態調査…名簿作成 200 部

国際交流ボランティア人材バンクの運営…ボランティアの登録(6 種類・累計 1,050人)及び紹介業務

国際交流まつりのイベント参加・出演・出展・会場設営協力依頼 その他ボランティアに個別依頼事例あり。

(5) 他団体との役割分担または棲み分け

国際交流協会の活動には他団体との明確な相違点が何か判然としていないものが 多いと思われる。県内には市町村をはじめ多くの国際交流団体があり、現在国際交 流協会独自の活動は「外国人のための法律健康相談」等であり、その他の活動につ いてはレベルの差はあるが多かれ少なかれ他団体でも同様の事業を実施している。

例えば県内外国人相談窓口事業では各市町村に同様の制度があるが、言語数、対応時間ともに国際交流協会は最も充実している。

(改善策)

国際交流協会としては、他団体との連携を深め、市町村の団体に関してはさらに連絡を密にし、重複業務の排除、県の国際交流協会としての研修指導業務への特化、情報の共有化による業務効率化、さらには県の国際交流協会でなければできない業務の模索、検討等がより重要になると思われる。

また、民間に対してはもっと門戸を開き、ボランティア、賛助会員を募り、他団体への人的、質的、物的事業援助等のコーディネイト業務を展開する等、時代の変化に対応することが望まれる。

第 3

財団法人 群馬県森林 緑整備基金

目 次

概要		
1	設立経緯	3 - 3
2	設置目的	3 - 3
3	事業の概要	3 - 3
4	平成 1 5 年度の主な事業実績	3 - 3
5	施設の概要	3 - 4
6	組織	3 - 5
7	県との関係	3 - 6
8	財務の状況	3 - 7
実地	<u>監査年月日</u>	
	実地監査年月日	3 - 11
監査	結果 指摘事項	
(事業	実施のための事務について)	
1	林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について(共通)	3 - 11
(会計	事務について)	
2	貸付金の会計処理について	3 - 13
3	計算書類総括表改善の必要性について(共通)	3 - 13
意見		
(事業	実施のための事務について)	
1	森林整備機械化推進事業におけるリース使用期間実態の把握について	3 - 15
(会計	事務について)	
2	補助簿の記帳方法について	3 - 15
3	貸借対照表における投資有価証券の表示について	3 - 16
4	人件費の計算書類上の表示について(共通)	3 - 16
5	計算書類の注記事項について(共通)	3 - 16
(県と	出資団体との関係について)	
6	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	3 - 16

(財)群馬県森林・緑整備基金

(1	埋	連宮状況について)	
	7	理事会の強化について(共通)	3 - 16
	8	中長期経営計画について(共通)	3 - 17
	9	人事運用の自立化について(共通)	3 - 17
1	0	人件費抑制施策について(共通)	3 - 17
1	1	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	3 - 17
(出	出資	団体のあり方について)	
1	2	其全運営の今後のあり方について	3 - 19

財団法人 群馬県森林·緑整備基金

概要

1 設立経緯

森林や緑は、木材の生産をはじめ、水源のかん養、国土の保全、快適な生活空間の形成等、私たちに限りない恵みを与えてくれる。

財団法人 群馬県森林・緑整備基金(以下「基金」という。)は、県土全域にわたる 林業・緑の維持、造林等を進め、森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くため、 県民全体の参加と協力を得ながら、森林の整備及びこれを支える林業労働力の安定的確 保等を行い、森林・林業の活性化と県民福祉の向上を目的として、寄附金、緑化協力金 をはじめとして県、企業局の出捐により平成2年7月に設立された。

その後、林業労働力の確保を一体的、総合的に支援していくため、地域の林業関係者の総力を結集しうる公益法人として、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき平成 10 年 3 月 26 日付けで群馬県林業労働力確保支援センターとして指定を受け、業務を行っている。

2 設置目的

基金は、森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

基金は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 森林の育成・整備に関する事業
- (2) 林業労働力の安定的確保に関する事業
- (3) 緑化推進に関する事業
- (4) 森林及び林業の活性化に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

事 業 名	事 業 概 要	決算額
(1)小規模集材架線事業	森林組合、素材生産組合等が機械集材装置また	は運
(基金事業)	材索道により集材または運材することを目的と	して 4,596
	小規模集運材架線を架設・撤去するために要す	る費

(財)群馬県森林・緑整備基金

	用に助成する。5 団体 18 件。	
(2)緑化推進事業	緑豊かな郷土群馬を築くため、社団法人群馬県緑化	
(基金事業)	推進委員会が行う緑化啓発及び環境緑化事業に要す	2,500
	る経費に助成する。苗木配布 3,914 本、木製樹木ラ	2,500
	ベル作成配布 1,500 枚。	
(3)山林用優良苗木計画	群馬県山林種苗緑化協同組合が優良苗木を計画的に	
生産推進事業	生産し、苗木の円滑供給体制を図り、健全な森林を	1,000
(基金事業)	造成するのに要する経費に助成する。生産者 20 人。	
(4)林業就業促進資金貸	林業労働力確保の促進に関する法律第 12 条第 2 号及	
付事業	び第 3 号により支援センターが行う業務とされ、新	
(センター事業)	たに林業に就業する者やそれを雇用する認定事業主	2,010
	に対して就業準備や就業に必要な研修に要する資金	
	を無利子で貸し付ける事業。貸付残高 3,710 千円。	
(5)高性能林業機械借用	県内の林業事業体等を対象に林業施業に必要な機械	
補助	を貸付けることにより、事業体の経費の削減、経営	3,812
(センター事業)	体質の強化を図る。12 事業体、26 件、14 機種。	
(6)森林整備担い手対策	林業従事者の高度技能習得のため、知事が認めた研	
事業	修に参加させた事業主に対して、賃金の一部を助成	2,315
(センター事業)	する。17 事業体、28 名、463 日。	
(7)基幹林業就業者等養	林業従事者に対して、林業施業に必要な基礎的技能	
成事業	の習得及び中核的な林業技術者を養成するため、各	2,023
(センター事業)	種安全技能講習等の研修実施。26 名、42 日。	
(8)就業前研修事業	失業者等で新たに林業従事を希望する者に、林業の	0.040
(センター事業)	基礎的な研修を実施。85 名、8 日。	2,648
(9)厚生労働省受託事業	林業労働力確保のための雇用情報収集・提供及び林	
(センター事業)	業事業主に対する経営改善、労働安全衛生を確保す	7,186
	るための諸事業の実施。	
ļ		

5 施設の概要

(所有者:群馬県)

	施		設	名		基金事務所
嗀	置	Ì	•	開	設	平成2年7月1日
施	i i i	ļ Ž	所	在	地	北群馬郡榛東村大字新井 2935(平成 10年4月1日から)
事	務	所	床	面	積	46.98 m²
平	平成 15 年度賃借料		計料	無償		

6 組織

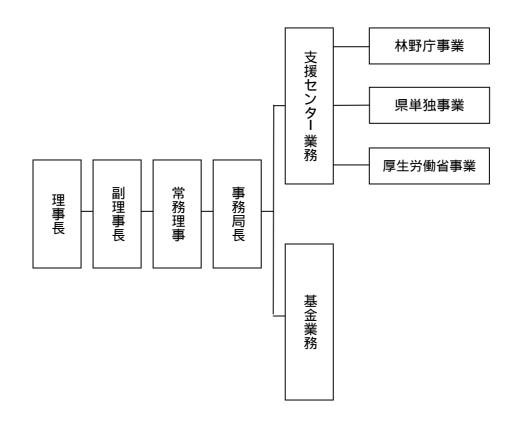
(1)人員構成

(平成16年3月31日現在)(単位:人)

X	分	一般	県 現 職	県派遣	県退職者	嘱託臨時	合 計
	理事長	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
	副理事長	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
役	常務理事	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)
員	理事	7(7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(7)
	監事	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
	小 計	7(7)	4(4)	1(0)	0(0)	0(0)	12 (11)
職	事務局長	0	0	0	1	0	1
戦	その他	0	0	1	0	3	4
只	小 計	0	0	1	1	3	5
合	計	7(7)	4(4)	2(0)	1(0)	3(0)	17 (11)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

	出	資	先		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
群		馬		県	550,000 (40.8%)	550,000 (40.0%)	550,000 (39.5%)
企		業		局	30,000 (2.2%)	30,000 (2.1%)	30,000 (2.1%)
緑	化	協	力	金	750,912 (55.8%)	779,348 (56.7%)	795,386 (57.2%)
チ †	₇ IJ	ティ	ゴル	ノフ	8,632 (0.6%)	8,632 (0.6%)	8,632 (0.6%)
寄		附		金	5,470 (0.4%)	5,470 (0.3%)	5,470 (0.3%)
	合		計		1,345,014 (100%)	1,373,450 (100%)	1,389,488 (100%)

補足事項...()は、出資比率である(小数点2位以下は切捨て)。

(2)県からの補助金

(単位:千円)

所	管	課	補助の内容	補助の内容 平成 13 年度 平成 14 年度		平成 15 年度		
		運営費補助		2,890	21,499	21,098		
林	林 政 課	政 課	課	課	担い手対策	4,201	4,394	2,315
			高性能林業機械	5,000	5,600	3,750		
	合 計			12,091	31,493	27,163		

補足事項…運営費補助金はほとんどが人件費相当分である。平成 13 年度までは県派遣職員(2 名分)の人件費は、県から直接支給されていたが、平成 14 年度からは基金で全額支給しているので、補助金の額に含まれている。

(3)県からの委託料

(単位:千円)

所	管	課	委託の内容 平成 13 年度 平成 14 年度		平成 14 年度	平成 15 年度
林	政	課	林業従事者実態調査	460	3,524	441
		合	計	460	3,524	441

補足事項...平成14年度は5年に1度の全数調査の年度に当ったので多額になっている。

8 財務の状況

基金の計算書類は、一般会計と特別会計(支援センター、林業就業促進資金貸付事業) に分かれているが、便宜上総括表のみ記載し、また科目についても要約して表示してあ る。

(1)収支計算書総括表

(単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産収入	36,212	28,436	16,037	-12,398
基本財産運用収入	12,611	18,614	19,343	728
事業収入	6,429	13,317	10,183	-3,133
補助金収入	18,107	34,703	30,600	-4,103
退職給与引当金取崩し	1,380	0	0	0
その他の収入	360	556	242	-313
当期収入合計	75,100	95,627	76,407	-19,220
前期繰越収支差額	10,596	9,387	9,823	435
収入合計	85,697	105,015	86,230	-18,784
管理費	4,853	5,076	3,524	-1,551
人件費	2,471	2,662	2,657	-4
退職金	1,380	0	0	0
その他	1,002	2,414	867	-1,547
事業費	35,209	59,978	50,384	-9,593
基金事業	10,672	11,435	9,358	-2,076
林野庁事業	6,016	6,291	5,048	-1,242
県単事業	12,551	35,187	28,791	-6,396
労働省事業	5,970	7,064	7,186	122
特定預金支出	36,246	28,436	16,037	-12,398
就業促進貸付金支出	0	1,700	2,010	310
その他の支出	0	0	4	3
当期支出合計	76,309	95,191	71,961	-23,230
当期収支差額	-1,208	435	4,445	4,010
次期繰越収支差額	9,387	9,823	14,269	4,445

(2)正味財産増減計算書総括表

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	36,212	30,572	22,493	-8,078
当期収支差額	0	435	4,445	4,010
基本財産増加額	36,212	28,436	16,037	-12,399
林業就業促進資金貸付金	0	1,700	2,010	310
負債減少額	1,380	0	0	0
退職給与引当金取崩額	1,380	0	0	0
増加額合計	37,592	30,572	22,493	-8,079
資産減少額	2,590	0	0	0
当期収支差額	1,210	0	0	0
退職給与引当預金取崩額	1,380	0	0	0
減少額合計	2,590	0	0	0
当期正味財産増減額	35,002	30,572	22,493	-8,079
前期繰越正味財産額	1,313,390	1,348,401	1,378,973	30,572
期末正味財産合計額	1,348,392	1,378,973	1,401,467	22,494

補足事項…計算書類の作成方法に誤りがあり、年度繰越額及び貸借対照表期末正味財産額 との整合性がとれていない。

(3)貸借対照表総括表

(単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	11,698	22,899	24,244	1,344
現金預金	7,006	11,418	17,659	6,241
未収金	4,691	8,548	6,584	-1,963
貸付金	0	2,933	0	0
固定資産	1,345,013	1,375,150	1,393,197	18,047
基本財産	1,345,013	1,373,450	1,389,487	16,037
基本財産積立預金	1,345,013	1,373,450	1,389,487	16,037
その他の固定資産	0	1,700	3,710	2,010
林業就業促進資金貸付金	0	1,700	3,710	2,010
資産合計	1,356,711	1,398,049	1,417,441	19,392
負債の部				
流動負債	8,319	16,009	9,974	-6,034
未払金	7,860	12,627	9,579	-3,047
預り金	190	448	395	-53
仮受金	269	0	0	0
借入金	0	2,933	0	-2,933
固定負債	0	6,000	6,000	0
林業就業促進資金借入金	0	6,000	6,000	0
負債合計	8,319	22,009	15,974	-6,034
正味財産の部				
正味財産	1,348,392	1,376,040	1,401,467	25,426
正味財産合計	1,348,392	1,376,040	1,401,467	25,426
負債及び正味財産合計	1,356,711	1,398,049	1,417,441	19,392

補足事項…計算書類の作成方法に誤りがあり、正味財産増減計算書期末正味財産額との整合性がとれていない。

(4)重要な会計方針

退職給与引当金	自己都合による期末退職給与の要支給額に相当する金額を全額計
医	上するが、対象者がいないため引当金残高はゼロである。
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、預り金及び仮受金を
貝 並 の 乳 歯	含めている。
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用している。

(5)基金造成実績及び運用状況の推移

(単位:千円)

			基	金 造	成 実	績		
年(度	県出捐	企業局	緑化協力金	チャリティ ゴルフ	寄附金	合 計	運用益
平成	2	200,000	30,000	59,798	1,154	46	290,999	11,993
平成	3	100,000	0	65,156	1,302	313	166,772	28,912
平成	4	150,000	0	68,525	1,355	13	219,893	30,189
平成	5	100,000	0	76,281	1,020	1,852	179,153	28,774
平成	6	0	0	79,162	1,020	8	80,191	18,563
平成	7	0	0	66,632	1,000	835	68,467	12,593
平成	8	0	0	67,462	930	2,271	70,664	6,667
平成	9	0	0	63,347	850	100	64,297	9,317
平成	10	0	0	61,342	0	28	61,371	12,325
平成	11	0	0	56,918	0	0	56,918	11,146
平成	12	0	0	50,072	0	0	50,072	12,893
平成	13	0	0	36,212	0	0	36,212	12,611
平成	14	0	0	28,436	0	0	28,436	18,614
平成	15	0	0	16,037	0	0	16,037	19,343
合計	†	550,000	30,000	795,386	8,631	5,470	1,389,487	233,945

補足事項…緑化協力金は、一般ゴルファーが1日1人50円の負担をし、各ゴルフ場が集 約して送金する制度であるが、平成6年度(79,162千円)をピ-クに漸減傾 向にある。景気の動向に連動するようにゴルフブームも沈静化し、各ゴルフ場 の経営も危機に陥っていることから、ピ-ク時には40件以上あった募金先も 平成15年度末にはわずか8件になってしまった。このままで推移するとあと 数年後には緑化協力金は皆無になることが懸念される。チャリティゴルフも同 様に平成10年度以降途絶えてしまった。

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

平成 13 年度から平成 14 年度にかけての補助金収入の増加(16,596 千円)は、県補助金増加 19,402 千円及び国庫(林野庁)予算縮小 2,806 千円によるものである。

県補助金は、従来県派遣職員(2名分)の人件費が県から直接支給されていたが、派遣法の施行に伴い、平成 14 年度からは基金で全額支給し、県補助金で補填する制度に変更になったためである。なお、人件費は事業費として経理されている。

平成 13 年度の退職金 1,380 千円は前事務局長(県退職者)の退職に伴う支給であり、要支給額の全額を引当金計上してあったものである。

県人事課長通知(平成 14 年 3 月 8 日)により平成 14 年 4 月 1 日以降、県退職者に対しては公社・事業団からは退職手当が支給できなくなったが、上記退職金は平成 14 年 3 月 31 日以前の在籍期間に対応する額である。

なお現在では、退職金規程はあるが対象者がいないため、退職給与引当金はゼロである。

財政状態について

財政状態は良好であり、平成 16 年 3 月 31 日現在以下の指標であり、懸念材料はない。

正味財産 1,401,467 千円

資産合計 1,417,441 千円

(内現金預金 1,407,146 千円)

自己資本比率 98.9 %

実地監査年月日

平成 16年8月24日及び平成16年8月25日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務も ほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(事業実施のための事務について)

1 林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について(共通)

林業就業促進資金貸付事業において、貸付金の一時償還請求すべき事由が発生している にもかかわらず、請求行為がなされていない事例が見受けられたので改善する必要があ る。

(現状及び問題点)

「林業就業促進資金借用証書特約条項」第一条(一時償還)では以下のとおり規定されている。

「林業就業促進資金の貸付を受けた者(以下「乙」という。)は、(財)群馬県森林緑・整備基金(以下「甲」という。)が、次のいずれかに該当すると認め、債権の全部または一部につき一時償還の請求をした場合には期限の利益を失い、償還期日(分割支払いの場合の各支払の期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部または一部を弁済するものとする。 (1)乙が償還期限内に離職したとき及び乙が認定事業主の場合は、当該資金を支給する者が離職したとき。」

一時償還請求すべき事由(当該資金を支給する者が離職したとき)が発生しているに もかかわらず、請求行為がなされていない。

現在の貸付金の実行は以下の2件であるが、いずれも有期(翌年1月31日)臨時の雇用であることが申請段階から明確であり、計画どおりであるとすれば、一時償還の請求行為が実行されていなければならない。事実の確認行為もなされていない。

(1) 貸付先:A森林組合

金額:1,700 千円

目的: 平成 14 年 7 月から平成 15 年 1 月 31 日までの有期雇用 12 人。 ただし、事業完了年月日: 平成 16 年 1 月 31 日(すなわち、有期・臨時作業 員である…事業計画書より)。

期間: 平成 14 年 8 月 8 日 ~ 平成 27 年 7 月 31 日 (4 年間据置き、13 年償還、無利子) 平成 15 年 1 月 31 日に一時償還請求をすべきであるが、貸付実行中(据置き

(財)群馬県森林・緑整備基金

期間中》。

(2) 貸付先:同上

金額:2,010 千円

目的: 平成 15年7月から平成 16年1月10日までの有期雇用12人。

ただし、事業完了年月日:平成 16 年 1 月 31 日 (すなわち、有期・臨時作業員である…事業計画書より)。

期間: 平成 15 年 8 月 6 日~平成 28 年 7 月 31 日 (4 年間据置き、13 年償還、無利子) 平成 16 年 1 月 10 日に一時償還請求をすべきであるが、貸付実行中(据置き期間中)

また、上記 2 案件は、審査段階でも全く問題視されずに実行されているが、事業計画は、離職を前提としているのであるから、審査実務上以下の問題点が考えられる。

- (1) 償還計画の妥当性を「適」と判定しているが、有期であるから、期限内に全額償還の計画でなければ「適」とは言えない。
- (2) 同様に据え置き期間も「適」ではないはずである。
- (3) そもそも臨時雇いは対象にしていないと思われるので、貸付金額の必要性について も「適」とは言えない可能性もある。

(改善策)

上記 2 案件は、審査段階でも全く問題視されずに実行されており、また、一時償還事由についても考慮されていない。要綱・規程等を十分理解することが必要である。

延滞利息の起算日を確定させるためにも早急に一時償還への移行手続を実施するべきであり、債権の保全に十分な注意を払う必要がある。

また、定期的に離職の状況等を通知させる(通知義務を課す)必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-13頁)

(会計事務について)

2 貸付金の会計処理について

就業促進資金貸付金の収支計算上の会計処理につき、その返済額は補助金等収入で、貸付額は事業費で処理しているが、不適切な表示であるので是正されたい。

(現状及び問題点)

林業就業促進資金貸付事業に伴う貸付金返済額は補助金等収入で、貸付額は事業費で処理している。これは、基金会計規程別表第3「支援センター・収支計算書勘定科目」の記載に則った会計処理であるが、不適切な表示である。

(改善策)

貸付金の増減額は、補助金収入等または事業費等ではなく、別科目として表示されるべきであり、是正を要する。

また、基金会計規程別表第3「支援センター・収支計算書勘定科目」も改正を要する。

3 計算書類総括表改善の必要性について(共通)

基金は、支援センター、林業就業促進資金貸付事業につき特別会計を行っているが、その範囲及び計算書類の総括表に整合性がとれていないので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 基金は、支援センター、林業就業促進資金貸付事業につき特別会計を行っているが、 寄附行為第9条では区分経理する業務として以下のものを掲げている。

林業労働力確保支援センター

林業雇用改善促進事業

林業就業促進資金業務

この内、林業雇用改善促進事業については、支援センターの特別会計に含まれて 処理されており、特別会計として区分して経理されていない。

(2) 計算書類の総括表(総括収支計算書)の会計区分は以下のとおりである。

基金

支援センター事業...林野庁事業・県単事業・就業促進貸付・労働省事業 この区分は特別会計の区分と合致しない。

(3) 総括収支計算書以外の総括表(総括正味財産増減計算書及び総括貸借対照表)については会計区分別表示がなく、一括して作成されている。

(財)群馬県森林・緑整備基金

- (4) 計算書類の総括表作成方法として内部振替取引(各会計単位間取引)の精算欄がなく、内部取引の消去が行われておらず、両建て表示になっている。また、その開示もない。
- (5) 総括正味財産増減計算書の作成方法につき誤りがあり、表自体が誤った結果になっている。具体的には、当期収支差額の転記記入及び貸付金増減額の記入に誤りがある。

(改善策)

- (1) 特別会計の範囲は寄附行為第9条に基づき設定されるべきである。すなわち、林業 雇用改善促進事業についても、特別会計が必要である。
- (2) 計算書類の総括表(総括収支計算書)の会計区分が特別会計の区分と合致していないが、その整合性を見直す必要がある。
- (3) 総括収支計算書以外の総括表(総括正味財産増減計算書及び総括貸借対照表)についても特別会計ごとの会計区分が必要である。
- (4) 総括表を作成するに当たっては、法人の収支規模及び総資産額等を適正に表示する ため内部取引を消去または開示することが望ましい。
- (5) 総括正味財産増減計算書の作成方法を改善されたい。

以上、特別会計の範囲について見直すとともに、計算書類の総括表の正確な作成を期されたい。総括表は、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかにするために重要なものなので、公益法人会計基準に則って、正確に作成する必要がある。

また内部取引項目は消去または開示することが望ましい。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

意見

(事業実施のための事務について)

1 森林整備機械化推進事業におけるリース使用期間実態の把握について

本事業については、リース使用期間実態の把握が不十分であるように見受けられるので、確認作業の規定化等が必要ではないかと思われる。

(現状及び問題点)

県単補助事業の森林整備機械化推進事業 3,750 千円については、再リース事業リース 料の50%を補助するものである。

リース料の合理性について考察すると、単価は理論値との比較をしているので妥当である。使用期間については、1ヶ月以上のケースは見に行くようにしているとのことであるが、使用期間実態の把握が不十分であるように見受けられる。

(改善策)

日数が長い場合には、現地調査等により使用実態の把握が必要となる。実地調査等、 使用実態の確認作業を規定化すべきではないかと思われる。

(会計事務について)

2 補助簿の記帳方法について

補助簿が適正に記帳されていないので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

以下の点で補助簿が適正に記帳されていない。

- (1) 締め切り手続きがとられていない。
- (2) 期中残高・合計の記入がなされていない。
- (3) 同一頁に複数科目が記載されている。

(例)センター運営部門:賃借料、負担金、租税公課

(改善策)

補助簿の記帳方法につき改善する必要がある。

3 貸借対照表における投資有価証券の表示について

基本財産の区分に現金預金として開示されているものの中に県債等の債券が含まれているが、県債等は現金預金ではないので区分掲記すべきである。

(現状及び問題点)

貸借対照表の基本財産の区分に現金預金として開示されているものの中に県債、農林 債等の債券が含まれている。債券は現金預金ではないので投資有価証券といった科目で 区分表示することが適当である。

(改善策)

県債、農林債等の債券については投資有価証券として別掲記する。

4 人件費の計算書類上の表示について(共通)

支援センターの人件費はすべて事業費として、基金の部の人件費は管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項1-20頁)

5 計算書類の注記事項について(共通)

基金の計算書類には、注記事項が欠落しているが、注記事項は計算書類の一部であり、 記載が必要である。

(参照 共通意見の項1-21頁)

(県と出資団体との関係について)

6 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として基金に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項1-23頁)

(管理運営状況について)

7 理事会の強化について(共通)

基金は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。

(参照 共通意見の項1-28頁)

8 中長期経営計画について(共通)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、 ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(参照 共通意見の項1-32頁)

9 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項1-32頁)

10 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、業務内容の見直しによる職員配置の再検討、県職員の派遣の見直し等の実施が求められる。

(参照 共通意見の項1-33頁)

11 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は基金の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。基金の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

(1)行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 群馬県森林・緑整備基金 行政コスト計算書 (単位:千円)

科目	合 計	基金事業	支援センター 事業
【支出コスト】	50,8	96 12,682	38,214
人件費	23,9	18 2,130	21,787
委託費	4,2	47	4,247
助成金支出(外部)	15,2	9,116	6,127
助成金支出(内部)		0 242	242
使用料及び賃借料	1,4	87 102	1,385
租税公課	1	64 140	24
その他経費	5,8	35 95 ²	4,885
【発生コスト】	2,9	10	2,910

賞与引当金繰入額	1,369	0	1,369
退職給与引当金繰入額	1,541	0	1,541
行政コスト総額	53,807	12,682	41,125
【事業収入等】	31,486	19,343	12,142
基本財産利息収入	19,343	19,343	0
国庫補助金収入	2,400	0	2,400
国庫受託収入	2,648	0	2,648
労働省受託収入	7,094	0	7,094
受取利息	0	0	0
収入合計	31,486	19,343	12,142
差引県民負担行政コスト	22,321	6,661	28,982
県民1人当りの負担額(円)	10.9	3.2	14.2
県民1世帯当りの負担額(円)	30.7	9.1	39.8

補足事項...平成16年4月1日現在 人口2,031,415人、同世帯数726,631世帯として計算している。

(2)行政コスト計算書の分析

(基金事業について)

基金事業の主な事業内容は小規模集材架線事業、緑化推進事業、山林用優良苗木計画生産推進事業などである。行政コスト計算による平成15年度の収支の状況は、6,661千円の収入超過の状態である。

基本財産からの運用収益を財源として活動することを前提にしていることから、現状は健全な状態であると思われる。

(支援センター事業について)

支援センター事業は、林野庁事業、県単独事業、厚生労働省事業により林業事業主の雇用管理の改善や事業の合理化の支援などを実施している事業である。発生コストを加味した行政コスト計算による平成 15 年度の収支の状況は 28,982 千円の支出超過の状況にあり、当該支出超過分は概ね県からの補助金及び委託収入などにより賄われている。

支援センター事業は、森林整備を支えている林業をサポートし、森林の保全に寄与することを狙いとしていることから性格的に公益性が高く自治体が支援するという現状は否定されるものではない。

(出資団体のあり方について)

12 基金運営の今後のあり方について

本県の林業環境は、非常に厳しく、林業従事者の減少傾向が止まらない状況である。このまま推移すれば森林の公益的機能の低下も懸念され、抜本的な森林政策の構築が課題となっている。

その中で、基金の役割、存在意義を見直すとともに、林業の情勢変化、県の林業政策及 び今後の課題等を考察し、基金運営の今後のあり方について検討した。

(現状及び問題点)

(1) 林業の現状について

本県林業は、木材価格の低迷から、造林面積、素材生産量ともに年々減少し、平成 13 年次の民有林における造林面積は 317 ヘクタール、素材生産量は約 19 万m³である。このまま推移すると造林面積、素材生産量ともに数年後には皆無になってしまう恐れがある。

また、林業従事者も林業の低迷に比例して減少の一途をたどっており、平成 14 年度末で 970 人になった。推移は以下のとおりである。³

	民有林	素材	木材価格		林業	
年 次	造林面積	生産量	スギ柱丸太	年 度	従事者	平均年齢
	ヘク タール	于m³	円/m³		人	オ
昭和 45	3,235	848				
昭和 50	1,542	665	34,900			
昭和 55	1,137	618	38,200	昭和 55	1,797	50.7
昭和 60	1,095	562	26,300	昭和 62	1,489	53.6
平成 2	682	372	27,300	平成 3	1,307	56.1
平成 7	524	293	23,200			
平成 8	436	297	23,700	平成 8	1,093	57.6
平成 9	455	262	21,800	平成 9	1,081	57.4
平成 10	438	225	18,200	平成 10	1,045	57.5
平成 11	342	209	18,800	平成 11	1,075	57.4
平成 12	367	195	16,700	平成 12	1,063	57.2
平成 13	317	190	13,900	平成 13	968	55.2
平成 14		180	10,800	平成 14	970	55.0

補足事項…空欄は資料がない年度である。すべての指標が減少しているが、平均年齢 は若干若返っている。

(2) 林業生産活動の目標見込みと林業労働力の将来予測

本県の人工林では戦後植栽した森林が成熟しつつあり、伐採可能な時期にさしかかっている。資源的に見れば県産材時代の到来が期待されている。また民有林の49%を占める約11万ヘクタールの人工林を林齢別に区分して面積構成比を見ると、41年生以上の林分がすでに4割を占め、これにまもなく伐期を迎える31~40年生の林分を合わせると、全面積の7割以上に及んでいる。

	林	龄	1~30年	31~40年	41~50年	51 年以上	合	計
面積構成比		成比	27%	33%	27%	13%		100%

しかし、林業従事者数と林業生産活動による事業量とは密接な関係にあり、現在のように林業生産活動の低迷が長引くようであれば、林業従事者の減少傾向を とめることはできない。

(3) 県の林業政策

上記のような状況が続けば、県産材時代の実現が困難になるばかりでなく、森林の公益的機能の低下も懸念される。そこで県では平成14年3月「森林政策ビジョン」を策定し、理想の森林の実現に向けての施策の方向を発表した。その中で基金に関係する施策は以下のとおりである。

林業の収益性の確保を図り、森林資源の保続を実現する。

林業の経済的・社会的復権を図る(やる気のある者への重点的支援、林業金融制度の拡充他)。

森林管理の担い手を再構築する(新たな森林管理システムの検討、森林組合・ 林業事業体の育成強化、森林ボランティア・NPOの育成、様々な担い手を活用 する連携システムの構築)。

また、林業労働力確保のための取組方針として以下の項目がある。

林業労働力を確保育成していくためには、まず林業事業体の事業量の安定的な確保を図る必要がある。そのため、各種公共事業や林業構造改善事業などの積極的な活用によって、各種施策を総合的に実施する。

- ・ 作業道などの路網開設や高性能機械の導入など林業生産基盤の整備
- ・ 植栽、下刈りなどの森林整備経費の助成、間伐及び間伐材の利用促進など

若い林業従事者を確保育成するため、林業労働力確保支援センターと連携協調 し次のような施策を実施していく。

- ・ 求職希望者に対する就労情報の提供、相談指導
- ・ 新規就業者及び従事者の技能向上のための研修実施

林業労働における雇用条件を改善し、魅力ある職場環境を構築していくため次のような施策を実施していく。

- ・ 労働者の福利厚生の充実
- ・ 労働災害の防止と従事者の健康の確保

(4) 基金の役割、存在意義

当基金の主要業務は基金事業と林業労働力確保支援センター事業である。

基金事業

基金事業については多額な基本財産(平成 15 年度末で 1,389,487 千円)の運用 収入を小規模集材架線事業、緑化推進事業、山林用優良苗木計画生産推進事業等 の各種事業に投下し、実績を挙げてきた。

特徴としては、緑化協力金(平成 15 年度末で累計 795,386 千円: 出資全体の 57.2%)であるが、近年経済状況の悪化に伴い緑化協力金が激減し、チャリティゴルフも同様に平成 10 年度以降途絶えてしまった。

また、基金事業は県の採択基準に該当しないいわば「すきま」の業務を行っている点に特徴がある。基金で事業を行った結果を県で評価し、採択基準に合致すれば県の事業として取り込まれ、基金業務は廃止されるという構図になっている。

そのため民間の現場の意見をリサーチする必要があるが、基金では現在「事業等検討委員会」を組織し、森林組合・各種事業体の代表の意見を聴取し、事業の見直し改善・新規事業のアイディア等の参考にするべく準備している(平成 16年9月6日に第1回会議を実施している)。

林業労働力確保支援センター事業

林業労働力確保支援センターは、上記のように、林野庁事業、県単独事業、厚生労働省事業により林業事業主の雇用管理の改善や事業の合理化の支援などを実施しており、群馬県の林業政策の一翼を担っている。

また「林業労働力の確保の促進に関する法律」によってその存在が指定されているので県が直接当該事業を行うことができないため、今後もその重要性は増すと思われる。

(財)群馬県森林・緑整備基金

(改善策)

(1) 基金事業について

緑化協力金の激減がとまらず、このままで推移するとあと数年後には皆無になることが予想される。各ゴルフ場の経営も危機に陥っている状況は理解できるが、何とか工夫して減少に歯止めをかける努力が望まれる。

また、緑化協力金(平成 15 年度末で累計 795,386 千円: 出資全体の 57.2%)については基金として収入したものであり、森林・緑整備基金として取り崩して消費することはできないが、現在の県の林業の危機的状況を考えると、その取扱の変更についても再考する必要があると思われる。

基金事業で実施している各種事業は、限られた基本財産からの運用収益を財源として行うもので、常に事業の見直しと林業の現場での必要性を評価して効率の良い事業選択を行うべきである。

その際、県の行政機関ではない基金の役割として、民間の現場の意見を十分反映した事業策定が望まれる。現在「事業等検討委員会」を組織し、検討が始まっているが、その成果に期待する。

(2) 林業労働力確保支援センター事業について

各種事業の実施に当り、公正かつ効率的な事務処理執行が求められる。

例えば、指摘事項に記載した林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償 還請求事務の改善等事務執行の正確性、公正性が求められる。

また、国、県の財政も厳しい状況が継続することから、効率的な業務運営により 限られた予算の中で支援センターの設置目的を十分達成できるよう、常に業務の見 直しを行うことが望まれる。

第 4

財団法人 群馬県農業公社

<u></u> 目 次

<u>概要</u>			
1	設立経緯	4 -	3
2	設置目的	4 -	3
3	事業の概要	4 -	3
4	平成15年度の主な事業実績	4 -	4
5	施設の概要	4 -	5
6	組織	4 -	6
7	県との関係	4 -	7
8	財務の状況	4 -	9
実地	<u>監査年月日</u>		
	実地監査年月日	4 - 1	15
監査	結果 指摘事項		
(契約	事務について)		
1	入札手続について(共通)	4 - 3	15
2	見積合せを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)につ		
	l17	4 - 1	18
(物品	管理について)		
3	備品等に係る管理手続について(共通)	4 -	19
4	収入印紙、切手の管理の徹底について(共通)	4 - 2	20
(事業	実施のための事務について)		
5	就農支援資金貸付制度の一時償還の適用時期について(共通)	4 - 2	21
(会計	事務について)		
6	用地貸付料収入に付随する会計処理について	4 - 2	21
7	計算書類総括表作成の必要性について(共通)	4 - 2	22
意見			
(契約	事務について)		
1	指名競争入札における指名業者の選定手続きについて(共通)	4 - 2	23
2	契約締結後の変更工事について	4 - 2	25

(財)群馬県農業公社

3	随意契約時見積合せ対象業者の選定について	4 - 25
(事業	実施のための事務について)	
4	農地取得の際に十分な調査が欠けていたと考えられる事例について	4 - 26
5	農用地等譲渡代金経費加算額の計算規程について	4 - 28
6	就農支援資金貸付制度の利用状況について	4 - 29
7	農作業受委託促進特別事業の債権保全について	4 - 30
(会計	事務について)	
8	賞与引当金計上の必要性について(共通)	
9	人件費の計算書類上の表示について(共通)	4 - 30
1 0	財務状況の公開について(共通)	4 - 31
(県と	出資団体との関係について)	
1 1	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	4 - 31
1 2	旧事務所の有効活用について	4 - 31
(管理	運営状況について)	
1 3	損益計算の必要性について	4 - 32
1 4	経費の部門別配賦計算について	4 - 34
1 5	理事会の強化について(共通)	4 - 35
1 6	中長期経営計画について(共通)	4 - 35
1 7	人事運用の自立化について(共通)	4 - 36
1 8	人件費抑制施策について(共通)	4 - 36
1 9	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	4 - 36
(出資	団体のあり方について)	
2 0	公社運営の今後のあり方について	4 - 40

財団法人 群馬県農業公社

概要

1 設立経緯

昭和45年5月に農地法が改正され、農地保有合理化事業を行う公益法人に対し農地等の権利取得を認める新しい農地流動化の道が開かれた。

群馬県では、こうした動きに対応するため、農地保有合理化対策協議会を設置し、その協議結果に基づき昭和 45 年 10 月に県等の出資による公益法人として財団法人群馬県農業公社(以下「公社」という。)を設立した。

また、平成10年10月に「財団法人群馬県農業後継者育成基金」と統合した。

2 設置目的

公社は、農地の流動化、農業生産基盤の造成整備、農業の担い手の確保・育成等を図 り、もって農業者の経済的、社会的地位の向上と本県農業の振興に寄与することを目的 とする。

3 事業の概要

公社は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 農地、採草放牧地または開発して農地または農業用施設の用に供されることが適 当な土地(以下「農業用地等」という。)の売買、貸借、管理及び交換
- (2) 青年農業者等担い手の確保・育成
- (3) 農業構造改善に資するための助成金の交付及び資金の供給
- (4) 中山間地域における農業生産の維持及び農地の保全管理
- (5) 農業用地等の造成、改良及びこれらの附帯施設の売渡し
- (6) 農業用施設、農業環境整備及び畜産経営環境整備用地ならびにこれに附帯する施設の売買、賃貸及び造成
- (7) 農地保有の合理化に関する事業の実施に必要な資金の供給
- (8) 農地流動化を促進するための助成金及び推進費の交付
- (9) 農業就業構造の改善を目的として、地方公共団体が樹立した計画に基づき誘致される企業の用地の買入れ、造成及び売渡し
- (10) その他公社の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

事 業 名	事 業 概 要	決算額
(1)農地保有合	農業経営基盤強化促進法に基づき効率的かつ安定的な農業経営の	
理化事業(農地	育成を図るための農地売買等事業。公社が農用地等を買い入れ、	
売買)	担い手農家に売渡す。	561,752
	平成 15 年度実績は、買入 20 件 8.6 ヘクタール、売渡 36 件 34.9	
	ヘクタール。	
(2)農地流動化	農用地の所有権を取得して農業経営の規模拡大を行う農業者及び	
助成金交付事	二世代就農を前提とした大幅な規模拡大を行う農業者に対し、助	
業	成金の交付を行い、次代を担う農業者の育成・確保、農地保有の	2,528
	合理化等に資する。平成 15 年度実績は、助成金交付 28 件。	
(3)農業後継者	農業青年の活動支援を目的とした農業後継者育成基金の運用益に	
育成基金事業	よる次の事業。	
	・農業後継者定着化促進事業	2 200
	・農業青年仲間づくり活動促進事業	3,309
	・農業青年組織活動事業	
	平成 15 年度実績は、助成金交付 55 件。	
(4)青年農業者	青年等就農促進法に基づき、就農を希望する青年等に対し、群馬	
等就農支援事	県青年農業者等育成センターとしての就農啓発や就農相談等の支	0 000
業	援活動。平成 15 年度実績は、就農相談員相談件数 120 件、現地就	8,802
	農アドバイザー相談件数 76 件。	
(5)就農支援資	青年等就農促進法に基づき、就農を希望する青年等に対し、群馬	
金貸付事業	県青年農業者等育成センターとして、就農研修及び就農準備に要	7,250
	する資金の貸付けを行っている。平成 15 年度実績は 5 件。	
(6)明日の農業	意欲ある新規就農希望者等の就農支援を目的として、公社が事業	
人サポート事	実施主体となり新規就農者を受け入れる研修受入農家の負担や新	2 504
業	規就農に必要となる農業機械・施設のリース代金に要する負担の	3,594
	軽減を図っている。平成 15 年度実績は、助成金交付 9 件。	
(7)農用地等開	県・市町村や農業者からの委託で公社が保有するトラクターやブ	
発受託事業	ルドーザー等の開発機械により農地、草地、樹園地等の造成整備	00 706
	や暗渠排水等の改良工事等を行う。平成 15 年度実績は、14 件 68.3	98,736
	ヘクタール。	
(8)畜産基盤再	遊休農地等を活用し、飼料基盤に立脚した生産性の高い経営体を	
編総合整備事	育成するとともに、畜産を中心とした地域の活性化を推進する。	12 000
業	平成 15 年度実績は、平成 14 年度からの繰越事業で新治工区の乳	13,998
	製品加工施設。	

(9)畜産環境特	観光産業と連携を密にした無農薬、有機農業による環境保全型農	
別対策事業(資	業を推進し、処理施設を整備し、良質な堆肥を供給する。	205 424
源リサイクル	平成 15 年度実績は、吾妻工区で、堆肥舎建設等。	205,434
畜産環境整備)		
(10)草地畜産	畜産とリゾート客との共存を図り、都市住民との交流拠点となる	
活性化特別対	よう、牧場の有する緑資源を中心とした観光資源を有効に活用す	02 514
策事業	るための整備を行い、地域畜産経営の安定的発展と周辺地域の活	83,514
	性化をはかる。平成 15 年度実績は長野原工区で草地整備改良工等	

5 施設の概要 (所有者:群馬県)

施		設		名	公社事務所		機械センター
設	置	•	開	設	平成 11 年 11 月 5 日	平成8年3月27日	
施	≐л	6E	/. -	在地		前橋市大渡町 1 - 10 - 7 群馬県	前橋市総社町総社 2326 - 1 及び
旭	設所	所	1工	地	社総合ビル5階		2483
土	地	· i	面	積	0 m	:	3,131.35 m²
建	物页	延 床	面	積	160.86 m	:	924.16 m²
平月	戊 15	年度	き賃借	吉料	7,528 千	円	0 千円

6 組織

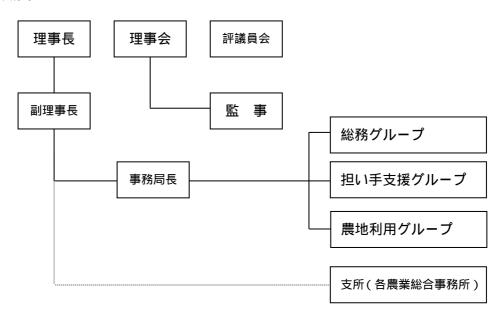
(1)人員構成

(平成16年3月31日現在)(単位:人)

X	分	— 般	県 現 職	農協系	県派遣	県 退職者	プロパー 職員	合 計
役	理事	6(6)	2(2)	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	12 (12)
1又	監事	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
只	小 計	6(6)	3(3)	5(5)	0(0)	0(0)	0(0)	14 (14)
	事務職員	0	0	0	3	0	4	7
職	技術職員	0	0	0	2	1	0	3
叫員	技能職員	0	0	0	0	0	6	6
共	嘱託員	0	0	0	0	4	0	4
	小 計	0	0	0	5	5	10	20
合 計		6(6)	3(3)	5(5)	5(0)	5(0)	10(0)	34 (14)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

() — 22							(1 1 1 1 1 1 1 1
	出	資	先		平成13年度	平成14年度	平成15年度
群		馬		県	610,000(65.7%)	610,000(65.7%)	610,000(65.7%)
農	業	寸	体	鵌	170,097(18.3%)	170,097(18.3%)	170,097(18.3%)
市		町		村	142,500(15.3%)	142,500(15.3%)	142,500(15.3%)
_	般	賛	同	者	4,524(0.4%)	4,524(0.4%)	4,524(0.4%)
	合		計		927,121(100.0%)	927,121(100.0%)	927,121(100.0%)

補足事項…()は、出資比率である(小数点2位以下は切捨て)。

(2)県からの補助金

(単位:千円)

(12:113)									
課	補助の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度					
援課	合理化業務費補助金	19,280	17,821	12,965					
援課	利子補助金	22,816	17,567	14,570					
援課	大規模経営促進事業補 助金	1,386	1,400	263					
援課	流動化助成金業務費補 助金	1,322	614	465					
課	新・農業人育成支援事 業補助金	3,801	0	0					
援課	明日の農業人サポート 事業補助金	0	4,444	3,594					
· 業 8 所	畜産基盤再編総合整備 事業補助金	119,301	252,375	9,798					
· 業 8 所	草地活性化特別対策事業補助金	68,445	47,885	82,900					
課	飼料イネ補助金	0	19,443	880					
援課	就農支援事業補助金	12,100	10,830	8,512					
援課	農業公社運営費補助金	24,688	35,169	44,315					
援課	合理化人件費補助金	14,041	14,174	7,115					
合	計	287,180	421,722	185,377					
	缓缓缓缓 缓缓 缓	援課 合理化業務費補助金 援課 利子補助金 援課 大規模経営促進事業補助金 大規模経営促進事業補助金 助流金 財子補助の金 大助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	援課 合理化業務費補助金 19,280 22,816 22,816 22,816 1,386 22,816 1,386 28	援課合理化業務費補助金19,28017,821援課利子補助金22,81617,567援課大規模経営促進事業補助金1,3861,400援課流動化助成金業務費補助金1,322614課新・農業人育成支援事業補助金3,8010援課明日の農業人サポート事業補助金04,444業畜産基盤再編総合整備事業補助金119,301252,375業 草地活性化特別対策事务所業補助金68,44547,885課飼料イネ補助金019,443援課就農支援事業補助金12,10010,830援課農業公社運営費補助金24,68835,169援課合理化人件費補助金14,04114,174					

補足事項…畜産基盤再編総合整備事業補助金は平成 15 年度国の制度事業完了のため大幅減少。

(3)県からの委託料

所 管 課	委託の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	県営水環境整備事業中 部用水2期地区ファミ リー広場(トイレ)建築 工事監理業務	945	0	0
畜 産 訳	新田郡地域畜産環境基本調査	499	483	0
	合 計	1,444	483	0

(財)群馬県農業公社

(4) 県に対する賃借料支払

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				(, , , , , ,
所管課	賃 借 物 件	平成13年度	平成14年度	平成15年度
県企業局	県公社総合ビル	6,563	6,563	7,528
	合 計	6,563	6,563	7,528

(単位:千円)

(5)債務保証 (単位:千円)

所管課	債務保証内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
担い手	農地保有合理化関連事	196 772	433,045	142,209
支援課	業資金にかかる損失補償	486,773		
担い手	担い手育成資金の融通	24 227	26 141	26,029
支援課	に関する損失補償	34,327	26,141	26,038
	合 計	521,100	459,186	168,247

補足事項… 農地保有合理化関連事業資金にかかる損失補償は、群馬県信用農業協同 組合連合会に対する土地購入借入金の債務保証である。

担い手育成資金の融通に関する損失補償は、社団法人全国農地保有合理 化協会に対する土地購入借入金の債務保証である。

8 財務の状況

公社の計算書類は、一般会計と特別会計(就農支援資金)に分かれているが、便宜上 総括表のみ記載し、また、科目についても要約して表示してある。

(1)収支計算書総括表

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	6,547	9,620	5,765	-3,854
事業収入	543,331	393,289	576,699	183,410
補助金収入	444,984	665,931	356,168	-309,763
固定資産売却収入	0	0	1,500	1,500
借入金収入	90,502	105,129	135,925	30,795
特定預金取崩収入	15,871	7,607	2,967	-4,639
借受者からの償還金	5,933	5,593	7,722	2,129
その他の収入	2,240	2,069	1,937	-132
当期収入合計	1,109,411	1,189,241	1,088,685	-100,556
前期繰越収支差額	470,232	457,208	367,320	-89,888
収入合計	1,579,643	1,646,450	1,456,005	-190,444
事業費	776,258	972,140	622,375	-349,765
合理化促進事業費	156,713	166,531	193,097	26,565
合理化促進事業推進組織整備費	3,698	4,152	1,968	-2,184
農地流動化助成金交付事業費	21,087	11,629	3,001	-8,627
農業後継者育成基金事業費	3,651	2,852	5,183	2,331
農業後継者育成基金事業管理費	2,576	1,296	0	-1,296
青年農業者等就農支援事業費	12,117	10,410	8,802	-1,607
明日の農業人サポート事業費	0	0	3,594	3,594
受託事業費	151,540	95,020	96,978	1,958
飼料用イネ収穫作業受託事業費	0	0	3,241	3,241
管理耕作事業費	0	1,884	360	-1,523
公社営開発事業費	424,873	678,363	306,147	-372,215
管理費	30,584	24,614	47,315	22,701
人件費	19,232	17,549	45,009	27,459
その他	11,352	7,064	2,306	-4,758
固定資産取得支出	521	38,526	0	-38,526
借入金返済支出	298,412	167,044	419,964	252,920
特定預金支出	4,492	11,003	6,644	-4,359
就農支援資金貸付金	12,165	8,200	7,250	-950
就農支援資金借入金返済支出	0	57,600	0	-57,600
当期支出合計	1,122,435		1,103,549	
当期収支差額	-13,023	·	-14,864	75,023
次期繰越収支差額	457,208	367,320	352,456	-14,864

(2)正味財産増減計算書総括表

11 🗆	ᅲᄼᄼᆓ	亚出4年	ᅲᄼ	
科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
増加原因の部				
基本財産運用収入	6,547	9,620	5,765	-3,854
事業収入	543,331	393,289	576,699	183,410
補助金収入	444,984	665,931	356,168	-309,763
雑収入	2,240	2,069	1,937	-132
固定資産売却益	0	0	1,500	1,500
特定預金取崩収入	15,871	7,358	2,967	-4,390
合 計	1,012,975	1,078,269	945,037	-133,231
減少原因の部				
事業費	984,191	1,034,739	906,431	-128,307
管理費	30,584	24,614	47,315	22,701
固定資産売却損	1,360	69	1,108	1,039
減価償却額	4,517	5,259	7,523	2,264
基金繰入額	4,492	11,003	6,644	-4,359
合 計	1,025,147	1,075,686	969,024	-106,661
当期正味財産増減額	-12,171	2,583	-23,986	-26,570
前期繰越正味財産額	1,311,431	1,299,260	1,301,844	2,583
期末正味財産合計額	1,299,260	1,301,844	1,277,857	-23,986

(3)貸借対照表総括表

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	_
資産の部	1.200			
流動資産	1,137,149	926,514	570,194	-356,319
現金預金	487,068	176,514	320,126	143,611
未収金	128,278	271,293	62,486	-208,806
事業用地	512,202	449,203		-280,956
受委託料前払金貸付金	9,600	10,000	6,900	-3,100
借入留保金	0	19,502	12,434	-7,067
固定資産	1,122,333	1,161,534	1,156,106	-5,428
基本財産	631,121	631,121	631,121	0
有価証券	51,600	15,000	65,000	50,000
群馬県公債	162,500	142,500	115,900	-26,600
国債	0	189,962	189,962	0
定期預金	417,021	283,659	260,259	-23,400
その他の固定資産	491,211	530,412	524,984	-5,428
車輌運搬具	45,128	83,226	72,139	-11,087
工具器具	14,735	14,735	14,735	0
備品	12,451	12,438	12,438	0
減価償却累計額	-53,053	-57,940	-55,486	2,454
電話加入権	187	187	187	0
出資金	2,000	2,000	2,000	0
強化・拡充有価証券	100,000	100,000	100,000	0
強化・拡充定期預金	196,000	196,000	196,000	0
退職給与引当預金	95,956	104,674	110,587	5,912
減価償却引当預金	248	0	0	0
基金定期預金	28,426	23,353	21,116	-2,236
就農支援資金貸付金	49,131	51,738	51,266	-472
資産合計	2,259,482	2,088,048	1,726,300	-361,748
負債の部				•
流動負債	158,137	99,989	42,591	-57,398
未払金	156,453	79,568	12,630	-66,938
用地代未払	0	19,502	29,371	9,869
預り金	1,683	918	589	-329
固定負債	802,084	686,214	405,851	-280,363
長期借入金	2,000	7,312	5,175	-2,137
事業借入金	519,100	451,873	169,971	-281,902
就農支援資金借入金	156,600	99,000	99,000	0
基金	28,426	23,353	21,116	-2,236
退職給与引当金	95,956	104,674	110,587	5,912
負債合計	960,222	786,204	448,442	-337,761
正味財産の部				
正味財産	1,299,260	1,301,844	1,277,857	-23,986
正味財産合計	1,299,260	1,301,844	1,277,857	-23,986
負債及び正味財産合計	2,259,482	2,088,048	1,726,300	-361,748

(財)群馬県農業公社

(4)重要な会計方針

固定資産の減価償却	定額法による減価償却を実施している。	
退職給与引当金	自己都合による期末退職給与の要支給額に相当する金額を全額計	
	上している。	
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、仮払金、借入留保金、未払金	
資金の範囲 	及び預り金を含めている。	
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用している。	

大規模農業経営育成基金受取利息

計

雑収入

固定資産売却収入

 科 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
<u> </u>	7,210	7,014	6,547	9,620	5,765
事業収入	830,454	676,213	543,331	393,289	576,699
用地壳却収入	483,356	0	0	0	0.0,000
合理化促進事業売却収入(一般)	0	0	10,865	17,587	
合理化促進事業売却収入(特別)	0	177,956	198,912	112,598	416,261
緊急加速事業売却収入	0	115,290	78,948	38,093	9,566
中山間農地保全対策事業用地売却収入	0	0	12,798	0	0,000
用地貸付料収入	135	128	801	871	1,374
受委託資金貸付料収入	2,100	0	2,400	3,100	3,100
農業用機械等貸付料収入	0	61	4,348	4,348	4,348
機械受託料収入	295,732	262,848	155,201	79,677	83,985
調査・設計受託料収入	12,592	1,642	8,069	2,528	0
新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華	30,903	100,218	32,914	78,859	4,200
新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華	5,634	18,069	38,024	55,465	39,034
飼料用イネ収穫作業受託事業収入	0	0	0	0	14,498
管理耕作事業収入	0	0	0	73	252
保有農地原価加算収入	0	0	46	86	77
補助金収入	385,476	759,531	444,984	665,931	356,168
合理化業務費補助金収入	17,317	21,914	19,280	17,821	12,965
利子補助金収入	39,716	24,076	22,816	17,567	14,570
大規模農業経営育成事業補助金収入	6,908	1,987	0	0	0
大規模経営促進事業補助金収入	0	0	1,386	1,400	263
流動化助成金業務費補助金収入	0	1,650	1,322	614	465
新・農業人育成支援事業補助金	2,517	2,472	3,801	0	0
明日の農業人サポート事業補助金	0	0	0	4,444	3,594
畜産基盤再編総合整備事業補助金収入	158,587	439,670	119,301	252,375	9,798
新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華 新華	24,922	79,349	153,108	238,609	166,012
草地活性化特別対策事業補助金収入	78,339	134,806	68,445	47,885	82,900
飼料用イネ関係補助金収入	0	0	0	19,443	880
就農支援事業補助金収入	14,182	14,150	12,100	10,830	8,512
県出向職員人件費等補助金収入	42,988	39,457	43,425	54,943	56,209
借入金収入	339,684	268,553	90,502	105,129	135,925
短期借入金収入	100,000	100,000	0	0	0
中山間事業借入金収入	0	50,376	0	0	0
緊急加速事業借入金収入	158,698	109,177	0	0	0
長期借入金収入	15,000	9,000	12,712	22,640	26,496
特別事業借入金収入	65,986	0	65,790	78,989	109,428
受委託事業借入金収入	0	0	12,000	3,500	0
特定預金取崩収入	19,957	16,476	15,871	7,607	2,967
減価償却取崩収入	0	0	0	248	0
退職給与引当預金取崩収入	0	0	0	1,097	439
大規模経営体育成基金取り崩し収入	19,957	16,476	15,268	4,271	1,790
大規模農業経営育成基金取崩収入	0	0	603	603	424
大規模経営促進取り崩し収入	0	0	0	1,386	313
就農支援資金会計 借受者からの償還金	10,509	10,234	5,933	5,593	7,722
その他の収入	5,121	3,711	2,240	2,069	3,437
受取利息	3,108	3,351	2,064	1,063	1,113
夕 .飲何常	J. 1001	0.0011	2.00-	1.00.01	1.110

22

461

1,260

37

146

0

1,598,414 1,741,735 1,109,411 1,189,241

28

69

0

19

957

0

13

794

1,500

1,088,685

(財)群馬県農業公社

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

平成 14 年度から平成 15 年度にかけて収入金額が 1 億円程減少しているが、この主な原因は、国の制度事業が平成 15 年度をもって完了しているものの影響が大きく、自主事業でカバーできなかったことによる減少である。5 年間の収入推移で見ても最も低い水準になっている。

当期収支差額は平成 13 年度 13,023 千円、平成 14 年度 89,888 千円、平成 15 年度 14,864 千円と 3 年度連続して支出超過となった。

これは、従来国の制度事業に依存して経営してきたが、上記のように国の制度事業が平成 15 年度をもって完了したこと、予算規模削減によって利益率は低下し、コスト削減も出来なかったこと等から、公社全体として採算ベースを下回ったことによる。

なお、平成 14 年度は 89,888 千円と極端な支出超過になっているが、これは、特別会計で処理している就農支援資金に係る借入金返済支出が 57,600 千円と多額であったことによるもので、当該金額を除外すると支出超過は 32,288 千円である。この多額の借入金返済は、当該制度に係る借入金が平成 13 年度末で 156,600 千円、同貸付金が 49,131 千円、銀行預金残が 108,007 千円と制度上の未実行額がアンバランスになったため是正したものである。

財政状態について

平成 14 年度の固定資産取得支出 38,526 千円の主な内容は、飼料イネ収穫受託事業用の各種機械の購入 36,655 千円である。これは、今後公社として自主事業に注力していこうとする運営方針に基づく先行投資である。

平成 15 年度に事業用地 (土地) が 280,956 千円、事業借入金が 281,902 千円それ ぞれ減少しているが、これは農地保有合理化事業による農地の売渡しが 434,729 千円と多額であり、同時に農地保有合理化協会の借入金を返済したことによる結果である。

実地監査年月日

平成16年8月3日、平成16年8月4日及び平成16年8月6日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務も ほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(契約事務について)

農業公社の指名競争入札等における平均落札率の推移は以下のとおりである。

X	分	摘	要	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
指名競争入札		件	数	17 件	24 件	5 件
		平均落	札率	92.9%	90.2%	87.6%

契約事務に関して改善すべき事項は以下のとおりである。

1 入札手続について(共通)

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が数多く認められた。「群馬県業公社下請工事等実施要領(案)」(以下、要領(案)という。)に基づく契約事務の執行のためであるが、これは、根本的に見直す必要がある。

(現状)

公社では、会計規程第32条にて「契約事務手続は、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)の規定に準じて行うものとする。ただし、理事長が同規則によることが適当でないと認めるときは、この限りでない。」とされている。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(以下、政令という。)第 167 条の 2 に定められ、そのうち第 1 項第 1 号の予定価格の限度額については、県財務規則第 188 条に定められている。したがって、随意契約による場合は、政令第 167 条の 2 のどの項に該当するためかを明示する必要がある。

平成12年4月1日より実施されている要領(案)は、公社が受託者(請負者)となった工事を執行する際、自主施工が困難なものを業者に発注する(請負工事)場合の取扱について規定しているものである。当該ケースでは、事業予算は発注者が管理することから、見積書提出の緊急性、機動性及び柔軟性等が求められるが、県財務規則に則った事務では、どうしても発注工事の入札等に時間がかかりすぎ、業務の執行に支障をきたす等の事例が考えられることから、簡易な事務手続き(入札の省略等)を承認しているものである。また、要領(案)に基づく事務執行は県財務規則に則っていないことから、会計規程第32条では「ただし、理事長が同規則によることが適当でないと認めるときは、この限りでない。」とされている。

(財)群馬県農業公社

(問題点)

平成 13 年度から平成 15 年度までの 1 件 50 万円以上の契約について吟味したところ、 県財務規則の規定に必ずしも則っていない要領(案)を実務指針にしてきたため、本来 指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている以下の事例が検出された。これら は、予定価格が競争入札省略に関する県財務規則の金額基準を超えているものである。

- (1) 「平成13年度畜産試験場再編整備事業」は、3者見積合せによる随意契約とする特段の理由が記載された書面もなく、金額基準からも指名競争入札とすべきであった。
- (2) 「平成13年度県営畑地帯総合整備事業 昭和第2地区第2工区5工事」は見積合 せ省略による1 者随意契約とする特段の理由が記載された書面もなく、金額基準からも指名競争入札とすべきであった。

本件には関しては、事前に契約締結の回議書も作成されず、事後的な支出回議書のみで処理されている。

- (3) 「平成 14 年度県営畑地帯総合整備事業利根地区事業」の 3 者見積合せによる随意契約の理由は、要領(案)によるためと記載されているのみである。
- (4) 「平成14年度県営畑地帯総合整備事業利根地区1工区15工事」は、契約書、見積書がない。
- (5) 「平成 14 年度中古トラクター一式」は、随意契約の理由が明確にされていない。 しかも、積算価格 = 予定価格 = 契約価格となっている。物品購入回議書のみの稟議 であり、予定価格が事前に作成されていない。
- (6) 「平成 14 年度畜産再編事業新治工区乳製品加工設備工事」は、3 者見積合せによる 随意契約とする理由が不明である。
- (7) 「平成 14 年度県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)利根地区 1 工区 13 工事」は、3 者見積合せによる随意契約とする理由書の添付がない。
- (8) 「平成 14 年度畜産基盤再編整備事業関工区内部設備機能増強工事」は既存設備との関連及び事業参加者からの要望から、3 者見積合せによる随意契約になっているが、指名競争入札を省略できる理由にはならない。
- (9) 「平成 14 年度畜産環境整備特別対策事業大平工区堆肥処理機械設備工事」は既存 システムとの整合性、事業参加者からの要望を理由に見積合せ省略による1者随意

契約としているが、金額的重要性からも、指名競争入札をすべきであった。

以上の事例の問題点を要約すると以下のとおりである。

(1) 公社では要領(案)を作成し、契約事務の指針にしているが、その規定は県財務規則 に則っていないことは明らかである。

上記要領(案)にしたがって事務処理を行ってきたため、結果的には、県財務規則 に適合しないことになった以下の事例が見られた。

- (2) 随意契約根拠条項が明示されず、付記理由が記載された書面もない事例があった。
- (3) 手続き上の瑕疵が数多く見られる。すなわち、事前に契約締結の回議書も作成されず、事後的な支出回議書のみで処理されている事例、予定価格が事前に作成されていない事例、契約書・見積書も作成されていない事例、積算価格 = 予定価格 = 契約価格で、物品購入回議書のみの稟議しかない事例等が数多くあった。これらの事例はすべて指名競争入札を行わなければならない範囲の金額である。
- (4) 既存設備との整合性、事業参加者からの要望を理由に指名競争入札を省略している 事例は、政令第167条の2のどの項にも該当しない。

(改善策)

- (1) 上記事例はすべて指名競争入札の必要がある。公益法人である公社は、コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定を厳密に解釈し厳守しなければならない。
- (2) 要領(案)は県財務規則に則っていないことは明らかであり、即刻廃止するべきである。要領(案)が必要とされている最大の根拠である緊急性、機動性については、県財務規則他でも考慮されているところであり、それを排除する根拠にはなり得ない。
- (3) 会計規程で理事長権限として県財務規則と異なる手続きを認めている点に関しては早急に会計規程の改正を行うべきである。
- (4) 公社の契約事務については、その意義、効果等の担当者への教育をはじめ、手続書 の作成、見直し等根本的に再構築する必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-10頁)

2 見積合せを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)について

1 者随意契約はあくまでも例外処理であり、契約価格の客観性、合理性の確保等の観点から正当な理由のある場合を除き3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(現状及び問題点)

県財務規則第 190 条第 1 項では、見積合せを省略できる場合として 2 項目を定めている。したがって見積合せを省略する場合は、第 190 条第 1 項のどの項に該当するかを明示する必要がある(参照 共通意見の項1 - 16 頁)。

平成 13 年度から平成 15 年度までの 1 件 50 万円以上の契約について吟味したところ、 見積合せ省略理由の記載がないか、あっても妥当とは思われない以下の事例が検出され た。これらは、予定価格が見積合せ省略に関する県財務規則の金額基準を超えているも のである。

- (1) 「平成 14 年度工事用資材」
- (2) 「平成 14 年度機械使用料及び賃借料」
- (3) 「平成15年度畑地帯総合整備事業(担い手育成型)利根地区1工区30工事」
- (4) 1者随意契約でやむをえないと思われる事例でも、見積書をとることにより価格を 下げられると思われるケースがあった。

「平成 13 年度畜産環境整備特別対策事業吾妻大平工区発酵処理機械施設設備工事」については、理由記載があり、1 者随意契約でやむを得ないと思われるが、この予定価格は契約当事者からの見積書をベースに査定した金額であり、当該業者が1 者随意契約の事実を知っている場合など高めの見積を提示する可能性もある。この工事は高額なだけに、見積合せを実施すべきであった。設計を発注していることを理由に施工監理を1者随意契約で行っている場合も同様である。

(5) 労務管理事務所については報酬規程に基づいて契約をしているが、報酬規程は一つの目安であり、改訂の余地のない価格ではない。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく3人以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ、予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。

随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約 の締結に当ってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考 慮し、安易に随意契約が行われていないかどうかに配慮されることが望まれる。

特に1者随意契約は特殊な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、県財務規則第190条第1項に定める例外を除き3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(物品管理について)

3 備品等に係る管理手続について(共通)

備品等の内、現物の日常管理及びリース資産の峻別管理につき改善の必要がある。

(現状及び問題点)

- (1) 固定資産は公社が購入し直接所有するものと、リースにより所有するもの、県から使用許可を得ているものに区分されている。直接所有する固定資産は有形固定資産明細書により、県から使用許可を得ているものは行政財産使用許可書によりそれぞれ内訳が把握されている。しかしリースにより所有する固定資産については内訳明細が作成されておらず、内容が把握できない。
- (2) 有形固定資産の現物調査を実施した結果、固定資産台帳と現物の照合が出来ないもの、リース資産と所有資産の峻別が出来ないものがあった。(単位:千円)

資 産 名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
デスクトップパソコン	平成9年9月30日	495	49
ノートパソコン	平成9年9月30日	499	49
合 計		995	99

これらは、後日調査の結果、現場で使用していたので所在が不明であったとの報告があったが、現物管理が不十分である。

(改善策)

上記のような事実が発生する要因として固定資産の管理について、管理担当者が明確でないことが挙げられる。公社における固定資産は場所ごとに総務(事務所)、機械センター、現場で管理するものに区分しているが、場所ごとに管理責任者を定め、固定資産使用ノート等を作成し、どのような状況にあるかを管理する必要がある。現場で使用しているブルド・ザー等は責任者を決め、厳に管理を徹底すべきである。

また、単純な処理洩れが発生しないよう、所有財産一覧表のほかにリース資産台帳も 作成し、有形固定資産明細書の見直し、取得、廃棄に係る回議書と明細書の整合性のチェックなどの内部管理手続の構築が必要である。

(参照 共通監査結果の項1-11頁)

4 収入印紙、切手の管理の徹底について(共通)

貯蔵品の収入印紙、切手の管理につき改善の必要がある。

(現状及び問題点)

貯蔵品の収入印紙、切手について管理状況及び現物調査をしたところ、以下の問題点があった。

- (1) 収入印紙の受払簿の受入欄に「立替分戻り」という記載があるが、払出欄には立替分か公社使用分かの記載がない。「立替分戻り」は、用地取引の契約に際して公社が先方の負担すべき印紙を立替負担している分と思われるが、払出し時に「立替による払出し」等の記載をして、払い出したものと戻りの管理をしなければ、収入印紙が適切に使用されたかどうか不明となる。立替払いした印紙について先方から現金で返金されたときに、現金受領者がそのことについて記載しないといった危険性もある。
- (2) 収入印紙、切手の受入簿ともに起票者の押印がなく、管理者の確認印もない。
- (3) 管理簿への記載が徹底されておらず、現物調査時に帳簿残高と実際の数が異なっているものが 5 点ほど見受けられた(ただし、後日調査の結果、差異の原因は管理簿記載洩れであることが判明した)。
- (4) 現物照合は定期的に実施する定めがなく、月に一度程度しか行なわれておらず、日 常の管理が行なわれていないに等しい。改善を要する。

(改善策)

- (1) 収入印紙の受払簿には、立替払い分についての内容を明示し、適切に精算されるよう管理することが必要である。
- (2) 収入印紙や切手は公社の財産であり、現金のような流通性はないものの換金性が高く、流用が可能である。現在、管理担当者は決まっているが収入印紙は誰でも自由に使用できる状況にあり、担当者以外が使用した場合、受入簿に記載されないため現物との不一致が生じている。また上司の確認も全く行われていないため、管理が出来ていない状況である。

これを改善するには、現物は金庫等に保管するとともに、担当者以外は扱えない こととし、管理担当者の現物照合手続きと上司による確認作業を徹底すべきである。 (参照 共通監査結果の項1-12頁)

(事業実施のための事務について)

5 就農支援資金貸付制度の一時償還の適用時期について(共通)

貸付金の一時償還免除の要件を満たさない事例が見受けられたので改善されたい。

(現状及び問題点)

公社の貸付規程第17条第2号には「研修または就農準備終了後、概ね1年を経過して も就農しなかったとき」は一時償還を請求できること、また第18条では一時償還の猶予 として農業関連産業に従事する場合を定めている。

平成 13 年 1 月 31 日付けで就農研修資金 689 千円を貸し付けた A 氏は平成 14 年 12 月 19 日付けで一時償還免除申請書を提出し、農業関連産業への就業予定期間として平成 15 年 1 月から 6 月までの 6 ヶ月間について免除承認された。しかし、その後同年 7 月以降の就農が確認されないまま、再申請もない状況が続いている。しかも平成 15 年 1 月 20 日の第 1 回償還から延滞が発生し、平成 16 年 2 月の第 2 回償還分も一部延滞している。

公社と本人との間に地区の農業改良普及センターが介在し、本人との接触さえ進んでいない状況とはいえ、一時償還免除要件を満たさないことは明確である。

(改善策)

延滞利息の起算日を確定させるためにも早急に一時償還への移行手続を実施するべきであり、債権の保全に十分な注意を払う必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-13頁)

(会計事務について)

6 用地貸付料収入に付随する会計処理について

農地保有合理化事業に伴って取得する農用地等の評価について、受け取った貸付料を減額評価しているが、これは預り金として経理し、土地の評価からは減額すべきでない。

(現状及び問題点)

農地保有合理化事業に伴う保有農地について、用地貸付料を収入した際に、貸借対照表の事業用地勘定を貸付料相当額だけ減額し、正味財産増減計算書の用地費勘定に加算する会計処理が行われている。このことは、事業用地の原価を貸付料収入累計額分だけ減額し、結果として売渡価格をそれだけ引き下げることになる。

「(財)群馬県農業公社農地保有合理化事業規程」第11条では売渡価格について「原則として取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額を基準とし」とあり用地貸付料収入分の減額については明示されていない。結果的に、当該農用地の一時貸付先と買受者が同一先となった場合には、貸付料相当額を減額調整する余地はあると考えられるが、そのこととあらかじめ原価を減額しておくこととは別の問題である。

また当該貸付料と同額の借入金返済を行わなければならないので、事業用地の簿価と借入金残高は常に同額になっている。その明細は以下のとおりである。

(財)群馬県農業公社

農地保有合理化事業保有農地及び借入金残高明細書

平成 16 年 3 月 31 日現在(単位:千円)

制度別	買入価額	貸付料	土地簿価	借入金残
農地保有合理化促進事業	89,321	370	88,951	88,951
農地保有合理化緊急加速事業	43,542	1,950	41,592	41,592
中山間農地保全対策事業	37,704	0	37,704	37,704
合 計	170,567	2,320	168,247	168,247

上記の結果、保有農用地等の評価は、常に取得価額から貸付料を減額した価額となっており、公益法人会計基準の規定(取得価額主義)に則っていない。

(改善策)

貸付料相当額の事業用地原価の減額処理を廃止し、売渡価格積算に当たっては貸付料減額前の原価をベースとする。貸付料相当額の売渡価格減額調整は売渡時点の問題として別途検討する。例えば受け取った貸付料は預り金として経理し、土地の評価からは減額しないで、売却時には土地、預り金ともに減額処理すれば、精算可能である。

7 計算書類総括表作成の必要性について(共通)

公社は、就農支援資金につき特別会計を行っているが、一般会計との総括表の作成が欠落している。

(現状及び問題点)

公社は、下記法律の規定により必要なため就農支援資金につき特別会計を行っている。「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年2月15日法律第2号)第14条(区分経理)「センターは、貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。」

公益法人会計基準によれば、特別会計を設けた場合、収支計算書、正味財産増減計算 書及び貸借対照表について総括表を作成することとされているが、公社の計算書類には、 総括表が欠落している。

(改善策)

総括表を作成することにより、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかにすることが出来るので、公益法人会計基準に則り、総括表を作成されたい。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

意見

(契約事務について)

1 指名競争入札における指名業者の選定手続きについて(共通)

指名競争入札における指名業者選定手続きが明確ではなく、改善の必要がある。

(現状及び問題点)

指名競争入札における指名業者選定手続きが明確ではない以下の事例が検出された。

(1) 事業参加者の意向による業者指名。

「平成 13 年度畜産基盤再編事業嬬恋佐々木工区堆肥舎建築工事」及び「畜産基盤 再編事業嬬恋佐々木工区畜舎建築工事」の指名競争入札で事業参加者(農家)の希 望を容れて、指名業者の中に選定基準(嬬恋村の業者を中心に選定)に合致しない 業者を指名している。事業資金一部負担者である事業参加者の希望をどこまで容 れるべきかが明確でなく、指名の公平さを欠くことにもなりかねない。

(2) 価格優位の業者の実績を活かせない事例。

上記堆肥舎建築工事及び畜舎建築工事における落札価格は、次点者の入札価格を大幅に下回っている。両契約とも、予定価格以下の入札は当該業者のみである。 当該業者が著しい低価格での施工力があることが判明したのであるから、次回以降の類似工事(例えば黒岩工区等)では、そのことを指名理由の一つに加え指名に加えることが発注金額の低下につながると思われるが、それを実施していない。

(3) 建築設計業務委託者の指名が固定化傾向にある。

平成 13 年度から平成 15 年度の建築設計業務 6 件に係る指名業者は 10 社あるが、下表のとおり、指名対象は $A\sim E5$ 社の独占状態にあり、落札結果も $A\sim E5$ 社で分け合っている。

設計事務所名	入札対象件数	指名された件数	落札件数
А	6	6	1
В	6	6	2
С	6	6	1
D	6	6	1
Е	6	6	1
F	6	1	0
G	6	1	0
Н	6	1	0

(財)群馬県農業公社

指名理由も「 の設計に経験のある委託業者を選定」とあるだけで根拠に 乏しい。

(4) 工事等級と不一致な等級の業者を指名しているケースが多い。

「平成 13 年度草地特対事業浅間工区堆肥舎付帯工事」は「群馬県建設工事請負業者選定要領」によれば、工事等級 C であり、C ランクの業者を中心に B~D の業者が指名されねばならないが、A ランクの業者が指名され、しかも落札している。堆肥舎本体を当該 A ランク業者が工事受注しているとの理由であるが、そうならば随意契約とすべきことになる。いずれにしろ、整合性に欠けると思われる。

「平成 13 年度畜産基盤再編事業嬬恋黒岩工区施設用地・草地造成工事」は工事等級 D にもかかわらず指名 10 者のうち、D の業者が指名されず、指名対象外である B の業者が6者、C の業者が4者となっている。落札業者は C である。

「平成 14 年度畜産環境整備特対事業大平工区場内舗装工事」は工事等級 C にもかかわらず指名 10 者のうち、指名対象外である A の業者 3 者が指名されている。落札業者は B である。その他にも、指名理由が不明確なケースが多い。

(5) 事前見積業者の入札参加

重機等購入時の積算は、入札参加業者等から事前の見積を取り、それをもとになされているケースがある。事前の見積を取った業者が入札に当該価格で参加しているケースもあるため、予定価格と同一の入札価格となっているケースもある。 入札の公平性の観点から、事前情報を持っている事前見積聴取業者を指名すべきではないと考える。

(改善策)

競争原理を採用して行政コストの削減、公正性及び透明性を確保する等の観点からは、 業者を幅広く指名して十分な競争が行われることが望まれる。

県財務規則第 184 条でも 3 人以上のものを指名しなければならないとしており、指名競争入札の競争性を高め、競争の利益を確保するためには、指名業者の選定に関する現在の手続きを見直し、入札契約の規定は厳密に解釈し、厳守されることが必要である。

(参照 共通意見の項1-17頁)

2 契約締結後の変更工事について

契約締結後の変更工事については限定的なものに止めるべきであり、新たに物理的に付加するような工事については、別工事として入札手続きを要すると思われるので、その取り扱いについては慎重に対処することが望ましい。

(現状及び問題点)

畜産環境整備特別対策事業に係る平成 15 年度吾妻地区施設用地工事については、12 者による指名競争入札の結果、契約された。その後工事内容の変更があり、最終的に工事請負金額は落札価格より 15,364 千円増額になった。変更工事の内容をみると、当初の計画にはなかった植栽工事費 1,050 千円、駐車場工事費 2,011 千円が計上されている。

上記工事は、工事の進捗によって実施した事業参加者との打合せ、或いは現場状況等から、設計変更が生じたことによる変更工事であるとの説明を公社より受けたが、当初から想定されるべき工事で、落札後に変更されるべき工事内容ではないとの見方もできる。このような変更が可能であれば競争入札の実効性が阻害される恐れも考えられる。

(改善策)

落札後の変更工事については限定的なものに止めるべきであり、新たに物理的に付加するような工事については別工事と解釈し、あらためて入札手続きを要すると思われるので、その取り扱いについては慎重に対処することが望ましい。また、例外的な事例であるのならば、その経緯、特殊事情等十分回議書等に記載しておく必要がある。

3 随意契約時見積合せ対象業者の選定について

随意契約時見積合せ対象業者が適正な等級の業者から選定されていない場合がある。

(現状及び問題点)

随意契約時見積合せ業者の選定に関して、妥当と思われない以下の事例が検出された。

- (1) 「平成 13 年度畜産試験場再編整備事業」は工事等級 D の工事であり、「群馬県建設工事請負業者選定要領」によると工事等級の業者を中心に C 業者までの間で選定することになるが、見積合せ参加業社は A の業者で契約も A の業者としている。
- (2) 「平成 13 年度新農業人 野口工区・」「同 山畑工区」とも工事等級は D であるが、事業参加者の要望で A、B 等級の業者が見積合せに参加しており、それぞれ B、A の業者と契約している。

(改善策)

随意契約時見積合せを実施する際、見積書を徴する業者の選定に関して公正かつ適正な手続きの実施が望まれる。

(事業実施のための事務について)

4 農地取得の際に十分な調査が欠けていたと考えられる事例について

農地保有合理化事業に伴って取得した農地につき、売却差損が発生した事例、内容に瑕疵のある事例等が見受けられた。特殊な事例と思われるが、このようなことが発生しないよう農地取得時には格段の注意を払うべきである。

(現状及び問題点)

農地保有合理化事業に伴って取得した農地等の売却は最長 5 年以内に行わなければならない(「(財)群馬県農業公社農地保有合理化事業規程」第19条)。

公社の保有農地の内容を調査したところ、保有期間 5 年超のいわゆる「長期滞留農地等」は皆無であり、保有期間は最長4年、最短1カ月であった。

ただし、留意すべき下記事例が見受けられた。

(1) 売却差損が発生した事例

平成 16 年 3 月に保有期間 5 年が切れる直前で売却された下記ケースがあり、当該事例で売却差損が発生した。 (単位:千円)

		•	•			
項	目	10 a 当り 単価	面積	総額	買入価格 との差額	通常売渡価格との差額
買入	価 格	1,000	10,629 m²	10,630		
通常壳	渡価格	1,035	10,629 m²	11,002	372	
	業委員に 前評価額	700	10,629 m²	7,440	3,190	3,562
農地整何	着工事費	-	-	2,866	-	-
今回の	売渡価格	900	10,629 m²	9,566	1,064	1,436

- 農用地の明細 …吾妻郡長野原町・畑・10,629 ㎡
- 買入...平成 11 年 3 月
- 売渡...平成 16 年 3 月 24 日
- ・ 売渡価格下落の理由
 - イ 平成 14 年 4 月買受予定者(A 牧場)の都合により買受契約が白紙撤回されたこと。
 - ロ 公社買入時以降、周辺地域の農地価格がおおむね下落傾向にあること。
 - ハ 耕作の障害になっていた石レキ除去等の農地整備工事を行ったことにより、相当程度改善されたが、長く耕作されていなかったため、周辺近傍に比べて地力がかなり劣っていること(なお、農地整備工事は保有重機等の活用、職員の手作業による石レキ除去、耕転、除草作業等を実施したので、外部支出は無料)。

公社では農地の買入にあたり、次の売渡先を予定し、しかも買入価格に基づく売 渡価格の試算を提供して買受予定者の意思を確認している。通常の場合、買入から 短期間のうちに、予定された買受者に売り渡されるか、一時貸付期間を経て売り渡 されている。したがって、売渡価格の積算も補助対象外の金利の原価加算、一時貸付料の原価減算および買入価格の一定率の経費加算によるのが標準となっている。

買受予定者については、買入協議制度の中でも制度上の位置づけがなく、法的に 拘束されることもない。この事例では当初の予定者に 2 年半程無償使用させていた にもかかわらず、何のペナルテイもない。さらに、新たに買受希望者を選定するに は買入価格と切り離された現時点での時価をベースに売渡価格を決定することにな り、標準的な売渡価格の確保は困難となる。この事例ではあらためて農地整備工事 を公社職員の内部作業により施し価格維持を図っている。

(2) 土地買入時の分筆登記確認洩れのため売渡が延期された事例。

長野原町保有農地は平成 15 年度での売渡が予定されていたが、買入時に土地改良 に伴い道路部分と確定していた土地が分筆登記されていないまま、それを知らずに 買入したことが判明したため、売渡が延期された。

結果的には、農地として利用できない道路用地部分まで買い入れたこととなった。

(3) 賃貸借事業用地で採算のとれない農地の事例について

粕川村(現、前橋市)賃借用地については、平成15年3月25日借入開始したが、 貸付先未定につき公社自体で管理耕作の対象としている。管理耕作事業収入に対し、 管理耕作費・支払小作料だけで支出超過状況にある。

公社自体で管理耕作しても採算のとれない農地であり、借入対象として妥当であるのか疑問が残る。

(改善策)

特殊な事例と思われるが、このようなことが発生しないよう当初の調査及び情報収集 を入念に行う必要がある。

- (1) は、具体的には、農地保有合理化制度自体に農地価格の一般的な下落に対するリスクヘッジがないため、保有期間が長期にならないよう買入時より計画し、買受予定者の意思確認を継続的に行い、万一に備える。一時貸付条件についても無償は出来る限り避ける。この事例のように、あらためて農地整備工事を要する土地であれば、買入価格自体を引き下げておく必要がある。
- (2)及び(3) は農地購入時の手続きを入念に行っていれば防止できた事例と思われる。

5 農用地等譲渡代金経費加算額の計算規程について

本規程については、昭和 48 年 12 月 19 日理事長決裁の社内伺い文書にて承認され、今日 に至っているが、30 年も経過しているので、内容の見直しが必要であると思われる。

現状及び問題点)

農地保有合理化事業に伴って農用地等を譲渡する場合の売渡価格は原則として取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額と定められている(公社農地保有合理化事業規程第11条)。その経費加算額の計算についての要約は、以下のとおりである。

(1) 経費加算改定(案)…昭和 48年 12月 19日理事長決裁の社内伺い文書による

売渡金額	300 万円未満	300 万円以上	500 万円以上
保有年数	300 711 377/16	500 万円未満	2007川以工
1年未満	1.0 %	1.0 %	1.0 %
1 年以上	3.0 %	2.5 %	2.0 %
2年以上	3.5 %	3.0 %	2.5 %
3年以上	4.0 %	3.5 %	3.0 %
4年以上	4.5 %	4.0 %	3.5 %

(2) 改定についての考え方

業務費補助金不足分の補填及び農地保有合理化事業の独立採算並びに保有資産の災 害等による損害補填のための蓄積を考慮し別紙経費加算算定資料のとおり算出した。 算定では平均3%加算を適当とするが、これを一律とすることは妥当でない。即ち、

- イ 取得原価により印紙税等の諸経費が若干違う
- 口 保有経過年数により管理費等が違う等から改定(案)のとおり格差を付けた。 格差は、取得価額が10a当り1,000千円から6,000千円であることから平均3,000 千円とし5年以内の売渡しであるため2年以上を平均として各年度率を算定した。

(改善策)

農用地等譲渡代金経費加算額の計算規程については30年も経過しているので、内容の 見直しが必要であると思われる。

(参考)保有土地の含み損について

各農業公社が定める「農業公社農地保有合理化事業規程」第 11 条は国の事業規程例によって、上記と同様に定められていることから、他県では農地の取得価格に当該農地の取得に要した経費(支払利息を含む)として加えた額を簿価として処理するため保有農用地等の評価が時価を超える事例が多いように見受けられるが、当公社については当該処理は行われていないので、保有土地の含み損は存在しない。

6 就農支援資金貸付制度の利用状況について

本貸付制度については、利用状況が半分程度しかなく、改善の必要がある。

(現状及び問題点)

平成 16 年 3 月 31 日現在、群馬県借入金 99,000 千円に対し貸付金は 51,266 千円であり、余剰資金が普通預金に 5 千万円程滞留している。前年度に 57,600 千円の借入金を一括返済したにもかかわらず、なお多額の預金が残っている。

貸付実績は以下のとおりである。

年度	件数	貸付額
平成 6年度	6	8,100 千円
平成 7年度	6	14,800 千円
平成 8年度	10	13,700 千円
平成 9年度	7	14,300 千円
平成 10 年度	4	5,200 千円
平成 11 年度	6	9,400 千円
平成 12 年度	7	8,039 千円
平成 13 年度	6	12,165 千円
平成 14 年度	4	8,200 千円
平成 15 年度	5	7,250 千円

平成 15 年度は償還額 7,722 千円であり、新規貸付額を上回っている。また、平成 12 年度以降はすべて就農研修資金である。

公社の就農支援資金貸付規程では貸付資金の種類として、就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金があるが、実績は研修資金に集中し、準備資金が4件、施設等資金はゼロである。本制度の趣旨が新規就農者数の増大とともに農業経営者の育成にあることからすれば、段階的に研修資金から就農準備資金へ、そして最終的には施設等資金を要するまでに成長させることが必要と考えられるが、現状は研修段階にとどまっている状況である。

(改善策)

利用状況が半分程度しかなく、しかも新規貸付額の内容も就農研修資金にとどまっていることを考慮すると、制度の十分な活用が図られていないと思われるので、実態の把握、利用者の追跡調査等を行い、ニーズに応じた制度の再構築を検討されることが望まれる。

7 農作業受委託促進特別事業の債権保全について

本事業による前払金のうち、債権保全対策が必ずしも十分でないと思われるものがある ので、改善されたい。

(現状及び問題点)

農作業受委託促進特別事業は、農作業の受託により経営規模の拡大や事業コストの低減等を図る中核的農業者等に対して、受託料の5年分相当額以内の資金を無利子で前払いする事業であり、平成16年3月31日現在の残高は次のとおりである。

債	務	者	有限会社 A	個人 B	合 計
貸	付	日	平成 13 年 10 月 19 日	平成 15 年 1 月 21 日	
貸	付 金	額	12,000 千円	3,500 千円	15,500 千円
年月	度末列	浅高	4,800 千円	2,100 千円	6,900 千円
償	還 期	限	平成 18 年 1 月 30 日	平成 19 年 3 月 25 日	
連	帯保証	E人	社長他家族 1 名	配偶者	

債権保全対策としては、連帯保証人があり、「(財)群馬県農業公社受託料前払資金貸付規程」第3条(4)では、「連帯保証人を立てさせなければならないものとする。」と規定しているが、その人的条件等一切ふれていないので、その有効性に疑問がもたれる。

(改善策)

事前に与信調査は行っているが、農業情勢の変化等農業を巡る環境は厳しい状況にあ り、5年間の貸付期間における債務者の状況変化も起こりうるので、債権保全対策には一 層留意が必要である。そのためにも、連帯保証人の条件を厳格にすることが望まれる。

(会計事務について)

8 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理 すべきである。...平成 15 年度残高 5,444 千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

9 人件費の計算書類上の表示について(共通)

公社の計算書類において公社採用職員(プロパー職員)の人件費は事業費に、県派遣職員の人件費は管理費に各々計上されているが、事業費と管理費の区分は県派遣か否かではなく、従事している業務内容に応じてなされるべきである。

(参照 共通意見の項1-20頁)

10 財務状況の公開について(共通)

公社はホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分で、積極的に公開することが必要である。

(参照 共通意見の項1-22頁)

(県と出資団体との関係について)

11 県派遺職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として公社に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項1-23頁)

12 旧事務所の有効活用について

公社事務所が入っているビルの敷地内に旧事務所の建物があるが、現在利用されていない。その有効活用の意味から、事務所移転による経費節減効果を検討する価値があると思われる。

(現状及び問題点)

公社事務所が入っているビルの敷地内に旧事務所の建物があるが、ビル新築時に移転 してそのままになっている(なお、土地建物の所有は県監理課所管になっている)。

現在の公社の状況は、職員が減少して16人になっていること、事業の急激な進展も望めないこと、予算の削減も年々厳しい状況であること等困難な環境にあり、新築移転時とは極端に状況が変化しており、経費節減が最重要課題となっている。

その中で、ビルの賃借料(平成 15 年度年 7,528 千円)の負担軽減のため、今後群馬県農業会議と事務所を共有化する予定である。

(改善策)

公社の現在おかれている状況及び公社ビルの需給関係等考慮し、表記の旧事務所の有効活用の意味から、事務所移転による経費節減効果を検討する価値があると思われる。

(管理運営状況について)

13 損益計算の必要性について

年度別、事業別、業務別の損益計算、コスト分析等行っていないので、効率的な運営管理ができない状態である。今後、企業会計的な手法を取り入れることが必要である。

(現状及び問題点)

(1) 企業会計原則の適用の要否について

公社の作成している計算書類の範囲は、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借 対照表並びに財産目録であり、損益計算書は作成されていないが、これは公益法人 会計基準に準拠しているものであり、企業会計基準の適用がないので妥当である。

例外事項として、公益法人会計基準では、「適用除外事業」については企業会計 が適用されるとしている。公社の場合、公社営事業及び受託事業の一部が当該事業 に該当すると思われるが、全体的には、公益事業の割合が高く、企業会計の基準適 用は求められない、すなわち損益計算書の作成は省略可能と考えられる。

ただし、年度別、事業別の収益・費用の対応計算、業務別の損益計算、コスト分析等が欠落していることは、公社運営の重大な問題点になっていると思われる。

(2) 年度損益について

公社営開発事業について公社では補助金収入、施主の工事費自己負担分をそれぞれの事業収入で受け、その工事支出を工事請負費としている。

工事契約にかかる工事費の支払については地方自治法施行令附則第 7 条及び地方 自治法施行規則附則第 3 条第 1 項により 4 割を超えない範囲で前金払が許容されて いる。

現在、公社ではその範囲内で前金払し、その金額を工事請負費として計上しているが、当該金額は工事の出来高とは関係なく、許容資金の範囲で決定される。

補助金収入は、個々の工事とは切り離して事業全体の資金をみながら補助金の請求をしており、施主の工事自己負担分は、この工事が終了した時点で請求をしているのが現状である。

ところが一つの工事の期間が二年度に亘る場合、この方法では収入と支出の時期 の違いにより正味財産増減計算書が実態を表していないことになる。

(3) 事業別損益について

事業別損益の把握が充分ではない。

例えば平成 14 年度県営畑地帯総合整備事業について、収入は 18,921 千円であるのに対して、支出は大きなものとしては重機賃借料として A 社へ 14,451 千円、B 社へ 3,360 千円が計上されている。

この事業の損益が把握されていないので明確ではないが、収入から事業直接費を

控除した段階ですでに赤字であり、しかも A 社への重機賃借料は 1 者随意契約であった。

(改善策)

(1) 企業会計原則の適用の要否について

日本公認会計士協会公益法人委員会報告第 11 号「企業会計の基準を適用すること が合理的な事業」では、以下のように示されている。

「適用除外とは、事業の執行状況を把握するため、企業会計の基準により作成される損益等の情報を継続的に必要とし、理事会等における意思決定に際して経営成績の評価が特に重要かつ不可欠とされている事業である。より、具体的には、給付単位別の収益・費用の対応計算を厳密に要求するような事業であり、そのための帳簿組織を有し、継続的に棚卸計算や原価計算等を実施している事業で、損益計算書を売上総利益、営業利益、経常利益等に区分対応表示することを必要とする事業である(以下略)。」

公社は企業会計の基準適用は求められないが、一部収益事業については上記報告の内容が当てはまり、また、その事業の成否が公社の命運を左右するといっても過言ではないので、事業別の損益計算、コスト分析等の実施は欠かすことができないと思われる。

(2) 年度収支について

二年度に亘って工事が行なわれるような場合、工事の出来高を計算して、未成工事支出金勘定を設ける等、収支計算が公社の実態をあらわすような措置が必要と思われる。

(3) 事業別損益について

事業が構造的に支出超過になっているのか、それとも事業直接費の管理が甘いので支出超過になっているのか明確ではないが、まず損益の管理手法を導入して損益を把握することが必要であるものと思われる。

その上で収入から事業直接費を控除した段階ですでに支出超過になっている事業があり、しかもそれが県からの受託事業で、かつ公益性の高いものであるならば、 それは県が直接行うべき事業であるかどうかの検討が必要になる。

経営管理手法を導入して年度別、事業別の損益等を把握し、人員配置等を再検討した上で、公社の事業全体を見直して事業の整理統合をすべき時期にきているものと思われる。

14 経費の部門別配賦計算について

経費の部門別配賦計算は、予算の多寡によって経費を配分する方法ではなく、合理的な配分基準により正しく行われる必要がある。

(現状及び問題点)

農業公社の作成している収支計算書や、正味財産増減計算書を概観すると、事業費は各事業に区分して計上しており、このこと自体は各事業に関する経費の発生状況を把握するうえで有用である。平成15年度についてみると合理化促進事業や受託事業、公社営開発事業等をはじめ10の事業に区分している。

しかし、その計上内容を検証してみると、計上の基準が不明なものがある。例えば公 社の事務所賃借料(月額627千円)は以下のように計上されている。(単位:千円)

月 分	月数	金額	事 業 区 分
平成 15 年 4 月 ~ 11 月	8 ヶ月分	5,016	公社営開発事業
平成 15 年 12 月~平成 16 年 1 月	2 ヶ月分	1,254	農業後継者育成基金事業
平成 16 年 2 月 ~ 平成 16 年 3 月	2 ヶ月分	1,254	管理費

同様に臨時職員の賃金についても月により事業区分が異なっている。

公社は年間を通して各事業を実施しており、事務所賃借料や臨時職員の賃金は年間を通して同一の事業区分に計上されるはずである。公社によると予算が優先し、予算超過という事態は避けなければならないため、このように事業区分を変えているということである。

(改善策)

会計原則上、経費部門別配賦計算は発生部門にあとづけて行うのが原則である。それは、経費の計上を発生部門で行うことによって、その事業の真実の状況を表示するためである。

現在、公社が行っている経費の計上方法は、予算や収入の多寡によって経費を各部門 に計上する方法であって、公社の事業の真実の状況を反映していない。このため実施し ている事業の損益や計算書類分析等の分析結果を歪めてしまうことになる。

経費の各部門への配賦方法は以下のように行うのが正しい方法である。

(1) 直接経費

直接経費は発生した部門に正しく割り当てられるように計上する。

(2) 間接経費

複数の事業にまたがって発生する間接経費はその発生の態様に基づき、その因果 関係を反映する何らかの配賦基準に基づき発生した部門に正しく割り当てられるよ うに計上する。例えば、事務所賃借料は、事務所の事業に供する面積比率等で各事業に配賦する。また、臨時職員の賃金は、その職員の従事する時間基準等により各事業に配賦する。

また、これを具体的実行に移すため、現在の予算の積算方法を変更する必要がある。 現在の方法は、前年度実績に効率化計数等を乗じた方法という説明であるが、そうでは なく、次年度の事業計画を見積り、その事業計画でどれほどの経費を支出するかという 積算を行う必要がある。

15 理事会の強化について(共通)

公社は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。また、少なくとも最低一人は常勤理事が必要である。

(参照 共通意見の項1-28頁)

16 中長期経営計画について(共通)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。農業を取り巻く情勢は今後さらに厳しくなることが予想される中で、事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(現状及び問題点)

現時点において公社では、予算として年次事業計画は策定しているものの、経営基本方針、中長期経営計画については正式に承認されたものは作られておらず、長期的なビジョンを持った事業運営に欠けているといえる。一時策定に向けての動きがあったが、平成15年3月に前副理事長が辞任し、常勤理事がいなくなってからは頓挫している。

「(財)農業公社の運営方針について」という冊子が平成16年度以降取りまとめられたがその中で、公社の現状分析、問題点の検討、今後の事業展開ならびに今後5年間の事業予想と経営収支見込みを行っており、それぞれかなり精緻に分析され今後の公社経営に有効であると思われる。

問題点としては 理事会で正式に承認されたものでないこと、 経営収支見込みが資金収支明細のみで損益見込み分析が欠如していることがあげられる。

(改善策)

公益性と採算性の両面を追求し、長期的視野をもって目的を達成していくには、実現のための計画(経営基本方針、中長期経営計画及び年次計画)を策定、実行していく必要

(財)群馬県農業公社

があり、特に平成13年度から3年度連続支出超過になっている公社の経営を改善するには、事業の計画的な遂行が不可欠であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

改善策としては、前記「(財)農業公社の運営方針について」で精緻な分析ができているのであるから、下記改善を行えば中長期経営計画として利用可能であると考える。

- (1) 経営収支見込みの策定において、事業ごとの損益見込み分析を行うこと。
- (2) そのためには後述する人事管理の諸問題も関連するので、人事問題を改善の上人件費の削減計画を同時に反映させること。
- (3) 県所管課との調整を図り、県の方向性と矛盾がないようにすること。
- (4) 理事会で正式に承認されること。
- (5) 全ての役職員に周知徹底すること。
- (6) 中長期経営計画を年次に落とし込んで年次事業計画(予算)を作成すること。その際 矛盾点があれば内容の見直しを行うこと。
- (7) 中長期(3~5年)ごとに定期的に見直すこと。

(参照 共通意見の項1-32頁)

17 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項1-32頁)

18 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、 組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求め られる。

(参照 共通意見の項1-33頁)

19. 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は公社の実態を表すものとは言いがたく不十分であると考えられる。公社の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

(1)行政コスト計算書の作成

行政コスト計算書

(単位:千円)

科	目	合計		担い	手支援グル -	- プ		農	農地利用グリ	レープ		総務グループ
1	Ħ		合理化事業	農地流動化	後継者育成	就農支援	明日サポート	受託事業	飼料用イネ	管理耕作	公社営	管理費
【支出コスト】		952,799	479,121	3,001	5,183	8,802	3,594	96,978	3,241	360	306,147	46,366
用地費		417,093	417,093	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費		127,102	32,136	0	598	1,549	0	29,148	0	0	19,609	44,061
旅費		1,531	631	194	0	309	0	168	166	0	42	18
需用費		7,030	2,042	61	18	1,749	0	1,923	155	4	679	395
使用料及び賃		32,100	9,341	0	1,254	191	0	12,966	335	0	6,704	1,305
支払利息		10,362	10,362	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸税負担金		6,145	1,099	0	0	457	0	4,254	0	0	188	145
助成金		9,431	0	2,528	3,309	0	3,594	0	0	0	0	0
報償費		3,235	0	0	0	3,235	0	0	0	0	0	0
委託費		30,192	0	0	0	0	0	30,192	0	0	0	0
資材費		11,930	0	0	0	0	0	9,490	2,272	167	0	0
工事請負費		276,156	0	0	0	0	0	0	0	0	276,156	0
その他経費		20,485	6,414	217	2	1,309	0	8,833	311	188	2,765	442
【発生コスト】		18,547	8,133	30	52	89	36	5,914	13	1	2,949	1,324
退職給付引	当金繰入額	8,618	2,396	0	0	0	0	4,077	0	0	1,310	834
賞与引当金利	利繰入額	2,404	830	0	0	0	0	801	0	0	340	432
減価償却費		7,523	4,906	30	52	89	36	1,036	13	1	1,298	58
行政コスト	総額	971,347	487,255	3,032	5,235	8,891	3,630	102,893	3,255	362	309,097	47,692

行政コスト計算書

(単位:千円)

科目	合計		担い	F支援グル -	- プ		Ā	農地利用グ	ループ		総務グループ
17 📙	ня	合理化事業	農地流動化	後継者育成	就農支援	明日サポート	受託事業	飼料用イネ	管理耕作	公社営	管理費
【事業収入】											
基本財産利息収入	5,765	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,765
一般事業用地売却収入	29,015	29,015	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別事業用地売却収入	387,246	387,246	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急加速用地売却収入	9,566	9,566	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用地貸付料収入	1,374	1,374	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受委託資金貸付料収入	3,100	3,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業用機械等貸付料収入	4,348	4,348	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保有農地原価加算収入	77	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械受託料収入	83,985	0	0	0	0	0	83,985	0	0	0	0
畜産基盤整備事業収入	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200	0
畜産環境整備事業収入	39,034	0	0	0	0	0	0	0	0	39,034	0
飼料イネ収穫受託収入	14,498	0	0	0	0	0	0	14,498	0	0	0
管理耕作事業収入	252	0	0	0	0	0	0	0	252	0	0
受取利息	1,142	0	29	0	0	0	0	0	0	0	1,113
雑収入	54	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却収入	391	0	0	0	0	0	391	0	0	0	0
事業収入合計	584,052	434,782	29	0	0	0	84,376	14,498	252	43,234	6,878
差引県民負担行政コスト	387,294	52,472	3,003	5,235	8,891	3,630	18,517	-11,243	109	265,863	40,814

(2)行政コスト計算書の分析

各事業及び農業公社全体の行政コストの状況

事業部門	県民負担コスト	県民1人当り負担コスト	1世帯当り負担コスト
	(千円)	(円)	(円)
合理化事業	52,472	25	72
農地流動化	3,003	1	4
後 継 者 育 成	5,235	2	7
就 農 支 援	8,891	4	12
明日サポート	3,630	1	4
受 託 事 業	18,517	9	25
飼料イネ	- 11,243	- 5	- 15
管 理 耕 作	109	0	0
公 社 営	265,863	130	365
管 理 費	40,814	20	56
合 計	387,294	190	532

補足事項...平成 16 年 4 月 1 日現在 人口 2,031,415 人、同世帯数 726,631 世帯として計算している。

(農地流動化事業・農業後継者育成事業・明日の農業人サポート事業について)

これらの事業は就農を希望する青年等に対して就農啓発や就農相談活動とあわせ就 農支援資金の貸付等を行っている。この部門で計上されている助成金は実質的には補助 金であって県民の負担となるところである。また、この助成金は補助金額と同額のもの があり、公社は手数料も入手していない。このような助成事業は公社の業務とする必要 はなく、県の直接事業として実施することについても検討の余地がある。

(受託事業について)

受託事業は、県や市町村からの受託に基づき行う、ほ場整備工事や草地造成工事のような請負制と、耕起工事や暗渠排水工事等、作業委託申請に基づく時間制による事業を行っている。受託事業は資材費や委託費が大きいが、合理化事業と同様に収益と費用の対応が図られように会計処理を行う必要がある。

(飼料イネ収穫作業受託事業について)

当該事業は、高崎市、太田市、館林市等から受託に基づき飼料用のイネの収穫作業を 行うものである。当該事業は3,255 千円のコストに対して14,498 千円の収入があり農 業公社作成のデータでは黒字化している。ただし、コストの見直しは必要である。

(総論)

農業公社の作成した収支計算書に基づく支出コストに減価償却費等の発生コストを加えたコスト総額は971,347千円であり、これに対応する自己収入は584,052千円である。差引387,294千円のマイナスである。

農業公社の行っている事業は多方面にわたっている。しかし、大規模経営促進事業や明日の農業人サポート事業等は県から補助金は出ているものの、農業公社を通過するだけであり、県の専担事業としても成立するものである。

また、農業公社の運営上生じる行政コスト 387,294 千円の負担する県民の一人当り金額は 190 円である。これから農業公社が県民の負託に応えるためには実施する事業内容の更なる充実、行政コストの圧縮等が期待される。

(出資団体のあり方について)

20 公社運営の今後のあり方について

現在の農業・経済環境は、公社の設立当時とは大幅に変化し、最近の決算では当期収支差額もマイナスになっており、また国庫事業も大幅に変動する等、その運営方針も見直すべき時期に来ていると思われる。

そこで、公社の役割、存在意義を見直すとともに、農業・農村の情勢変化、国及び県の 農業政策、今後の事業予定並びに経営収支の見通し等を考察し、公社運営の今後のあり方 について検討した。

(現状及び問題点)

(1) 設立経緯、公社の役割、存在意義並びにこれまでの状況について

公社は、「農地保有の合理化を促進し、農業経営の近代化を図るとともに重機、農業機械を管理運用して農業基盤を造成整備し、もって農業者の経済的、社会的地位の向上を図る」ことを目的として、昭和45年に設立された。

また、平成 10 年 10 月には群馬県農業後継者育成基金と統合し、青年農業者の確保・育成業務が加わり、県が推進する農政の重要課題である「担い手確保対策」の一翼を担うこととなり、公社の機能も拡大・充実してきている。

これまでは、日本の高度経済成長を背景に、農業経営の規模拡大を目指す農業者を対象として、 農地保有合理化事業を活用した農地や未墾地の売買(法に基づく公益事業)、 これによって必要となる農地改良工事(公益事業を支える、収益事業)の二つを車の両輪に農業者の支援事業を実施し、県農業の発展に寄与してきた。

公益事業については、公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく「農地保有合理化法人」の資格を生かし、担い手農家並びに農業生産法人への土地集積、利用

権設定などを進めるために、農地保有合理化事業を利用して農地売買の斡旋、貸借などに取り組んできた。

収益事業については、公社は、公益事業を進める上で必要となる土地基盤の整備などハード事業を行ってきたが、免税軽油を利用できる公社の利点や、公社の保有する建設重機、農業用機械等をフルに活用して、公社営事業(公社が事業主体となる畜産公共事業、農業基盤整備事業等)及び受託事業(自治体が事業主体となっている農業基盤整備事業等の受託)などに取り組んできた。

このため、公益事業と、これを支援し公社の運営経費を確保する収益事業は、県などからの助成を受けずに公社を運営する上で、切り離せない関係となっている。

(2) 農業・農村の情勢変化について

近年、農業・農村の情勢は急激に変化している。すなわち、農業者の高齢化や後継者不足、輸入農作物/国内産地間競争による作物単価の下落などに伴う不耕作地の増加、離農などが相次ぎ、平成15年度の離農農家は全国で4万7千戸に達しており、今後も昭和一けた世代の大量離農が続くと懸念される。

また、農産物を巡る国際化の流れ、或いは輸入家畜用飼料の利用に伴う家畜伝染病へのリスク拡大など、農業・農村を取り巻く情勢は今後、さらに厳しくなるものと予想される。

(3) 公社の置かれている現況

そうした中で、公社の受託事業量は年々減少傾向にあり、その影響で最近の決算では当期収支差額もマイナスになっている。

主要事業の事業費推移は以下のとおりである。

(過去3年間実績及び次年度予算)

(単位:千円)

+ 🖂 🔿	中区分	平 13 年度	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度
大区分	中区分	実績	実績	実績	予算
農地保有	農地売買等事業	421,712	299,643	730,706	484,477
合 理 化	助成金交付事業	21,855	12,423	8,334	2,566
事 業	小 計	443,567	312,066	739,040	487,043
担い手	農業後継者育成基金	3,674	2,852	3,510	3,450
担 い 手 支援事業	青年農業者就農支援	1,802	1,911	1,930	11,697
以级争未	小 計	5,476	4,763	5,440	15,147

農用地等	公	社 営	事	業	371,500	621,116	303,865	0
開発事業	受	託	事	業	102,048	85,818	104,966	86,800
用光尹未		小	計		473,548	706,934	408,831	86,800
	合	計			922,591	1,023,763	1,153,311	588,990

事業量減少の主な要因は以下のとおりである。

- ・ 農業情勢の変化に伴う営農意欲の減退および農業者の減少
- ・ 土地利用型農業の衰退
- 個人別農業機械保有量の増大と機械化営農の定着
- ・ 農業農村整備事業の伸長

(4) 国及び県の農業政策について

農水省は、効率的な農業経営の育成を目指す農業政策の一環として、農業生産法人の資本増強を支援する方針を明らかにし、平成17年度からの実施を目指している。これは、離農農家が手放す農地の荒廃を防ぎ、農業生産法人の規模拡大を図るのが狙いであり、農地保有合理化法人に対しては農地の買い取り資金や金銭出資の一部を助成するものである。

群馬県では、平成12年度に「食と農の群馬新世紀プラン」を策定し、食料政策、 農業政策、農村政策を三本柱に、平成22年度を目標年度とする5カ年計画を推進し ている。

また、計画中間年までで、県内農業を取り巻く諸情勢が大きく変化したことを受け、平成15年度に新世紀プランの補強版を策定している。

この情勢変化のうち、米政策大綱(水田農業対策)の推進、農業者の減少に伴う担い手確保・育成対策の早期実現と未利用耕作地対策、さらには国際化を見据えた産地・流通対策等、公社が所管する事業(農地保有合理化事業、公社営事業、受託事業等)を活用することによって、さらに効果的な施策の展開が可能となるものが多い。

したがって、当公社の必要性並びに存在意義は今後ますます重要になると思われる。

(5) 今後の事業予定

平成 16 年度以降の事業予定は以下のとおりである。

1	.担い手支援、	地域整備へ	の支援事業

(単位:千円)

計画地域	農業形態	地区面積	着工予定	完了予定	想定
計画地塊	辰耒形忠	地区四個	年度	年度	事業費
東毛地域	米麦二毛作地带	水田 71 %	平成 17	平成 20	450,000
	中間農業(畑作)地帯	水田 10 %	平成 18	平成 22	1,500,00
	中间辰未(畑仆)地市	畑 113 タール	十以(10	十以, 22	0
西毛地域	同上	畑 50 タール	平成 19	平成 23	500,000
	同上	畑 112 タール	平成 20	平成 24	1,100,00
					0
東毛地域	平坦農業(畑作)地帯	水田 40 %	平成 18	平成 21	320,000
北毛地域	中山間農業地帯	畑 9 ターパ	平成 17	平成 21	72,000
同上	同上	水田 6 %元	平成 18	平成 22	180,000

農地保有合理化促進事業について

上記事業予定の地区は、WTO(世界貿易機関による新多角的貿易交渉:農業交渉)、あるいは FTA(自由貿易協定)など農業の国際化に伴って影響を受けることが予想される農作物(コメ、タマネギ、ネギ、コンニャク等)の産地である。

また、北毛の中山間農業地帯は利根川の源流域にあたり、農業・農村の持つ多面的機能が維持・継続されなければならない地域である。

こういった地域においては、農業の持続性を確保することを目的としており、 公社の活動に対する期待は決して小さくない。

これまでの事業は、主に市町村農業委員会を通じたものが多く、規模縮小・ 離農農家から土地を買い入れ、規模拡大希望農家に斡旋・売り渡しする形をとったものが多く、農業農村整備事業との連携不足であった傾向がある。

このため、今後は各農業総合事務所農村整備部(県の地域機関)で所管している農業農村整備事業計画調査地区の営農検討会、事業計画検討会等へ積極的に参画し、農地保有合理化促進事業の活用を働きかけていく。

米麦二毛作水田地帯における担い手への農地集積と簡易な整備について 東毛地域平坦部の水田地帯は、昭和初期から戦後にかけて1反区画(水田1 区画が1,000 ㎡程度)で整備され、道路、用水路、排水路の部分改修などが行われている。

しかし、(1)現在の区画では大型化した農業機械の利用に支障を来たしている こと、(2)農道、用水路等の社会資本整備は重要でないこと、(3)農業者の高齢 化と減少に伴う資本整備意欲の後退などが誘因となって、担い手農家への土地 集積は進まず、大型機械を利用した効率的な営農作業展開の妨げとなっている。

通常であれば、このような地域は、「農業農村整備事業」による土地整備が望ましいが、事業終了までに長期間 (土地改良事業では7~8年) かかること、社会資本までを一体的に整備するために農家負担額が大きくなることなどが阻害要因となり、整備が遅れている。

これに対し公社の事業では、一定地域内の換地作業や社会資本整備を行わずに担い手への農地集積を進めることができる「農地保有合理化担い手育成地域推進事業」(平成 16 年度新規国庫補助事業)の活用による簡易な基盤整備(畦畔除去による水田の大区画化)が可能なので、その活用を積極的に働きかける。

農村景観の維持と畜産飼料自給率の向上を図る施策である「耕畜連携推進対策」(飼料イネ作付け推進事業)について

畑地帯においては、自給用飼料の作付け拡大を企画しながらも、自宅周辺で利用できる畑地が不足している畜産農家を対象に、未耕地を抱える地域との作業協定による飼料用作物の生産供給と広域流通を支援する方策などへ県の指導の下で取り組む。

口.畜産公共事業

- ・ 担い手育成総合整備事業(再編整備型)、吾妻中部地区
- ・ 事業実施要望農家数…34 戸(うち、事業参加希望者 26 戸)
- 想定総事業費...約 1,150,000 千円
- 事業内容…草地造成(更新を含む)、畜舎及び堆肥舎等の整備

畜産担い手育成総合整備事業(統合再編型)

畜産公共事業は、平成 15 年度をもって草地畜産活性化特別対策事業が完了し、 その後の事業計画は白紙の状態であった。

しかし、食の安全確保を巡る各種の動き、FTA の進展に伴う輸入農産物の増加 予想などを背景として、平成 17 年度から畜産経営の法人化・協業化、後継者へ の経営継承などを契機とした 1 ランク上の規模拡大を目指す畜産農家を対象に、 「畜産担い手育成総合整備事業」が開始されることとなった。

これを受け、吾妻郡の 26 戸の畜産農家から草地造成、畜舎・堆肥舎の増設等の要望が出されたため、県農業局畜産課と連携して事業化を進める計画である。

(6) 経営収支の見通し

公社の策定した「農業公社の運営方針について」では、前記事業予定が順調に推移し、公社の事業受託等が可能となった場合、現在単年度マイナスとなっている公社経営は平成18年度からプラスに転換することが可能となるとの見通しである。

(改善策)

公社の作成した収支計算書に基づく支出コストに減価償却費等の発生コストを加えたコスト総額は971,347千円であり、これに対応する自己収入は584,052千円である。差引387,294千円のマイナスであり、その公社の運営上生じる行政コストを負担する県民の一人当り金額は190円である。これから農業公社が県民の負託に応えるためには実施する事業内容の更なる充実、行政コストの圧縮等が期待される。

- (1) 農地保有合理化事業・担い手支援事業は、県の農政の一翼を担う事業であり、今後 もその必要性は増加すると思われる。また県が直営で行うよりも公社が行った方が効 率的で合理的と思われる分野が多いと考えられるので、目的に適合していると思われ る。
- (2) 農用地等開発事業(公社営及び受託事業)は、収益事業(公社が付随的に収益を目的として行う事業)であるが、上記公益事業の補完的事業として欠かせないものであること、公社の保有する農業用重機は特殊なもので群馬県にもわずかしかないので、民間事業者との競合もないこと等考慮すると、目的適合性(公益性)に関しては問題ないと考える。

ただし、契約事務手続き、経営に関する計画性、経営管理の仕組み(組織管理、人事管理、財務管理)並びに目標と成果の公表等について改善すべき点が見受けられたので、前述したそれらの改善を実行することが求められる。

第 5

財団法人 群馬県フラワー協会

目 次

1	設立経緯	5 -	3
2	設置目的	5 -	3
3	事業の概要	5 -	3
4	平成15年度の主な事業実績	5 -	3
5	施設の概要	5 -	5
6	組織	5 -	6
7	県との関係	5 -	7
8	財務の状況	5 -	8
実地	<u>監査年月日</u>		
	実地監査年月日	5 -	12
監査	結果 指摘事項		
(契約	事務について)		
1	入札手続について(共通)	5 -	12
(物品)	管理について)		
2	備品等に係る管理手続について(共通)	5 -	13
3	収入印紙、切手等の会計処理について(共通)	5 -	14
(管理:	運営状況について)		
4	勤怠管理について(共通)	5 -	14
意見			
(契約	事務について)		
1	指名競争入札における指名業者の選定について(共通)	5 -	15
2	積算価格の精度見直しの必要性について(共通)	5 -	16
3	高額な1者随意契約について	5 -	16
(会計	事務について)		
4	入園券の管理と実地棚卸について	5 -	17
5	賞与引当金計上の必要性について(共通)	5 -	17
6	諸税未払金計上の必要性について	5 -	17

(財)群馬県フラワー協会

7	人件費の計算書類上の表示について(共通)	5 - 18
(県と	出資団体との関係について)	
8	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	5 - 18
9	委託料の精算方式について(共通)	5 - 18
1 0	利用料金の取扱について	5 - 19
(管理	運営状況について)	
1 1	理事会の強化について(共通)	5 - 21
1 2	経営会議等の活用について(共通)	5 - 21
1 3	指定管理者制度への対応について(共通)	5 - 21
1 4	テナント業者出店料について	5 - 22
1 5	部門別収支計算書の作成について	5 - 22
1 6	人事運用の自立化について(共通)	5 - 24
1 7	人件費抑制施策について(共通)	5 - 24
1 8	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	5 - 24
(出資	団体のあり方について)	
1 9	ショッピングプラザ等の経営について	5 - 27
2 0	ぐんまフラワーパークの利用状況等及び今後のあり方について	5 - 28

財団法人 群馬県フラワー協会

概要

1 設立経緯

群馬県により整備された「ぐんまフラワーパーク」の良好な維持管理と花と緑を愛する思想の普及、花と緑の消費啓発の推進、園芸相談及び花き産業の発展等を通じて地域の活性化、県民福祉の向上に寄与することを目的に平成3年に財団法人群馬県フラワー協会(以下「フラワー協会」という。)を設立した。

平成12年4月1日からは「花と緑に関する県民の理解を深め、花き産業の振興寄与、花と緑に関する情報の提供等の機能」を持つ「群馬県花と緑の学習館」の管理を県から受託している。

2 設置目的

フラワー協会は、県民が花と緑とのふれあいを通して、自然に親しみ、自然をいつくしむための事業を行うことにより、県民の豊かな情操のかん養と快適な社会環境の整備を図り、併せて花き産業の発展及び農業・農村地域の活性化を助長し、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

フラワー協会は、上記の目的を達成するための次の事業を行っている。

- (1) 花と緑を愛する思想の普及及び花と緑の消費啓発の推進
- (2) 花と緑を育てるための調査及び園芸相談
- (3) 花と緑を愛し育てる県民組織の育成及び指導
- (4) 群馬県の委託を受けて行う施設等の管理運営
- (5) 公共団体及び花き関係団体等が行う公益的事業の協力
- (6) 上記(4)の施設等に設置する便益施設の運営等に関する収益事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

(施設名: ぐんまフラワーパーク) (単位:千円)

事 業 名	事	業	概要		決算額
(1)ぐんま花の日	県内の花と緑に関				協会
県民フェスティバ	花の日」、4/23~	4/29 の「ぐん	ま花と緑の週	間」を中心	,
ル	に行う「ぐんま花	の日県民フェ	スティバル」	こついて、	負担金
	ぐんまフラワーバ	一クを主会場	として開催した	た。フェス	5,000

(財)群馬県フラワー協会

T		
	ティバル事務局業務も受け持った。	
(2)夜間開園	仮設照明施設を設置し夜間開園を年間 47 回開催。夜間開	
	園関連イベントとして、春秋の花火大会、ホタル観賞会、	9,144
	クリスマスイルミネーション、コンサート等を実施した。	
(3)(社)日本植物園	全国の植物園で組織する日本植物園協会の大会・総会を	
協会第 38 回大会・	幹事園として開催した。	0
総会		
(4)夏休みこどもカ	夏休み期間中の子どもを対象としたイベントとして、小	
ルチャー教室・動物	枝を使った森の動物作り教室、ヒヨコ・ウサギ・子鹿・	404
ふれあい教室	ヒツジ等の小動物と直接ふれあうことのできる動物ふれ	461
	あい教室を開催した。	
(5)ガーデニングコ	コンテナガーデン部門・ハンギングバスケット部門の 2	
ンテスト	つの部門について、県民から作品を募集し、園内で展示	0.40
	した。委嘱した審査員により審査を行い、優秀作品を表	342
	彰した。	
(6)第 1 回サザンカ展	ぐんまフラワーパークが保有する日本有数のサザンカ品	475
品種コレクション	種コレクションの企画展をイベント温室にて開催した。	175
(7)第 4 回アザレア	ぐんまフラワーパークが保有する、世界的にも類を見な	
展 「真冬の花の舞	い古木のアザレアコレクションの企画展を開催した。平	302
踏会」	成 15 年度で 4 回目の開催となった。	
(8)花桃まつり	春を告げるイベントとして地元宮城村(現前橋市)が主	
	産地のハナモモの花まつりを実施した。花桃まつり特別	1 200
	飾花、ハナモモのプレゼント、郷土芸能祭、お茶席等を	1,209
	開催した。	
(9) 2 0 0 4 群馬洋	洋ランを中心としたコンテストを実施し、優秀作品を表	4 007
らんグランプリ	彰すると共に、応募作品をフラワーホールに展示した。	1,087
(10)フラワーパー	友の会会員を対象に、バスツアー(山梨県フラワーセンタ	
ク友の会事業	ー・富士国際花園)・自然観察会(国営武蔵丘陵森林公園)	641
	を実施した。	

(施設名:群馬県花と緑の学習館)

(単位:千円) 事 業 名 要 決算額 業 概 (1)園芸指導 花や緑に関する知識や技術の習得を目的として、一般公 募の方々を対象に花と緑の教室を開催した。講師は、花 2,471 トピアアドバイザーを中心に、依頼している。テーマ毎 に数回及び単発で実施した。年間総実施回数30回。また、

	小中学生対象に体験教室を 4 回開催、講師は学習館職員	
	及びサイエンスインストラクター会員が担当。	
(2)実証展示	花と緑に関する新しい情報提供と共に多種に及ぶ植物の	
	適性や活用方法などを実証展示し、県民サービスの向上	
	を図った。さらに、アザレア、サザンカなどフラワー協	2,188
	会所有の貴重なコレクションの管理保存を行い、開花調	
	節を行いぐんまフラワーパーク内で飾花した。	

5 施設の概要 (所有者:群馬県)

	施設名		ぐんまフラワーパーク	ぶんまフラワーパーク 群馬県花と緑の学習館					
設	置・開	設	平成 4 年	·成 4 年 平成 12 年					
施	設 所 在	地	前橋市柏倉町 2471 - 7	前橋市柏倉町 2474 - 2					
敷	地 面	積	182,235.94 m ²	32,994.80 m²					
建	物延床面	積	8,001.42 m ²	2,260.85 m²					
新	築工	事	平成元年~平成3年	昭和 63 年~平成元年					
I	事	費	7,015,000 千円	361,663 千円					
			管理センター 517 m ²	本館 747 m ²					
			植栽総面積 約 100,000 ㎡	研修室 192 ㎡					
			植替花壇面積 約7,000 ㎡	ガラス温室 5 棟 1,015 ㎡					
			鑑賞温室 2,491 m ²	鉄骨ハウス 216 m ²					
			ラン温室 442 m ²	パイプハウス 4 棟 592 m²					
主	な施	設	熱帯花木温室 795 ㎡	農機具庫 162 m ²					
1	4 4 11111	収	イベント温室 530 ㎡	用土調整等施設 162 m²					
			サボテン温室 199 ㎡	管理棟 146 m ²					
			ベゴニア温室 331 ㎡	実証展示圃 5,000 ㎡					
			フラワーホール 605 ㎡						
			パークタワー 高さ 18m						
			ショッピングプラザ 1,678 ㎡						
駐	車	場	南:バス35台、乗用車397台	乗用車 100 台 駐車可能					
尚土	半	场	北:乗用車 124台 駐車可能	米川半 100 ロー駐半り形					

補足事項…ぐんまフラワーパーク工事費には、両施設用地費、調査設計費、関連工事費 及び周辺整備費が含まれている。

6 組織

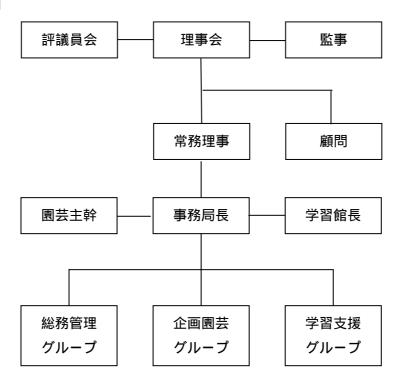
(1)人員構成

(平成 16年3月31日現在)(単位:人)

	区分	— 般	県現職	県 退職者	農協系	県派遣	プロパー 職員	嘱託 職員	合 計
	副理事長	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
役	理 事	7(7)	1(1)	1(0)	5(5)	0(0)	0(0)	0(0)	14(13)
	監 事	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
員	顧 問	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
	小 計	8(8)	2(2)	2(1)	7(7)	0(0)	0(0)	0(0)	19(18)
	園 芸 主 幹	0	0	【1】	0	0	0	0	[1]
	学習館長	0	0	1	0	0	0	0	1
職	事務局長	0	0	0	0	1	0	0	1
	総務管理 G	0	0	0	0	5	2	11	18
員	企画園芸 G	0	0	0	0	6	8	7	21
	学習支援 G	0	0	0	0	1	1	2	4
	小 計	0	0	1	0	13	11	20	45
	合 計	8(8)	2(2)	3(1)	7(7)	13(0)	11(0)	20(0)	64(18)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。園芸主幹(県退職者)は常勤理事兼務である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

	i	出	資	先	Ē			平成13年度		平成14年度		平成15年度	
群			馬				県	200,000(66.6%)	200,000(66.6%)	200,000(66.6%)
全	農道	Ē ā	群!	<u>ا</u> ق	果	本	部	50,000(16.6%)	50,000(16.6%)	50,000(16.6%)
群	馬		県		信		連	20,000(6.6%)	20,000(6.6%)	20,000(6.6%)
全	国共	済	連群	焦	県	本	部	10,000(3.3%)	10,000(3.3%)	10,000(3.3%)
宮	城村	(現	前	橋	市)	10,000(3.3%)	10,000(3.3%)	10,000(3.3%)
前	橋		市		農		協	8,000(2.6%)	8,000(2.6%)	8,000(2.6%)
宮	城	木	d i	奇	I		会	2,000(0.6%)	2,000(0.6%)	2,000(0.6%)
	1	合		言	†			300,000(100.0%)	300,000(100.0%)	300,000(100.0%)

補足事項... 出資先の前橋市農協は、平成15年3月農協合併後の名称であり、設立当時は、地元宮城村農協が出資したものである。

()は、出資比率である(小数点2位以下は切捨て)。

(2) 県からの補助金(所管課: 蚕糸園芸課)

(単位:千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
フラワー協会運営費補助	189,568	296,080	297,827
学習館運営費補助	17,880	21,515	0
合 計	207,448	317,595	297,827

補足事項…フラワー協会の管理費は、ほぼ全額補助金により賄われている。 平成 13 年度までは、県派遣職員人件費は県が直接支払っていた。 平成 14 年度から派遣法の改正により上記人件費も補助金に繰入れられた。 平成 15 年度から補助金を一本化した。

(3) 県からの委託料 (所管課: 蚕糸園芸課)

(単位:千円)

項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
フラワーパーク管理委託	294,569	107,623	107,017
学 習 館 管 理 委 託	15,194	9,033	0
パーク営業強化対策	0	0	4,108
合 計	309,763	116,656	111,125

補足事項…平成13年度までは、利用料金ではなく入園料として県が直接受入れていた。 平成14年度から利用料金制度を導入し、フラワー協会収入となった。

8 財務の状況

フラワー協会の計算書類は、便宜上科目について要約して表示してある。

(1) 収支計算書 (単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	598	432	391	-41
事業収入	321,563	323,374	262,885	-60,489
補助金収入	207,448	317,595	297,826	-19,768
負担金収入	8,563	7,640	5,560	-2,080
特定預金取崩収入	0	720	0	-720
その他の収入	2,595	1,682	3,318	1,635
当期収入合計	540,769	651,445	569,981	-81,463
前期繰越収支差額	1,263	1,446	2,472	1,025
収入合計	542,033	652,891	572,454	-80,437
事業費	359,586	363,214	289,105	-74,108
自主事業費	11,903	28,511	1,407	-27,103
補助事業費	28,627	34,668	25,466	-9,202
受託事業費	319,056	300,034	262,232	-37,802
管理費	177,970	282,969	275,943	-7,026
人件費	140,549	246,289	237,694	-8,594
その他	37,420	36,679	38,248	1,568
特定預金支出	3,029	4,235	3,351	-884
当期支出合計	540,586	650,419	568,400	-82,019
当期収支差額	182	1,025	1,581	555
次期繰越収支差額	1,446	2,472	4,054	1,581

(2)正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	3,212	5,261	4,932	-328
当期収支差額	182	1,025	1,581	555
退職給与引当預金増加額	3,029	4,235	3,351	-884
負債減少額	0	720	0	-720
退職給与引当金取崩額	0	720	0	-720
増加額合計	3,212	5,981	4,932	-1,048
資産減少額	0	720	0	-720
退職給与引当預金取崩額	0	720	0	-720
負債増加額	3,029	4,235	3,351	-884
退職給与引当金繰入額	3,029	4,235	3,351	-884
減少額合計	3,029	4,955	3,351	-1,604
当期正味財産増減額	182	1,025	1,581	555
前期繰越正味財産額	301,713	301,896	302,922	1,025
期末正味財産合計額	301,896	302,922	304,504	1,581

(3)貸借対照表 (単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	80,036	98,805	64,044	-34,761
現金預金	69,584	44,722	56,324	11,602
未収金	2,948	46,610	2,246	-44,363
立替金	7,503	7,473	5,473	-2,000
固定資産	321,775	325,291	328,642	3,351
基本財産	300,000	300,000	300,000	0
基本財産定期預金	300,000	300,000	300,000	0
その他の固定資産	21,775	25,291	28,642	3,351
電話加入権	449	449	449	0
退職給与引当預金	21,325	24,841	28,192	3,351
資産合計	401,811	424,097	392,687	-31,410
負債の部				
流動負債	78,589	96,333	59,990	-36,343
未払金	73,571	92,688	56,990	-35,698
前受金	2,000	27	2	-24
預り金	3,017	3,618	2,997	-620
固定負債	21,325	24,841	28,192	3,351
退職給与引当金	21,325	24,841	28,192	3,351
負債合計	99,915	121,174	88,183	-32,991
正味財産の部				
正味財産	301,896	302,922	304,504	1,581
正味財産合計	301,896	302,922	304,504	1,581
負債及び正味財産合計	401,811	424,097	392,687	-31,410

(4)重要な会計方針

退職給与引当会		의 <u>자</u>	一个	期末時点の退職手当要支給額 100%に相当する金額を計上してい	
		亚	る。		
資	金	മ	範	囲	資金の範囲は、原則として現金・預金及び未収金・未払金等の短期
貝	並	U)	甲巳	<u> </u>	金銭債権債務とする。
消費	貴税等	の :	会計処	1理	消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

(5)5年間の収入 施設毎の推移

(**施設名: ぐんまフラワーパーク**) (単位:千円)

科目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
基本財産運用収入	1,113	837	598	432	391
会費収入	1,925	1,494	0	0	0
事業収入	323,576	302,052	305,377	313,496	253,053
人好受果	318,328	290,698	294,569	107,623	102,146
利用給収入	0	0	0	177,696	146,950
事業収入	5,078	11,171	10,649	28,074	3,857
使用料以入	169	183	159	101	98
補俎以	188,629	190,520	189,568	296,079	265,323
県制金収入	188,629	190,520	189,568	296,079	265,323
鲜 全収入	8,343	9,093	8,563	7,640	5,560
特定至期间入	1,266	0	0	720	0
その他の収入	2,354	2,675	2,595	1,682	3,318
受緊息	162	168	55	11	9
細攻入	2,192	2,507	2,540	1,670	3,308
合 計	527,208	506,674	506,703	620,051	527,646

補足事項... 利用料金収入制度は、平成 14 年度より導入された。平成 15 年度は天候 不順(冷夏、連休中週末に雨が多かった)により入園者数が激減しているた め、収入も減少している。

県受託収入は、利用料金収入を控除して算定されているので平成 14 年度 より減少している。

県補助金収入は平成14年度大幅に増加しているが、これは派遣法の改正により県派遣職員の人件費が県補助金として支弁されることになったためである。また平成15年度は県派遣職員が1名削減され、展示飾花が8,902千円、実証展示が1,220千円補助事業が削減されていることによって減少している。

事業収入は平成 14 年度増加しているが、これは国際花博(フロリアード 2002:オランダ開催)に群馬県ブース出展の事業費、平成 14 年度冬季国体の群馬アリーナ飾花の事業費等による。

(単位:千円)

(施設名:群馬県花と緑の学習館)

科 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業収入					
人、从竞争	0	23,848	15,194	9,033	8,978
事業収入	0	771	991	845	853
事業収入計	0	24,619	16,185	9,878	9,831
補俎以					
県制金収入	0	15,067	17,879	21,515	32,503
補加金収入計	0	15,067	17,879	21,515	32,503
合 計	0	39,687	34,065	31,393	42,335

補足事項…群馬県花と緑の学習館は平成12年度よりフラワー協会が県から管理を受託している。

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

収入の増減については上記5年間の収入推移参照。支出の内容について、平成14年度自主事業費増加は前頁補足事項 に記載のとおりである。また、平成14年度管理費中人件費が急増しているが、これは前記記載のとおり、派遣法の改正に伴う処理の変更によるものである。

財政状態について

平成 14 年度に未収金が 46,610 千円、未払金が 92,688 千円と増加しているが、これ は利用料金収入制度が導入された年度で 2 月補正予算、4 月入金扱いになったため、未収金及び未払金で調整したためである。

実地監査年月日

平成 16 年 9 月 13 日、平成 16 年 9 月 15 日及び平成 16 年 9 月 17 日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務も ほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(契約事務について)

1 入札手続について(共通)

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。

(現状及び問題点)

指名競争入札とすべき契約が随意契約となっている以下の事例が認められた。

- (1) コピー機、複写サービス契約(単価契約)の予定総額が指名競争入札すべき 1,600 千円(一般物品の購入)を超えているにもかかわらず、随意契約されている。フラワー協会によると、印刷に係る契約と勘違いして限度額 2,500 千円以下であることから随意契約としたとのことである。
- (2) クリスマスガーデン飾花デザイン作成業務の予定価格が指名競争入札とすべき 1,000 千円(その他の契約)を超えているにもかかわらず、随意契約されている。フラワー協会によると、花材購入費用まで加味した飾花デザインの構築により経済性の発揮と総合的なデザイン能力評価を試すべく実績のある 3 社からの見積合せによる随意契約を行ったとのことであるが、実質的に判断して指名競争入札とするべきであった。

(改善策)

フラワー協会会計規程第39条で準用が規定されている群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第188条によると、上記契約は指名競争入札の必要がある。コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定は厳密に解釈し、厳守されることが必要である。なお、平成16年度においてはコピー機、複写サービス契約は契約形態を変更して指名競争入札を採用している。

(参照:共通監査結果 1 - 10 頁)

(物品管理について)

2 備品等に係る管理手続について(共通)

県有財産である備品等の現物管理は、管理手続が明確でなく改善を要する。

(現状及び問題点)

フラワー協会の県有備品管理における問題点を要約すると次のとおりである。

(1) 備品取得時の手続について

備品取得時の台帳登録、備品シール発行・貼付等の手続について、管理対象物件が増加したことの認識が明確でないため、以下の管理台帳記載洩れの事例が検出された。

県では平成 11 年に備品の一括整理を行い新たな備品番号を設定したが、その際 に配布したと推測される備品シールが貼付されている物品は事務所内備品の数点 しかなかった。

平成 12 年度以降の取得備品については、備品シールの配布がないため、フラワー協会としてもシール貼付の必要性を意識していなかった。

備品台帳にない耐用年数の過ぎた備品があった。…ぐんまフラワーパークの機械格納倉庫内にチェーンソーが 5 台、学習館の機械倉庫内に動力噴霧機 1 台、T C M フロントローダー1 台あり。

(2) 廃棄処分手続について

耐用年数が過ぎているものや修理に高額を要し、利用不可能の備品が長期保管される状態にある。この原因は、不用品の廃棄処分などについての事務手続きが県と協議されていないこと、事前の承認、結果報告書の手続きが不明確なこと等が考えられる。

検出事例…学習館内のバイオ試験室は園芸試験場当時のままほとんど使用されていない。実体顕微鏡、回転培養装置、遠心分離器等が使用されずにある。台帳で重要物品とされている自記雨量観測装置、土壌殺菌機、土壌蒸気消毒器等使われていない機械類がある。

(3) 台帳と現品との照合手続について

備品台帳と現品との照合は、時には循環的に実施しているとの説明があったが、 実施結果の記録、報告書が残されていない。現品照合をどの範囲で実施した結果、 どのような問題点があったか、それに基づき、どのような台帳修正を依頼したかな どの顛末が不明である。保管場所が固定されていない備品もあり、循環的な実施で は効果に疑問が残る。

(財)群馬県フラワー協会

(改善策)

備品等の現物管理手続はフラワー協会と県との間で締結されている管理委託契約書第3条に該当する重要な業務であり、改善する必要がある。具体的には上記問題点に記載した備品管理台帳の見直し、定期的な台帳と現品との照合手続の実施、現品照合結果報告書の作成及び県に対する報告などが求められる。

(参照:共通監査結果1-11頁)

3 収入印紙、切手等の会計処理について(共通)

経費支出の中に、年度末の切手、収入印紙及びはがきの未使用残高 2,681 千円分が含まれているが、当該在庫については正味財産増減計算書から減額し、貸借対照表の貯蔵品に計上する必要がある。

(参照:共通監査結果1-12頁)

(管理運営状況について)

4 勤怠管理について(共通)

出勤簿の管理について改善の必要がある事例があった。

(現状及び問題点)

毎日の出勤状況は「出勤簿」にて管理している。出勤後遅滞なく出勤印を押印することとなっているが、往査日に出勤簿を閲覧したところ、数名の職員が出勤印を押印していなかった。まとめて2週間分を押すような職員もいるとのことである。

また、週休日の出勤の場合には他の日に振替休暇をとることになっているが、振替休暇日は空白となっていた。なお、有給休暇願の通査及び出勤簿との突合をしたが特段異常はなかった。

(改善策)

「出勤簿」には出勤後遅滞なく出勤印を押印するとともに、出勤確認の任に当たって いる各グループリーダーが注意することが必要であり、確認印の押印も必要である。

また、振替休暇日のようなケースでは、「公休」印等を押印しておくことが望ましい。 (参照 共通監査結果の項1-15頁)

意見

(契約事務について)

フラワー協会の1件50万円以上の契約の平均落札率の推移は以下のとおりである。

区分	摘 要	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
指名競争入札	件 数	21 件	27 件	25 件
19 14 13 13 17 11	平均落札率	94.5%	91.1%	90.8%
複数者随意契約	件 数	36 件	45 件	30 件
後 奴 台 随 息 类 約	平均落札率	93.9%	90.7%	91.5%
1 者随意契約	件 数	23 件	33 件	22 件
1 有随息类剂	平均落札率	98.4%	95.1%	96.3%
単 価 契 約	件 数	11 件	12 件	10 件
	平均落札率	94.1%	93.3%	96.1%

契約事務に関して改善すべき事項は以下のとおりである。

1 指名競争入札における指名業者の選定について(共通)

指名競争入札における指名業者の選定について、広く入札に参加させるなど柔軟な入札 業務を工夫したらどうか。

(現状及び問題点)

花壇や樹木に関する整備・管理等の業務に関する指名競争入札は、契約案件毎に 5 者 ~8 者が選定され、平成 15 年度では延べ 106 者の造園業者が選定されているが、同一業者が複数の契約案件に参加しているために実質的には 41 者の指名となっている。このことから、契約ごとに業務の特殊性が薄く、ある程度の業者であればどの案件についても入札する資格があることが予想される。

指名競争入札を適用する趣旨からすれば、契約ごとに指名業者を限定する必要はなく、 広く入札機会を与えるほうがより一層競争の利益の獲得が期待できる。

(改善策)

入札業務に関する規定や実務上の制約などがあるかとは思われるが、複数の入札契約を特定の日に実施することとして、その入札日に入札資格を満たす業者を広く入札に参加させるなど柔軟な入札業務を期待する。

(参照 共通意見の項1-17頁)

2 積算価格の精度見直しの必要性について(共通)

指名競争入札契約で落札価格が過去3年間毎年上昇している事例があるが、積算価格の 精度の見直しを行う必要があるのではないか。

(現状及び問題点)

交通誘導警備業務の単価契約に関する積算価格及び落札価格の過去 3 年間の推移を見ると、積算価格は毎年引き下げられていることからコスト削減に向けての検討が行なわれていることは読み取れる。しかし、落札価格が徐々に上昇して平成 15 年度には積算価格、及び予定価格と一致するような状況にあるのは、積算価格の算定及び予定価格の設定における検討が十分ではないと思われる。

(改善策)

積算価格と落札価格との乖離が生じることはやむを得ないこととしても、上記のような場合には積算価格の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(参照 共通意見の項1-17頁)

3 高額な1者随意契約について

高額な1者随意契約については、対象業者を近県にも範囲を拡大するなどして可能な限り指名競争入札を採用していく方向で検討されたい。

(現状及び問題点)

クリスマスイルミネーション設置業務及び夜間開園照明設置業務は技術的な理由等から請負可能な業者は県内では1者のみとの理由で1者随意契約を採用している。金額的には指名競争入札を採用する範囲であり、県内の業者に委託先を限定して安易に1 者随意契約を採用するべきではない。

(改善策)

ぐんまフラワーパークの夜間照明やクリスマスイルミネーションの業務が、ある程度 特殊な技能を要することは理解できるが、技術を持った企業を県内に限定せず近県にも 範囲を拡大して、可能な限り指名競争入札を採用していく方向で検討されたい。

(会計事務について)

4 入園券の管理と実地棚卸について

入園券は金券であり現金と同程度のリスクがあるため、管理手続の改善が望まれる。

(現状及び問題点)

総務管理グループは、窓口収入現金と台帳の突合は行っているが、半券等(団体の場合は団体入園申込書)の現物チェックは行っていない。未使用入園券の実地棚卸については、年二度ほど行っているが、今まであまり重視していなかった。

また、月次単位で未使用入園券の受払について「手売入園券出納報告書」を作成し、 上司に報告をしているが、実地棚卸を事実上行っていないため、この報告書は単に計算 上の未使用入園券の月末残高を報告しているにすぎない。

(改善策)

半券等については、窓口だけではなく、総務管理グループも窓口収入現金とのチェックを行うべきである。また、未使用入園券は金券であり、現金と同程度のリスクがあるため、実地棚卸は重要である。毎日の業務として、閉園後に入園券の整理(端数の券を整理して翌日の窓口に渡すための準備作業)を行っているが、この作業の中で同時に毎日実地棚卸を行い、払い出し(=当日売上高)との整合性を確かめる等の改善が望まれる。

5 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成 15 年度残高 6,150 千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

6 諸税未払金計上の必要性について

消費税等については「未払消費税等」として、法人税、住民税及び事業税については「未払法人税等」として貸借対照表の負債の部に計上し、資金の範囲に含めることが必要である。

(現状及び問題点)

フラワー協会は、消費税等、法人税、住民税及び事業税については、納付時に租税公課として費用処理するいわゆる「現金主義」で会計処理している。

会計理論上これらの諸税の扱いについては、通常計算書類作成時までに課税所得計算が終了しており、未払金と同様の性格であることから、決算時にその計算額を「未払消費税等」「未払法人税等」として貸借対照表の負債の部に計上し、資金の範囲に含めることが必要である。

(財)群馬県フラワー協会

(改善策)

未払金等として貸借対照表に計上すべき金額は、以下のとおりである。(単位:千円)

科 目	平成 15 年 3 月 31 日	平成 16 年 3 月 31 日
消費税等未払金	139	245
未払法人税等	1,688	995
法人税	1,136	661
法人県民税	77	53
法人事業税	285	150
法人村民税	190	131
合 計	1,827	1,240

7 人件費の計算書類上の表示について(共通)

フラワー協会の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項1-20頁)

(県と出資団体の関係について)

8 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金としてフラワー協会に支出し、実質的に給与相 当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項1-23頁)

9 委託料の精算方式について(共通)

県とフラワー協会の業務委託契約において、委託料のゼロ精算は是正すべきである。

(参照 共通意見の項1-26頁)

10 利用料金の取扱について

利用料金については、法改正の趣旨を生かすためにも、当初設定委託料の利用料金実績による増減補正は行わないよう改善することが望まれる。

(現状及び問題点)

(1) 管理受託者による利用料金の制度について

公の施設の利用料金の制度は、公の施設の管理運営に当たって管理受託者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化を図るために平成3年4月、地方自治法第244条の2の改正により創設されたものである。

すなわち、管理受託者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図ろうとするものであり、例えば、管理受託者が支出した管理費と管理受託者が利用料金として収受した利用料金との差額を委託料として管理受託者に支払うような単なる不足払い方式をとることは本制度の考えていないところである。

したがって、管理受託者において地方公共団体では実施しがたいような経営努力を行ってコスト引き下げを図った結果、受託者にある程度の利益が生じたとしても、このような自己努力による利益は原則として吸い上げないような取扱にすることが、管理受託者への経営努力へのインセンティブとなり、また制度の趣旨にも合致するものではないかと考える。

また、逆に公の施設の管理費に対する料金収入の不足分を自動的に委託費として交付することも制度の趣旨にそぐわないと思われる。

(2) フラワー協会における利用料金の取扱方針について

フラワー協会では、県の公社・事業団改革の方針を受け、平成 14 年度よりぐんまフラワーパークにつき利用料金制度を導入した。導入時の取扱案は以下のとおりであった。

「利用料金制度を導入し、当初予算で算定した利用料金収入を管理委託料から控除した額で委託契約を締結する。本来は、利用料金で管理を行うべきものであることから、当初設定の委託料は利用料金実績による増減補正は行わない。ただし、ぐんまフラワーパークについては、ゴールデンウィーク中の入園者数の増減が収入に大きく影響を与えることから、この期間中の推計値との差額は、9月補正で委託料を増減させるものとする。なお、補助金についても、人件費を除き同様に原則補正しない。」

(財)群馬県フラワー協会

また、入園料の当初推計については、平均単価×入園者推計で計算する。

- ・ 平均単価 …前年 10 月の 1 年間有料入園者の平均実績単価による。
- · 入園者推計…前年 10 月の 1 年間有料入園者数実績×調整率
- ・ 調整率 …過去 4 年度の増減率の中間値 2 年分×0.9(逓減率 = 努力目標)

(3) 実際の取扱について

平成 14 年度、15 年度とも、利用料金実績による委託費の増減補正を行い、補助金についても従来どおり補正をしている。これでは上記法改正の趣旨が生かされていないことになる。

当初方針を遵守できなかった理由は以下のとおりである。

- ・ 平成 15 年度は天候不順の影響が大きく、入園者数が激減した。すなわち、4 月から土日のいずれかが雨にたたられ、5 月になっても不順な天候、夏休みも 冷夏になり、入園者数に大きな打撃を受けた。
- 類似する花のテーマパークが県内外で相次いでオープンし、競争が激化した。
- ・ 入園料の当初推計について、調整率は過去4年度の増減率の中間値2年分×0. 9(逓減率=努力目標)で計算されるが、努力目標として厳しすぎ、目標達成が 困難なこと。

(改善策)

公の施設の利用料金制度の趣旨を生かすためにも、当初設定委託料の利用料金実績による増減補正は行わないよう改善することが望まれる。そのためには、入園料の当初推計について実現可能な数値になるよう工夫をし、また、例外規定を設けるのなら、合理的で客観的な基準を考案することが必要である。

いずれにしても、管理受託者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共 団体及び管理受託者の会計事務の効率化によって公の施設のより効果的な活用を図ろう とする法の趣旨を鑑み、改善することが望まれる。

(管理運営状況について)

11 理事会の強化について(共通)

フラワー協会は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのために は理事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決 定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。

(参照 共通意見の項1-28頁)

12 経営会議等の活用について(共通)

平成 14 年 8 月に発足した「経営会議」は、理事会を補完する機能があるので、いくつかの問題点を解決し、これを活用していくことは、有効であると考える。

(参照 共通意見の項1-30頁)

13 指定管理者制度への対応について(共通)

公の施設の管理運営について指定管理者制度の導入が予定されており、フラワー協会全体を踏まえた経営管理を重視し、中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用する等、指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。

(現状及び問題点)

(1) フラワー協会は、「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年 9 月 2 日施行) の施行後3年以内に指定管理者制度の態勢を整える必要がある。

指定管理者制度については、フラワー協会が受託している二つの施設が導入対象施設であるため、フラワー協会にとっては大きな転機になると思われる。施設の有効活用と同時に、経済的・効率的な運営管理が要求されるとともに、民間事業者と対等の業務サービスも要求されることになる。

(2) フラワー協会の経営改善に対する取り組みは以下のとおりである。

平成 13 年度にぐんまフラワーパーク 21 世紀ビジョンを策定したが、これは、これまでのぐんまフラワーパークの課題や県民の意向などを踏まえて、今後の施設運営の方向を明らかにした上で、5 年度程度の施設整備、管理運営のよりどころとしたものである。

平成 14 年度入園者増加対策としてぐんまフラワーパークの経営方針となる中期経営計画を策定している。

中期経営方針の経営理念は、花と緑を通じて「感動、喜び、安らぎ」を提供することとし、具体的な経営目標や経営戦略を掲げて取り組んでいるものである。

また、前述した経営会議、運営企画会議及び経営改善委員会で討議を重ね、平成

(財)群馬県フラワー協会

16 年 7 月に経営改善の課題及び改善策をまとめた「指定管理者制度に向けたフラワー協会の改革検討結果報告書」を内部資料として作成している。

その内容はかなり厳しいものであり、例えば県派遣職員を現在の 13 名から平成 18 年度にはゼロに削減する、現行より大幅な圧縮を図った総事業費の算出等意欲的な計画が盛り込まれている。

(改善策)

フラワー協会の経営改善に対する取組みは、非常に意欲的であり、計画通りに実行で きれば、その成果が十分に期待されるといっても過言ではないと思われる。

さらに人件費及び経費の節減を図るとともに、中長期的な視野のもとにフラワー協会の組織全体の経営管理を実践していける人材を登用することが重要になると考える。

(参照 共通意見の項1-31頁)

14 テナント業者出店料について

テナント業者出店料についてはその数値の信頼性を高める努力をすることが望まれる。

(現状及び問題点)

ぐんまフラワーパークの園内に出店しているテナント業者は、その売上の 10%を協力 金としてフラワー協会に支払っている。平成 15 年度園内出店料は 1,636 千円、フラワーホールの展示即売に係る協力金は 548 千円である。

しかし、売上の根拠資料は売上報告書が添付されているだけで、その数値の信頼性は 定かでない。

(改善策)

テナント業者からレジシートその他の販売証憑書類も同時に提出を求め、売上データ の信頼性を確保すべきである。

15 部門別収支計算書の作成について

現在フラワー協会が作成している部門別収支計算書は、法人税等の税額計算に使用されておらず、協会の事業目的にも合致していないが、事業別に作成し、事業別の状況把握をすることが有効と考える。

(現状及び問題点)

フラワー協会は平成 11 年度に税務調査を受け、平成 12 年度から公益事業と収益事業を区分経理するよう指摘を受けたことから、総括収支計算書の明細として、協会をフラワー協会運営部門、ぐんまフラワーパーク管理運営部門、花と緑の学習館管理運営部門の 3 つの部門に分け、それぞれ部門別収支計算書を作成している。また、部門別収支計算書を作成するにあたって、年度当初に予算額を配分し、予算管理も行われている。その内

容は以下のように分類されている。

- ・ フラワー協会運営部門・・・協会の運営そのものに係る業務を実施しているものを集 約した部門(公益事業)
- ・ ぐんまフラワーパーク管理運営部門・・・具体的な営業を継続するために必要な業務 を実施する部門(収益事業)
- ・ 花と緑の学習館管理運営部門・・・花と緑の学習館の運営を実施する部門(公益事業)

部門別収支計算書の内容について、人件費及び直接経費は該当する区分に計上しており、電話代、コピー代等共通経費は各部門に按分計算している。

しかし、収益事業における法人税法に基づく税額計算をするときは、この部門別収支 計算書は使用せず、別途資料を作成し計算している。

総括収支計算書の明細として部門別収支計算書を作成するのは、何らかの目的を満たすためである。法人税法の税額計算を行うことも一つの目的であり、事業目的別に協会が部門化されているのであれば、事業目的別収支計算書を作成することも一つの目的である。現在フラワー協会が作成している部門別収支計算書は、法人税等の税額計算に使用されておらず、協会の事業目的にも合致していない。合目的性、及び効率性において問題である。

(改善策)

部門別収支計算書の作成自体は、より詳細な計画、管理、修正を行う上で有効である。 そのため、そこから得られる情報は目的に従ったものでなければならない。

改善策として、フラワー協会は部門別収支計算書を作成するにあたって、作成目的を明確にすべきである。例えば法人税等の税額計算目的ならば、収益事業と公益事業を区分し、それぞれの事業の運営状況を把握できるようにすべきである。また、事業目的別の状況把握目的ならば、それぞれの事業目的に応じた収支計算書を作成すべきである。

現在、法人税等の税額計算は別途資料に基づき行われているので、部門別収支計算書は必要なく、事業別の状況把握をする方に重点を置くべきである。事業目的別収支計算書は、詳細な計画、管理、修正を行う上で有効である。

また、継続的な収支計算書とは別に、企画、催物を行ったときは、それぞれ毎の収支計算書を作成し、多角的な分析を行い、見直しの尺度とすることが求められる。

16 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項1-32頁)

17 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直 し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が 求められる。

(参照 共通意見の項1-33頁)

18 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容はフラワー協会の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。フラワー協会の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

(1)行政コスト計算書の作成

平成15年度 群馬県フラワー協会 行政コスト計算書 (単位:千円)

科目	合 計	パーク 管理費	花と緑の 学習館	協会運営費
【支出コスト】	565,049	491,780	42,295	30,972
(自主事業費)				
需用費	244	0	0	244
役務費	0	0	0	0
委託費	637	0	0	637
その他	525	0 0		525
自主事業費計	1,407	0	0	1,407
(補助事業費)				
需用費	8,998	3,852	5,145	0
役務費	158	157	0	0
委託費	13,654	13,654	0	0
その他	2,654	2,380	273	0
補助事業費計	25,466	20,045	5,420	0
(受託事業費)				
需用費	77,598	71,460	6,137	0

	16,071	16,026	44	0
委託費	168,162	165,366	2,795	0
その他	399	399	0	0
受託事業費計	262,232	253,254	8,978	0
(管理費)				
役員報酬	462	0	0	462
人件費	237,232	192,206	25,574	19,450
需用費	15,991	10,122	1,666	4,202
役務費	4,528	3,027	459	1,041
租税公課	2,208	285	10	1,912
負担金	6,165	5,846	91	227
委託費	4,990	4,038	0	951
その他	4,364	2,953	94	1,316
管理費計	275,943	218,480	27,897	29,564
【発生コスト】	86,761	72,145	10,110	4,504
減価償却費負担	69,849	60,431	5,615	3,801
機会費用	627	542	50	34
退職給与引当金繰入額	12,948	8,521	4,057	369
賞与引当金繰入額	3,335	2,649	386	299
行政コスト総額	651,810	563,926	52,406	35,477
事業収入	4,711	2,846	853	1,011
利用料金収入	146,950	146,950	0	0
使用料収入	98	98	0	0
テナント収入	5,560	5,560	0	0
雑収入(受取利息含む)	3,709	3,308	0	401
自己収入合計	161,030	158,764	853	1,412
差引県民負担行政コスト	490,779	405,162	51,552	34,064
県民1人当りの負担額(円)	242円	199円	25円	17円
県民1世帯当りの負担額(円)	675円	558円	71円	47円
	1,784円	1,550円	32,131円	
利用者1人当りの負担額	1,704门	וןטפפ, ו	32,131	97円

補足事項... 平成 16 年 4 月 1 日現在 県人口 2,031,415 人、同世帯数 726,631 世帯として計算している。 平成 15 年度利用者...ぐんまフラワーパーク 363,730 人、花と緑の学習館 1,631 人 利用者一 人当り行政コストは収入控除前の総コストで計算してある。

(2)行政コスト計算書の分析

(フラワー協会運営費及び管理費について)

収支決算書上はフラワー協会運営費部門とフラワーパーク管理費部門とに区分しているが、事業の性質上区分することが困難であり、同一部門とする方が自然である。

総経費から自己収入を控除したフラワー協会全体の県民一人当り負担額は 216円(17円+199円)であり、一世帯当り負担額は 605円(47円+558円)である。この金額の多寡は主観的なものであるが、資料によれば入園者数は開園以来毎年度減少し続けている。これは問題である。県の人口に対する来園者率は平成 15年度で、363,730人/2,031,415人×100 18%である。フラワー協会の独自性と特色を発揮して、多くの入場者を確保することが、自己収入を増加させると同時に県民へのサービスとなる。

また、利用者一人当り行政コストは総コストで 1,550 円であり、フラワーパーク管理費部門を加えると 1,647 円になる。これは通常入園料 700 円を控除すれば 947 円の行政コストをかけていることになる。

(花と緑の学習館について)

収支決算書上の総経費から自己収入を控除した花と緑の学習館の県民一人当り負担額は25円であり、一世帯当り負担額は71円である。資料によれば利用者は平成11年度、1,345人いたが平成15年度には1,631人に増加している。これは努力の成果と思われるが、県の人口に対する利用者率はわずかに1,631人/2,031,415人×100 0.08%である。フラワー協会と同様に花と緑の学習館の独自性と特色を発揮して、多くの利用者を確保することが、自己収入を増加させると同時に、県民へのサービスとなる。

また、利用者一人当り行政コストは総コストで32,131円にもなるが、花と緑の学習館はその性格上研修施設としての要素が強く、研修項目等から受け入れが制約されることもあり、その数値は必ずしも単純比較の対象にはならないであろう。

(総論)

フラワー協会の作成した収支計算書に基づく支出コストに減価償却費等の発生コストを加えたコスト総額は 651,810 千円であり、これに対応する自己収入は 161,030 千円である。差引 490,779 千円のマイナスである。

フラワー協会の行っている事業は県民の憩いのためのものである。一人でも多くの 来場者を確保することがフラワー協会の存在意義である。

また、フラワー協会の運営上生じる行政コスト 490,779 千円の負担する県民の一人 当り金額は 242 円である。これからフラワー協会が県民の負託に応えるためには実施 する事業内容の更なる充実、行政コストの圧縮等が期待される。

(出資団体のあり方について)

19 ショッピングプラザ等の経営について

ショッピングプラザ等の経営については、本来フラワー協会が外部委託も含め一体として経営するのが望ましく、 JAとの交渉、協議を行うことが望まれる。

(現状及び問題点)

ぐんまフラワーパーク内にあるショッピングプラザ等(ショッピングプラザ・レストラン花トピア・甘味処)は、開園以来、地元の宮城村農協(現在は前橋市農協生活部総合生活課、以下JAと略す)が経営している。その関係は以下のとおりである。

- (1) ショッピングプラザ等の売上はフラワー協会によると、ぐんまフラワーパークの年間の利用料金収入 146,950 千円を上回るほどあるようである。
- (2) 施設は県有財産であるため、JAは県に対して使用料 11,561 千円を支払っている。
- (3) このショッピングプラザ等からフラワー協会にもたらされる収益は、自販機分(売上の 7%)1,140 千円とキャラクターグッズ等(売上の 5%)80 千円の計 1,220 千円にすぎない。

これに対してぐんまフラワーパークの現況は以下のとおりである。

- (1) ぐんまフラワーパークは、花のテーマパークであり、施設の取得価額は累計工事費 7,015,000 千円、現在の評価額ベースで土地 807,770 千円、建物約 1,907,894 千円で あり、このテーマパーク建造に巨費が投じられていることがわかる。
- (2) 設立の目的は「県民が花と緑との触れあいを通して自然に親しみ、豊かな情操を涵養し、社会環境の整備を図ること…」として、公益性が強い。
- (3) 一方、有料施設であることから、収益力もあり、経営努力によっては、かなりの経営成果が期待できるという特徴もある。

上記の収益構造とぐんまフラワーパークの現況を考察すると以下の疑問を感じる。

- (1) 集客業務はぐんまフラワーパークの経営努力によって行われており、JAは施設の 使用料は支払っているが、集客のための活動協力や広告宣伝費の一部負担等は行っ ていない。
- (2) 県施策による入園料減免(中学生以下や障害者等)が年間約7~10万人あるが、無料 入園者でもショッピングプラザ等で買い物はするのでJAのみに収入が計上される。
- (3) 言い換えれば、JAは施設の使用料の支払いのみで、ぐんまフラワーパークという

(財)群馬県フラワー協会

集客装置の中で営業する権利または付加価値を無償で取得している状況である。

以上の状況とフラワー協会の経営補助金として多額の県費が投入されていることを考慮すると、取引の見直しが必要ではないかと思われる。

(改善策)

ショッピングプラザ等の経営については、本来フラワー協会が外部委託も含め一体と して経営するのが望ましく、JAとの交渉、協議を行うことが望まれる。

また、もし現在の状況が継続するなら、少なくとも集客のための活動はJAも協力すると同時に広告宣伝費の一部を負担すべきであろう。さらには、適正な基準でテナント料を算出し、請求することも必要になると考える。

20 ぐんまフラワーパークの利用状況等及び今後のあり方について

ぐんまフラワーパークは入園者数の増加を図るとともに、財務内容の改善、近隣類似施設との関係のあり方及び競合等の回避または調整を図る必要がある。

(現状及び問題点)

施設が十分に利用されているか(入園者数)、また近年近隣の競合施設が多数建設され おり、その関係のあり方及び競合等の回避または調整等、包括外部監査の過程において 受けた印象及び問題点を述べておきたい。

(1) ぐんまフラワーパークの入園者数の推移は以下のとおりである。

年 度	入園者数	前年度減少率
平成 4年度	891,056 人	
平成 5年度	638,829 人	28.3%
平成 6年度	576,928 人	9.7%
平成 7年度	568,783 人	1.4%
平成 8年度	543,955 人	4.4%
平成 9年度	520,651 人	4.3%
平成 10 年度	463,209 人	11.0%
平成 11 年度	441,948 人	4.6%
平成 12 年度	427,841 人	3.2%
平成 13 年度	417,038 人	2.5%
平成 14 年度	404,298 人	3.1%
平成 15 年度	363,730 人	10.0%

開園時891,056人あった入園者が平成15年度は363,730人と約40%にまで落ち込み、 しかもすべての年度において前年度対比マイナスという深刻な状況が継続している。 (2) 特に平成 15 年度は前年度減少率 10.0%と落ち込みが激しい。この主な要因としては以下の要素が考えられる。

天候不順

平成 15 年度は天候不順の影響が大きく、入園者数が激減した。すなわち、4 月から土日のいずれかが雨にたたられ、5 月になっても不順な天候、夏休みも冷夏になり、入園者数に大きな打撃を受けた。

類似施設

類似する花のテーマパークは、県内外でイングリッシュガーデン、箕郷町の芝ザクラ、藤で有名な栃木県の足利フラワーパークなどが相次いでオープンしている。

さらに、休耕田利用による花畑(桜草、ポピー、ひまわり、コスモス等)も大きな 広がりを見せてきている。また、クローネンベルク・ドイツ村では入園料無料で花 火大会を春、秋、冬に繰り返し開催、強力な集客対応を図り、当パーク秋の花火大 会は、大きな影響を受けた。

これらの施設は各々強い個性と独自性を打ち出していて、それぞれの季節には活 況を呈しているとのことである。

(3) フラワー協会の集客アップ対策

強い個性と独自性の必要性については、従来指摘されてきたことであるので、感動の飾花・本格的なイングリッシュガーデンの建設、サザンカのコレクションであるサザンカ展、あるいは世界でも例のないアザレア(西洋ツツジ、温室で温度調整をすれば開花調整ができる、正月開園の目玉)コレクション等のコンテンツの充実を図っている。

また、花のイベントであるぐんま花の日県民フェスティバルを四月の後半に開催 し、通常の花壇以外に和風庭園の造園、フラワーアレンジ等にも挑戦している。

それ以外に集客アップのための対策としては次のようなものがある。

特別開園…毎週火曜日は休園日であるが、3月1日から5月31日、7月20日から11月3日までの期間は、休みなし。

夜間開園…夜間照明設備を設置し、土曜日中心に開園時間を午後8時30分まで延長

共通券(クローネンベルク・元気ランド)の発行

年間パスポート…リピーターの確保を目的に、個人 2,500 円、家族 5,000 円の料金で年間パスポートを発行している。

(財)群馬県フラワー協会

営業嘱託…100 円割引券をホテルや日帰り施設などの観光施設に配布ホームページで印刷できる割引券の発行

メディア対策…地下鉄の広告・広告媒体・既存の新聞雑誌広告・FM 群馬・群馬 テレビに対する広告

(改善策)

県民の行政コスト総額は、平成 15 年度 651,810 千円であり、利用料金収入等を差し引いた県民負担行政コストは 490,779 千円である。この金額に対して施設が十分に利用されているとはいいがたく、特に平成 15 年度の 363,730 人の入園者数は過去最低で、諸々の原因はあるにしても、改善の必要がある。

指定管理者制度の導入、近隣類似施設の増加等今後のフラワー協会は、民間のテーマパークと同じスタンスに立ち、利用者数の増加及び財務体質の強化に努めなければならないと考える。

そのためには現在策定されている経営改善計画の着実な実行と、民間企業の経営者または業界に精通しているコンサルタント等の活用が必要であると思われる。

第 6

社団法人 群馬県畜産協会

目 次

1	設立経緯	6 - 3
2	設置目的	6 - 3
3	事業の概要	6 - 3
4	平成 1 5 年度の主な事業実績	6 - 4
5	施設の概要	6 - 5
6	組織	6 - 6
7	県との関係	6 - 7
8	財務の状況	6 - 8
実地	<u>監査年月日</u>	
	実地監査年月日	6 - 15
<u>監査</u>	結果 指摘事項	
(事業	実施のための事務について)	
1	群馬県地域畜産総合支援体制整備事業受託金の受託事業費について	6 - 15
(会計	事務について)	
2	家畜防疫互助基金補助事業特別会計の総勘定元帳の記帳について	6 - 16
3	取引記録の内部承認手続きについて	6 - 17
4	実態のない経費を未払金として計上する会計処理について	6 - 17
5	計算書類の誤りについて(共通)	6 - 18
6	計算書類における内部取引項目の整合性について(共通)	6 - 21
7	特別会計の閉鎖手続きについて	6 - 22
意見		
(事業	実施のための事務について)	
1	群馬県畜産振興事業補助金の実質的な補助目的について	6 - 23
2	酪農ヘルパー組織運営体制強化事業補助金の使途について	6 - 23
3	酪農ヘルパー利用拡大事業補助金中の受託金について	6 - 24
4	畜産経営活性化基金の補助金について	6 - 24
5	家畜衛生対策運営基盤強化事業助成金について	6 - 25

(社)群馬県畜産協会

(会計	事務について)	
6	賞与引当金計上の必要性について(共通)	6 - 26
7	計算書類の注記事項について(共通)	6 - 26
8	監事の監査機能の強化について	6 - 27
(県と	出資団体との関係について)	
9	県の畜産協会に対する出資金について	6 - 27
(管理	運営状況について)	
1 0	理事会の強化について(共通)	6 - 30
1 1	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	6 - 30
(出資	団体のあり方について)	
1 2	畜産協会運営の今後のあり方について	6 - 33

社団法人 群馬県畜産協会

概要

1 設立経緯

農林省が昭和30年10月25日に省議決定した「畜産指導体制の強化に関する措置要綱」に基づき、畜産経営者の技術の向上と畜産経営の安定を図るための指導団体として昭和30年10月31日に社団法人中央畜産会が設立され、各都道府県の畜産指導業務を補完する団体として都道府県畜産会設立の動きとなり、昭和31年1月26日に社団法人群馬県畜産会が設立された。

その後、平成 12 年 4 月 1 日に社団法人群馬県家畜畜産物衛生指導協会(昭和 49 年設立)(以下、「衛指協」という。)と統合し、名称を社団法人群馬県畜産協会(以下、「畜産協会」という。)と改めた。

また、平成 13 年 8 月 1 日に社団法人群馬県畜産ヘルパー協会(平成 5 年設立)(以下、「ヘルパー協会」という)と統合し、さらに平成 15 年 4 月 1 日に社団法人群馬県畜産物価格安定基金協会(昭和 53 年設立)(以下、「基金協会」という。)と統合し現在に至っている。

2 設置目的

畜産協会は、畜産経営の安定向上と良質な畜産物の生産に貢献し、もって畜産の振興 に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

畜産協会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 畜産に関する生産の振興及び経営の安定
- (2) 畜産に関する指導、調査、研究及び指導員の育成
- (3) 畜産に関する知識の普及啓発及び情報の提供
- (4) 家畜の伝染病疾病の予防
- (5) 畜産物に関する生産衛生の指導及び検査
- (6) 畜産ヘルパーの利用体制の拡充及び普及の推進
- (7) 家畜・畜産物の価格変動による損失補てん
- (8) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号)に基づく生産者補給金 の交付
- (9) 家畜・畜産物の流通及び消費の促進
- (10) 家畜・畜産物の需給調整
- (11) 畜産関係団体の連携

(社)群馬県畜産協会

- (12) 畜産に関する受託業務
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 平成 15 年度の主な事業実績

(単位:千円)

事 業 名	事 業 概 要	決算額
(1)肉用牛肥	肉用牛肥育は出荷まで一定の期間(交雑種でおよそ28ヶ月齢	
育経営安定対	出荷)を要し、その間の相場変動により経営の悪化が懸念さ	1,995,490
策事業	れることから、経営の安定的な維持発展に資するため、家族	うち
	労働費が確保されなかった場合に価格補てんを行った。	補てん金
	契約者数 486 戸 登録頭数 28,801 頭 価格補てん頭数	272,751
	12,552 頭	
(2)肉用子牛	牛肉輸入自由化対策として、国内の肉用子牛の再生産を確保	
生産者補給金	するため、満6ヶ月齢で登録申し込みされた子牛に、四半期	303,328
制度事業	の平均売買価格(全国 116 市場)が保証基準価格を下回った	うち
	場合に補給金を交付した。	補てん金
	契約戸数 740 戸 登録頭数 12,240 頭 補給金交付頭数	165,171
	1,986 頭	
(3)群馬県畜	肉豚の生産者等と契約を結び、指標価格(市場「上物」平均	
産物価格安定	価格)が豚肉の需給等を勘案して価格審議会で定めた地域保	370,999
推進事業(肉	証価格 (400 円/kg)を下回った場合、その差額を補てんして、	うち
豚価格差補て	農家の経営安定を図った。	補てん金
ん事業)	契約戸数 261 戸 登録頭数 369,243 頭 補てん金交付	251,270
	頭数 162,893 頭	
(4)担い手集	自分のパソコンで種々の経営データを総合的に引き出すこと	
中経営支援体	が出来ることを目的に設置された大家畜経営データベース等	
制整備事業	の活用を希望者に対して働きかけるとともに、システムの設	
	定や管理など必要なサポートを行った。また、経営の自己分	3,321
	析の充実を図るための支援を実施した。	
	対象戸数 酪農 265 戸、肉用牛 29 戸、養豚 132 戸 合計	
	426 戸	
(5)家畜生産	ヨーネ病、オーエスキー病など、症状が明確に出ないで広く	
農場清浄化支	伝播する病気や吸血昆虫媒介疾病等の発生・流行防止及び清	
援対策事業	浄農場維持支援対策を推進し、家畜の損耗防止に役立てた。	193,785
	(ワクチン接種 抗体検査などの実施)	
	なお、家畜疾病予防対策事業と連携させて実施した。	

(6) 酪農ヘル	事業の普及啓蒙推進会議、ヘルパー利用組合活動調整、ヘル	
パー組織運営	パー要員の確保、出役活動などの円滑な推進を図るため、1	12,000
体制強化事業	4利用組合に対し助成金を交付した。	
(7)畜産環境	家畜排泄物の処理及び管理の適正化を図り、畜産経営の持続	
保全指導事業	的発展を促すための、 処理技術に関する調査 指導啓発検	
	討会議の開催 普及のための講習会の開催 技術習得のため	3,783
	の研修会 啓発資料の作成と配布 適正な管理に関する助言	
	指導 計画作成及び計画達成のための個別指導を実施した。	
(8)中核肉用	肉用繁殖経営における飼養規模の維持拡大を図るため、5頭	
牛繁殖経営育	以上繁殖牛を導入・飼養し、増頭を図った飼養者に対し奨励	
成対策事業	金(増頭した頭数により一頭あたり6万円または8万円)を	19,420
	交付し、中核的な肉用牛繁殖経営体の育成を図った。	
	契約戸数 89 戸 対象頭数 280 頭	
(9)地域畜産	畜産経営の改善、安定化を図るために 支援指導研究会によ	
総合支援体制	る特定テーマに関する研究 個別経営の経営診断に基づく改	
整備事業	善指導 個別の経営管理技術に対する指導 地域における研	5,955
	修会の開催等の地域支援指導 経営関係情報のホームページ	
	による提供などを実施した。	
(10)畜産特別	低位な生産技術、不十分な資金計画等による安易な設備投資	
資金借受者指	などで高額な負債を抱えた畜産経営の改善を図るため、低利	
導事業	で融資された畜産特別資金の借受者、融資機関に対して経営	
	計画作成、経営分析に基づく指導・現地指導・濃密指導など	1,050
	を実施した。	
	計画作成指導 大家畜 25 件 計画達成指導大家畜 78 件	
	養豚 12 件	

5 施設の概要

(所有者:社団法人群馬県農協ビル)

	施	設	名		協会事務所			
設	置	•	開	設	平成 14 年 11 月 11 日			
施	設	所	在	地	前橋市亀里町 1310	群馬県農協ビル6階		
建	物。	延床	面	積		259.35 m²		
平成 15 年度賃借料						6,095 千	円	

6 組織

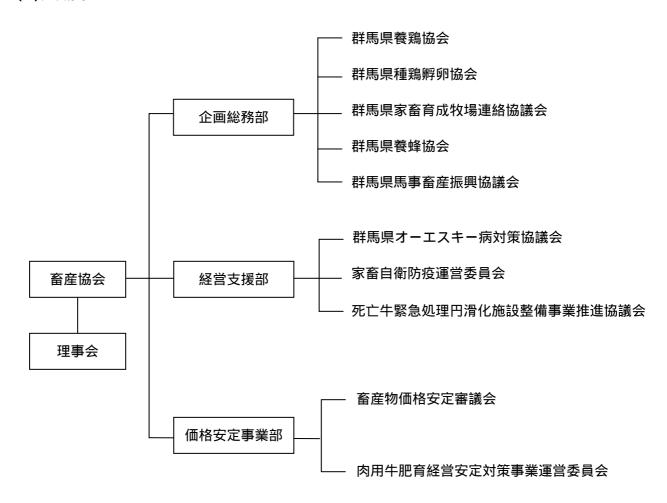
(1)人員構成

(平成 16年3月31日現在)(単位:人)

	X	分		一般	県 現 職	県退職者	中央会出向	プロパー職員	臨時職員	合計
	织		長	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
役	副	会	長	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	2(2)
1又	理		事	18(18)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	18(18)
只	艗		事	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(3)
	7	小計		22(22)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	24(24)
	事	務局	長	0	0	1	0	0	0	1
職	企	画総 務	部	0	0	0	2	2	2	6
	経営	含支援	部	0	0	0	2	4	2	8
員	価格	安定事	業部	0	0	0	1	3	4	8
	1	小 計		0	0	1	5	9	8	23
	合	計		22(22)	1(1)	1(0)	6(1)	9(0)	8(0)	47 (24)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。群馬県農業協同組合中央会(以下、「中央会」 という。)出向職員の人件費は中央会が負担しており、出向期間の制限もないので 長期的な勤務が可能である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

	出	資	Ĩ	先		平成13	年度	平成14	年度	平成15	年度
群		具	E N		県	235,000	(35.2%)	235,000	(35.2%)	431,800	(31.8%)
農畜産業振興事業団				事業	€団	250,000	(37.5%)	250,000	(37.5%)	389,810	(28.7%)
畜	産	関	係	寸	体	100,000	(15.0%)	100,000	(15.0%)	341,320	(25.1%)
農	業	協	同	組	合	81,450	(12.2%)	81,450	(12.2%)	173,790	(12.8%)
市	町		Ţ		村	0	(0.0%)	0	(0.0%)	18,840	(1.3%)
合			計		666,450	(100%)	666,450	(100%)	1,355,560	(100%)	

補足事項… ()は、出資比率である(小数点2位以下は切捨て)。 平成15年度に689,110千円(県は196,800千円)増加しているのは、 平成15年4月基金協会と統合し統合先の出資を引き継いだことによる。

(2) 県からの補助金(県所管課:農業局畜産課)

事 業 名	平成13年度	平成14年度	平成15年度
畜 産 振 興 推 進 事 業	2,400	4,670	4,373
肉用牛肥育経営安定対策事業	7,349	44,694	38,245
家畜伝染病自衛防疫システム整備事業	3,000	3,300	2,645
家畜疾病発生予防対策事業	32,300	34,280	36,176
豚 コ レ ラ 撲 滅 対 策 事 業	1,745	1,454	0
家畜導入情報収集整備対策事業	831	597	0
自 衛 防 疫 事 業 推 進 事 業	498	440	332
家畜防疫互助基金造成等支援事業	17,833	17,808	12,046
畜産物価格安定推進事業	0	0	55,386
슴 計	65,956	107,243	149,203

補足事項…平成 15 年度畜産物価格安定推進事業補助金 55,386 千円は基金協会との統合 に伴い従来基金協会で行ってきた事業を畜産協会で引き継いだものである。

(3) 県からの委託料 (県所管課:農業局畜産課)

(単位:千円)

(単位:千円)

事 業 名	平成13年度	平成14年度	平成15年度
地域畜産総合支援体制整備事業	8,100	7,816	5,943
肉用牛改良増殖推進事業	2,130	1,800	779
豚 肉 高 品 質 化 対 策 事 業	417	418	350
畜 産 環 境 基 本 調 査 事 業	496	498	0
合 計	11,143	10,532	7,072

8 財務の状況

協会の計算書類は、一般会計と特別会計(10 項目)に分かれているが、便宜上総括表のみ記載し、また、科目についても要約して表示してある。

(単位:千円)

(1)収支計算書総括表

	~			(+14.	113/
科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-	備考
会費収入	41,231	30,403	16,702	-13,700	
事業収入	1,633	0	20,854	20,854	
補助金収入	434,760	1,190,651	846,677	-343,973	注1.2
受託金収入	28,491	61,809	16,383	-45,426	
負担金収入	118,439	128,219	120,848	-7,371	
生産者積立金収入	74,552	299,615	329,027	29,412	注2
借入金収入	12,000	12,000	14,030	2,030	
特定預金取崩収入	301,348	850,509	1,396,709	546,200	注2
預かり収入	67,651	56,296	42,093	-14,202	
繰入金収入	0	94,221	127,906	33,685	注3
その他の収入	2,470	3,354	31,700	28,346	
当期収入合計	1,082,579	2,727,081	2,962,935	235,853	
前期繰越収支差額	329,364	103,632	317,261	213,629	
収入合計	1,411,944	2,830,713	3,280,196	449,483	
管理費	20,172	20,594	34,946	14,351	
人件費	3,925	2,018	18,099	16,080	
その他	16,246	18,576	16,847	-1,728	
事業費	781,022	1,292,750	1,064,130	-228,619	
補助事業費	27,553	191,338	666,793	475,454	
肥育牛補てん金	298,897	850,509	272,751	-577,757	注2
助成事業費	102,877	83,924	104,616	20,692	
受託事業費	28,457	61,809	16,413	-45,396	
事業費	305,001	89,934	0	-89,934	
事業推進費	18,236	15,233	0	-15,233	
自主財源事業費	0	0	3,555	3,555	
生産者積立金	50,291	0	0	0	
会費支出	11,220	13,009	0	-13,009	
預り金支出	0	0	54,140	54,140	
固定資産取得支出	1,741	0	1,559	1,559	
敷金・保証金支出	0	0	50	50	
特定預金支出	312,273	1,059,131	1,124,579	65,447	注2
返戻金	0	0	927,811	927,811	注2
繰入金支出	0	81,703	43,148	-38,554	注3
当期支出合計	1,176,722	2,467,189	3,250,366	783,176	
当期収支合計	-94,142	259,891	-287,431	-547,322	
次期繰越収支差額	235,222	363,523	29,830	-333,693	

補足事項…備考欄の注1~3については、「(6)収支の状況について」を参照。また、計算書類の作成方法に誤りがあり、各年度繰越額の整合性がとれていない。

(2) 正味財産増減計算書総括表

(2)正味財産増減計算	(単位:千	円)			
科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-	備考
増加の部					
当期収支差額	0	64,046	0	-64,046	
資産増加額	345,241	1,316,731	926,543	-390,188	
負債減少額	0	12,712	1,534,560	1,521,848	
增加額合計	345,241	1,393,490	2,461,103	1,067,613	
減少の部					
当期収支差額	91,582	56,363	287,431	231,067	
資産減少額	335,078	858,550	1,146,437	287,887	
負債増加額	0	481,633	924,486	442,853	
減少額合計	426,660	1,396,547	2,358,356	961,808	
当期正味財産増減額	-81,419	131,149	102,747	-28,401	
前期繰越正味財産額	361,799	250,920	397,359	146,439	
期末正味財産合計額	280,380	265,862	500,107	234,244	

補足事項…計算書類の作成方法に誤りがあり、各年度繰越額の整合性がとれていない。

(3)貸借対照表総括表

(単位:千円)

			(' '-	. 113)	
科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-	備考
資産の部					
流動資産	529,784	907,513	1,186,044	278,530	
現金預金	184,649	106,143	1,022,331	916,188	注1
未収金	292,156	765,414	163,706	-601,707	
仮払金	52,979	35,956	5	-35,950	
固定資産	970,885	1,290,450	2,945,027	1,654,577	
基本財産	0	0	335,130	335,130	
基本財産積立預金	0	0	335,130	335,130	
その他の固定資産	970,885	1,290,450	2,609,897	1,319,447	
車両運搬具	3,803	1,511	1,101	-409	
什器備品	2,033	138	2,548	2,410	
退職給与積立金	44,541	48,721	79,896	31,175	
減価償却積立金	1,940	2,141	4,538	2,396	
運営基金積立金	14,556	19,509	52,515	33,005	
50周年記念事業積立金	6,432	1,000	2,000	1,000	
生産者積立金	3,478	0	0	0	
家畜衛生対策運営預金	0,470	0	63,802	63,802	注3
出資金	12,650	12,650	29,870	17,220	,10
肉用牛肥育経営安定対策事業地域基金預金	0	203,197	25,670	-203,197	<u>;</u> ‡4
家畜衛生事業運営基盤強化基金預金	0	120,130	35,000	-85,130	
酪農ヘルパー事業円滑化対策基金預金	500,000	500,000	250,000	-250,000	
新展 407代 事業13/616/3/集至3/9位 畜産経営活性化基金預金	381,450	381,450	381,450	-230,000	713
肉用子牛生產者補給金制度運営基金預金	0	0	279,000	279,000	: 1 6
肉用子牛生產者補給金制度生產者積立預金	0	0	632,189	632,189	
新星	0	0	410,110	410,110	
畜産物価格安定推進事業運営積立預金	0	0	385,875		
資産合計	1,500,670	2,197,963	4,131,071	1,933,107	710
負債の部	1,000,070	2,101,000	1,101,011	1,000,107	
流動負債	306,317	538,989	1,156,213	617,224	
未払金	191,858	278,194	1,115,665	837,470	
前受金	1,047	0	0	007, 170	/
預り金	70,091	590	402	-188	
仮受金	43,320	260,204	40,145	-220,058	注2
固定負債	925,727	1,393,111	2,474,750	1,081,639	112
退職給与引当金	40,598	48,721	79,896	31,175	
車両運搬具減価償却引当金	3,679	2,141	2,141	01,170	
什器備品減価償却引当金	0,070	0	2,396	2,396	
長期借入金	0	0	14,030	14,030	
肉用牛肥育経営安定対策事業地域基金	0	460,798	0	-460,798	注4
家畜衛生事業運営基盤強化基金預り金	0	0	35,000	35,000	
おまによる	500,000	500,000	250,000	-250,000	
新庭経営活性化基金預り金	381,450	381,450	381,450	0	,10
肉用子牛生産者補給金制度業務運営基金	0	0	281,656	281,656	注6
肉用子牛生產者補給金制度事業生產者積立金	0	0	632,193	632,193	
畜産物価格安定推進事業運営基金	0	0	410,110	410,110	
畜産物価格安定推進事業運営準備金	0	0	385,875	385,875	
負債合計	1,232,045	1,932,100	3,630,964	1,698,863	,10
正味財産の部	1,202,040	1,002,100	5,000,004	1,000,000	
正味財産	268,624	265,862	500,107	234,244	注5
正味財産合計	268,624	265,862	500,107	234,244	,10
負債及び正味財産合計	1,500,670	2,197,963	4,131,071	1,933,107	
只良久し上外別注口可	1,300,070	۵, ۱۵۱ ,۵۵۵	7,101,0/1	1,000,107	

補足事項…備考欄の注1~7については、「(6)財政状態について」を参照。また、計算 書類の作成方法に誤りがあり、各年度繰越額の整合性がとれていない。

(4)重要な会計方針

固定資産の減価償却 定額法による減価償却を実施している。		
	自己都合による期末退職給与の要支給額に相当する金額を全額計	
退職給与引当金	上している。	
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、仮払金、未払金、預り金及び	
資金の範囲 	仮受金を含めている。	
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用し		

(5)5年間の収入の推移

(単位:千円)

	収入科目名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	備考
会費収	入	13,182	35,708	41,231	30,403	16,702	
事業収	入	0	0	1,633	0	20,854	
内訳	事業手数料収入	0	0	0	0	20,854	
	その他	0	0	1,633	0	0	
補助金	2 収入	65,851	251,975	434,760	1,190,651	846,677	注1.2
	補助金収入	26,817	96,336	321,715	110,274	641,239	
	助成金収入	39,034	155,639	113,044	1,080,376	104,514	注1.2
	補給金収入	0	0	0	0	100,923	注1.2
受託金		41,627	30,792	28,491	61,809	16,383	
負担金		1,350	97,526	118,439	128,219	120,848	
	農家予防注射等負担金	0	96,926	117,189	117,413	120,832	
内訳	獣医修学資金負担金	600	600	600	0	0	
	その他	750	0	650	10,805	16	
	背積立金収入	28,410		74,552	299,615	329,027	
借入金		10,000	38,702	12,000	12,000	14,030	
	肉用子牛補給金制度借入金	0	0	0	0	14,030	
内訳	酪農ヘルパー制度借入金	0	0	12,000	12,000	0	
	その他	10,000	38,702	0	0	0	
特定預	金取崩収入	0	210	301,348	850,509	1,396,709	
	補てん準備金預金取崩	0	0	298,897	850,509	1,395,150	注2
内訳	減価償却引当預金取崩	0	0	1,741	0	1,559	
	退職給与引当預金取崩	0	210	710	0	0	
預かり		0	74,229	67,651	56,296	42,093	
繰入金		0	85,860	0	94,221	127,906	注3
その他	也の収入	166	186,797	2,470	3,354	31,700	
	基本財産運用収入	0	199	0	0	950	
内訳	特別の積立金収入	0	0	0	0	14,036	
ומפניו	出資金戻り収入	0	0	0	0	50	
	雑収入	166	186,598	2,470	3,354	16,664	
	合 計	160,587	836,187	1,082,579	2,727,081	2,962,935	

補足事項…備考欄の注1~3については、「(6)収支の状況について」を参照。

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

注1:補助金収入(助成金収入、補給金収入含む)について

平成 13 年 9 月に狂牛病 (BSE) が国内で発生、また平成 13 年 12 月に県内で発生 したことを受け、国及び県から以下の補助金があった。

- ・ 平成 13 年度補助金 433,126 千円…内 BSE 関連:国 228,864 千円、県 1,736 千円
- ・ 平成 14 年度補助金 1,190,651 千円…内 BSE 関連:国 978,778 千円、県 26,644 千円
- ・ 平成 15 年度補助金 846,677 千円…BSE は収束したが、その余波で価格が急落し、 価格対策補助金として国から 359,175 千円、県から 38,245 千円交付された。 また 平成 15 年度に基金協会と統会したことにより補給金収入 100,923 千円が新

また、平成 15 年度に基金協会と統合したことにより補給金収入 100,923 千円が新たに発生した。補給金とは「肉用子牛生産安定等特別措置法」による補助金の呼称である。

注2:特定預金取崩収入、生産者積立金収入、特定預金支出、補助事業支出、その他の支出について

主に上記 BSE 対策事業の精算過程において、特定預金取崩収入等の科目が多額に変動している。具体的には「肉用牛肥育経営安定対策事業」特別会計分がほとんどの金額を占めており、特に平成 15 年度は 3 年間事業の最終精算年にあたり、多額の金額が発生している。内容的には以下のとおりである。 (単位:千円)

	平成 1	3 年度	平成 1	4 年度	平成 15 年度	
科 目	全 体	内肉用牛	全 体	内肉用牛	全 体	内肉用牛
	土 冲	肥育事業	全 体	肥育事業	土 怀	肥育事業
補助金収入	434,760	230,600	1,190,651	1,005,423	846,677	397,420
生産者積立金収入	74,552	74,552	299,615	299,615	329,027	139,890
補てん準備金預金取崩	298,897	298,897	850,509	850,509	1,395,150	1,200,563
そ の 他	274,371	1	386,306	5	392,081	17
次期繰越収支差額	329,364	0	103,632	0	317,261	257,600
合 計	1,411,944	604,050	2,830,713	2,155,552	3,280,196	1,995,490
肥育牛補てん金	298,897	298,897	850,509	850,509	272,751	272,751
特定預金支出	312,273	305,152	1,059,131	1,047,442	1,124,579	794,927
返 戻 金	0	0	0	0	927,811	927,811
そ の 他	565,552	0	557,549	0	925,225	0
次期繰越収支差額	235,222	0	363,524	257,600	29,830	0
合 計	1,411,944	604,050	2,830,713	2,155,552	3,280,196	1,995,490

- ・ 生産者積立金収入は生産農家の負担額である。平成 14 年度 BSE 発生による補助金大幅増に伴い農家の負担額も増額している。一例を挙げると、和牛の場合で補助金全体では平成 13 年度@32,000 円から平成 14 年度@69,000 円に増額したが、農家負担金も@6,400 円から@16,400 円に増額されており、農家も応分の負担をしていることになる。なお、平成 15 年度には BSE の沈静化により平成 13 年度の水準に戻されている。
- ・ 平成 15 年度返戻金 927,811 千円は 3 年間事業の最終精算により、国に 500,215 千円、県に 46,335 千円、生産者に 381,261 千円各々返戻したものの合計額である。

注3:繰入金収入、繰入金支出は一般会計と特別会計間の内部取引額であるが、計算書類の作成方法に誤りがあり、以下のような不一致がある。

(単位:千円)

科 目 平成 13 年度		平成 14 年度	平成 15 年度
繰入金収入	0	94,221	127,906
繰入金支出	0	81,703	43,148
差額	0	12,518	84,758

財政状態について

- 注1: 平成15年度現金預金が1,022,331千円、未払金が1,115,665千円と多額であるが、これは主に、上記BSE対策事業の精算過程において、「肉用牛肥育経営安定対策事業」特別会計分の返戻金最終現金精算が平成16年6月にずれ込んだことにより、未払金927,811千円を計上したことによる。
- 注 2: 平成 14 年度未収金が 765,414 千円、仮受金が 260,204 千円と多額であるが、これは上記 BSE 対策事業補助金の精算分である。内訳は「肉用牛肥育経営安定対策事業」の未収金が 540,737 千円、仮受金が 223,955 千円、「家畜生産農場清浄化支援対策事業」の未収金が 110,617 千円、仮受金が 31,721 千円である。
- 注 3:平成 15 年度家畜衛生対策運営預金は 63,802 千円増加しているが、これは平成 14 年度終了の事業で特別会計より一般会計に振り替えて処理したものである。
- 注 4: 肉用牛肥育経営安定対策事業地域基金は平成 15 年度で終了し、精算している。
- 注 5:家畜衛生事業運営基盤強化基金及び酪農ヘルパー事業円滑化対策基金は平成 15 年度より一部基本金及び基本財産に振り替えている。これは、基金協会との統合を機

に基金の内容を見直したところ、返還を要さない補助金的な性格のものであること が判明したため、基本金として処理したものである。

- 注 6: 肉用子牛生産者補給金制度運営基金以下の基金は平成 15 年度基金協会との統合により引き継いだものである。
- 注 7: 資金区分及び資産区分について平成 13・14 年度はまちまちな処理になっている。 これは、計算書類の作成方法に誤りがあり、処理の整合性が取れていないことによ る。

実地監査年月日

平成 16年9月1日、平成16年9月2日及び平成16年10月8日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営はほぼ設置目的に従って行われていたが、 会計事務に関して適正に処理されていない事項が認められた。また、その他にも留意す べき事項が認められた。

(事業実施のための事務について)

1 群馬県地域畜産総合支援体制整備事業受託金の受託事業費について

委託契約書第6条(再委託の制限)では、第三者への再委託を禁じているが、ホームページの整備に関しては再委託が実施されている。事前に県の承認を得た事実もない。

(現状及び問題点)

(1) 現状分析

群馬県との事業委託契約書(平成 15 年度受託金 5,943 千円)添付の実施計画書に基づき事業遂行された結果の計画・実績対比は事業費積算表に集約されている。事業別費目別の差異はほぼ妥当な範囲にとどまり、実績総額は契約金額を僅かオーバーしている状況にある。しかし、一部に差異の大きい費目があり、しかも再委託の事例であった。

(2) 問題点

委託契約書第 6 条 (再委託の制限)では、第三者への再委託を禁じているが、ホームページの整備に関しては再委託が実施されている。事前に県の承認を得た事実 もなく、第 6 条違反の疑いがある。

また、このホームページ更新業務に関しては、平成 15 年 6 月付けの当初見積書では税別 9 万円とされていたものが、数回の情報追加を経て平成 16 年 2 月の請求額が税込 24 万円となった。この間、情報追加時の追加見積は入手されていなかった。計画時の積算額は 10 万円であった。

(改善策)

再委託については、契約書上は一部であっても禁じられているため委託を利用せざる を得ない場合は、実施計画書等での明示を行い、事前承認を得たうえで契約する。

ホームページ更新委託料の当初見積書では「更新業務で大幅に作業時間が超過する場合等は、別途ご相談申し上げます。」とあり、本来は情報追加にあたり、追加見積を確認したうえで内部承認を経て発注するのが妥当と思われる。

(会計事務について)

2 家畜防疫互助基金補助事業特別会計の総勘定元帳の記帳について

同特別会計の精算処理に関し一部総勘定元帳に記載不足があり、どのように会計処理されたか明確さに欠けた。また、平成13年度で多額の未精算勘定を計上しているが、これらのうち平成14年度の決算過程で精算されるべきものが精算されていない。

(現状及び問題点)

同特別会計の貸借対照表期末勘定残高の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	科	目		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
現	金	預	金	1,749	13,404	425
未	Ц:	X	金	20,386	23,957	0
仮	扎		金	16,720	16,720	0
	合	計		38,856	54,081	425
未	扎		金	38,210	49,507	0
仮	2	Ź	金	600	4,527	425
	合	計		38,810	54,034	425
	次期	繰越		46	46	0

平成 13 年度の未収金、仮払金及び未払金といった未精算勘定については、平成 14 年度では精算されずに一部残っている。内容は家畜生産農場清浄化支援事業特別会計との資金の貸し借りであり、平成 15 年度では精算されているが、精算過程が総勘定元帳に記載がなく、会計担当者が直接管理していた。

行なわれた会計処理が総勘定元帳に記帳されておらず、また、会計担当者が直接管理 していたことは問題であり、会計のあり方を改善する必要がある。

また、それらの勘定残高の内容内訳明細表は、平成 13 年度では作成されているが、内部承認されていない。平成 14 年度では明細表そのものが作成されていない。

(改善策)

修正処理を含む全ての取引は、経理会計規程第 15 条別表 1 に定める主要簿たる仕訳伝票及び仕訳表に記録されるべきである。

全ての会計処理が総勘定元帳に反映されなければならないことは、一般に公正妥当と 認められた会計原則上の網羅性の原則から当然のことである。すなわち、全ての会計処 理は内部の承認をもとに、複式簿記で網羅的に総勘定元帳に記帳されなければならない。

また、その結果貸借対照表に資産負債が残った場合、その内訳を明確にして内部の承認手続きを経なければならない。精算されるべき資産負債が精算されないことは決算ができていないということになり、早期に精算されるよう努めなければならない。

3 取引記録の内部承認手続きについて

家畜防疫互助基金補助事業特別会計での収支について、未収金、未払金等の決算振替処理、他会計との取引では「収支伺い」に証憑が添付されていないものが散見される。

(現状及び問題点)

同特別会計での収支について、特に未収金、未払金等の決算振替処理、他会計との取引では「収支伺い」に証憑が添付されていないものが散見される。

証憑添付がなければ内部の承認手続きが正当に行なわれていないということである。 このように内部統制組織に不備があると会計の信頼性が損なわれることになり、これら の取引は多額にのぼることから、重大な問題が発生する可能性が潜在していることにな る。

(改善策)

「収支伺い」は畜産協会の会計処理に関する基本伝票であり、証憑添付は内部承認手続きを得る上で欠くことのできないものである。内部取引の場合でも、その具体的な理由、金額算出の根拠などを証憑として添付することが必須である。

4 実態のない経費を未払金として計上する会計処理について

平成 14 年度において予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上し、 その後平成 15 年度に一般会計に入金して収入として計上しているが、このような会計行 為は問題である。

(現状及び問題点)

平成 15 年度 (平成 15 年 7 月 25 日) 一般会計繰入金収入の中に、1,306 千円の受入収入が計上されている。これは平成 14 年度において予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上し、その後平成 15 年度になって未払金を支払うような形で預金を引き出し、一般会計に入金して収入として計上したものである。

平成 14 年度において未払金に計上した「収支伺い」は証憑を未添付のまま内部承認されており、平成 15 年度の受入収入についても同様である。

(改善策)

予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上するような会計行為は問 題である。

5 計算書類の誤りについて(共通)

計算書類の作成手続に整合性がない。決算繰越額及び計算書類相互間が不一致であり、 計算書類が誤って作成されている。

(現状及び問題点)

(1) 決算繰越額の不突合について

収支計算書総括表の繰越収支差額について

前年度の次期繰越収支差額と当年度の前期繰越収支差額は本来一致するものであるが、年度間で以下の差異が発生している。 (単位:千円)

年 度	科 目	決算額	差異	
平成 13 年度	次期繰越収支差額	235,222		
	前期繰越収支差額	103,632	131,590	注 1
平成 14 年度	当期収支差額	259,891		
	次期繰越収支差額	363,523		
	前期繰越収支差額	317,261	46,262	注 2
平成 15 年度	当期収支差額	287,431		
	次期繰越収支差額	29,830		

注1: 131,590 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 家畜衛生運営基盤強化基金(120,130 千円)について、基金造成のため前期 繰越収支差額から基金に直接振り替えた。
- ・ 酪農ヘルパー利用拡大推進事業 (295 千円) について、平成 13 年度決算で事業費/未払金の重複計上があったが、前期繰越収支差額を直接修正した。
- ・ 一般会計他(11,755 千円)について、平成 13 年度決算で内部取引消去の誤 りがあり、前期繰越収支差額を直接修正した。

注2: 46,262 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 家畜衛生対策事業(63,802 千円)について、特別会計事業が終了し、一般 会計に振り替えたが前期繰越収支差額から直接振り替えた。
- · 畜産ヘルパー運営事業他(14,700 千円)…同上
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度運営特別基金(2,656 千円)について、平成 15 年 度基金協会と統合し受入れた収支差額を前期繰越収支差額で直接増額した。
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度・事業実施(29,573 千円)…同上
- · 群馬県畜産物価格安定推進事業・事業実施(10千円)…同上

上記内容はすべて前期繰越収支差額を直接修正すべきではなく、当期収支差額の増減 内容の取引に該当するものであり、正しくは以下のとおりになる。

(単位:千円)

年 度	決算上当期収支差額	修正額	修正後
平成 14 年度	259,891	131,590	128,301
平成 15 年度	287,431	46,262	333,693

正味財産増減計算書総括表の期末正味財産について

期末正味財産につき、年度間で以下の差異が発生している。(単位:千円)

年 度	科目	決算額	差異	
平成 13 年度	期末正味財産	280,380		
	前期繰越正味財産	250,920	29,460	注3
平成 14 年度	当期正味財産増減額	131,149		
	期末正味財産	265,862		
	前期繰越正味財産	397,359	131,497	注 4
平成 15 年度	当期正味財産増減額	102,747		
	期末正味財産	500,107		

注3: 29,460 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 酪農ヘルパー利用拡大推進事業 (295 千円) については、繰越収支差額の差額 に記載した内容と同一である。
- · 一般会計他(11,755 千円)...同上
- ・ 畜産ヘルパー運営事業 (18,000 千円) については、計算書総括表の記載誤 り (19,701 千円とすべきところ 1,701 千円と誤記入) がそのまま合計されて しまったが、縦横の検算をしていないため発見されなかった。

注 4:131,497 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 家畜衛生対策事業(63,802 千円)については、繰越収支差額の差額に記載 した内容と同一である。
- ・ 畜産ヘルパー運営事業他(19,700 千円)…同上
- ・ 家畜衛生運営基盤強化基金(35,000 千円)については、基金の内容を見直 し、基本金と基金に判別したが前期繰越正味財産から直接基金に振替えた。
- ・ 酪農ヘルパー事業円滑化対策基金(250,000 千円)…同上

上記内容はすべて前期繰越正味財産を直接修正すべきではなく、当期正味財産増減 内容の取引に該当するものであり、正しくは以下のとおりになる。

(単位:千円)

年 度 決算上当期正味財産増減額		修正額	修正後
平成 14 年度	131,149	29,460	101,689
平成 15 年度	102,747	131,497	234,244

(2) 計算書類相互間の不一致について

各計算書類総括表の項目につき以下の不一致が発生している。 (単位:千円)

年 度	計算書類	科目	決算額	差異
平成 13 年度	収 支 計 算 書	当期収支差額	94,142	
	正味財産増減計算書	当期収支差額	91,582	2,560
	正味財産増減計算書	期末正味財産	280,380	
	貸 借 対 照 表	期末正味財産	268,624	11,756
平成 14 年度	収 支 計 算 書	当期収支差額	259,891	
	正味財産増減計算書	当期収支差額	56,363	316,254
	正味財産増減計算書	期末正味財産	265,862	
	貸 借 対 照 表	期末正味財産	265,862	0
平成 15 年度	収 支 計 算 書	当期収支差額	287,431	
	正味財産増減計算書	当期収支差額	287,431	0
	正味財産増減計算書	期末正味財産	500,107	
	貸 借 対 照 表	期末正味財産	500,107	0

特に平成 14 年度正味財産増減計算書総括表の誤りが著しく、他の資料から類推して 作成しなおした計算書を以下に表示する。 (単位:千円)

科目	決算済計算書	修正後計算書	差額
増加の部			
当期収支差額	0	259,891	259,891
資産増加額	1,316,731	1,059,131	257,601
負債減少額	12,712	12,712	0
増加額合計	1,393,490	1,331,735	61,755
減少の部			
当期収支差額	56,363	0	56,363
資産減少額	858,550	853,159	5,392
負債増加額	481,633	481,633	0
減少額合計	1,396,547	1,334,792	61,755
当期正味財産増減額	131,149	3,057	134,207
前期繰越正味財産額	250,920	250,920	0
期末正味財産合計額	265,862	247,863	18,000

補足事項...平成14年度総括表は縦横の検算もしていないので合計額も合わない。

計算書類の決算繰越額(繰越収支差額及び繰越正味財産額)及び計算書類相互間が不 突合という誤り及び計算書類の検算もされていない状況は計算書類作成事務の基本的誤 りという他なく、事務執行上問題である。

また、上記の結果当期収支差額と当期正味財産増減額が各々1億円以上誤って表示されている状態は、計算書類が正しく作成されているとは言えず会計責任を果たしていない。 畜産協会の経理会計規程第 1 条には、「会計処理は法令・本会定款および公益法人会計基準に基づく」とあるが、上記処理は公益法人会計基準に準拠しているとは言い難い。

(改善策)

適正な会計事務及び決算事務の執行が必要であり、平成 15 年度においては改善努力の状況も見られるが、現在の処理は抜本的に改善しなければならない。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

6 計算書類における内部取引項目の整合性について(共通)

計算書類総括表における内部取引項目の整合性がない。

(現状及び問題点)

計算書類総括表における内部取引科目の表示は以下のとおりである。 (単位:千円)

計算書類	区分	科 目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収支計算書	総合計欄	繰入金収入	0	94,221	127,906
	総合計欄	繰入金支出	0	81,703	43,148
	内部取引消去欄	繰入金収入	500	なし	なし
	内部取引消去欄	繰入金支出	12,255	なし	なし
正味財産	内部取引消去欄	増加額合計	30,016	なし	なし
増減計算書	内部取引消去欄	減少額合計	41,771	なし	なし
	内部取引消去欄	当期増減額	11,755	なし	なし
	内部取引消去欄	期末正味財産	11,755	なし	なし

平成 13 年度までは内部取引消去欄を設けていたが、その後は開示していない。 収支計算書について繰入金収入及び繰入金支出の額が各年度合致していない。 正味財産増減計算書について平成 13 年度は増加額と減少額の額が合致していない。 また平成 14 年度以降は開示がないため不明である。

(改善策)

内部取引項目が不突合という誤りについては事務執行上問題である。適正な会計事務 及び決算事務の執行が必要であり、現在の処理は抜本的に改善する必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

7 特別会計の閉鎖手続きについて

特別会計の閉鎖手続きに改善すべき点が見られた。

(現状及び問題点)

畜産協会の特別会計については畜産協会経理会計規程第 11 条で「この会の会計は、一般会計及び特別会計に区分して行うものとし、会計単位は次のとおりとする。(1)一般会計(2)事業基金特別会計(3)その他の特別会計」と定められている。

畜産協会の特別会計はすべて(2)の事業基金特別会計であり、国や地方公共団体からの補助金等を受ける場合の補助金事業等に該当する。

畜産協会の過去3年度の特別会計の設定については以下のとおりになっている。

特別会計の名称	平 13	平 14	平 15		
家畜衛生事業運営基盤強化基金					
地域肉用牛肥育経営安定対策事業					
肉用牛肥育経営安定対策事業					
家畜生産農場清浄化支援対策事業					
家畜防疫互助基金補助事業					
馬自衛防疫体制確立推進事業					
家畜生産衛生向上対策事業					
ヘルパー運営事業					
酪農ヘルパー事業円滑化対策基金					
畜産経営活性化基金					
家畜衛生対策事業					
死亡牛輸送費預り金会計					
肉用子牛生産者補給金制度運営特別基金(1)(2)及び業務運営基金					
肉用子牛生産者補給金制度・事業実施特別会計					
群馬県畜産物価格安定推進業務運営基金					
群馬県畜産物価格安定推進事業・事業実施特別会計					

は閉鎖年度の計算書類に特別会計として表示され正しく閉鎖されたもの。

は閉鎖年度の計算書類に開示がなく、前年度まであった特別会計が突然消失してしまったもの。会計的には前述したように前期繰越額で金額を合わせている。

(改善策)

特別会計閉鎖については、理事会・総会にて口頭説明し了承を得ているとのことであるが、 手続きとしては決算を実施して余剰金を確定し、その余剰金を理事会または総会の承認を 経て一般会計に繰り入れることが必要である。残高がゼロになっても当期の増減がある のだから特別会計として計算書類に表示しなければならない。

意見

(事業実施のための事務について)

1 群馬県畜産振興事業補助金の実質的な補助目的について

同補助金は畜産ヘルパーの人材確保が最大の目的とされているが、補助目的に対応する 固有の事業を具体化した実施計画、実績報告を明確にする必要がある。

(現状及び問題点)

群馬県畜産振興事業補助金 4,373 千円は、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱別表 1 - に基づいて、経営技術支援事業・畜産ヘルパー事業を実施するのに要する経費を補助するものとされている。うち経営技術支援事業部分については、地方競馬全国協会からの畜産振興補助事業補助金と一体として位置づけられている。事業実績総括表の事業目的には「各種事業の補完的な事業とし本事業を活用し、安定的に人材を確保することにより」「酪農畜産ヘルパー事業の円滑な運営に必要な人材を確保する」とあり、人材確保が最大の目的とされている。

群馬県補助金に関する事業実施計画書における事業費には積算明細がなく、実績報告 も同様であった。群馬県・畜産協会双方が、この補助金を実質的に経営支援部の人件費 補助として認識していると考えられる。

(改善策)

地方競馬全国協会、群馬県ともこの補助金を年々縮減する方向にあり、補助目的に対応する固有の事業を具体化した実施計画、実績報告を明確にする必要がある。

2 酪農ヘルパー組織運営体制強化事業補助金の使途について

同補助金の使用目的は利用組合の組織運営体制強化にあるが、現在の配分方法では組織率(加入率)アップへのインセンティブに乏しい。

(現状及び問題点)

酪農ヘルパー制度は毎日の搾乳労働が必須の酪農経営を安定的に継続するため、突発的事故の発生や休日の確保に備え、農家に代わって家畜の管理を行う者を必要とすることから制度化された。

農協又は酪農協単位で組織されたヘルパー利用組合 14 組合に加入する組合員農家は平成 14 年 4 月現在 676 戸、未加入が 383 戸ある。平成 14 年度の利用組合ごとの加入率には 22%から 82%までかなりの差がある。

この補助金 12 百万円の全額が加入戸数、月平均利用戸数、未加入戸数にそれぞれ 60 %、30%、10%のウエイトを付して各利用組合に配分交付されている。

この補助金と同じく酪農ヘルパー全国協会から交付される酪農ヘルパー利用拡大事業

補助金がヘルパー利用率及び利用率アップに重点を置くのに対して、この補助金の使用目的が組織運営体制強化にあるとすれば、組織率(加入率)改善に重点を置くべきと考えられる。現在の上記配分方法では、加入率アップへのインセンティブに乏しい。

(改善策)

各利用組合への配分方法を、例えば利用戸数配分を減らし加入率配分を設けるなど加入率を高める方向での配分方法に変更する。

3 酪農ヘルパー利用拡大事業補助金中の受託金について

同補助金のうちに、委託契約書に基づく受託金が含まれていた。

(現状及び問題点)

社団法人酪農ヘルパー全国協会からの補助金のうちに、委託契約書に基づく受託金が含まれていた。

収支計算書上、受託金収入・受託事業費とすべきものが補助金収入・補助事業費に含まれていることになる。

(改善策)

収入の相手先が同一であっても、補助金と受託金は峻別するよう徹底する。

4 畜産経営活性化基金の補助金について

同補助金について、畜産ヘルパーの出役活動が休日以外であることについて改善することが望まれる。

(現状及び問題点)

畜産経営活性化補助金は、同基金特別会計から一般会計に 1,570 千円が繰入れられ、 同額が自主財源事業費の補助金として6つの畜産ヘルパー利用組合に支出されている。

目的は畜産農家の要請により畜産農家が休日を確保するため、畜産農家へ派遣するヘルパーへの補助とするためである。具体的に補助金が支給されている組合は群馬県内の6つのヘルパー利用組合である。補助金の金額は、当該年度の出動要請回数を記録した「畜産ヘルパー活動月報」に基づき、ポイントにより計算しているが、6組合への補助金支給額は平成14年度とほぼ同額である。以下その比較表である。

組合名		l 年度	平成 15	年度	差	額
組 合 名 	ポイント	金額	ポイント	金額	ポイント	金額
	回	千円	回	千円	回	千円
A 畜 産 ヘ ル パ ー 組 合	947.0	473	925.5	462	21.5	11
B畜産ヘルパー組合	226.0	113	208.5	104	17.5	9

C畜産ヘルパー組合	505.0	252	547.0	273	42.0	21
D畜産ヘルパー組合	359.0	179	558.5	279	199.5	100
E畜産ヘルパー組合	854.0	427	873.5	436	19.5	9
F 畜 産 ヘ ル パ ー 組 合	67.5	33	28.5	14	39.0	19
合 計	2,958.5	1,479	3,141.5	1,570	183.0	91

その内容につき以下の問題点がある。

畜産ヘルパーの出役活動が休日以外であること。

群馬県畜産経営活性化対策事業実施要領では、「本事業は、畜産経営に付随する周年 拘束性の軽減を図るため、酪農を除く育牛、養豚、養鶏の各畜産農家に対する休日確保 等のためのヘルパー出役体制を確立して、本県の畜産経営の安定かつ継続的発展と経営 者の育成、定着化に資することを目的とする。」と規定している。

しかし、「平成 15 年度畜産ヘルパー出役活動交付金明細書」を見ると、休日にヘルパーの出動の要請を受けたのは F 畜産ヘルパー利用組合のわずかに 1 度 (6 回)、金額は 3 千円である。休日以外の出役回数は 3.135 回、金額にして 1.567 千円である。

(改善策)

酪農は毎日搾乳を欠かすことが出来ないことにより、休日を確保するためにヘルパー制度を造設することに意味があるが、畜産経営については、機械化がかなり進んでおり休日が比較的取りやすいとのことである。畜産農家の休日確保という基金の目的との合致性を検討する必要がある。

5 家畜衛生対策運営基盤強化事業助成金について

同助成金について、改善すべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

家畜衛生対策運営基盤強化事業助成金の目的は、県内に 5 つある防疫団体連合会に対して、イ.自衛防疫団体の活動を支援、指導するために要する経費、ロ.連合会の活動に要する経費に必要な額を助成するものとのことである。畜産協会は、この助成金に対して防疫団体連合会から年度末に近いところで事業実績報告書を入手している。その内容につき以下の問題点がある。

(1) 実績報告書に領収書が添付されていないものがある。

中部地区畜産自衛防疫団体連合会の平成 15 年度事業実績報告書を閲覧したが、助成金についての実績報告書は入手しているものの、これを疎明する領収書等が添付されていない。実績報告書は内部で作成する資料であり外部からの証憑を以ってはじめて有効といえる。

(2) 実績報告書の領収書の中に宛名が群馬県畜産協会となっているものがあった。 吾妻地区家畜自衛防疫協議会連合会の平成15年度事業実績報告書の中に、2件、 領収書の宛先が群馬県畜産協会となっているものがあった。

日 付	宛 先	金 額	購入先	住 所
平成 16 年 2 月 19 日	畜産協会	54,337円	А	前橋市
平成 16 年 3 月 1 日	同上	31,185円	В	吾妻郡

助成金の交付先の実績報告書の添付資料の領収書の中に畜産協会宛ての領収書があるのは不自然であり、しかも上記の A については、住所が前橋市であり、中之条町からは距離も離れている。上記以外にも、東部畜産連合会の領収書の中に当協会宛ての領収書が含まれていた。

(改善策)

- (1) 助成金の実績報告書については、領収書を添付すべきである。
- (2) このようなものについては内容の調査を実施すべきである。

(会計事務について)

6 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成 15 年度残高 4,786 千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

7 計算書類の注記事項について(共通)

畜産協会の計算書類には注記事項があるが、一部記載洩れになっている項目がある。

(現状及び問題点)

畜産協会の計算書類には一般会計と特別会計の一部に注記があるが、注記内容に退職 給与引当金の計上基準、消費税等の会計処理方法及び基本財産の増減額と残高の記載が ない。

(参照 共通意見の項1-21頁)

8 監事の監査機能の強化について

監事の監査は果たしてその職務を全うしているのか、また制度として有効に機能しているのか疑問である。抜本的な見直しが必要である。

(現状及び問題点)

会計事務について適正に処理されていない事項を記載したが、その結果、畜産協会の 平成 13 年度から平成 14 年度の 2 会計年度の計算書類はその信頼性に疑問が持たれ、適 正に作成されているとは言い難い状況である。この点に関して以下の問題点がある。

平成 13 年度から平成 14 年度の 2 会計年度すべてにおいて 3 名の監事の意見書は適正意見であるが、このように初歩的で明らかな、しかも金額的にも重大な誤りを看過するような監事の監査は果たしてその職務を全うしているのか、また制度として有効に機能しているのか疑問である。

(改善策)

予算規模的にも増大している畜産協会の中で監事の監査制度は重要なチェック機能を 受け持っているはずであり、抜本的な見直しが必要である。

(県と出資団体との関係について)

9 県の畜産協会に対する出資金について

県の畜産協会に対する出資金 431,800 千円は寄託金であり、内容を見直す必要がある。 また、畜産協会の定款における基本財産の規程は不十分であると思われる。

(現状及び問題点)

畜産協会の基金預り金及び基本金の内訳は以下のとおりである。 (単位:千円)

基金名	出資	計		基金預り会	È	基本金
举 正 口 	山貝	п	県寄託	その他	計	坐 平亚
家畜衛生事業	県	35,000	35,000	0	35,000	0
運営基盤強化基金	他	85,130	0	0	0	85,130
	計	120,130	35,000	0	35,000	85,130
酪農ヘルパー事業	県	125,000	0	0	0	125,000
円滑化対策基金	囲	250,000	0	250,000	250,000	0
	他	125,000	0	0	0	125,000
	計	500,000	0	250,000	250,000	250,000
畜産経営活性化基	県	200,000	200,000	0	200,000	0
金	他	181,450	0	181,450	181,450	0
	計	381,450	200,000	181,450	381,450	0

肉用子牛生産者補	国	139,810	0	139,810	139,810	0
給金制度 運営特別基金(1) (2)	計	139,810	0	139,810	139,810	0
肉用子牛生産者補	県	68,500	68,500	0	68,500	0
給金制度	他	70,690	0	70,690	70,690	0
業務運営基金	計	139,190	68,500	70,690	139,190	0
群馬県畜産物価格	県	128,300	128,300	0	128,300	0
安定推進業務	他	281,810	0	281,810	281,810	0
運営基金	計	410,110	128,300	281,810	410,110	0
	県	556,800	431,800	0	431,800	125,000
 合 計	国	389,810	0	389,810	389,810	0
	他	744,080	0	533,950	533,950	210,130
	計	1,690,690	431,800	923,760	1,355,560	335,130

県では「公社・事業団の見直し」の方針に基づいて相次いで団体統合を実施してきたが、その過程で畜産協会では、従来出資証券であったものを寄託証券に書き換えてきた。

団体統合と寄託金等の経緯については以下のとおりである。

家畜衛生事業 運営基盤強化基金

平成12年4月1日に衛指協を統合。

統合にあたり、衛指協会員の出資金を、出捐金に変えて畜産協会に引き継ぐこととしたが、その内県の持分 35,000 千円は出資金として、その他 85,130 千円は基本金として処理された。

酪農ヘルパー事業円滑化対策基金

平成13年8月1日にヘルパー協会を統合。

統合にあたり、ヘルパー協会会員の出資証券計 500,000 千円を寄託証券に書き換えた。同時に旧衛指協の県の持分である出資証券 35,000 千円も寄託証券に書き換えた。基金の内訳は国から 250,000 千円、県から 125,000 千円、群馬県乳販連から 125,000 千円であるが、その後、県・乳販連分は預り金でなく補助金であったことが判明し、平成 15 年度に県と協議の上、基本金として修正した。なお、国の基金 250,000 千円については、返済を要する基金として規定されている。

畜産経営活性化基金

と同様ヘルパー協会会員の出資証券381,450千円を寄託証券に書換えたもの。

肉用子牛生產者補給金制度運営特別基金(1) (2)

平成 15年4月1日基金協会を統合。

全国肉用牛振興基金協会からの寄託金 139,810 千円である。

肉用子牛生産者補給金制度業務運営基金

平成 15 年 4 月 1 日基金協会を統合。

基金協会会員の出資証券 139,190 千円を寄託証券に書き換えたものである。

群馬県畜産物価格安定推進業務運営基金

上記 と同様基金協会会員の出資証券 410,110 千円を寄託証券に書換えたもの。

これに関して、以下の問題点がある。

(1) 群馬県の畜産協会に対する出資とされている内容は、以下の4つの基金に対する寄託金であり、出資金等には該当しないので見直す必要がある。 (単位:千円)

基金名	寄託金額	寄託者数	県の寄託金	寄託割合
家畜衛生事業運営基盤強化基金	35,000	1 団体	35,000	100.00%
畜産経営活性化基金	381,450	33 団体	200,000	52.43%
肉用子牛業務運営基金	139,190	16 団体	68,500	49.21%
価格安定業務運営基金	410,110	101 団体	128,300	31.28%
合 計	965,750		431,800	

上記合計 431,800 千円が、畜産協会全体 1,355,560 千円の 31.3%になるので、地方自治法上の「出資団体」に該当し、畜産協会が監査委員監査、包括外部監査等の対象団体として県の指導、監督下に置かれている根拠になっており、そのように取り扱われ、公表されてきた。

ところが、上記寄託金は団体統合の際、すべて出資証券から寄託証券に書き換えられており、現在額 431,800 千円は出資金ではなく、寄託金として分類すべきものである。寄託金は寄託目的が終了すれば、出資者が寄託証券の規定に基づいて返還請求することができる資金であり、返還義務のない資本金等(出資金、出捐金、基本金等)とは根本的に異なるものである。経理処理上はむしろ基金預り金として負債勘定とすべき性格のものであるので(畜産協会の決算でもそのように経理されている)、地方自治法の「出資団体」には該当しないということになる。

(2) 畜産協会が平成15年度決算において区分経理した基本金335,130千円については、以下のとおり、返還義務のない出捐金という点で本来の意味における基本金の概念に当てはまり、妥当な処理と考えられるので、県の取扱いも見直しが求められる。

家畜衛生事業 運営基盤強化基金の内県以外 85,130 千円…旧衛指協会員の出資

金分であり、基本金として出捐され管理されているものである。

酪農ヘルパー事業 円滑化対策基金の内県 125,000 千円、群馬県乳販連 125,000 千円…上記(1) で記載したように返還を要しない。なお、県は当該金額については平成 5 年旧ヘルパー協会設立時に補助金として支出したが、国の方針(基金として維持する)に歩調をあわせ、旧ヘルパー協会では取り崩さず基金として維持してきた。

その結果、県の畜産協会に対する出資は 125,000 千円であり、資本金等の総額 335,130 千円に対して 37.2%の出資割合ということになる。

(3) 畜産協会定款には第 35 条(財産の構成)で本来あるべき基本財産と運用財産の大 別がなく、基本財産の定義がない。また第 36 条(財産の管理)でも基本財産特有の 安全確実な運用の原則が定められていない。

(改善策)

- (1)・(2) 県の出資団体としての畜産協会に対する出資金額及び出資割合の見直しをすることが必要である。
- (3) 定款において基本財産の定義を明確にし、その増減・運用方法についての手続を定める。原則として、基本財産に繰り入れる財産は補助金として、あるいは寄附金として収入される財産に限られることに留意する。

(管理運営状況について)

10 理事会の強化について(共通)

現在 21 名の理事全員が非常勤であり、常勤理事がいないが、経営という観点から少なくとも最低一人は常勤理事が必要であると思われる。また理事会を補完する会議として「定例会議」があるが、これを活用していくことは、有効であると考える。

(参照 共通意見の項1-28、30頁)

11 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は畜産協会の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。畜産協会の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

(1)行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 畜産協会 行政コスト計算書 (単位:千円)

	科	目	金 額
[支出コスト】	1,099,077	
	管理費		34,946
	補助事業費		939,545
	助成事業費		104,616
	受託事業費		16,413
	自主財源事業	費	3,555
[発生コスト】	2,236	
	減価償却費負	担	796
	退職給付引当	金繰入額	1,319
	賞与引当金繰	入額	120
	行政コスト約	1,101,314	

【自主事業収入】	
会費収入	16,702
手数料収入	20,854
国庫補助金収入	332
中央会等補助金収入	492,034
生産者積立金補助金収入	55,386
中央会等助成金収入	104,514
県以外からの受託金収入	8,098
中央会等補給金収入	100,923
農家予防注射負担金収入	120,848
関係団体積立金収入	53,472
受取利息	15,585
雑収入	2,028
自主事業収入合計	990,782

差引県民負担行政コスト	110,532
県民1人当りの負担額(円)	54.41 円
県民1世帯当りの負担額(円)	152.11 円

補足事項...平成 16 年 4 月 1 日現在 人口 2,031,415 人、同世帯数 726,631 世帯として計算している。

(2)行政コスト計算書の分析

- (1) 支出コストについて、管理費とその他の事業費に区分しているが、事業費の中にもより細かい科目単位では管理費に相当するような科目(例えば旅費交通費、消耗品費、賃金等)が含まれており、畜産協会の内容が把握しにくい状況となっている。現在、補助金ごと、あるいは基金ごとに特別会計を実施しているが、むしろ、補助事業費、助成事業費、受託事業費といったような事業区分で、収支計算書を作成した方が全体が把握しやすいのではないか。今後の検討が望まれる。
- (2) 上記項目と重複するが、各事業区分で管理費的要素の科目を使用しているため、畜産協会全体でどのくらい管理費が発生しているのか把握できない。したがって、補助金収入、助成収入等の収入に対して、直接対応できる形での支出を把握するのも困難である。
- (3) 自主事業収入990,782 千円のうち、補助金や助成金等で中央会等関係団体からの収入が750,945 千円(約76%)を占め業界団体に依存している構造が明瞭である。このような業界特有の協会に対して県民の負担する行政コストは110,532 千円であり、多額である。今後、コストの削減、自主事業収入の増加等期待されるところである。

(出資団体のあり方について)

12 畜産協会運営の今後のあり方について

県が推進した畜産関係公益法人の組織再編の結果、現在の畜産協会にそれぞれの機能が 集約されているのであるが、統合のメリットが完全に生かされているとは言い難い状況に あると思われる。業務内容の見直しによる重複業務の排除及び業務の標準化・集中化によ るスケールメリット等検討されたい。

(現状及び問題点)

(1) 群馬県の畜産行政の現状と今後の方針等について

現状

本県の畜産は、恵まれた生産条件や需要の拡大などを背景に順調な発展を続け、 本県農業の基幹部門に成長した。

しかしながら、近年の畜産を取り巻く環境は大きな変貌を遂げ、畜産物の需給構造や消費動向の変化によって、消費の低迷、価格の下落が顕著となる一方、BSEや食品虚偽表示問題などの発生を契機に「畜産物の安心・安全の確保」に向けた体制整備が急ピッチで進められている。

また、生産現場に目を向けると、家畜排せつ物法の猶予期限を踏まえた施設整備を始め、WTO、FTA 交渉等に見られる国際化の進展や激化する産地間競争への更なる対応など、解決しなければならない課題が山積している。

さらに、昨今の畜産を巡る情勢は、北米での BSE 発生や国内での 79 年ぶりとなる鳥インフルエンザ発生など、新たな感染症疾病の発生が懸念される。

県の今後の方針は以下のとおりである。

県の畜産施策を行うにあたり、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、畜産農家の一層の経営安定と体質強化を図りつつ、消費者に安心・安全な畜産物を安定的に供給するため、より実用性のある施策を推進する。

具体的には、「食と農の群馬新世紀プラン」及び「群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画」など各般の計画達成に向け、生産基盤強化を柱とする生産振興施策の充実を図り、一層の生産性向上や低コスト経営の実現を目指す。さらに、新たな取り組みとして、生産から販売までを一体とした、積極的な情報開示を機軸とする流通システムの構築を検討し、消費者ニーズに対応するとともに他県との差別化による有利販売を推進する。

加えて、緊急課題である家畜排せつ物処理施設の整備を強力に推進するほか、 食の安全を確保するため、BSE 対策の確実な実施、生産衛生対策の強化を図り、本 県畜産が将来に向けて持続するための基礎を築くものとする。

(2) 畜産協会の県行政の中での位置づけについて

県が推進した畜産関係公益法人の組織再編の結果、現在の畜産協会にそれぞれの機能が集約されていることから、県としては、畜産協会に対しては、畜産行政を補完する重要な公益法人と位置づけ、畜産施策を実践する車の両輪のごとく、指導はもとより連携を強化していく方針である。

畜産協会の定款には、「本会(畜産協会)は、畜産経営の安定向上と良質な畜産物の生産に貢献し、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。」とある。

また、目的達成のために、イ.畜産に関する生産の振興及び経営の安定、ロ.家畜の伝染病疾病の予防、ハ.酪農ヘルパーの利用体制の拡充及び普及の推進、二.家畜・畜産物の価格変動による損失補てん等々の事業を行うこととしており、畜産協会は、統合前の旧 4 団体の事業を効果的、総合的にリンクさせ、その機能を引き継いでいるとしている。

(3) 包括外部監査人から見た印象

上記県の方針等は基本的に合理的であり、県の行政効率を促進するものと思われるが、畜産協会の包括外部監査を通じた印象を述べるとすれば、各畜産関係公益法人の組織再編の結果、関係 4 団体が現在の畜産協会に統合されてきたのであるが、未だ統合から日が浅いためか、統合のメリットが完全に生かされているとは言い難い状況にあると思われる。

すなわち、旧団体のやり方等が踏襲され、事務執行の全体としての統一性や効率 性の追求が不十分であると思われる。

(改善策)

畜産協会は何度かの統合を経て、県の農業政策の中でもますますその重要度を増しており、平成 15 年度決算では、当期収入合計 2,962 百万円、当期支出合計 3,250 百万円(収支計算書総括表より)と予算規模的にも増大している。

その中で単純に組織を 1 つにしただけでは組織再編の効果はなく、従前別々の団体で処理されてきた事務を畜産協会という 1 つの組織の中で統一的に処理することが経営の効率性向上につながるものと思われる。

具体的には事業及び業務の内容見直しによる重複業務の排除、業務の標準化・集中化によるスケールメリットの追求、人事交流、研修等による職員の意識改革等が求められると思われるので、検討されたい。

平成 15 年度では機構改革、人事交流、職員配置などの検討が開始されているようであるが、今後の課題として期待するものである。

第 7

財団法人 群馬県馬事公苑

目 次

1	設立経緯	7 - 3
2	設置目的	7 - 3
3	事業の概要	7 - 3
4	平成15年度の主な事業実績	7 - 3
5	施設の概要	7 - 4
6	組織	7 - 5
7	県との関係	7 - 6
8	財務の状況	7 - 7
実地	<u>監査年月日</u>	
	実地監査年月日	7 - 10
監査	結果 指摘事項	
(契約	事務について)	
1	入札手続について(共通)	7 - 10
<u>意見</u>		
(物品	管理について)	
1	備品等に係る管理手続について	7 - 11
2	稼働率の低い施設について	7 - 11
(会計	事務について)	
3	賞与引当金計上の必要性について(共通)	7 - 11
4	人件費の計算書類上の表示について(共通)	7 - 12
5	計算書類の注記事項について(共通)	7 - 12
6	財務状況の公開について(共通)	7 - 12
(県と	出資団体との関係について)	
7	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	7 - 12
8	委託料の精算方式について(共通)	7 - 12
(管理	運営状況について)	
9	理事会の強化について(共通)	7 - 12

(財)群馬県馬事公苑

1 0	指定管理者制度への対応について(共通)	7 - 13
1 1	中長期経営計画について(共通)	7 - 13
1 2	人事運用の自立化について(共通)	7 - 13
1 3	人件費抑制施策について(共通)	7 - 13
1 4	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	7 - 13
(出資	団体のあり方について)	
1 5	馬事公苑の今後のあり方について	7 - 15

財団法人 群馬県馬事公苑

概要

1 設立経緯

財団法人群馬県馬事公苑(以下「馬事公苑」という。)は、昭和58年に開催された「あ かぎ国体」の馬術競技場跡地の有効利用と国体開催による県民の馬術への関心の高まり に対応するため、昭和59年に設立された県100パーセント出資の公益法人である。昭和 61年から群馬県馬事公苑の管理運営を受託している。

2 設置目的

馬事公苑は、広く県民に馬事技術及び馬事知識の普及及び奨励並びに優良乗用馬の育 成及び供給等を行うことにより、県民の動物愛護心の涵養、青少年の健全な心身の育成 及び乗馬技術の向上に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

馬事公苑は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 馬事技術及び馬事知識の普及及び奨励事業
- (2) 優良乗用馬の育成及び供給事業
- (3) 公有馬事施設の受託管理
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

4 平成15年度の主	掌業実績	(単位:千円)
事 業 名	事 業 概 要	決算額
(1)馬事技術及び馬	子ども乗馬教室 (春・夏・秋・冬・こどもの日) 2,784
事知識の普及及び奨	短期乗馬教室	
励事業	平日無料体験乗馬会	
	乗馬少年団員育成	
	馬事公苑乗馬大会	
(2)優良乗用馬の育	寄附された馬の調教を行い、優良乗用馬として育	育成、当 0
成及び供給事業	馬事公苑にて活用する。	
(3)県有馬事施設の	県有施設である馬事公苑の管理を受託し、乗馬裕	刃心者を 97,421
受託管理	中心とした県民に対して、低料金かつ気軽に乗具	馬を体験
	できる施設として運営している。また、引き馬郭	乗馬によ
	り、子どもたちにも動物にふれあう機会を提供し	ている。

(財)群馬県馬事公苑

5 **施設の概要** 所在地:勢多郡富士見村小暮 2425 (所有者:群馬県)

	施	設	名	3	設置・開設	敷地面積	延べ床面積	取得価額
管:	理棟(1 F	厩	舎)	昭和 61 年	620.43 m²	900.23 m²	106,064 千円
第	2		厩	舎	昭和 61 年	195.24 m²	195.24 m²	18,624 千円
屋	内		馬	場	昭和 61 年	1,115.54 m ²	1,210,65 m ²	227,401 千円
第	3		厩	舎	昭和 63 年	215.60 m²	431.20 m²	87,860 千円
宿				舎	昭和 63 年	82.30 m²	82.30 m²	17,000 千円
観	覧 席	(西	側)	昭和 61 年	56.00 m²	56.00 m²	5,177 千円
観	覧 席	(東	側)	昭和 62 年	134.66 m²	134.66 m²	32,900 千円
堆		肥		舎	昭和 61 年	47.00 m²	47.00 m²	1,933 千円
土				地	昭和 61 年	15,915.60 m ²	-	273,748 千円

6 組織

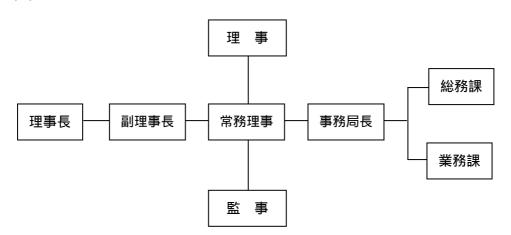
(1)人員構成

(平成16年3月31日現在)(単位:人)

Σ	☑ 分	— 般	県 現 職	県派遣	プロパー 職 員	嘱託臨時 職員	合計
	理事長	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
役	副理事長	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
1又	常務理事	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
員	理 事	9(9)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9(9)
只	監 事	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
	小 計	9(9)	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	12 (12)
	事務局長	0	0	1	0	0	1
職	総務課	0	0	0	2	1	3
員	業務課	0	0	0	4	3	7
	小 計	0	0	1	6	4	11
	合 計	9(9)	3(3)	1(0)	6(0)	4(0)	23 (12)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

出	資	先	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
群	馬	県	200,000 (100%)	200,000 (100%)	200,000 (100%)
合		計	200,000 (100%)	200,000 (100%)	200,000 (100%)

補足事項...()は、出資比率である。

(2)県からの補助金

(単位:千円)

施設別	補助の内容	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
馬事公苑	管理費補助	76,175	75,849	63,285	
合	計	76,175	75,849	63,285	

補足事項…馬事公苑の人件費は、ほぼ全額補助金により賄われている。平成 13 年度までは県派遣職員(1名分)の人件費は、県から直接支給されていたが、派遣法の改正により、平成 14 年度からは馬事公苑で全額支給しているので、補助金の額に含まれている。

また、平成 13 年度までは自主事業収入(7,689 千円)は委託料から控除されていたが、平成 14 年度からは管理費補助金から控除されている。

(3)県からの委託料

(単位:千円)

所	管	課	委託の内容	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
畜	産	課	施設管理委託	10,987	19,865	18,846	
		合	計	10,987	19,865	18,846	

補足事項…平成 13 年度から平成 14 年度にかけて増加している内容は、県からの補助金補 足事項に記載のとおりである。

(4)県に対する賃借料支払

(単位:千円)

所管課		賃借物件		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度		
畜	産	課	県	有	馬	1,183	1,395	1,135
		合		計		1,183	1,395	1,135

8 財務の状況

馬事公苑の計算書類は、便宜上科目について要約して表示してある。

(1)**収支計算書** (単位:千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	3,360	2,821	2,440	-381
事業収入	7,688	8,448	8,464	16
管理受託収入	10,987	19,865	18,846	-1,019
補助金収入	76,175	75,849	63,285	-12,563
特定預金取崩収入	2,689	0	11,580	11,580
その他の収入	373	365	229	-136
当期収入合計	101,275	107,350	104,846	-2,503
前期繰越収支差額	4,051	3,873	5,108	1,234
収入合計	105,326	111,223	109,954	-1,268
管理費	97,108	99,714	97,421	-2,292
人件費	73,230	79,614	67,289	-12,325
退職金	2,689	0	11,580	11,580
その他	21,188	20,099	18,551	-1,547
事業費	1,444	1,610	2,784	1,173
自主事業	1,444	1,610	2,784	1,173
固定資産取得支出	0	0	490	490
特定預金支出	2,900	4,790	3,971	-818
当期支出合計	101,453	106,115	104,667	-1,448
当期収支差額	-178	1,234	179	-1,055
次期繰越収支差額	3,873	5,108	5,287	179

(2)正味財産増減計算書

(単位:千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	2,900	6,025	4,641	-1,384
当期収支差額	0	1,234	179	-1,055
投資有価証券増加額	0	0	490	490
退職給与引当預金増加額	2,900	4,790	3,971	-818
負債減少額	2,689	0	11,580	11,580
退職給与引当金取崩額	2,689	0	11,580	11,580
増加額合計	5,590	6,025	16,221	10,195
資産減少額	2,868	0	11,580	11,580
当期収支差額	178	0	0	0
退職給与引当預金取崩額	2,689	0	11,580	11,580
負債増加額	2,900	4,790	3,971	-818
退職給与引当金繰入額	2,900	4,790	3,971	-818
減少額合計	5,768	4,790	15,551	10,761
当期正味財産増減額	-178	1,234	669	-565
前期繰越正味財産額	204,051	203,873	205,108	1,234
期末正味財産合計額	203,873	205,108	205,777	669

(3)貸借対照表 (単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	8,187	9,557	7,392	-2,165
現金預金	7,894	9,098	7,110	-1,987
未収金	292	432	253	-178
前払金	0	27	27	0
固定資産	228,094	232,885	225,767	-7,118
基本財産	200,000	200,000	200,000	0
基本財産積立預金	80,000	102,800	75,600	-27,200
投資有価証券	120,000	97,200	124,400	27,200
その他の固定資産	28,094	32,885	25,767	-7,118
投資有価証券	0	0	490	490
退職給与引当預金	28,094	32,885	25,277	-7,608
資産合計	236,281	242,442	233,159	-9,283
負債の部				
流動負債	4,313	4,449	2,104	-2,344
未払金	3,386	3,937	1,813	-2,124
預り金	927	511	291	-220
固定負債	28,094	32,885	25,277	-7,608
退職給与引当金	28,094	32,885	25,277	-7,608
負債合計	32,408	37,334	27,381	-9,953
正味財産の部				
正味財産	203,873	205,108	205,777	669
正味財産合計	203,873	205,108	205,777	669
負債及び正味財産合計	236,281	242,442	233,159	-9,283

(4)重要な会計方針

退職給与引当金	自己都合による期末退職給与の要支給額に相当する金額を全額計
区 嘅 和 Э 기 彐 並	上している。
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、前払金、仮払金、未払金及び
	預り金を含めている。
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用している。

		利用件数	(単	位:件)	年間収入	(単位	:千円)
年	度	乗馬	その他	合 計	使用料 (県)	自主事業 (馬事公苑)	合 計
昭和	61	1,687	1,630	3,317			6,831
昭和	62	2,532	1,938	4,470	8,346	2,250	10,596
昭和	63	3,451	2,597	6,048	11,127	2,763	13,890
平成	1	4,011	3,417	7,428	13,571	2,903	16,474
平成	2	3,944	3,566	7,510	13,128	3,131	16,259
平成	3	4,865	4,374	9,239	15,412	4,162	19,574
平成	4	5,906	4,642	10,548	20,049	5,834	25,883
平成	5	7,113	4,565	11,678	25,149	6,783	31,932
平成	6	8,599	4,056	12,655	27,952	7,057	35,009
平成	7	8,574	5,135	13,709	28,606	6,894	35,500
平成	8	10,161	4,947	15,108	33,360	8,742	42,102
平成	9	9,679	4,336	14,015	31,312	8,915	40,227
平成	10	9,479	3,771	13,250	31,268	8,850	40,118
平成	11	8,896	3,575	12,471	28,232	8,281	36,513
平成	12	8,941	2,962	11,903	27,835	8,684	36,519
平成	13	8,123	3,175	11,298	25,402	7,688	33,091
平成	14	8,413	3,074	11,487	26,597	8,448	35,046
平成	15	8,983	2,822	11,805	28,211	8,464	36,676
合言	†	123,357	64,582	187,939	400,869	111,380	512,249

補足事項…利用件数、収入金額ともに平成8年度をピ-クに漸減傾向にある。この2年間、県広報等のPRに努めた結果、微増に転じているが、ほぼ平成7年度の水準であり、8年前の収入金額と大差ない状況である。また、この間平成8、9、12各年度に使用料改正を行っている。

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

平成 13 年度から平成 14 年度にかけての補助金収入の増加(8,552 千円)及び人件費支出の増加(6,384 千円)の原因は、従来県派遣職員(1 名分)の人件費が、県から直接支給されていたが、平成 14 年度からは馬事公苑で全額支給し、県補助金で補填する制度に変更になったためである。

平成 15 年度の特定預金取崩収入及び退職金 (11,580 千円)は、常務理事及びプロパー職員 2 名の退職金の支払いによるものである。

財政状態について

平成 13 年度から平成 15 年度にかけての退職給与引当金及び同引当預金の減少は、退職者(平成 13 年度 1 名、平成 15 年度 3 名)の退職金の一部に充当したことによるものである。

平成 15 年度における投資有価証券の増額は、基本財産積立預金を国債で運用したことによるものである。

実地監査年月日

平成 16 年 7 月 21 日及び平成 16 年 7 月 22 日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務も ほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(契約事務について)

1 入札手続について(共通)

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。

(現状及び問題点)

警備委託契約については平成 13 年度から平成 15 年度まで継続して同一業者と 1 者随意契約を締結しているが、金額基準から判定すると、本来入札手続きによるべきものである。

1 者随意契約の理由は「警報装置配線済のため、他の業者では割高になってしまう。」 ということであるが、警報装置の配線は業者負担で設置のため、理由は不合理である。

(改善策)

馬事公苑会計規程第38条で準用が規定されている群馬県財務規則第188条によると、 上記契約価額は指名競争入札の必要がある。コストの削減、公正性及び透明性の確保等 の観点から、入札契約の規定は厳密に解釈し、厳守する必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-10頁)

意見

(物品管理について)

1 備品等に係る管理手続について

県有財産と預り品が混在して管理ができていない備品がある。

(現状及び問題点)

馬術用機材(セット障害~障害馬術競走において使用される障害物の機材)につき、 群馬県馬術連盟(県馬連)のものも含まれているようだが、群馬県のものと県馬連のも のが混在していてどれがどちらのものかわからない。

(セット障害は平成 5 年に関東ブロックの大会がありそのときに買ったものであり、 その後補修をして使っている)。

(改善策)

備品については群馬県のものと県馬連のものが区別できるように管理すべきである。

2 稼働率の低い施設について

利用の少ない施設があるが、稼働率を高める対策が必要である。

(現状及び問題点)

敷地内に宿泊施設があるが、平成 15 年度では 18 人(44,640 円)の利用であり、稼働率が極端に低い。馬事公苑によれば、稼働率の低い大きな理由は、炊事施設のないこととのことである。

利用料金は一泊 3,510 円(うち県収入 2,480 円、馬事公苑収入布団代 1,030 円)である。

現在では宿泊の必要がある時は、近くの国立赤城青年の家の利用が多い。

(改善策)

県有財産の稼働率を高めるためにも、なんらかの対応策を考えるべきである。

(会計事務について)

3 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成 15 年度残高 3,903 千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

4 人件費の計算書類上の表示について(共通)

馬事公苑の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項1-20頁)

5 計算書類の注記事項について(共通)

馬事公苑の計算書類には、注記事項が欠落しているが、注記事項は計算書類の一部であり、記載が必要である。

(参照 共通意見の項1-21頁)

6 財務状況の公開について(共通)

馬事公苑はホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分で、積極的に公開することが必要である。

(参照 共通意見の項1-22頁)

(なお、監査実施後平成16年9月に公開しており、対応済である。)

(県と出資団体との関係について)

7 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として馬事公苑に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項1-23頁)

8 委託料の精算方式について(共通)

県と馬事公苑の業務委託契約において、委託料のゼロ精算は是正すべきである。

(参照 共通意見の項1-26頁)

(管理運営状況について)

9 理事会の強化について(共通)

馬事公苑は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。また、少なくとも最低一人は常勤理事が必要である。

(参照 共通意見の項1-28頁)

10 指定管理者制度への対応について(共通)

公の施設の管理運営について指定管理者制度の導入が予定されており、馬事公苑全体を踏まえた経営管理を重視し、中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用する等、指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。

(参照 共通意見の項1-31頁)

11 中長期経営計画について(共通)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、 ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(参照 共通意見の項1-32頁)

12 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項1-32頁)

13 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直 し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が 求められる。

(参照 共通意見の項1-33頁)

14 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は馬事公苑の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。馬事公苑の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

(1)行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 群馬県馬事公苑 行政コスト計算書(単位:千円)

		科	目	金	額
支出	ر <u>دا</u>	スト			88,625
	受討	毛事業費			2,784
		賃金			96
		報償費			125

(財)群馬県馬事公苑

1 1	
旅費	26
需用費	1,140
役務費	188
使用料賃借料	1,206
管理費	85,841
人件費	67,289
需用費	3,411
役務費	1,607
飼育費	9,607
委託費	2,090
その他経費	1,834
発生コスト	15,851
減価償却費負担	10,527
土地賃借料(機会費用)	82
退職給与引当金繰入額	4,245
賞与引当金繰入額	996
行政コスト総額	104,476
自主事業収入	8,464
基本財産運用収入	2,440
県に帰属している鞍収入	27,638
雑収入	229
収入合計	38,773
差引県民負担行政コスト	65,702
県民1人当りの負担額(円)	32
県民1世帯当りの負担額(円)	90

補足事項... 平成 16 年 4 月 1 日現在 人口 2,031,415 人、同世帯数 726,631 世帯として計算している。 平成 15 年度の鞍数は通常乗馬 8,983 鞍、引き馬乗馬 1,964 鞍、計 10,947 鞍である。 (その他)通常乗馬 1 鞍の利用料のうち 770 円は乗馬指導料として馬事公苑の 収入になり残額は県の収入となるが、馬事公苑全体からみるとこの部分も馬事 公苑の収入であり行政コスト計算上は収入に含めて計算する。

通常乗馬 (3,720 円 - 770 円) ×8,983 鞍 = 26,499 千円、引き馬乗馬 580 円×1,964 鞍 = 1,139 千円、計 27,638 千円

(2)行政コスト計算書の分析

馬事公苑の経費を変動費(1 鞍利用が増加するとそれに比例して増加するコスト)及び 固定費(利用した鞍数に関係なく生じるコスト)に分類すると、支出コスト、発生コストともにその殆どが固定費である。

ここで受託事業費は鞍数に関係なく発生するコストと考えると乗馬に関するコストは支出コストのうち管理費(97,421 千円)から退職給与取崩額(11,580 千円)を控除したものと発生コスト(15,851 千円)の総額(101,692 千円)とみなすことができる。したがって馬事公苑における損益分岐点売上高は101,692 千円である。

これを通常乗馬回数 (8,983 鞍) で除すと 1 回当り利用料は 11,320 円であり、この金額が現在の利用状況での損益分岐点売上高に達するための 1 回当り利用料金である。現在の利用料金とは 11,320 円 - 3,720 円 = 7,600 円の差がある。また、現在の利用料金で損益分岐点売上高を確保するためには 101,692,000 円/3,720 円 = 27,336 鞍の利用客を確保する必要がある。現在の利用状況とは 27,336 鞍 - 8,983 鞍 = 18,353 鞍の差がある。その他、損益分岐点売上高を引き下げる方法として固定費の圧縮が考えられるが、これは個々に検討するほかはない。

参考までに、行政コスト計算書で計算された行政コストを通常乗馬 8,983 鞍、引き馬乗馬 1,964 鞍、合計 10,947 鞍で除すと、9,289 円となる。ただし、これは、酪農畜産フェスティバル等の企画・イベントを含んだ総コストを含めた場合である。

馬事公苑の果たしている役割は、金銭に換算することが困難な部分もあるが、上記分析は県民の負託に対する行政の会計報告責任でもあるので、その改善には積極的に取り組むことが望まれる。

(出資団体のあり方について)

15 馬事公苑の今後のあり方について

現在の社会、経済環境は、馬事公苑の設立当時とは大幅に変化し、その存在意義も見直すべき時期に来ていると思われる。また、施設の老朽化対策も必要である。

(1)存在意義について

(現状及び問題点)

馬事公苑の設立経緯は、昭和 58 年に開催された「あかぎ国体」の馬術競技場跡地の有効利用と国体開催による県民の馬術への関心の高まりに対応するために設立された公益法人である。

その設置目的は、「広く県民に馬事技術及び馬事知識の普及及び奨励並びに優良乗用 馬の育成及び供給等を行うことにより、県民の動物愛護心の涵養、青少年の健全な心身 の育成及び乗馬技術の向上に寄与すること」である。

(財)群馬県馬事公苑

馬事公苑の管理運営を受託した昭和 61 年から 18 年間経過した現在の社会、経済環境は、当時と大幅に変化し県政の中における位置づけも見直すべき時期に来ていると思われる。

すなわち、現在の社会、経済環境を考慮した時、その存在意義については下記の疑問点が挙げられる。

群馬県内には民間の乗馬クラブが 10 軒あり、営業を行っている。県としてこれらの 乗馬クラブと競合することは、民業圧迫にもつながるのではないかという点。

乗馬を一スポーツ種目として考えた場合、他の競技で県営または公益法人が事業と して行って県費を投入しているものはないのではないかという点。

利用者数が横ばいで、利用件数、収入金額ともに平成8年度をピ-クに漸減傾向にある。この2年間、県広報等のPRに努めた結果、微増に転じているが、それでもほぼ平成7年度の水準なみであり、8年前と大差ない状況である。県民多数の福祉につながっていないのではないかという点。

また、行政コスト計算書(前掲)を作成して分析した結果、平成 15 年度の行政コストは 65,702 千円であるが、利用者数と比較してそのコストが妥当であるかという点。 (単純に通常乗馬と引き馬乗馬の計 10,947 鞍で計算すると 1 鞍当り 6,001 円になっており、通常乗馬利用料 3,720 円に比較し多額の県費を投入しているのでは?という点)。

他県の状況を見ると、国体開催後、群馬県のように馬術競技場跡地をそのまま継続利用している県は平成以降、判明しているだけで7施設あるが、解体している県も多数ある。また、全国的に見ても、県営の乗馬施設は9ヶ所あるが、そのうち2ヶ所は競技会のみの施設であり、群馬県のように県で馬術の指導まで行うのは非常に珍しいケースである。

現在、馬の供給は主に競走馬のオーナーからの寄贈によって行われているが、高崎 競馬場は平成 16 年 12 月をもって廃止されている。その場合、馬事公苑の馬の主要供 給源に影響が出ることになるのでは?という点。

これに対して、以下の論点がある。

群馬県内の民間乗馬クラブの内 9 軒が会員制であり、また、10 軒の中にはインストラクターが土日しかいない、競技馬術に特化している、冬季は休業する等の施設もあり、馬事公苑と同様の営業とはいえないので競合関係はないという意見。

馬事公苑は馬術入門者を対象にし、民間乗馬クラブは競技指向が高いので競合関係が希薄で、馬事公苑には馬術愛好者数を増加させる役割があることから、民間乗馬ク

ラブでアンケート調査をした結果は、むしろあったほうがよいという意見が多い(初 心者にとって乗馬を始めるきっかけになる施設であるという点で)。

また、民間乗馬クラブの料金設定は馬事公苑よりかなり高額になっており、入会金等の必要なクラブが多いことから、利用者の負担はかなり多い。

さらに馬事公苑は競技施設として充実しており、民間乗馬クラブとしても利用価値があるという点。

県営のスポーツ施設はたくさんある。県営・市町村営も含めて公営の施設が1つしかない馬術が特に優遇されているとは思われないという意見。

また、乗馬を競技としてだけではなく、スポーツまたは娯楽として捕らえ、県民の動物愛護心の涵養、青少年の健全な心身の育成という設置目的を考えた場合、県政として行う公益性は十分あるという意見。

特に近年話題になっている「アニマルセラピー」として障害児、不登校児等に対する教育効果が顕著に見られるという点。

さらには、群馬県総合計画の中の「21 世紀のプラン」でも「自然や生き物に触れる ことにより、生命の尊さを学ぶ」という項目があり、馬事公苑の目的と合致している。

利用者数は多い方が望ましいが、少ないからといって県政の公益性は損なわれず、むしろ広く県民に馬事技術及び馬事知識の普及及び奨励を行う余地があるという意見。また、ここ 10 年間は横ばいだが、昭和 61 年当時から見れば 3 倍以上の利用者数になっているという意見。

他県の状況は参考にはするが、群馬県には馬及び乗馬に関する伝統があり、それを 大事にしていきたいという意見。

馬事公苑には以下のとおり中央競馬会(JRA)をはじめ、他の地方競馬出身馬も多く在籍しており、また、廃用競走馬は年間数千頭規模で発生している上、他の供給先が関東地域に複数あるため、高崎競馬場が廃止となっても重大な障害にはならないという意見。

馬事公苑管理馬(30頭)の供給元は以下のとおりである。

種類	出身競馬場	頭数
寄贈馬	高崎	10
	JRA	4
	足利	2
	宇都宮	2

(財)群馬県馬事公苑

	新潟	2
	上山	1
	大井	1
	計	22
その他		5
購 入		3
合計		30

なお、高崎競馬場廃止に伴う、今後の主な供給予定先は大井競馬場(東京都)、浦和競馬場(埼玉県)及び美浦トレーニングセンター(JRA)(茨城県)等が考えられる。

(改善策)

馬事公苑の存在意義については、上記のような諸議論のあるところではあるが、現在の社会、経済環境の中で考えると、その公益性についてはまったく問題がないという訳ではないと思われる。やはり、民間の乗馬クラブが類似の営業を行っているースポーツ種目に、県営または公益法人が事業として行って県費を投入している点は再考しなければならないのではないか。

今後、県としてもその存在意義について十分調査のうえ、馬事公苑の今後のあり方を 検討されたい。

(2)施設の老朽化対策

(現状及び問題点)

馬事公苑は昭和61年の建築であり、その後修繕は行われているものの施設の老朽化が 進んでいる。

現在、大規模改修は予算的に無理なので、最低限の応急的な修繕を実施している状況であるが、施設経営を維持する限りにおいては将来において施設・設備の大規模改修は避けられないものと思われる。

(改善策)

将来の大規模改修については、「(1)存在意義について」で触れたように、馬事公苑の 公益性及び存在意義等充分調査検討した上で改修計画を策定する必要がある。

さらに、改修計画の具体化には県民に対するアカウンタビリテイを果たすために建設 費等の初期投資や改修費用なども含め、県民の負担がいくらになるかを明らかにする必 要があり、多額の費用を要する場合には、改修計画策定に当って、利用者である県民の 意見を反映させる必要があると考える。

第 8

財団法人 群馬県建設技術センター

目 次

1	設立経緯	8 - 3
2	設置目的	8 - 3
3	事業の概要	8 - 3
4	平成15年度の主な事業実績	8 - 4
5	施設の概要	8 - 6
6	組織	8 - 7
7	県との関係	8 - 8
8	財務の状況	8 - 9
実地	<u>監査年月日</u>	
	実地監査年月日	8 - 14
監査	結果 指摘事項	
(契約	事務について)	
1	入札手続について(共通)	8 - 14
(物品	管理について)	
2	備品等の除却処理について(共通)	8 - 14
3	貯蔵品計上洩れについて	8 - 15
4	収入印紙、切手等の管理及び会計処理について(共通)	8 - 16
(会計	事務について)	
5	事業収入の認識基準について	8 - 17
意見		
(契約	事務について)	
1	随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について	
	(共通)	8 - 20
2	リース契約における予定価格の範囲について	8 - 21
3	同一業者との継続契約について	8 - 22
(物品	管理について)	
4	現金管理について(共通)	8 - 23

(財)群馬県建設技術センター

5	備品等の現物管理について	8 - 23
(会計	・事務につい て)	
6	事務処理誤りに対応した会計処理について	8 - 24
7	減価償却積立預金について	8 - 24
8	雇用保険料に関する会計処理について	8 - 25
9	建築防災事業費の報償費の消費税等課税区分の誤りについて	8 - 25
1 0	賞与引当金計上の必要性について(共通)	8 - 25
1 1	人件費の計算書類上の表示について(共通)	8 - 26
1 2	計算書類総括表における内部取引項目の消去または開示について	8 - 26
(県と	出資団体との関係について)	
1 3	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	8 - 26
(管理	運営状況について)	
1 4	理事会の強化について(共通)	8 - 27
1 5	中長期経営計画について(共通)	8 - 27
1 6	人事運用の自立化について(共通)	8 - 27
1 7	人件費抑制施策について(共通)	8 - 27
1 8	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	8 - 27
(出資	【団体のあり方について)	
1 9	建設技術センターの今後のあり方について	8 - 29

財団法人 群馬県建設技術センター

概要

1 設立経緯

財団法人群馬県建設技術センター(以下「センター」という。)は、県及び市町村における公共工事の執行を補完・支援する組織機関として、昭和61年6月に、群馬県の全額出捐により、民法第34条の公益法人として設立された。

設立当初は、旧土木技術管理事務所の敷地及び建物を群馬県から使用貸借していたが、 平成 11 年 12 月から隣接地にある群馬県公社総合ビルの 7 階の一部を賃借し、試験業務 を除いて事務所を移転した。

2 設置目的

センターは、建設技術者の資質向上及び建設資材の適正な品質の確保を図り、建設事業に関する施策に協力するとともに、建築災害防止のための諸事業を推進し、もって公共事業の円滑な執行並びに建設事業の振興、発展及び安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 事業の概要

センターは、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 県及び市町村職員等の建設事業に関する技術及び事務の研修
- (2) 建設事業に関する技術の調査、研究及び普及
- (3) 県及び市町村に対する災害等緊急時における技術協力
- (4) 建設事業に関する工事用材料試験
- (5) 建設事業に関する設計積算及び施工管理の受託
- (6) 建築物等の防災に関する指導、啓発、調査及び研究
- (7) 財団法人住宅保証機構に係る審査等の業務の受託
- (8) 指定住宅性能評価機関としての住宅性能評価業務
- (9) 指定確認検査機関としての建築確認検査業務
- (10) 住宅金融公庫の工事審査の受託
- (11) 土木遺産に関する収集及び保存
- (12) 建設相談事業
- (13) その他設置の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

事 業 名	事	業	概	要	決算額
(1)県及び市町村職	建設行政に携わ	る県及び市	町村職員の	技術力等を高め	
員等の建設事業に	ることを目的と	して、次の	研修を実施	した。	
関する技術及び事	市町村職員長	長期研修			102
務の研修	市町村職員拮	支術者研修			102
	建設技術者研	开修			
	特別企画研修	>			
(2)建設事業に関す	地質調査シス	ステム開発事	事業		
る技術の調査、研究	地盤情報(ボーリ	リング調査約	詰果)のデー	タベース化に関	315
及び普及	する産学官共同	研究			
(3)県及び市町村に	災害等緊急時に	は業務が短	期に集中す	るため、次の業	
対する災害等緊急	務を無償で行っ	ている。			
時における技術協	災害復旧工法	法決定のため	りの現地調査	『及び工法協議	
カ	災害査定設詞	†書の作成			0
	査定時の随行	Ţ			
	查定設計書の	D修正			
	施工管理業務	务を受託し <i>た</i>	と場合の会話	検査対応	
(4)建設工事に関す	建設工事の品質	の確保及び	質的向上を	図るため、次に	
る工事用材料試験	掲げる工事用材	料の品質試	験を実施した	.	
	コンクリート	>試験			66,376
	金属試験				00,370
	アスファルト	~混合物試馬	矣		
	土質・骨材記	式験			
(5)建設事業に関す	県及び市町村に	おける公共	工事の執行	を補完・支援す	
る設計積算及び施	るため、次の事	業を受託し	た。		
工管理の受託	県設計積算業	養務(土木))		240,220
	市町村等設訂	†積算業務	(土木)		240,220
	市町村等施]	[管理業務	(土木)		
	市町村等検査	監業務(建 第	톤)		
(6)建築物等の防災	建築災害を未然	に防止し、	安全な地域	づくりに寄与す	
に関する指導、啓	るため、次の業績	務を実施し	た。		20,749
発、調査及び研究	定期報告受記	迁業務			20,743
	建築物耐震診断	判定業務			
(7)財団法人住宅保	住宅供給業者の	瑕疵担保責	賃任の履行 を	を確実なものと	42,845
証機構に係る審査	し、安心な住ま	いづくりに	寄与するた	め、住宅性能保	72,073

等の業務の受託	証制度及び完成保証制度等に係る業者登録業務、住宅	
	登録業務及び現場審査を実施した。	
(8)指定住宅性能評	住宅の性能に関する評価を客観的に行い等級等を表示	
価機関としての住	することにより、住宅取得者への情報提供を進めるた	5,394
宅性能評価業務	め、設計評価及び建設評価を実施した。	
(9)指定確認検査機	安全な地域づくりに寄与するため、住宅の建築確認及	
関としての建築確	び完了検査を公正かつ効率的に実施した。	42,130
認検査業務		
(10)住宅金融公庫	利用者(県民)の利便性を高めるため、(9)の建築確認	
の工事審査の受託	業務に併せ、住宅金融公庫融資住宅の審査業務及び適	5,528
	合証明業務に係る設計審査及び現場審査を実施した。	
(11)土木遺産に関	県土発展の礎として築かれた土木遺産を後世に残すた	
する収集及び保存	め、平成 10 年 9 月に作成した「群馬の土木遺産」(明	
	治初年から昭和 30 年代の土木構造物を掲載)の続編の	676
	編纂に向け、明治以前及び昭和 40 年以降の土木構造物	
	について資料の収集・整理を行った。	
(12)建設相談事業	市町村技術支援の一環として、土木・建築の技術的な	
	アドバイスを無償で行っている。内容は、設計、積算、	
	施工及び検査等の多岐にわたる。平成 15 年度は、土木	0
	関係で4町村から5件、建築関係で3町村から3件の	
	相談があった。	
(13) その他目的を	上記の他、センター寄附行為第 3 条に掲げる目的を達	
達成するために必	成するため、次の業務を実施した。	
要な事業	設計業務等に関する協議委員会業務	
	設計積算システム貸与業務	56,471
	マイホーム建設資金利子補給制度審査業務	
	その他(数量計算システム貸与、用地調査データシ	
	ステム貸与、図書販売、工事案内板プリント販売等)	

5 施設の概要 (所有者:群馬県)

	施	設	名		センター事務所	材料試験棟
設	置	•	開	設	平成 11 年 12 月 13 日	昭和 61 年 6 月 1 日
施	設	所	在	地	前橋市大渡町 1 - 10 - 7 群馬県公社総合ビル 7 階	前橋市大渡町 1 - 10 - 7
敷	地		面	積	-	3,476.39 m ²
建	物员	正 房	面	積	611.59 m²	8 棟 972.27 m²
平成 15 年度賃借料			度賃借	吉料	28,622 千円	無償

6 組織

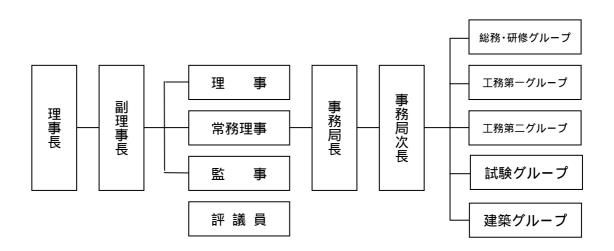
(1)人員構成

(平成 16 年 3 月 31 日現在)(単位:人)

[区 分	— 般	県現職	県 退職者	県派遣	プロパー 職員	嘱託 職員	合計
	理 事 長	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
役	副理事長	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
1又	常務理事	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
員	理事	7(7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(7)
只	監 事	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
	小 計	8(8)	3(2)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	12 (10)
	事務局長	0	0	0	1	0	0	1
	事務局次長	0	0	0	1	0	0	1
職	総務・研修	0	0	0	3	4	1	8
400	工務第一	0	0	0	3	4	1	8
員	工務第二	0	0	0	1	6	0	7
, 只	試 験	0	0	0	2	2	6	10
	建築	0	0	0	3	0	3	6
	小 計	0	0	0	14	16	11	41
	合 計	8(8)	3(2)	1(0)	14(0)	16(0)	11(0)	53 (10)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

	出	資	先		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
群		馬		県	10,000 (100%)	10,000 (100%)	10,000 (100%)
	合		計		10,000 (100%)	10,000 (100%)	10,000 (100%)

補足事項…()は、出資比率である。

(2)県からの補助金

(単位:千円)

施設別	補助の内容	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
建設技術センター	運営費補助	0	10,595	10,728
合 計		0	10,595	10,728

補足事項…補助金は県派遣職員のうちセンターの役員報酬にかかる金額の補助である。平成 13 年度は派遣法改正前で県が人件費を負担していたのでゼロであった。

(3)県からの委託料

(単位:千円)

受託先・現場名	受託の内容	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
各土木事務所	設計積算	190,050	156,594	140,069
ハツ場ダム	設計積算	6,790	5,903	4,677
倉 渕 ダ ム	設計積算	3,710	0	1,602
都 市 公 園	設計積算	1,722	1,496	0
県 央 流 域	設計積算	0	0	3,644
建 築 課	定期報告	3,444	3,906	4,035
監 理 課	建設技術開発	6,835	0	0
各土木事務所等	設計協議委員会	567	890	178
生涯学習課	施工管理	3,916	2,977	3,171
各行政事務所	設計積算	0	3,019	2,080
合	計	217,034	174,785	159,456

補足事項…各年における減少は、県公共工事予算の縮減に伴うものである。

(4)県に対する賃借料支払

(単位:千円)

J	所管課	į	賃借物件	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
県	企 業	局	県公社総合ビル	29,274	29,274	28,622
監	理	課	機械3点	3,918	3,918	3,918
	F	計	計	33,192	33,192	32,540

補足事項…平成 15 年度は一階西会議室解約したため、減額した。

8 財務の状況

センターの計算書類は、一般会計と特別会計(土木遺産収集保存事業)に分かれているが、便宜上総括表のみ記載し、また、科目についても要約して表示してある。

(1)収支計算書総括表

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	10	5	3	-2
事業収入	492,626	477,737	477,086	-651
補助金収入	0	11,414	10,728	-685
特定預金取崩収入	4,669	2,581	1,632	-948
その他の収入	19,907	6,127	3,707	-2,420
寄付金収入	5,000	13,500	13,500	0
当期収入合計	522,213	511,365	506,657	-4,708
前期繰越収支差額	127,307	126,320	151,071	24,751
収入合計	649,521	637,685	657,728	20,042
管理費	402,548	379,324	370,346	-8,977
人件費	135,630	259,695	259,574	-121
その他	266,917	119,628	110,772	-8,855
事業費	93,487	57,816	55,675	-2,140
研修事業費	7,342	4,946	5,435	489
設計積算受託事業費	13,883	10,859	8,734	-2,125
材料試験事業費	13,435	15,101	15,505	403
建築防災事業費	38,027	25,910	25,324	-585
土木遺産収集保存事業費	4,396	0	676	676
地質調査開発事業費	16,402	997	0	-997
固定資産取得支出	6,143	7,761	1,571	-6,190
特定預金支出	16,021	28,212	45,949	17,736
寄付金	5,000	13,500	13,500	0
当期支出合計	523,201	486,614	487,042	427
当期収支差額	-987	24,751	19,614	-5,136
次期繰越収支差額	126,320	151,071	170,685	19,614

補足事項…寄附金収入及び寄附金は同額であるが、これは一般会計と特別会計間の内部取引に係る繰入金勘定である。

(2)正味財産増減計算書総括表

(4) 二小州庄州州山井首殿10代			(平位・1111
科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	25,507	68,708	72,890	4,182
当期収支差額	-987	24,751	19,614	-5,136
当期未成事業支出金	716	5,495	4,025	-1,469
期末貯蔵品棚卸高	3,612	2,487	1,730	-757
什器備品購入額	6,143	7,761	1,571	-6,190
減価償却積立預金増加額	3,900	3,656	4,287	631
退職給与積立預金増加額	6,540	12,923	6,661	-6,262
賞与積立預金増加額	2,581	1,632	0	-1,632
施設設備等準備積立預金増加額	0	5,000	10,000	5,000
経営安定積立預金増加額	3,000	5,000	25,000	20,000
負債減少額	137,250	3,899	11,952	8,053
前期前受金	132,580	1,318	10,320	9,002
賞与引当預金取崩額	4,669	2,581	1,632	-948
増加額合計	162,757	72,607	84,843	12,235
資産減少額	84,090	10,567	13,902	3,335
前期未成事業支出金	75,520	716	5,495	4,778
前期末貯蔵品棚卸高	0	3,612	2,487	-1,125
減価償却額	3,885	3,348	4,287	939
賞与積立預金取崩高	4,669	2,581	1,632	-948
什器備品除却損	14	308	0	-308
負債増加額	10,439	24,876	14,421	-10,454
当期前受金	1,318	10,320	7,760	-2,559
退職給与引当金繰入額	6,540	12,923	6,661	-6,262
賞与引当金繰入額	2,581	1,632	0	-1,632
減少額合計	94,530	35,443	28,324	-7,118
当期正味財産増減額	68,227	37,164	56,518	19,354
前期繰越正味財産額	286,826	355,053	392,217	37,164
期末正味財産合計額	355,053	392,217	448,736	56,518

(3)貸借対照表総括表

(つ) 貝目の高が示に入口 民			(干皿・ココノ
科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	202,764	221,794	229,883	8,088
現金預金	164,891	127,305	124,347	-2,958
未収金	33,544	86,506	99,780	13,274
未成事業支出金	716	5,495	4,025	-1,469
貯蔵品	3,612	2,487	1,730	-757
固定資産	288,609	318,346	359,946	41,600
基本財産	33,846	33,846	33,846	0
基本財産積立預金	10,000	10,000	10,000	0
什器備品	537	528	528	0
退職給与引当預金	23,308	23,317	23,317	0
その他の固定資産	254,763	284,500	326,100	41,600
建物	1,070	998	933	-65
什器備品	13,405	18,478	15,863	-2,614
車輌運搬具	308	164	164	0
電話加入権	151	151	151	0
ソフトウエア	2,254	1,511	1,474	-36
減価償却積立預金	55,686	59,333	63,621	4,287
退職給与積立預金	60,306	73,229	79,891	6,661
賞与積立預金	2,581	1,632	0	-1,632
施設整備等準備積立預金	116,000	121,000	131,000	10,000
経営安定積立預金	3,000	8,000	33,000	25,000
資産合計	491,374	540,141	589,830	49,688
負債の部				
流動負債	76,014	74,693	61,202	-13,491
未払金	18,079	29,599	21,589	-8,009
前受金	1,318	10,320	7,760	-2,559
預り金	1,782	2,679	2,506	-172
賞与引当金	2,581	1,632	0	-1,632
未払法人税等	37,105	27,180	25,827	-1,352
未払消費税等	15,147	3,281	3,517	236
固定負債	60,306	73,229	79,891	6,661
退職給与引当金	60,306	73,229	79,891	6,661
負債合計	136,320	147,923	141,093	-6,829
正味財産の部				
正味財産	355,053	392,217	448,736	56,518
正味財産合計	355,053		448,736	56,518
負債及び正味財産合計	491,374	540,141	589,830	49,688

(4)重要な会計方針

固定資産の減価償却	定率法による減価償却を実施している。
退職給与引当金	自己都合による期末退職給与の要支給額に相当する金額を全額計
逐 帆 紀 与 分 ヨ 並	上している。
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、預り金、未払法人税
資金の範囲 	等及び未払消費税等を含めている。
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用している。

(5)5年間の収入の推移(事業収入)

事 業 名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
研写業	261	392	680	610	102
材料:瑪鈴事業	83,228	76,988	73,413	66,371	66,376
県業務語 事業	148,362	151,629	213,103	164,892	150,178
神科等新經事業	84,227	70,924	60,529	110,325	90,220
に	33,965	45,012	41,195	41,389	44,021
建築が災事業	86,463	95,254	103,703	94,147	126,187
事業収入合計	436,508	440,201	492,626	477,737	477,086

(単位:千円)

補足事項... 平成 13 年度の県業務受託事業が突出しているのは、積算業務システム の電算化が平成 12 年度内に完成せず、積算業務が遅滞し、38,278 千円を平 成 13 年度に繰り越したことによる。

市町村等業務受託事業は平成 14 年度下水道工事の件数が多く、増加したが、平成 15 年度は件数減とともに収入も減少している。平成 15 年度は市町村合併前の駆け込み需要も発生している。

建築防災のうち建築確認業務については、建築基準法の改正で平成 13 年 10 月より業務を開始、平成 15 年度には広報活動の成果もあって、業務が急増している。

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

平成 14 年度及び平成 15 年度の補助金収入は、県派遣職員のうちセンターの役員報酬にかかる金額の補助である。平成 13 年度は派遣法改正前で、県が直接人件費を負担していたのでゼロであった。

平成 13 年度その他の収入が 19,907 千円と多額なのは、県発行図書「建設工事必携」の改版の年にあたり、印刷及び販売元としての収入があったことによる。

平成 13 年度から平成 14 年度にかけて人件費支出が倍増している。これは、平成 13 年度は派遣法改正前で、県が直接人件費を負担していたが、平成 14 年度からは 派遣職員としてセンターが人件費を支払うようになったためである。

また、平成 13 年度のその他管理費が多額であるが、これは平成 13 年度には上記 人件費相当額としてセンターから県に負担金が支払われていたことによる。

土木遺産収集保存及び地質調査開発の各事業費については、平成 13 年度計で 20,798 千円と多額であるが、これはその後十分な予算が取れなかったため、減少した。

正味財産増減について

平成 13 年度の前期前受金(132,580 千円)及び前期未成事業支出金(75,520 千円) は多額であるが、これは前頁補足事項 で記載したように、平成 12 年度県受注事業のシステム電算化の過程でトラブルが発生、完成が平成 13 年度にずれ込んでしまったためである。

財政状態について

平成 13 年度から平成 15 年度にかけて施設整備等準備積立預金及び経営安定積立預金が合計で 45,000 千円増加しているが、これに対応して現金預金が 40,544 千円減少している。

実地監査年月日

平成 16 年 7 月 20 日、平成 16 年 7 月 21 日及び平成 16 年 7 月 23 日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務も ほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(契約事務について)

1 入札手続について(共通)

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。

(現状及び問題点)

起票日平成 15 年 3 月 24 日の物品購入(修繕)回議書による「電話設備更新工事」については、金額基準から本来指名競争入札されるべき契約であった。当該事例では、3 者の見積もり合わせによっているが、回議書の記載からは指名競争入札とすべきものを、あえて随意契約とした経緯が読み取れる。

(改善策)

センター会計規程で準用が規定されている群馬県財務規則第 188 条によると、上記契 約価額は指名競争入札の必要がある。コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点 から、入札契約の規定は厳密に解釈し、厳守されることが必要である。

(参照 共通監査結果の項1-10頁)

(物品管理について)

2 備品等の除却処理について(共通)

備品等で廃棄済のもの及び現物はあるが現在使われていないものの管理につき改善の必要がある。

(現状及び問題点)

固定資産は基本財産の一部を構成するものと、その他の固定資産に区分されている。 それぞれの固定資産は有形固定資産明細書により内訳が把握されている。

有形固定資産明細書を閲覧した結果、基本財産の中に、現物は除却されて存在しない にもかかわらず資産として計上されているものがあった。

資 産 名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
恒温水循環装置	昭和 55 年 3 月 26 日	271 千円	13 千円
ふるい振とう機	昭和 57 年 10 月 28 日	165 千円	8 千円
合 計		436 千円	21 千円

また、	その他の固定資産のうち以下につい	ては平成 15 年度の減価償却が洩れていた。
\sim \sim \sim	この心の自定気圧のフラグーにフリ	・くは・パー・ス・・・・ス・ジャス・四段がカス・レー・・・こ。

資 産 名	取得年月日	取得価額	当期償却額
プロジェクター	平成 15 年 5 月 8 日	374 千円	-
無線 LAN アンテナ	平成 16 年 2 月 21 日	441 千円	-
合 計		815 千円	-

(改善策)

上記は単純な処理洩れと思われるが、有形固定資産明細書の見直し、取得、廃棄に係る回議書と明細書の整合性のチェックなど処理もれが発生しないような内部管理手続の 構築が望まれる。

なお、計上されるべきであった減価償却費は、試算した結果 141 千円である。 (参照 共通監査結果の項1-11頁)

3 貯蔵品計上洩れについて

図書、ビデオ等で貯蔵品として計上されていないものがあるが、金額的にも貯蔵品計上 すべきであり、受け払い管理も必要である。

(現状及び問題点)

現在、貸借対照表の貯蔵品として計上されているのは、受け払い簿への記入がされている販売用の図書等のみであり、実地棚卸はされているものの、以下の物品については、計上されていない。金額的にも貯蔵品計上すべきであり、受け払い管理も必要である。

物 品 名	冊数	単 価	金 額(円)
ぐんまの土木遺産(ビデオ版)配布用	16	1,470	23,520
ぐんまの土木遺産(冊子)販売用	184	*5,250	966,000
ぐんまの土木遺産(冊子)配布用	208	*5,250	1,092,000
平成 10 年 3 月版技術管理関係集	47	*5,460	256,620
道路緑化計画の手順	51	*3,780	192,780
合 計			2,530,920

*原価不明につき売価ベース

(参考:現在「貯蔵品」計上されている販売用図書等)

物 品 名	冊数	単 価	金 額(円)
平成 13 年度版建設工事必携	429 部	3,444 円	1,477,476
ぐんまの土木遺産(ビデオ版)販売用	172 本	1,470円	252,840
合 計			1,730,316

また、過去に受け払い管理されていないため、平成 15 年度末の内部管理資料ベースで 払い出し不明が多く発生している。

物 品 名	不明冊数	単 価	金 額(円)
ぐんまの土木遺産(ビデオ版)配布用	4	1,470	5,880
ぐんまの土木遺産(冊子)販売用	88	*5,250	462,000
ぐんまの土木遺産(冊子)配布用			
平成 10 年 3 月版技術管理関係集	28	*5,460	152,880
道路緑化計画の手順	146	*3,780	551,880
合 計			1,172,640

*原価不明につき売価ベース

(改善策)

少なくとも、上記冊子、ビデオ及び今後発生する類似物品については「受け払い簿」 での管理を義務付けるとともに、実地棚卸による現物管理の徹底を図ることが必要であ る。

その他「物品管理に関する規程」を作成し、適切な財産管理を行うべきである。

4 収入印紙、切手等の管理及び会計処理について(共通)

切手の受払簿と現物の照合手続は年度末でしか行われておらず、日常の管理が行われていないに等しい。改善を要する。また、通信運搬費の中に、年度末の切手の未使用残高877千円分が含まれている。切手の在庫については正味財産増減計算書から減額し、貸借対照表の貯蔵品に計上する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 15 年度末に以下の切手の未使用残高がある。

建築グループ 531 千円

総務グループ 345 千円

- (1) 建築グループの切手受払表は券面額別に月計表となっているが、月末の残枚数の記載がない。また使用明細として、業務別の使用枚数記録があるが、そこでも残枚数の記録がない。購入に際しても、残枚数、使用見込み枚数等の情報が付されていない。
- (2) 受払簿と現物との照合は年度末のみ実施されているに過ぎず、日常の受払管理がないに等しい。
- (3) なお、建築グループ年度末在庫 531 千円は年間購入額 1,970 千円に比べ過大と見受ける。
- (4) 切手の在庫については正味財産増減計算書・貸借対照表に反映させる会計処理が採用されていないので、切手を使用したかどうかに関わらず購入した金額が通信運搬

費とされている。年度末における切手の未使用残高についてはセンターの資産として認識すべきものであり、貸借対照表の資産計上洩れになっている。

(改善策)

収入印紙や切手は団体の財産であり、現金のような流通性はないものの換金性が高く、 リスクが大きいので、受払管理については残枚数も明示した受払記録を作成し、日常的 に現物チェックを実施するよう管理手続を改善されたい。

また、年度末における未使用残高については正味財産増減計算書の期末貯蔵品棚卸高、 前期末貯蔵品棚卸高に含め、貸借対照表の貯蔵品として資産計上すべきである。

(参照 共通監査結果の項1-12頁)

(会計事務について)

5 事業収入の認識基準について

事業収入の認識基準に則った計上がなされていない事例があるので改善されたい。

(現状および問題点)

事業収入認識基準はセンター会計規程には明示されていないものの、担当者からの聞き取りによると、従来から採用されている基準は、収入科目別に以下のとおりである。

科目	細 目	収入認識基準	認識時点
研修事業収入		完成基準	研修完了時
材料試験事業収入		完成基準	結果報告時
県業務受託収入	・積算業務	完成(検収)基準	検査合格通知受
市町村等業務受託収入	・積算 + 施工管理	一元以(授以)基年	領時
設 計 積 算システム等		発生基準	期末期間経過時
貸与業務収入		光土奉午	朔不朔间紐週时
	・定期報告業務		個々の事業によ
	・住宅保証機構受託		り細部での相違
建築防災事業収入	・性能評価業務	完成(検収)基準	はあるが、完成基
	・耐震診断		準
	・建築確認検査 他		

上記の収益認識基準から外れて事業収入を計上している以下の事例が検出された。

(1) 上記基準から見て本来計上すべき年度より先行して収益計上しているケース。 完成基準を採用している事業では、作業の完了前に部分払いなどにより収入が生 じるケースがある。このような収入については、収支計算書上で収入があった年度 に「事業収入」として処理されている。 しかし、収益の認識基準に照らして判断すると、このような収入については「前 受金収入」として処理し、作業が完成した年度に「事業収入」として処理すべきで ある。

当該ケースの影響額は以下のとおりである。

年 度	収 入 区 分	金額(千円)
平成 13 年度	区分合計(資料未入手)	1,318
	材料試験事業収入	881
 平成 14 年度	市町村等業務受託事業収入	3,085
十八 14 千良	建築防災事業受託収入	6,354
	区分合計	10,320
	材料試験事業収入	322
平成 15 年度	市町村等業務受託事業収入	2,300
十八八 15 牛皮	建築防災事業受託収入	5,138
	区 分 合 計	7,760

具体例(市町村等業務受託事業収入)…本来平成15年度に計上されるべき下記収入が平成14年度に計上されている。部分払金がある場合で、第1回の部分払金が完成年度前に支払われた時に発生している。

	取	引	名		計上年度	金額(千円)
				日本の加田	平成 14 年度	1,285
A 中学校		校南校舎	き 改 築	現状の処理	平成 15 年度	1,413
			あるべき処理	平成 15 年度	2,698	
				現状の処理	平成 14 年度	1,800
В	中	中 学	校	以外の処理	平成 15 年度	4,069
				あるべき処理	平成 15 年度	5,869

なお、収益計上を先行しているため、正味財産増減計算書の前期前受金、当期前 受金の科目で収支計算との調整をしている。

(2) 収益認識の条件を充たさないのに、収益計上がなされているケース

住宅保証機構受託業務のうち「性能保証現地確認業務」については、現地確認後、 手数料請求書と事故報告関係書類(確認レポート+見積書)がセットになった時点 で、収益計上がなされる基準で運営されているにもかかわらず、未収計上物件のう ち 1 件については、事故報告関係書類(確認レポート+見積書)が揃っていないの に収益計上されていた。

- · 事故日···平成 14 年 1 月 21 日
- ・ 調査日・・・ 平成 14 年 1 月 22 日

- · 請求書···平成 14 年 3 月 1 日
- · 事故報告関係書類···未了
- · 入金···未収

収益認識基準に従えば、事故関係書類の作成が完了しない限り事業収入を計上するべきではない。

(改善策)

全般に、収益認識基準が周知徹底されていない傾向が見受けられるので、期間損益把握の重要性を、再認識するためにも、各事業別の収入計上基準(会計方針)を文書化して明確にすることが必要である。そのうえで、計上部門および現場で、認識基準を共有し、それを遵守することが必要である。

意見

(契約事務について)

1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)

随意契約選択理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。

(現状及び問題点)

センターでは、会計規程第39条にて「契約の事務手続は、県財務規則の規定に準じて行う。」とされている。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(以下、令という)第167条の2第1項に定められ、そのうち第1号の予定価格の限度額については、県財務規則第188条に定められている。したがって、随意契約による場合は、令第167条の2第1項のどの号に該当するためかを明示する必要がある。

また、県財務規則第 190 条第 1 項では、見積合せを省略できる場合として 2 項目を定めている。したがって、見積合せを省略する場合は、第 190 条第 1 項のどちらに該当するためかを明示する必要がある。

センターでは平成 13 年度、14 年度、15 年度の 3 ヵ年において指名競争入札によるものが 1 件のみにとどまり、ほとんどの契約が随意契約によっている。しかも単価契約を除いては、見積合せを省略している場合が多い。

平成 15 年度の 1 件 50 万円以上の契約について整理すると次の状況にある。

(随意契約選択理由について)

Α	随意契約根拠条項が明示され、かつそれが妥当であるもの	7 件
В	随意契約根拠条項の明示はないが、付記理由等により妥当	
	と確認できたもの	4 件
C	随意契約根拠条項が明示されているものの、それが誤って	
	いると判断されるもの	3 件
D	随意契約根拠条項が明示されず、付記理由もないもの	1 件
Е	リース契約継続中のため、随意契約根拠条項に触れていな	
	いもの	5 件

Cの具体的な内容

- ・ 平成 15 年 4 月 1 日起案の「平成 15 年度記帳代行及び税務顧問等に関する業務委託」については、随意契約理由として財務規則第 188 条第 6 号と記載されている。しかし、この予定価格は第 6 号の限度額を超えている。
- ・ 同じく4月1日起票の「駐車場土地賃貸借契約」については、令167条の2第1項 第1号とあるが、第2号が妥当。

・ 平成 15 年 7 月 18 日起案の「イントラネットシステムの構築及び導入に係る業務委託契約」については、契約自体はリース契約となっている。財務規則第 188 条第 3 号及び令 167 条の 2 第 1 項第 2 号と記載されているが、この予定価格はリース料の当年度分に過ぎず、上記記載のとおり、財務規則第 188 条第 3 号に該当するとは認められない。

Dの具体的な内容

・ 平成 15 年 4 月 1 日起案の「傷害保険契約の更新及び経費の支出」については、単に 保険契約の更新とされているだけで、理由付記もない。傷害保険の年払い契約であ り、契約先変更も考えられる契約と判断できるため、随意契約とする理由がない。

(見積合せ省略理由について)

Α	省略根拠条項が明示され、かつそれが妥当のもの	4 件
В	省略根拠条項の明示はないが、付記理由等により妥当	
	と確認できたもの	7件
C	省略根拠条項の明示がなく、付記理由等によっても妥当	
	と判断できないもの	2件
D	省略根拠条項が明示されず、付記理由もないもの	1件
Ε	リース契約継続中のため、省略根拠条項に触れていないもの	5 件

回議書等の起案文書において、理由の明確のものは根拠条項が明示されている一方、明確でないものについては理由の付記にとどまり、該当条項を明示していないものが多い。

(改善策)

理由の明確な場合に明示しているのと同様に随意契約理由、見積合せ省略理由の根拠 条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、理由の明確でないケースほど起案に あたり慎重に検討する必要がある。

回議書の書式を改善し、所定欄を設けることも一案と考える。

(参照 共通意見の項1-16頁)

2 リース契約における予定価格の範囲について

実質的に途中解約不能のリース契約については、予定価格をリース期間のリース料総額 として、契約の条件(入札か随意契約か)を決定するべきである。

(現状及び問題点)

パソコン、車両等のリース契約における予定価格としては、12ヶ月分としての年額、

リース期間の総額が考えられるが、回議書等の予定価格は当該年度中のリース料総額とされている。またこれらのリース契約には別途覚書が付され、本契約にはない最低使用期間および最低使用期間内に解約した場合の残リース料総額の支払義務が定められている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号では予定価格について、「賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額または総額」と定義されており、当該年度中のリース料総額では妥当でない。

事例としては、平成 15 年 9 月 16 日起案の「パーソナルコンピューターの賃貸借契約について」ではパソコン 17 台の月額賃借料の 11 月以降 3 月までの 5 ヶ月分を年額賃借料として算出し、予定価格としている。その結果予定価格 100 万円未満として事務処理規程別表により決裁区分も事務局長専決とされたほか、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号該当を随意契約理由としている。

これは 4 年リースのためリース料総額としては 100 万円を超える。仮に 3 月開始のリース契約ならば、月額賃借料 90 万円であっても同様に扱えることになり、不合理である。

(改善策)

実質的に途中解約不能のリース契約については、予定価格をリース期間のリース料総額とする。このことに伴い、既契約分のリース料についての年度ごとの契約は実質的には決裁の必要性がないと判断される。

3 同一業者との継続契約について

同一業者との継続随意契約は、業者との契約価格に関する客観性、合理性に関して疑問が生じるので、競争による経済性確保の観点から、見直しが求められる。

(現状及び問題点)

賃貸借契約、リース契約、特殊機械点検整備等の契約の場合、1 者随意契約で、継続しているケースが多い。

同一業者との継続契約は、利便性はあるものの、取引価格が固定化しがちであり、予 定価格による牽制を強める必要があるが、予定価格が見積価格と同一の場合が多い。

(改善策)

同一業者との継続的な随意契約そのものが必ずしも問題となるわけではないが、取引の競争による経済性の確保が困難となるため、業者との契約価格に関する客観性、合理性の観点から随意契約の管理についてはさらなる見直しが必要である。

(物品管理について)

4 現金管理について(共通)

事業収入には現金入金によるものもあるが、現金収入の管理、統制手続が存在しない。

(参照 共通意見の項1-18頁)

5 備品等の現物管理について

備品、貯蔵品に関する台帳管理、現物管理について改善すべき点がある。

て富岡土木事務所から送られてきたものとのことであった。

(現状及び問題点)

資産の管理状況が適切とは思われない事例があった。

- (1) 倉庫内に現在使用していないコンクリート二次製品の試験機、耐圧試験機があったが、台帳に該当がなく、廃棄処理したのか、受け入れ処理が洩れたのかどうか不明な状態であった。
- (2) 土木遺産として保存する予定の古い型式の測定器などが多数あったが、歴史的価値があるかどうか不明であり、保管状況も良好ではなかった。 また、貯蔵品倉庫に、不明の試験機が2台あったが、調査の結果、土木遺産とし
- (3) 供試体研磨機(昭和56年取得 取得価額337千円)は現在全く使用されていない。 購入当初は試験物が研磨されずに送られてきたが、現在は研磨済みの状態で送られ てくるため不要となったものである。
- (4) 貯蔵品倉庫に、灯油、硫酸ナトリウム、ソルベントナフサ等の危険物が保管されているが、台帳がなく数量が把握されていないものがあった。

(改善策)

- (1) 固定資産台帳に記載されていないものは資産管理の対象から外れているものであり、調査の上、廃棄処理することが望ましい。
- (2) 土木遺産として群馬県の土木事業の礎を広く知らしめたいのならば、歴史的価値を 吟味し、土木遺産台帳を作成のうえ管理をする必要がある。
- (3) 使用されていない遊休資産については速やかに廃棄に係る処理をするべきである。
- (4) 貯蔵品倉庫に保管されている危険物については、数量管理・在庫把握の必要がある。

(会計事務について)

6 事務処理誤りに対応した会計処理について

過年度に生じた過剰支払が当年度において精算されているが、過剰支払が生じていることに関する会計処理が適切になされていなかった。

(現状及び問題点)

平成 13 年 11 月に道路工事案内板デザイン製作業務委託費を支払うにあたり、委託先からの誤った請け書の金額にもとづき支払ったため、過剰支払(金額 72 千円)が生じた。 当該過剰支払については、平成 15 年 5 月の支払い分から差し引くことで対応している。

過剰支払を生じた支出手続きの問題はあるが、それに対する会計処理として過剰支払額を仮払金等の勘定科目に区分して明確にすべきであった。

(改善策)

過剰支払いや過剰入金などの処理誤りが生じ、かつその精算が翌年度以降になるような場合には、過剰入出金額を仮払金や預り金などの科目に振替えることが望ましい。

7 減価償却積立預金について

減価償却積立預金の内容が不透明なので、センターとしての方針を明確にし、積立てられるべき内容及び金額の見直しを実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の貸借対照表に計上されている減価償却積立預金は 63.621 千円である。

同積立預金については、減価償却の実施に合わせて積立てられ、資産の取替取得時に 除却資産について積立てられていた積立預金を取崩すとのことである。しかし、会計規 程には同積立預金に関する具体的な処理方法や取扱いの規程はない。

同積立預金(63,621 千円)と有形固定資産明細書の既償却額(41,595 千円)との差額は22,026 千円にもなっている。

このことから、同積立預金に計上されている金額は、保有している固定資産について 実施された減価償却費の累積額ではなく、除却済み資産で取替え資産が取得されていな いために当該資産に係る同積立預金が含まれていると想定されるが、内訳は不明である。

(改善策)

減価償却積立預金の積立理由、処理方針が明確でないことが積立金の内容を不透明に していることから、センターとしての方針を明確にし、積みてられるべき内容及び金額 の見直しを実施することが望まれる。

8 雇用保険料に関する会計処理について

給与控除の雇用保険料については雑収入ではなく、共済費と相殺処理するべきである。

(現状及び問題点)

雇用保険料に係る会計処理は次のように処理されている。

- ・ 職員負担の部分を給料から控除したときは、雑収入として処理している。
- ・ 雇用保険料の納付時にセンター負担分と職員負担分を合わせた総納付額を共済費と して処理している。

雇用保険料の職員負担はセンターにとって収入項目ではなく、また共済費に計上されている金額はセンター及び職員負担を合わせた金額であり支出金額としては過大になっている。したがって現状の会計処理はセンターの収支計算上妥当な処理とはいえない。

(改善策)

雇用保険料については、センターが費用(支出)として認識すべきものはセンターが 負担する金額(端数部分を含む)である。したがって現状、雑収入として処理している ものは共済費と相殺処理するべきである。

9 建築防災事業費の報償費の消費税等課税区分の誤りについて

建築防災事業費の報償費中の県マイホーム関係検査手数料は消費税等課税区分を非課税でなく課税とすべきであった(平成 15 年度仕入控除不足額 70 千円)。

(現状及び問題点)

建築防災事業費の報償費は 3 区分される。すなわち、住宅保証機構関係の現場審査委託料は課税、耐震診断判定関係は不課税、県マイホーム関係の検査手数料は非課税として処理されている。

県マイホーム関係の収入については非課税との扱いが確認されているが、対応する支 出が非課税となるわけではない。検査手数料は課税とすべきであった。

平成 15 年度検査手数料 1,680 千円、この消費税等 70 千円(比例配分方式で計算)。

(改善策)

平成16年度以降の会計処理にては適正に処理されたい。

10 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。…平成 15 年度残高 7,018 千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

11 人件費の計算書類上の表示について(共通)

センターの計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項1-20頁)

12 計算書類総括表における内部取引項目の消去または開示について

センターは、一般会計と特別会計との総括表を作成しているが、内部取引項目の消去または開示が欠落しているので、これを改善することが望ましい。

(現状及び問題点)

センターは、一般会計と特別会計との総括表は作成しているが、内部取引項目の消去 または開示が欠落している。

これに関し日本公認会計士協会の公益法人委員会報告では次の方法を示している。

各総括表の右端に内部取引消去欄を設け、各会計単位の金額に含まれている内部取引金額を同消去欄に記載し、消去したあとの金額を各総括表の合計額として記載する。

内書きする方法

各総括表の合計額を各会計単位の単純合計(内部取引額を消去前の金額)により記載し、内部取引額をその下段にカッコ書きで記載する。

(改善策)

計算書類総括表の作成にあたっては法人の収支規模及び総資産額等を適正に表示する ため、内部取引(各会計単位間取引)を消去または開示することが望ましい。

公益法人会計基準に則り、改善することが望まれる。

(県と出資団体との関係について)

13 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員の内役員分の人件費相当額を補助金としてセンターに支出し、実質的に給 与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

また、役員以外の派遣職員の人件費については一部委託費による負担もあると思われるので消費税等・法人税等負担の回避等の経済効率性を検討する余地があると思われる。

(参照 共通意見の項1-23頁)

(管理運営状況について)

14 理事会の強化について(共通)

センターは、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理 事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決定機 関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。

(参照 共通意見の項1-28頁)

15 中長期経営計画について(共通)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、 ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(参照 共通意見の項1-32頁)

16 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項1-32頁)

17 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直 し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が 求められる。

(参照 共通意見の項1-33頁)

18 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容はセンターの実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。センターの経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 行政コスト計算書

(単位:千円		円	71	:	位	単	(
--------	--	---	----	---	---	---	---

			研修	設計	材料	建築	土木遺産	地質調査	
	科 目	合計	事業費	積算受託	試験	防災	収集保存	システム	管理費
			学 未貝	事業費	事業費	事業費	事業費	開発	
[3	と出コスト】	414,773	33,193	122,350	63,189	68,157	676	0	127,199
	人件費	250,910	24,306	86,872	40,504	35,933	331	0	62,961
	報償費	19,452	184	0	0	19,268	0	0	0
	需用費	27,227	2,467	5,300	9,502	2,638	344	0	6,973
	使用料及び賃借料	61,833	5,834	28,970	12,815	7,694	0	0	6,518
	租税公課	35,798	0	0	0	0	0	0	35,798
	その他経費	19,553	402	1,208	368	2,624	0	0	14,949
【多	Ě生コスト 】	38,357	6,520	12,054	7,198	4,420	0	0	8,159
	減価償却費	4,753	780	299	3,666	0	0	0	7
	退職給与引当金繰入額	17,007	3,385	5,642	1,878	2,693	0	0	3,406
	賞与引当金繰入額	16,597	2,355	6,113	1,654	1,727	0	0	4,746
[‡	共通 費配 賦】	0	289	80,336	18,948	35,787	0	0	135,363
	管理費	0	289	80,336	18,948	35,787	0	0	135,363
ŕ	テ政コスト総額	453,135	40,006	214,745	89,339	108,367	676	0	0
【事	『業収入等 】	480,794	1,028	285,345	67,302	127,113	1	1	0
	研修事業	102	102	0	0	0	0	0	0
	材料試験事業	66,376	0	0	66,376	0	0	0	0
	県業務受託事業	150,178	0	150,178	0	0	0	0	0
	市町村等業務受託事業	90,220	0	90,220	0	0	0	0	0
	設計積算システム等貸与業務	44,021	0	44,021	0	0	0	0	0
	建築防災事業	126,187	0	0	0	126,187	0	0	0
	その他	3,710	926	926	926	926	1	1	O
Ų	双入合計	480,794	1,028	285,345	67,302	127,113	1	1	0
Ц	双支差額 (支出超過)	27,661	38,978	70,601	22,036	18,747	675	1	0

(出資団体のあり方について)

19 建設技術センターの今後のあり方について

今後市町村合併により、センターの主要財源になっている設計積算受託業務が減少することが予想され、センターのあり方、予算規模、職員数の規模等を見直し、センターのあり方を再検討すべき時期に来ていると考える。

行政コスト計算書による分析をもとに以下事業別考察をした。

(1) 研修事業

(現状及び問題点)

研修事業では、市町村職員人事交流制度等による長期研修、県・市町村職員を対象とした技術研修など自治体職員を対象としたものと、一般県民を対象とした特別企画研修を活動内容としている。

研修事業は自治体で活躍する技術者の育成を主目的としており、技術者の能力向上により間接的に県民の利益に貢献するという意味では公益性が高い事業といえる。しかし、収支の状況を見ると収入がほとんどなく、大幅な支出超過の状況である。仮に当該事業のみを実施している団体であれば存続は不可能であり、このことは他事業の収入に依存していることを意味している。

(改善策)

公益法人が固有の収益事業の利潤によって公益性の高い業務を遂行するということは、望ましいことである半面、事業の継続が他事業の収入に大幅に依存する状態は健全な状態ではないと思われるので、収入のあり方などについて明確化を図られたい。

(2) 設計積算事業

(現状及び問題点)

設計積算事業では、県及び市町村が発注する土木工事の設計積算業務の受託、土木工事の施工管理業務の受託、及び積算システムの貸与をその内容としている。

これらの事業収入の推移は以下のとおりである。 (単位:千円)

業務名	平成	13 年度	平成	14 年度	平成	15 年度
未 伤 句	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県設計積算業務受託	171	202,278	139	164,000	137	150,000
県 そ の 他 業 務 受 託	0	10,280	0	0	0	0
設計業務等協議委員会業務	0	546	0	892	0	178
県受託小計	171	213,104	139	164,892	137	150,178
市町村等設計積算業務:土木	9	7,669	7	6,092	8	6,832
市町村等設計積算業務:建築	2	2,069	1	1,092	0	0

市町村等施工管理業務:土木	32	49,374	51	99,962	46	77,517
市町村等施工管理業務:建築	1	1,417	2	3,085	2	5,483
市町村等検査業務:建築	0	0	1	95	3	389
市町村受託小計	44	60,529	62	110,326	59	90,221
積算システム等貸与	171	41,196	123	41,390	130	44,021
合 計	386	314,829	324	316,608	326	284,420

事業内容からすると、設計積算事業は公共事業の積算を主な内容としているため、 公共事業の適正な発注をサポートするという意味で公益性が強い事業といえる。

県業務受託事業に関しては、県の業務と競合しているのではないかという疑問があるが、県土整備局各土木事務所の業務繁忙期(上半期、特に7月~9月) 災害時あるいは事故時のいわばアウトソーシング的な機能があり、むしろ県の業務の補完的な役割を担っているといえる。また秘密保持の要請が強い為民営化が困難な業務でもある。

しかし、以下の問題点がある。

市町村合併により、センターの主要受注先である小規模な町村の受注が激減することが予想され(大規模市町村は独力で設計積算業務、土木工事の施工管理が可能でセンターの業務を必要としていない) また、県業務受託事業も県の予算削減によって事業規模が縮小していくことが予想され、先行き不透明であり、中長期的な見通しが立たない。

設計積算事業の収支差額を見ると大幅な収入超過の状態となっている。この収入超過は支出超過となる研修事業等の公益事業の原資となっているが、その反面、設計積算事業による収入は税務上の収益事業の収入とされるため、当該収入超過そのものが課税されるわけではないが、法人税等の税金の支払が生じている。設計積算事業の主な収入は県及び市町村からの受託料収入であり、当該事業から納税が生じるとすれば県及び市町村の資金が効果的な運用をされているかという観点から検討することが必要である。

(改善策)

市町村合併後も発生する受注に対しては、県として支援を継続する必要がある。また、将来的には、県レベルでなければできない業務に特化するのも一策であると思う。例えば、最先端の研究を要する事業を手がける、研修事業の範囲を拡大し、県の建設に関する研修、広報センターに特化する等である。

これら将来的な事業展開に関しては、財政的基盤として中長期的な事業計画を 策定する必要があり、今後の検討が望まれる。 税金計算において設計積算事業を源泉とした納税がどの程度発生しているかを 検証し、納税が生じている場合には設計積算料金の見直し等の対応が期待される。 なお、現在の料金設定は全国建設技術センター等連絡協議会技術研究委員会で 検討された設計積算業務委託積算基準案をベースに行っており客観的な料金設定 となっているが、センター独自の努力により当該基準以下での料金設定が可能で あれば行政全体としてコスト削減に寄与することになるので検討されたい。

(3) 材料試験事業

(現状及び問題点)

材料試験事業では、建設事業に使用される建設資材の品質確保と品質向上を目的とした試験を実施している。試験の依頼先は国、県、市町村、民間と多岐にわたっている。これらの事業収入の推移は以下のとおりである。 (単位:千円)

区分		平成	13 年度	平成	14 年度	平成	15 年度
))	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	国	384	2,864	278	2,289	479	4,222
群!	馬県	2,038	23,330	1,856	18,649	1,711	17,394
市	町 村	1,262	14,603	1,130	12,354	992	10,907
公 社	公団	96	1,353	47	562	159	2,327
民間	企業	2,135	31,215	2,081	32,475	2,224	31,475
副本	交付	92	49	82	43	84	52
合	計	6,007	73,414	5,474	66,372	5,649	66,377

事業内容からすると、建設資材の品質確保と品質向上により県民に提供される資材 の品質水準が確保されるという意味で、また公的機関であり中立的な立場で品質判断 が下せるといった意味からも公益性の高い事業と思われる。

収支差額の状況をみると支出超過の状況であるが、管理費の配賦による負担を除けば概ね収支は見合っている状態といえる。このことから、現状では事業に直接的に関連する収支バランスは適切なものであるが、今後、管理費部分をどのようにカバーするか、及びサービス水準の確保とコストとの兼合いをどのようにバランスさせていくかが課題になるものと思われる。

(改善策)

収支状況は見合っているが、損益状況は大幅な赤字という典型的な事例である。

管理費部分のカバーをするため、具体的には、無駄なコストの削減、人件費の削減 計画及び作業内容の見直し、さらには適正な単価の設定等が求められる。いずれにしてもコスト感覚を持った経営に切り替える必要がある。

(4) 建築防災事業

(現状及び問題点)

建築防災事業では、建築確認検査業務、住宅公庫工事審査業務、住宅性能評価業務、 住宅性能保証業務などが行われている。

これらの事業収入の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

業務名	平成 13 年度 平月		平成 1	14 年度	平成 15 年度	
未	件数	金額	件数	金額	件数	金額
定期報告業務	7,218	22,194	27	5,019	84	5,943
住宅保証機構受託業務	4,873	58,115	4,042	44,929	3,941	42,846
性 能 評 価 業 務	19	3,718	53	8,498	32	5,394
耐 震 診 断 業 務	76	19,076	55	12,855	62	14,806
建築確認検査業務	38	555	1,211	16,138	3,138	42,130
住宅金融公庫業務	4	46	156	1,779	481	5,528
ぐんま優良木造設計 現 場 審 査 業 務	0	0	167	4,930	318	9,540
合 計	12,228	103,704	5,711	94,148	8,056	126,187

建築確認検査業務は従来特定行政庁(都道府県及び人口 25 万人以上の市並びに指定を受けた市)が行ってきたが、建築基準法の改正(平成 11 年 5 月施行)により、民間でも行えるようになった(ただし、「建築基準適合判定資格者」が必要である等の条件が求められている)。センターは平成 13 年 10 月より業務開始し、広報活動により平成15 年度は業務量が急増している。

当該業務は民間でも行えるため、民業圧迫になっていないかを考慮する必要があり、 以下考察した。

・ 平成 15 年度の官と民の業務実施状況は以下のとおりである。

区分	全国平均	群馬県	先進県(京都等)
官	2/3	90%	10 ~ 30%
民(財団含む)	1/3	10%	70 ~ 80%

内 92%がセンター

・ センターの業務範囲は以下のとおりである。

区分...500 ㎡以下の住宅

地区…前橋、高崎、伊勢崎及び渋川土木管内。

(群馬県内の特定行政庁は県(土木) 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市及び藤岡市であり、センターと重なるのは前橋市、高崎市及び伊勢崎市である。)

						· · · · · ·	、 · · · ·	,
名称	所在地	業務範囲	業務区分	支店	手数米	斗(上:確	認、下:核	(査
	F/11±26	未物料四	未物色刀			30 ~ 100	100 ~ 200	200 ~ 500
特定行政	上記	各管内	全て	<i>†</i> >1	5	9	14	19
庁	上記	百官內	±C	なし	10	12	16	22
センター	前橋市	上記記載	500 ㎡以内	なし	4	8	13	18
629-	日川山川	上記しむし単数	200 III 6X P3	なし	10	12	16	22
A (株)	東京都	全国	全て	高崎	18	18	28	38
A (m)	米水即	土邑	±C	同峒	24	24	32	44
B (株)	東京都	関東地区	業務未開始	高崎	不明	不明	不明	不明
C (株)	横浜市	関東地区	500 ㎡以内	宇都宮	不明	不明	不明	不明
他 8 社	東京都	関東地区	各種	なし	17 ~ 85	17 ~ 85	22 ~ 85	27 ~ 85
	米水即	以大地区	一口作里	みひ	18 ~ 85	18 ~ 85	25 ~ 85	36 ~ 92

・ 群馬県を業務範囲とする指定確認検査機関は以下のとおりである。(単位:千円)

- ・ 手数料はセンターがもっとも安く、確認業務で特定行政庁より 1,000 円低額になっており、他の民間業者の料金ははるかに高く設定されている。これは、まだ群馬県内で主要な営業活動を行っている業者がなく、また業務範囲が全国または関東地区で、業務区分も全てという場合が多いことによる。すなわち大規模構築物、または広範囲な営業展開を主要業務にしているので、センターと競合する分野(500 ㎡以下の住宅)が少ないということである。
- ・ 平成 15 年度業務量が急増しているが、これはプレハブメーカーの利用が多いことによる。プレハブメーカーは都市部の販売がメインで、センターを利用すれば高崎市、前橋市等行政区分が異なっても一括発注でき、能率的であるという利点が大きい(特定行政庁利用の場合、行政区分ごとに申請先が異なるので煩雑)。

(改善策)

以上総括すると、現在のところ建築確認検査業務に関しては、民業圧迫の状況はなく、また利用者にとっての利用サービスの向上になっていると考えられる。すなわち、 利便性、広域性及び迅速性(各市町村は業務範囲が広いためどうしても迅速性に欠ける)の点で有益であると思われる。

今後市町村合併により、センターの主要財源になっている設計積算受託業務が減少することが予想されるが、センターではこの建築防災事業を伸張し、それに代わる柱にしたいと考えている。現在のところは、民業圧迫もなく、住民の利便性につながっていると考えられるが、将来的に業界の変化、新規参入等があって状況が変わる可能性もある。民業圧迫にならないよう十分配慮する必要がある。

(財)群馬県建設技術センター

(5) 土木遺産収集保存事業

(現状及び問題点)

土木遺産収集保存事業では、平成 10 年 9 月に作成した「群馬の土木遺産」の続編を編纂することを目的としている。センターの会計では特別会計とされている。収支の状況を見ると平成 15 年度はほとんど活動がない状況である。平成 16 年度以降に事業活動が本格化すると支出が大幅に増加する見込みである。

(改善策)

平成 16 年度以降、事業活動が本格化した場合の財政的基盤を策定する必要がある。

(6) 地質調査システム開発

(現状及び問題点)

地質調査システム開発事業では、県内において実施されてきたボーリング調査から 得られた地盤情報をデータベース化し、今後の社会資本整備等に有効利用できるよう にすることを目的としている。センターの会計では特別会計とされている。

平成15年度は準備段階であり、事業活動は行われていない。

(改善策)

平成 16 年度以降、事業活動が本格化した場合の財政的基盤を策定する必要がある。

(総論)

センターの収支を事業別に試算すると、設計積算事業及び建築防災事業で獲得した収入超過額で他の事業の支出超過を補填している状況であることがわかる。特に研修事業と設計積算事業については、事業の性格上、自治体との関わりが深いが、本来研修事業の受託収入となるべき収入が設計積算事業の受託収入になっているのではないかという疑問が持たれる。

また、特別会計とされている事業は今後どのように収支が推移していくかは不透明であるが、仮に十分な収入が見込めないような場合、支出を補填するための何らかの収入を他の事業が獲得しなければならないと思われる。これを県などからの受託収入などで補うとすれば間接的に行政の負担を強いることになるが、その場合、このような事業をどのように位置付けるかを明確にしておく必要があるのではないかと思われる。

第 9

財団法人 群馬県教育文化事業団

目 次

概要		
1	設立経緯	9 - 3
2	設置目的	9 - 3
3	事業の概要	9 - 3
4	平成15年度の主な事業実績	9 - 4
5	施設の概要	9 - 6
6	組織	9 - 7
7	県との関係	9 - 9
8	財務の状況	9 - 10
実地	<u>監査年月日</u>	
	実地監査年月日	9 - 14
監査	結果 指摘事項	
(契約	事務について)	
1	入札手続について(共通)	9 - 14
(物品	管理について)	
2	備品等に係る管理手続について(共通)	9 - 14
3	備品等の除却処理について(共通)	9 - 15
4	切手、はがきの管理及び会計処理について(共通)	9 - 16
(会計	事務について)	
5	計算書類総括表作成の必要性について(共通)	9 - 17
6	退職給与引当金計上の必要性について	9 - 18
7	宝くじコンサート契約書に係る入金処理について	9 - 19
意見	<u>.</u>	
(契約	事務について)	
1	指名競争入札における指名業者の選定理由について(共通)	9 - 20
2	指名競争入札における指名業者の固定化について	9 - 20
3	指名競争入札における指名業者数の減少について	9 - 21
4	積算価格の精度見直しの必要性について(共通)	9 - 21

(財)群馬県教育文化事業団

5	見積合せを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)について	
	(共通)	9 - 22
(物品	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	・ロー・・・・・・・ 現金出納管理について(共通)	9 - 24
(会計	上事務について)	
7	賞与引当金計上の必要性について(共通)	9 - 24
8	人件費の計算書類上の表示について(共通)	9 - 24
9	資産と費用の区分経理について	9 - 24
1 0	施設使用料など県の資産としての現金管理について	9 - 25
1 1	事務処理の合理化について	9 - 26
1 2	特別会計(県民会館自主事業)について	9 - 26
(県と	出資団体との関係について)	
1 3	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)	9 - 27
1 4	委託料の精算方式について(共通)	9 - 27
1 5	県と事業団との管理委託契約における備品等の管理について	9 - 27
1 6	固定資産取得に関する予算措置区分の明確化について	9 - 27
/ Δ Δ	運営状況について)	
17	 財務の状況について	9 - 28
18	理事会の強化について(共通)	
19	経営戦略会議の活用について(共通)	9 - 29
2 0	組織統合による効率性の追求について	
2 1	指定管理者制度への対応について(共通)	
2 2	()	
2 3	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	人件費抑制施策について(共通)	
25	行政コスト計算書の作成と活用について(共通)	9 - 30
(出資	団体のあり方について)	
2 6	生涯学習センターの利用状況等及び今後のあり方について	9 - 33
2 7	県民会館の利用状況等及び今後のあり方について	0 - 37

財団法人 群馬県教育文化事業団

概要

1 設立経緯

財団法人群馬県教育文化事業団(以下、「事業団」という。)は、地域の特色ある文化の発掘、個性豊かな群馬の文化づくりをするために、群馬県文化事業団として昭和 55年3月に設立された、県がほぼ100パーセント出資している公益法人である。

昭和 60 年 6 月に群馬県教育文化事業団と改称し、その後、財団法人群馬県民会館(昭和 46 年 4 月設立し、管理運営を受託)と平成 11 年 11 月に統合した。

県から管理運営を受託している施設は下記のとおりである。

昭和 46 年 4 月 群馬県民会館

昭和62年10月 群馬県生涯学習センター

2 設置目的

事業団は、優れた芸術を鑑賞する機会の提供と個性豊かな群馬の文化づくり及び生涯 学習の風土づくりを通して、県民の創造的な文化活動及び生涯にわたる自主的な学習活動を支援するともに、群馬県生涯学習センター及び群馬県民会館の管理運営を行い、もって、群馬県の文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

事業団は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 伝統文化の保存継承と新しい文化の創造
- (2) 音楽、演劇、舞踊、美術、文芸、講演等芸術文化の振興
- (3) 学習・文化情報の提供と生涯学習の推進
- (4) 生涯学習及び文化に関する調査研究、資料の展示並びに広報・普及
- (5) 学習・文化団体の支援と学習・文化活動の促進
- (6) 群馬県から委託された群馬県生涯学習センターの管理運営
- (7) 群馬県から委託された群馬県民会館の管理運営
- (8) その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

(単位:千円)

事 業 名	事 業 概 要	決算額
(1)ぐんま郷土芸能	県内各地で保存、継承されてきた郷土芸能の振興を核る	11
活性化事業	した地域づくりを推進した。 伝統芸能振興会議 広軸	3,394
	紙発行 一般教養講座連続7回実施 義太夫講座32回	3,394
	歌舞伎体験教室等	
(2)オペラ「みづち」	「第 16 回国民文化祭・ぐんま 2001 」 において制作したっ	†
東京公演	ペラ「みづち」を、日本オペラ振興会との共催により、	
	日本のオペラの殿堂である新国立劇場で公演した。県内	
	外にその真価を問うとともに「自然との共生」をテージ	13,855
	にして、美しいふるさとへの思いと、自然を守るメッ1	2
	ージを全国に向けて発信した。	
(3)県展(美術展、	5部門ともに各協会と共催し、美術展、書道展、写真展	
書道展、写真展、華	華道展については、県民公募の入選作品および会員、	£ 040
道展、大茶会)	員、委嘱作家、県内各流派等の作品を展示した。大茶名	5,040
	については、県内各流派と高校生の点前を披露した。	
(4)第 41 回群馬県文	公募した平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 6 月 30 日までの	1
学賞選奨	に発表された作品、短歌 1,170 首、俳句 1,650 句、詩 15	5 2,026
	編、小説 140 編、評論・随筆 31 編、児童文学 55 編から	5 2,020
	評論部門を除く6部門の受賞作品が選奨された。	
(5)生涯学習データ	県民の生涯学習を迅速かつ適切に支援できるよう「また	ĵ.
バンク室運営	びねっとぐんま(群馬県生涯学習情報提供システム)」	ı
	のセキュリティー対策の向上、情報の入れ替えなどを行	力 42,959
	い、システムの整備・充実を図るとともにインターネッ	7 42,939
	ト・タッチパネル・FAX・i-mode 対応携帯電話による	3
	情報提供を実施。	
(6)群馬キャリアア	高齢化・成熟化の進展、社会経済システムの転換等を	۵ 1
ップ支援事業	景として、個人の豊かな人生の実現に向けて、生涯学習	Ŗ E
~自分のキャリア	の観点から個人のキャリアアップを支援するため、「種	¥
は自分でつくる~	馬キャリアアップ支援事業検討懇談会」を設置し、セン	509
	ターの役割や全県的な支援体制等を研究協議した。また	` 309
	その検討結果を学習情報誌「生涯学習ぐんま」に、「特別	寺
	集・キャリアデザインの支援」としてまとめ、関係機関	4
	・団体等へ送付した。	

(7)生涯学習基礎調	完全学校週 5 日制の実施に伴い、県・市町村・関係機関	
查	等の実施する青少年対象事業の実態、情報提供方法、広	
	域的サービス提供の可能性等を調査し、報告書「青少年	365
	の学校外活動に対応した社会教育事業の実態調査」とし	
	てまとめ、関係機関へ送付した。	
(8)あなたがつくる	生涯学習に関する自主講座の企画・立案と、その運営・	
生涯学習講座 •	実施を通して、県民の多様な学習ニーズに対応した生涯	
	学習講座を企画・運営できる民間有志指導者の養成講座	659
	を県内 2 会場で出前方式により実施した。また、本講座	039
	の具体的な取組や成果・課題等を実践集としてまとめ、	
	関係機関に配付した。	
(9)県視聴覚教育メ	視聴覚教育メディアの最新の動向、専門的な知識と技術、	
ディア研修カリキ	初心者への指導の仕方、研修の企画等の研修を通し、本	407
ュラム	県視聴覚教育の中核的な指導者を養成した。	
(10)おもしろ科学	青少年の学校外活動の充実を図るとともに、「科学する	
教室	心」を育むため、県内各地の関係機関と連携して科学実	395
	験・科学工作・野外観察などの体験活動を全県的に実施	393
	した。	
(11) 生涯学習セン	生涯学習センター施設、設備の供用及び使用料の出納な	
ター施設整備、充実	どを、県教育委員会から受託し、適正な管理運営に当た	
	った。また、県の生涯学習の中核施設として、来館者に	73,278
	安全、快適な生涯学習活動の場の提供とインフォメーシ	
	ョン等のサービスの一層の向上に努めた。	
(12) ぐんま伝統歌	地域に残る伝統歌舞伎を上演することにより、伝統文化	
舞伎	の保存・継承を図った。出演・演目 利根沼田水上歌舞	
	伎「仮名手本忠臣蔵七段目 祇園一力茶屋の場」 赤	828
	城村文化協会古典芸能部「奥州安達原三段目 袖萩祭文	020
	の場」 渋川半田歌舞伎坂東座「良弁杉春日の由来 二	
	月堂の場」	
(13) ぐんま郷土芸	県内各地に残されている農村歌舞伎・人形芝居などの自	
能助っ人塾(第一期	主公演を通じて郷土芸能をプロデュースできる人を育て	823
県央ぐんま文化	る塾。今年度は会館の事業に参加しながら裏方の仕事を	023
塾))	学んだ。	
(14)プラハ国立歌劇	「蝶々夫人」、「ラ・ボェーム」と並び世界的に人気のある	25,065
場オペラ「トスカ」	プッチーニの三大オペラの一つ。マリア・グレギーナ主演	20,000

(財)群馬県教育文化事業団

(15)施設の整備、充	県民会館施設・設備の供用、維持管理業務及び使用料の	
実	出納などの貸館業務並びに路上駐車対策を県教育委員会	400 000
	から受託し、適正な管理運営に当たったほか、県内公立	129,682
	文化施設の発展とネットワークづくりに努めた。	

5 施設の概要 (所有者:群馬県)

施設名	群馬県生涯学習センター	群馬県民会館
設置・開設	設置 昭和 62 年 10 月 1 日 開設 昭和 62 年 10 月 28 日	設置 昭和 46 年 4 月 1 日 開設 昭和 46 年 10 月 29 日
施設所在地	前橋市文京町 2 - 19 - 18	前橋市日吉町 1 - 10 - 1
敷 地 面 積	32,811.62 m ²	19,949.09 m²
建物延床面積	(4 階建) 10,360.28 ㎡	(地下 1 階地上 5 階建) 13,503.27 ㎡
施設内容	科学展示室、作品展示室、多目的ホール、プラネタリウム、視聴覚室、 その他会議室、研修室、体育館 駐車場 250 台	大ホール 1,997 席、小ホール 499 席 会議室 (10)、展示室、リハーサル 室、駐車場 280 台
建物取得価額	2,307,574 千円	3,802,270 千円

6 組織

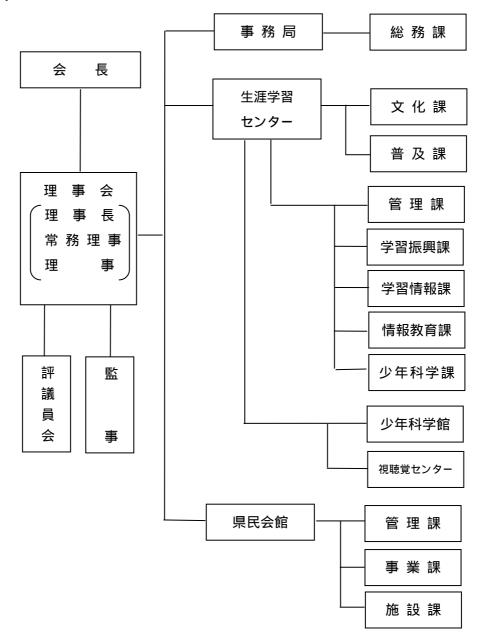
(1)人員構成

(平成 16年3月31日現在)(単位:人)

	X	分		— 般	県 現 職	県	県派遣	プロパ	嘱託	合計
	_					退職者		-職員	職員	
	理事	=	長	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
役	常 務	理	事	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
	理		事	12(12)	2(2)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	16(14)
員	監		事	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
	小	計		12(12)	4(4)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	20(16)
	事務局	事務局	長	0	0	0	1	0	0	1
	才 伤 问	総務	課	0	0	0	2	3	2	7
職	生涯学習	副館	長	0	0	0	1	0	0	1
	センター	職	員	0	0	0	23	5	16	44
員	県民会館	副館	長	0	0	0	1	0	0	1
	朱氏女皓	職	員	0	0	0	2	20	0	22
	小	計		0	0	0	30	28	18	76
	合 i	計		12(12)	4(4)	4(0)	30 (0)	28 (0)	18(0)	96(16)

補足事項…()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1)出資 (単位:千円)

出資先	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
群馬県	254,000(99.7%)	257,000(99.7%)	259,400(99.7%)	
群馬県以外	650(0.2%)	650(0.2%)	650(0.2%)	
合 計	254,650(100.0%)	257,650(100.0%)	260,050(100.0%)	

補足事項...()は、出資比率である(小数点2位以下は切捨て)。

(2)県からの補助金

(単位:千円)

施設別補助の内容		補助の内容 平原		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度			
生涯学習センター		管理費補助		甫助	317,322	633,881	618,020		
		助	成	金	1,920	1,920	1,920		
県	民	会	館	管理	里費	甫助	90	100	66
合 計			319,332	635,901	620,006				

補足事項... 事業団の人件費は、ほぼ生涯学習センター管理費補助金により賄われている。

助成金は、芸術文化振興基金助成金(県展山崎記念特別賞)である。

(3)県からの委託料

(単位:千円)

施設別	所管課	委託の内容	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	文 化 課	県民芸術祭事業費	91,458	75,764	54,752
生涯学	又 11. 試	文化塾事業費	2,831	1,686	5,515
習セン	 生涯学習課	施設管理委託費	89,560	82,456	80,231
ター	土性子目味	各種事業費	0	124,816	74,663
	地域創造課	各種事業費	0	675	3,634
県民会		施設管理委託費	137,974	131,495	129,682
常館	文 化 課	受 託 事 業 費	44,089	44,442	46,540
		路上駐車対策費	2,459	1,083	3,723
	合	計	368,371	462,417	398,740

補足事項…平成 14 年度生涯学習課事業費 124,816 千円には、固定資産の取得額 20,381 千円が含まれている。

8 財務の状況

事業団の計算書類は、一般会計と特別会計(県民会館自主事業)に分かれているが、 便宜上総括表のみ記載し、また、科目についても要約して表示してある。

(1)収支計算書総括表

(単位:千円)

(1)从文川开目施加以				(十四・11)
科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	375	1,021	675	-345
生涯学習センター管理等収入	520,623	935,363	859,700	-75,663
自主事業収入	1,809	2,110	2,318	208
補助金収入	319,242	635,801	619,940	-15,860
受託事業収入	193,844	295,589	237,122	-58,467
雑収入	5,727	1,862	318	-1,544
県民会館管理運営収入	210,366	200,185	200,325	140
自主事業収入	20,427	16,501	13,015	-3,486
補助金収入	90	100	66	-34
受託事業収入	186,977	179,475	182,400	2,924
県受託事業収入	44,088	44,441	46,539	2,097
県管理受託収入	137,974	131,495		-1,813
路上駐車防止受託収入	2,458	1,083	3,723	2,639
民間受託事業収入	2,455	2,455	2,455	0
雑収入	2,871	4,108	4,844	735
寄付金収入	200	0	0	0
基本財産収入	3,000	3,000	2,400	-600
特定預金取崩収入	0	22,832	16,790	-6,041
繰入金収入	14,396	12,148	12,410	261
当期収入合計	748,960	1,174,550		-82,248
前期繰越収支差額	19,853			-967
収入合計	768,813	1,200,794		-83,215
生涯学習センター管理等支出	517,214	942,158	878,667	-63,490
自主事業費	6,044	6,909		-179
受託事業費	193,844	277,414	237,122	-40,291
管理費	317,324	657,835	634,815	-23,019
人件費	312,476	652,417	627,285	-25,131
その他	4,848	5,418	7,530	2,112
県民会館管理運営支出	207,960	197,830		2,084
自主事業費	23,348	22,914	19,903	-3,011
受託事業費	44,088	44,441	46,539	2,097
管理費	138,064	129,390	129,748	357
路上駐車防止支出	2,458	1,083	3,723	2,639
固定資産取得支出	0	20,380	0	-20,380
特定預金支出	3,000	3,000	2,400	-600
繰入金支出	14,396	12,148	12,410	261
当期支出合計	742,570	1,175,517	1,093,392	-82,125
当期収支差額	6,390	-967	-1,089	-122
次期繰越収支差額	26,243	25,276	24,186	-1,089

(2)正味財産増減計算書総括表

(単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	9,390	23,380	2,400	-20,980
当期収支差額	6,390	0	0	0
什器備品購入額	0	20,380	0	-20,380
基本財産積立預金増加額	3,000	3,000	2,400	-600
負債減少額	0	22,832	16,790	-6,041
退職給与引当金取崩額	0	22,832	16,790	-6,041
増加額合計	9,390	46,212	19,190	-27,022
資産減少額	2,028	26,950	22,614	-4,336
当期収支差額	0	967	1,089	122
減価償却額	2,028	3,151	3,430	279
什器備品除却損	0	0	1,303	1,303
退職給与引当預金取崩額	0	22,832	16,790	-6,041
減少額合計	2,028	26,950	22,614	-4,336
当期正味財産増減額	7,361	19,262	-3,423	-22,685
前期繰越正味財産額	282,793	290,155	309,417	19,262
期末正味財産合計額	290,155	309,417	305,993	-3,423

(3)貸借対照表総括表

(単位:千円)

科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	113,423	164,152	170,534	6,381
現金預金	102,207	163,145	165,798	2,653
未収金	11,216	1,007	4,736	3,728
固定資産	303,534	300,931	281,807	-19,124
基本財産	254,650	257,650	260,050	2,400
基本財産積立預金	254,650	137,775	90,375	-47,400
投資有価証券	0	119,875	169,675	49,800
その他の固定資産	48,884	43,281	21,757	-21,524
車輌運搬具	4,614	4,614	4,614	0
什器備品	7,634	28,015	26,692	-1,323
減価償却累計額	-9,604	-12,755	-16,166	-3,410
電話加入権	289	289	289	0
退職給与引当預金	39,622	16,790	0	-16,790
減価償却引当預金	6,328	6,328	6,328	0
資産合計	416,958	465,084	452,341	-12,742
負債の部				
流動負債	87,180	138,876	146,348	7,471
未払金	85,488	133,678	141,871	8,192
預り金	1,691	5,197	4,476	-721
固定負債	39,622	16,790	0	-16,790
退職給与引当金	39,622	16,790	0	-16,790
負債合計	126,803	155,666	146,348	-9,318
正味財産の部				
正味財産	290,155	309,417	305,993	-3,423
正味財産合計	290,155	309,417	305,993	-3,423
負債及び正味財産合計	416,958	465,084	452,341	-12,742

(4)重要な会計方針

固定資産の減価償却	定額法による減価償却を実施している。
退職給与引当金	退職給与引当金は、過去においては計上していたが、現在は繰入計
返 楓 給 与 り ヨ 並	上を停止している。
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、前払金、未払金、前受金及び
資金の範囲	預り金を含めている。
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用している。

(単位:千円)

(5)5年間の収入の推移

科目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(生涯学習センター)					
補助金収入					
県補助金収入	90,843	92,605	317,322	633,881	618,020
芸術文化振興基金助成金	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
補助金収入計	92,763	94,525	319,242	635,801	619,940
事業収入					
文化課受託事業	63,404	66,903	94,289	77,449	60,266
生涯学習課受託事業	90,645	92,096	89,560	207,271	154,894
宝くじコンサート	10,070	10,338	9,995	10,193	14,544
地域創造課受託事業	0	0	0	675	3,634
関東経済局受託事業	0	0	0	0	3,782
事業収入計	164,119	169,337	193,844	295,589	237,122
合計	256,883	263,862	513,087	931,391	857,063
(県民会館)					
補助金収入					
具補助金収入	0	199,610	90	100	66
日本芸術文化振興会	2,000	0	0	0	0
補助金収入計	2,000	199,610	90	100	66
事業収入					
具受託事業収入	218	43,667	44,088	44,441	46,539
具管理受託収入	110,700	76,934	137,974	131,495	129,682
路上駐車防止受託収入	0	740	2,458	1,083	3,723
民間受託事業収入	0	1,228	2,455	2,455	2,455
事業収入計	110,918	122,570	186,977	179,475	182,400
合計	112,918	322,180	187,067	179,575	182,466

補足事項... 県民会館の平成 12 年度県補助金収入は 199,610 千円と多額であるが、 これは、県民会館が平成 11 年 11 月に統合したことが原因であり、生涯学 習センターの補助金収入 92,605 千円と合計した 292,216 千円が事業団全 体としての額である。平成 13 年度生涯学習センターの県補助金収入は 317,322 千円となっているが、これは県民会館の人件費を含んでおり、以

後の数値は同様である。

平成 14 年度生涯学習センターの県補助金収入は 633,881 千円と多額であるが、これは生涯学習センター職員が従来県職員であったが事業団への

派遣職員へ変更になり、当該金額を県補助金で支弁する方式になったためである。

生涯学習課受託事業が平成 13 年度 89,560 千円から平成 14 年度 207,271 千円に急増している。これは、それまで県の出先機関であったため、施設の管理受託の他には受託事業がなかったが、事業団に職員派遣しての業務委託制度に切り替えたことによって業務が急増したことによる。

県民会館の平成 12 年度県管理受託収入は 76,934 千円と低水準であったが、これは同年度に県民会館の大規模改築が行われ、事業の実施が不可能であったことによる。

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

平成 13 年度から平成 14 年度にかけての補助金収入及び人件費支出の急激な増加の原因は、生涯学習センター職員が従来県職員であったが、群馬県教育文化事業団への派遣職員へ変更になったことによるものである。

平成 14 年度から平成 15 年度にかけての収入、支出の減少は、県の予算削減による事業規模の縮小のためである。

平成 14 年度の固定資産取得支出は、生涯学習センター少年科学館における工作物取得支出である。

財政状態について

平成 13 年度から平成 15 年度にかけての退職給与引当金及び同引当預金の減少は、 退職者(平成 14 年度 4 名、平成 15 年度 3 名)の退職金の一部に充当したことによ るものである。

平成 14 年度及び平成 15 年度における投資有価証券の増額は、基本財産積立預金 を国債及び地方債に運用したことによるものである。

実地監査年月日

平成16年7月6日、平成16年7月7日及び平成16年7月9日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務も ほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(契約事務について)

1 入札手続について(共通)

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。

(現状及び問題点)

平成 14 年度生涯学習センターにおける「複写機消耗品供給契約」(単価契約)の予定 総額は指名競争入札すべき 1,600 千円を超えているにもかかわらず、随意契約されてい る。事業団によると、平成 13 年度は生涯学習センターと事業団は別組織であり、平成 14 年度に統合した。平成 13 年度中に見積書を徴し、それぞれが随意契約内であったため入 札を行わず契約したとのことである。平成 15 年度は事業団として、一契約で入札を行い 契約している。

(改善策)

事業団会計規程で準用が規定されている群馬県財務規則第 188 条によると、上記契約価額は指名競争入札の必要がある。コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定は厳密に解釈し、厳守されることが必要である。

(参照 共通監査結果の項1-10頁)

(物品管理について)

2 備品等に係る管理手続について(共通)

備品等の実地棚卸及び管理台帳との照合が行われていないが、公の施設の管理受託業務に該当するので、現物確認管理につき改善されたい。

(現状及び問題点)

生涯学習センターで試査による現物実査を行ったが、県の資産番号と現品に貼付して ある資産番号が異なるため、工作物台帳内訳書と現品の確認が出来なかった。(県民会 館では県の資産番号と現品に貼付してある資産番号は一致している。)

実地棚卸及び工作物台帳内訳書との照合が行われておらず、備品が所在不明となって もその事実が検出できない管理体制である。

(改善策)

県生涯学習課は早急に工作物台帳内訳書を再整備する必要がある。その後事業団は備品の実地棚卸を行ったうえで、工作物台帳内訳書を実態に合わせて調整し、工作物台帳内訳書の資産番号を現品に貼付することが必要であり、その後も定期的な実地棚卸による現物確認を行うべきである。

(参照 共通監査結果の項1-11頁)

3 備品等の除却処理について(共通)

備品等で廃棄済のもの及び現物はあるが現在使われていないものの管理につき改善の必要がある。

(現状及び問題点)

事業団が管理運営を受託している施設における備品には、県有財産である物品と事業団財産である物品が混在している。各施設における備品管理状況を確認したところ、廃棄済で現物がないか、または現在使われていないいわゆる遊休資産が検出された。

(1) 生涯学習センターの県有財産について現物の実査をしたところ、工作物台帳内訳書 に記載されているものの内、以下のものは現物が確認できなかった。

財産番号		ŕ	3	和	尔		金額 (千円)
201323 - 4021	形を	を覚え	えてし	15۱	コボッ	ィト	942
201323 - 4015	働	き者	ずの	□ 7	ボッ	7	1,260
201323 - 4016	生法	活と	原	子力	の利	」用	1,170
201323 - 4022	電	気	を	作	3	う	-
201323 - 4023	発	電	所	^	の	旅	-
201323 - 4014	Χ	線	の	透	視	術	6,010

これらは少年科学館の展示用の工作物であるが、平成 14 年度に展示設備の入替のために廃棄したものである。事業団が県生涯学習課への申請を失念したため、台帳から抹消されなかったものである。

- (2) 生涯学習センター内の視聴覚スタジオは、ほとんど使用されていない。
- (3) 県民会館内の分煙器 10 台(平成 15 年 3 月事業団の什器備品として 2,205 千円で購入)は現在使われていない。

平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法」により「受動喫煙の防止」が施設管理者に義務付けられた。また健康増進法の施行を受け「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が改正された。このなかで空気清浄機を設置するだけでは不十分ということで、分煙器の使用が難しくなったことにより、平成 15 年 12 月にこの内 6

(財)群馬県教育文化事業団

台を除却し、平成16年4月1日から全面禁煙のため、現在残りの4台も使用せずに 倉庫に保管している。

(改善策)

- (1) 県所管課は事業団に管理を委託している設備の取得・廃棄に関して、利用不可能になった備品についての報告手続きを整備し、適切な承認のもとに、管理上の廃棄処理(財産から除外する処理)を適時に行える体制を築くべきである。
- (2) ほとんど使用されないのであれば、スタジオを別の用途に利用することなどを検討することが必要と思われる。
- (3) 現状では、分煙器の使用は不可能であることから、他への転売等考慮のうえ除却処理することが必要である。

なお、健康増進法の施行については社会的反響も大きく、購入以前に充分な調査をしていればこのような無駄な出費は防止できたものと思われるので改善されたい。

(参照 共通監査結果の項1-11頁)

4 切手、はがきの管理及び会計処理について(共通)

事業団では切手管理簿の他日々の切手払出帳を記帳して切手の管理をしているが、一部内容が不明になっている誤差があり、また平成 15 年度末の切手、はがき保有残高が異常数値になっており、その管理方法につき改善すべき点が見受けられた。

また、切手の在庫については正味財産増減計算書から減額し、貸借対照表の貯蔵品に計上する必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 生涯学習センターにおける管理状況

毎月切手払出帳の払出額を月次集計し、切手管理簿に転記して切手の残高を算出している。平成16年3月度の切手払出帳を計算したところ、払出枚数が切手管理簿の払出枚数より70枚不足している。担当者によると、定期刊行物を発送する際料金別納で総額を納めるため、総務課職員が何種類かの切手を合わせて担当者へ渡している。総務課職員は、総額の領収書を確認し内訳は担当者が切手払出帳へ記入しているため誤記入が生じたとのことである。

(2) 県民会館における管理状況

平成 16 年 3 月末の県民会館の切手残高は 782 千円、はがき残高は 336 千円であり、

種類別内訳は「	下記のとお	りである。

種	類	期末在庫数量	平成 15 年度 使用量	在庫月数	平成 16 年 3 月 購入数
8 0	円切手	2,979 枚	2,667枚	13.4 カ月	3,100枚
9 0	円切手	2,530 枚	470 枚	64.6 カ月	1,200 枚
50	円はがき	6,732 枚	862 枚	93.7 カ月	6,385 枚

切手、はがきの決算期末における保有残高は、13.4 カ月~93.7 カ月(約1年~8年分)と異常数値になっており、また、ほとんどが平成16年3月(決算月)の購入分であることを考慮すると、予算消化のために切手、はがきを購入したと推測される状況になっている。

(改善策)

(1) 生涯学習センター

切手払出の管理を厳密にすることが必要である。

(2) 県民会館

本来、切手、印紙、はがき等は決算では資産(貯蔵品勘定)に計上すべきである。 90円切手及び50円はがきについては保有量があまりにも膨大であり管理上も問題が あるので、今後は充分に注意する必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-12頁)

(会計事務について)

5 計算書類総括表作成の必要性について(共通)

事業団は、県民会館自主事業につき特別会計を行っているが、一般会計との総括表の作成が欠落している。

(現状及び問題点)

事業団は、県民会館自主事業の収支を明確にする目的で当該事業につき特別会計を行っている。公益法人会計基準によれば、特別会計を設けた場合、収支計算書、正味財産 増減計算書及び貸借対照表について総括表を作成することとされているが、事業団の計 算書類には、総括表の作成が欠落している。

(改善策)

総括表を作成することにより、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかにすることが出来るので、公益法人会計基準に則り、総括表を作成されたい。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

6 退職給与引当金計上の必要性について

退職給与については退職給与引当金を計上して発生主義で会計処理する必要がある。

(現状及び問題点)

事業団は、退職給与引当金を計上せず、実際の退職手当支給時に退職金として費用 処理するいわゆる「現金主義」で会計処理している。

これは、旧(財)群馬県文化事業団時代には計上していたが、旧(財)群馬県民会館が計上していなかったため、平成 11 年 11 月に統合後は旧(財)群馬県民会館に合わせて「現金基準」に変更したことによるものである。その後、退職金の支給が発生すると退職給与引当金及び同引当預金を取り崩して支給していった結果、平成 16 年 3 月 31 日には退職給与引当金及び同引当預金の残高は丁度ゼロになった。

事業団の常勤の役員及び職員(県派遣職員を除く)の退職手当に関しては、「退職 手当規程」があり、群馬県職員の例によって算定した額を支給することになっている。

会計理論上、退職手当は給料の後払い的性質を有するものであり、毎年少しずつ増加する退職手当の要支給額を発生費用として認識すべきであり、その累計額は一種の未払金と考えられることから、退職給与引当金として貸借対照表の負債の部に計上する必要がある。

この点に関して日本公認会計士協会公益法人委員会報告第7号「公益法人会計における退職給与引当金について」(以下「委員会報告)という)では、「退職給与引当金の条件付債務としての性格が確認される限りにおいて、これを貸借対照表負債の部に計上することが強制されるものであると考えられる。」としている。

(改善策)

退職給与引当金設定の具体的方法について上記委員会報告では、「期末要支給額計上方式」又は「同方式の現価方式」のいずれかを採用するのが適当であるとしている。

「現価方式」の計算には複雑な前提条件も必要であることから、公益法人では「期末 要支給額計上方式」の事例が多く見られるので、以下同方式の計算をした。

「期末要支給額計上方式」は期末現在在職する全職員が自己都合で退職した場合の要 支給額を退職給与引当金として貸借対照表の負債の部に計上する方法である。その金額 は、事業団の試算によると以下のとおりである。

平成 15 年 3 月 31 日現在 357,848 千円 平成 16 年 3 月 31 日現在 332,638 千円

なお、退職給与引当預金については、必ず設定しなければならないわけではないが、 退職給与引当金の額に見合う資金留保がなされていることが財政上好ましいので、同額 を設定することが望まれる。

7 宝〈じコンサート契約書に係る入金処理について

宝くじコンサート契約について受託料入金額が契約書と一致していない。

(現状および問題点)

宝くじコンサートの委託 (委託者:(財)自治総合センター)における受託料請求額は 委託契約書第3条で規定されている額と異なった金額になっている。

日 時	場所	契約書記載額	実際請求額
	利 根 沼 田 文 化 会 館明和町ふるさと産業文化館	8,776 千円	8,635 千円
平成 16 年 3 月 27 日	尾島町生涯学習センター	4,276 千円	4,268 千円

実際請求額は、実施要領で概ねとして定められた経費区分によって、(財)自治総合センターに負担させてよい経費の集計額となっているが、契約書第3条で定めている金額を請求できるものと思われる。

(改善策)

契約書に則った事務処理を実施すべきであり、(財)自治総合センターと協議のうえ、 平成 16 年度以降については、適切な契約書を作成のうえ、契約書で定めた受託料を適正 に請求すべきである。

意見

(契約事務について)

事業団の1件50万円以上の指名競争入札の平均落札率の推移は以下のとおりである。

施設別	摘	要	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
生涯学習	件	数	4 件	7件	5件
センター	平均落	喜札率	83.7%	76.1%	88.1%
県民会館	件	数	4 件	2 件	6件
宗氏云 皓	平均落	喜札率	87.4%	98.2%	96.2%

契約事務に関して改善すべき事項は以下のとおりである。

1 指名競争入札における指名業者の選定理由について(共通)

指名競争入札における指名業者選定の理由が明確ではない。

(参照 共通意見の項1-17頁)

2 指名競争入札における指名業者の固定化について

指名業者の適切な入替えを行い、合理的な理由のない固定化は避けるべきである。

(現状及び問題点)

事業団の指名業者の選定方法は県に準じて行う方針であるが、具体的な基準等は特になく、結果的には指名業者は固定的となる傾向にある。すなわち、指名業者の選定は県工事請負資格者名簿(県ランク)に従って行うことになるが、県の保有するリストを共有しているわけではないため指名が前例に集中しがちになる。

平成11年11月に教育文化事業団と県民会館の管理を一元的に行うこととなり、両者の業者リストが共有できたにもかかわらず、平成15年度になってやや進展は見られるものの、まだ十分ではない。

(改善策)

実務上の煩雑さを避けるためには、指名業者を固定化したほうが容易であるのかもしれないが、指名業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保の観点から望ましくない。指名業者選定時における検討対象業者の拡大や指名業者の適切な入替えの実施等を行い、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。

県の保有する業者のランクリストを事業団に開示してもらえれば、効率的にかつ広範囲な業者選定が期待できる。また、事業団内部においても情報の共有化により指名業者の幅を広げる努力を期待する。さらには、インターネットで公表されている「経営事項審査結果の公表」を活用するなどして、改善を図るべきである。

3 指名競争入札における指名業者数の減少について

指名業者数が減少している事例が見受けられるが、競争の利益を確保するためには、指名の数は、なるべく多いことが望まれる。

(現状及び問題点)

指名業者の減少や入替えの理由が不明である以下の事例が見受けられた。

- (1) 平成14年度は5者であったが平成15年度は3者に指名業者数が減少している事例。
- (2) 平成 13 年度から平成 15 年度の間で指名業者数は 3 者のままだが、その内訳が毎年 入替わっており、過年度に指名されていた業者が外されている事例。 このような指名業者の減少や入替えの理由は不明である。

(改善策)

競争原理を採用して行政コストの削減、公正性及び透明性を確保する等の観点からは、 業者を幅広く指名して十分な競争が行われることが望まれる。

県財務規則第 184 条でも 3 者以上のものを指名しなければならないとし、また、「3 者」は、最低限の基準であって、指名競争入札の競争性を高め、競争の利益を確保するためには、なるべく多いことが望ましいと規定されている点からも現在のあり方を見直されることを期待する。

4 積算価格の精度見直しの必要性について(共通)

予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した事例があったが、予定価格(積算価格) の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(現状及び問題点)

以下の 2 例のとおり、予定価格の算出精度に問題のある事例が検出された。このような予定価格の設定になると、予定価格が上限価格としての機能を発揮できないことになるおそれがある。

- (1) 県民会館の機械設備等保守管理委託契約で、積算価格・予定価格と落札価格との間に大きな差があった。原因は積算時に設備の改修契約を施行した業者と県との間に保証契約があることを見落としたことにある。
- (2) 生涯学習センターの科学展示室展示設備保守点検委託契約は、積算価格・予定価格と落札価格との間に毎年大きな差がある。

(改善策)

生涯学習センター及び県民会館の施設は県有財産であることから、設備の保守管理契約時には、県と業者との間で何らかの保守契約が結ばれていないかどうかなどについて、 県と事業団の間で情報交換、確認作業をした上で適切な積算が行われることが望まれる。

また、積算価格と入札価格との乖離が生じることはやむをえないこととしても、大幅 な乖離が生じたような場合には積算価格の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性 の確保に努める必要がある。

(参照 共通意見の項1-17頁)

5 見積合せを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)について(共通)

1者随意契約はあくまでも例外処理であり、契約価格の客観性、合理性の確保及び経営管理の効率化等の観点から3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(現状及び問題点)

1 件 50 万円以上の随意契約に占める 1 者随意契約を対象に調査したところ、その割合は以下のとおりであった。

施設	左 由	随意契約数	1 者随意契約数	1 者随意契約率
	年 度	(A)	(B)	(B)/(A)
	平成 13 年度	43	34	79.1%
生涯学習	平成 14 年度	52	40	76.9%
センター	平成 15 年度	45	33	73.3%
	小 計	140	107	76.4%
	平成 13 年度	26	21	80.8%
県民会館	平成 14 年度	27	25	92.6%
	平成 15 年度	26	20	76.9%
	小 計	79	66	83.5%
合 計		219	173	79.0%

この中には合理的な理由のあるもの、特定事業のため相手方が限定されているもの(平成 13 年度 16 件、平成 14 年度 18 件、平成 15 年度 15 件)も含まれているが、見積合せを実施できるものも相当数ある。また、 1 者随意契約とした理由として説得力が不十分なものが散見される。

以下具体例を記載する。

(1) 生涯学習センター

平成 14 年度庭園管理の指名競争入札不調に伴う随意契約について、3 者見積りがなされていない。なお、入札価格の最も低い業者から改めて見積書を徴したところ、予定価格を下回ったため見積額で契約した。

(2) 県民会館

平成 13 年度まで指名競争入札であった下記の 2 契約が平成 14 年度のみ随意契約となっているが、その理由に合理性がない(平成 15 年度は指名競争入札)。

- A 清掃業務委託契約(理由:当館の清掃内容に精通・人員確保も順調・経験者多く、 緊急対処も可能・実績信用面も確実)。
- B 庭園保守管理契約(理由:昨年度も委託実績あり、以前の業者に比して優れた実績・人員確保順調・信用面も確実)。

平成 12 年度まで指名競争入札だったが、平成 13 年度から 1 者随意契約となり、 平成 15 年度からまた指名競争入札になった下記随意契約の理由に合理性がない。

・ 警備および駐車場整理業務(理由:契約前の平成 12 年 11 月から実習を重ねようやく建物内部が把握できたこと、しっかりとした人材組織を確立していること)。

平成 16 年度から指名競争入札に変わった下記の 2 契約があるが、以前から指名競争入札が可能だったと思われる。従前 1 者随意契約であった理由に合理性はない。

- A 県民会館大小ホール舞台吊物及び迫り装置保守点検
- B 県民会館音響設備保守点検業務委託

従前、1者随意契約であったものが平成16年度から3者見積合わせとなっている下記の契約は、従前の3者見積合せ省略の理由に合理性はない。

• 消防設備保守点検委託

3 者見積合せ省略の理由に疑問のあるものがあった。設置業者であることが主たる理由になっているが、当該業者から独立した業者等があることも考えられ、このことのみでは、1 者随意契約の理由としては不十分と思われる。

・ エレベーター保守点検委託

その他類似例がある。1者随意契約率が異常に高いことを合わせて考慮すると、3者以上の見積合せを実施すべき事例が相当数あると推定される。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく3 者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ、予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨

は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当ってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうかに配慮されることが望まれる。

特に1者随意契約は特殊な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、県財務規則に定める例外を除き3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(参照 共通意見の項1-16頁)

(物品管理について)

6 現金出納管理について(共通)

事業団の現金出納については事務局・総務課で手書きの金銭出納帳を記帳して管理しているが、検印制度等改善の余地がある。

(参照 共通意見の項1-18頁)

(会計事務について)

7 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成 15 年度残高 16,040 千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

8 人件費の計算書類上の表示について(共通)

事業団の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて生涯 学習センター管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項1-20頁)

9 資産と費用の区分経理について

会計上資本的支出(固定資産)とすべきものが修繕費とされている事例があった。

(現状及び問題点)

会計上資本的支出(固定資産)とするべきものが修繕費とされている下記事例があった。

事例:平成16年3月に群馬県民会館大小ホールITV設備改修工事として2,992千円が修繕費として計上されている。これは群馬県民会館大小ホールの監視用カメラ、モニターテレビ及びその管理機器等である。

従来あったモニター等が古くなり、写りが悪いので交換工事したとのことで

あるが(従来のものは備品の台帳にないことから建物の一部に組み込まれているものと思われる)、従来のものは既に耐用年数に達していること、これらの機器は一体として使用していることなどから、この支出は修繕費ではなく固定資産の取得に該当する。

(改善策)

事業団会計規程では、取得日後1年を超えて使用する有形固定資産で10万円以上の資産は固定資産に含めると規定されている。ここで資本的支出とは、固定資産の原価を構成することとなるべき支出をいい、固定資産の購入・建設のために要した支出、さらに増築・改築に要した支出もこれに該当するが、資産の耐用年数が伸張するような機能維持ないし改良に要した支出についても該当する。

県民会館は開館以来30数余年経過しており、相当の備品等が耐用年数を経過している。 これらを改修する場合、従来品の大幅な交換などは会計理論上修繕費ではなく固定資産 に該当し、また散逸を防止する意味からも固定資産として資産管理していくべきである。 また、この事例は明らかに県有財産として扱われるべきものであるので、予算措置の 区分も是正を要する。

10 施設使用料など県の資産としての現金管理について

施設使用料などは事業団の資産ではないが、県からの預かり資産であることから、その 管理は十分な注意を払う必要がある。

(現状及び問題点)

施設使用料は県の収入であるため、現金そのものは事業団自身の資産ではない。

使用料は原則翌日に入金しているが、月曜日が休館日のため金曜・土曜・日曜に受け 入れした現金は、火曜日に金融機関に入金している。

受付担当者は、その日の受け入れについて収入一覧表に記入し、現金を金庫に保管する。翌日別の担当者が申請書、収入一覧表、現金を照合確認し、金融機関に入金している。なお管理課長は適宜チェックを行っている。しかし、この現金管理の補助的な機能を持つ帳簿としての収入一覧表には不備があり、またこの内容について管理課長のチェックは充分とは言えない。ただし月に一度は館長が確認している。

(改善策)

施設使用料に関する現金は事業団の資産ではないが、県からの預かり資産であることから、その管理は十分な注意を払う必要がある。したがって、金種表を作成し、現金扱いの 担当者の引き継ぎ事務をより正確にするとともに、定期的に管理課長がチェックするなどの管理プロセスを構築することが望まれる。

11 事務処理の合理化について

事業団では手書きの補助簿を作成して正確を期しているが、二度手間になっているだけ で有効利用されていない可能性がある。

(現状及び問題点)

現在、伝票の起票者は四人で、伝票を会計システムに入力してから補助簿を記帳し、 月末にコンピューターから出力した試算表と手書き補助簿を照合して正確性を検証して いる。補助簿は各事業の予算を把握するために必要であるが、手書きの補助簿の作成は 二度手間になっている可能性がある。

(改善策)

手書きの補助簿を作成することは一概に否定できるものではないが、補助簿の利用目 的を考慮し、費用対効果の観点から帳簿体系や帳簿作成方法などを検討されたい。

12 特別会計(県民会館自主事業)について

県民会館自主事業については特別会計として処理されているが、生涯学習センター自主 事業については一般会計として処理されており、会計区分の設定に一貫性がない。

(現状及び問題点)

平成 11 年 11 月に群馬県教育文化事業団と群馬県民会館が統合して現在に至っているため、それまでの群馬県民会館での会計処理がそのまま継承されている。特別会計もその一つである。一般会計と別に特別会計を区分経理することにはなんら問題はないし、自主事業を特別会計としてそれにかかる収入支出を表示することは明瞭性の観点からも望ましいことである。しかしながら、生涯学習センターでは、一般会計で処理し、県民会館では特別会計というのでは首尾一貫していない。

(改善策)

特別会計を廃止し、一般会計として処理したほうがよいと考える。なお、県民会館自 主事業の収支内容の把握については、別途補助簿または管理簿及び記録簿等工夫すれば 十分管理することができると思われる。

(県と出資団体との関係について)

13 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として事業団に支出し、実質的に給与相当額を 負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項1-23頁)

14 委託料の精算方式について(共通)

県と事業団の業務委託契約において、委託料のゼロ精算は是正すべきである。

(参照 共通意見の項1-26頁)

15 県と事業団との管理委託契約における備品等の管理について

県と事業団との管理委託契約上の委託業務の中に、備品等の管理を含める必要がある。

(現状及び問題点)

現在県と事業団の 2 施設の間に管理委託契約が結ばれているが、県所管課が生涯学習 センター(生涯学習課)と県民会館(文化課)で異なるため、その契約内容が同一でない。

生涯学習センターと県との契約では、その委託業務の中に備品等の管理が規定されているが、県民会館と県との委託契約の中にはその条項がない。このことから判断すると県民会館の備品等の管理は県がこれを行うことになるが、実質上それは現状になじまない。

(改善策)

県と事業団との委託契約は施設に固有な事項以外については、基本的に同一の内容にするべきである。備品等の管理については実質上県が管理するのは無理であり、効率的ではないので、県と県民会館との管理委託契約上の委託業務に含めることを検討されたい。

16 固定資産取得に関する予算措置区分の明確化について

事業団に管理運営が委託されている施設における固定資産の取得に関する予算措置の 区分を明確にすべきである。

(現状及び問題点)

平成14年度に事業団では以下の固定資産を取得している (単位:千円)

設置場所	名	称	取得年月日	取得価額
生涯学習	しらベコーナー備品一式		平成 14 年 12 月 5 日	2,544

センター	空っ風発電装置	平成 14 年 12 月 5 日	6,907
	発電機装置一式	平成 14 年 12 月 5 日	8,724
県民会館	分煙器	平成 15 年 3 月 5 日	882
	合 計		19,057

補足事項...分煙器は10台購入してすでに6台を廃却しており、上記は4台分である。

事業団が管理運営を受託しているのはすべて県立施設であり、建物を含む施設設備は すべて県有財産である。

設備及び固定資産に関して事業団で予算化され執行されるのは、設備の経常的な保守修繕及び管理運営に必要な備品等に限定され、県と事業団との間の業務委託契約でも施設の改築、改造、増設及び修繕は県が行うものとされており、軽微なものについては県と合議のうえ、事業団が行うとされているが、上記は明らかに県有財産とすべきものである。

(改善策)

県有財産取得に関する予算措置は県が計画に従って行うのが当然であり、予算財源の都合で実施主体を決定すべきではない。それぞれの施設設備について、県と事業団の責任範囲を明確にし、予算化する必要がある。

(管理運営状況について)

17 財務の状況について

事業団の財務状況は退職給与引当金を計上すると、実質 26,645 千円の債務超過に陥っていることになるので、早急に改善措置を講ずる必要がある。

(現状及び問題点)

事業団の過去3年間の財務状況を要約すると以下のとおりである。(単位:千円)

	Ŧ	斗	E			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
当	期	収	支	差	額	6,390	-967	-1,089
当	期正	味貝	オ 産	増減	額	7,361	19,262	-3,423
期	末	基	本	財	産	254,650	257,650	260,050
期	末	正	味	財	産	290,155	309,417	305,993

当期収支差額が均衡するように決算が組まれているようであるが、指摘事項の部で記載した退職給与引当金を修正すると期末正味財産は以下のようになる。(単位:千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度
期末正味財産…上記決算額	309,417	305,993
退職給与引当金修正額	357,848	332,638
期末正味財産…差引修正後	-48,431	-26,645

補足事項…退職給与引当金は「期末要支給額計上方式」で計算してある。

このように、公益法人会計基準に則った会計処理を行うと期末正味財産は平成 15 年度 末で 26,645 千円の債務超過に陥っていることになる。

(改善策)

事業団が実質債務超過に陥っていることは、県の出捐金という財産管理の見地からも、 また、県の出資団体としての責任からも許されないことであり、早急に改善措置を講ず る必要がある。

18 理事会の強化について(共通)

事業団は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけではなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。

(参照 共通意見の項1-28頁)

19 経営戦略会議の活用について(共通)

平成 16 年 4 月 1 日に発足した「経営戦略会議」は、理事会を補完する機能があるので、 いくつかの問題点を解決し、これを活用していくことは、有効であると考える。

(参照 共通意見の項1-30頁)

20 組織統合による効率性の追求について

県民会館と教育文化事業団の管理一元化のメリットが完全に生かしきれていないと思われるので、重複業務の排除及び業務の標準化・集中化による効率性の改善を検討されたい。

(現状及び問題点)

事業団は県民会館と教育文化事業団とが統合してできた組織であり、大きく分けて2つの事業、すなわち県民の創造的な文化活動の支援及び生涯にわたる自主的な学習活動の支援に関する事業を一つの法人で実施している。各々の業務は事業所も異なることから別々に処理されている。

一つの法人で複数の事業を行い、外郭団体を統合、合理化する趣旨は評価できるが、 管理業務の共通化・標準化ができない限り、メリットが完全に生かしきれていないと言 わざるを得ない。

(改善策)

県民会館と生涯学習センターという二つの事業部における共通業務(主に総務、管理

業務等)を分析し、その業務実施部門を絞り込むことによって重複業務の排除及び業務の標準化・集中化によるスケールメリット等が発生すると思われるので、検討されたい。

なお両事業部に共通する業務の一括入札契約手続き等も検討の余地があると思われる。

21 指定管理者制度への対応について(共通)

公の施設の管理運営について指定管理者制度の導入が予定されており、事業団全体を踏まえた経営管理を重視し、中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用する等、指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。

(参照 共通意見の項1-31頁)

22 中長期経営計画について(共通)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、 ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(参照 共通意見の項1-32頁)

23 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項1-32頁)

24 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直 し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が 求められる。

(参照 共通意見の項1-33頁)

25.行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は事業団の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。事業団の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項1-35頁)

(1)行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 群馬県教育文化事業団 行政コスト計算書 (単位:千円)

	£1 🗆	合	計	生涯学習	周 尼 公 给
	科 目		構成比	センター	県民会館
ľ	支出コスト】	997,089	80.2%	597,358	399,730
	自主事業費	6,729	0.5%	6,729	0
	受託事業費	303,565	24.4%	237,122	66,442
	人件費	1,034	0.1%	0	1,034
	需用費	48,247	3.9%	44,250	3,997
	賃借料	18,649	1.5%	17,725	923
	諸謝金	53,393	4.3%	50,705	2,688
	負担金	20,592	1.7%	20,592	0
	委託費	143,024	11.5%	90,460	52,564
	その他経費	18,623	1.5%	13,387	5,235
	管理費	683,070	54.9%	353,506	329,564
	人件費	545,919	43.9%	346,103	199,816
	需用費	68,311	5.5%	3,754	64,556
	委託費	57,925	4.7%	0	57,925
	その他経費	10,914	0.9%	3,648	7,265
	路上駐車防止支出	3,723	0.3%	0	3,723
[発生コスト】	246,073	19.8%	141,603	104,470
	減価償却費負担	149,677	12.0%	70,122	79,554
	公債金利	11,427	0.9%	11,427	0
	退職給与引当金繰入額	50,004	4.0%	37,594	12,410
	賞与引当金繰入額	34,963	2.8%	22,459	12,504
	行政コスト総額	1,243,163	100.0%	738,962	504,201

収入合計	147,425	11.9%	36,394	111,030
雑収入	5,163	0.4%	318	4,844
県以外からの受託事業収入	20,782	1.8%	18,327	2,455
基本財産運用収入	675	0.1%	337	337
自主事業収入	2,318	0.2%	2,318	0
チケット収入	26,655	2.1%	0	26,655
貸し館収入	91,830	7.4%	15,092	76,737

差引県民負担行政コスト	1,095,738	88.1%	702,567	393,171
県民1人当りの負担額(円)	539	0	346	193
県民1世帯当りの負担額(円)	1,508	0	967	541

補足事項...平成 16年4月1日現在 人口2,031,415人、同世帯数726,631世帯として計算している。

(2)行政コスト計算書の分析

次に行政コストを誰がどのくらい負担しているのかについて若干の検証を行う。

2 施設の行政コスト総額が 1,243,163 千円であるのに対し、利用者負担等の収入合計 は 147,425 千円と 11.9%に留まっている。行政コストの大半を県民(利用者とは限らない一般県民)が負担しており、金額にして 1,095,738 千円、負担割合で 88.1%を占めている。

施設別に見ると、生涯学習センターの行政コスト総額は 738,962 千円、利用者負担 等の収入合計が 36,394 千円で差額の 702,567 千円が県民負担であり、負担割合は実に 95.1%を占めている。県民会館の行政コスト総額は 504,201 千円、利用者負担等の収 入合計が 111,030 千円で差額の 393,171 千円が県民負担であり、負担割合は 78.0%で ある。

上記行政コスト総額は、県の財政が苦しくなっている状況の中、金額としても決して少額なものではない。また、県民1人当りの負担は 539 円で県民1世帯当り 1,508 円となっている。県民は、国、県、各市町村から諸々の行政サービスを受け、その財政負担をしているが、その中で、上記2施設に関する負担だけで、県民1世帯当り 1,508 円という金額は決して僅少ではないと思われる。

そこで問題になるのは、施設が十分に利用されているか(県民のニーズに応える能力のある施設といえるか)、利用料の水準(利用者負担の程度)が適切かである。

(出資団体のあり方について)

26 生涯学習センターの利用状況等及び今後のあり方について

生涯学習センターは、市町村合併による大規模施設の増加で市町村または民間の施設との競合関係がさらに激化することが予想され、センターのあり方、予算規模、職員数の規模等を見直し、利用率の向上を図るとともに、県行政としての生涯学習センターのあり方を再検討すべき時期に来ていると考える。

(現状及び問題点)

生涯学習センターの利用状況は以下のとおりである。

(1) 入館者数の推移

(単位:人数)

左 帝) & \(\alpha\)	小左利兴会	プラネタ	初出日二中	館外事業
年度	入館者数	少年科学館	リウム	科学展示室	参加者数
6年度	223,830	119,629	30,532	87,811	32,791
7年度	220,536	112,212	27,489	83,268	30,544
8年度	211,120	99,987	25,560	73,348	19,081
9年度	204,011	102,970	24,789	77,189	27,092
10年度	199,571	100,104	23,660	75,530	34,730
11年度	204,168	104,837	25,585	77,539	45,179
12年度	215,049	106,926	29,482	76,238	30,504
13年度	232,880	121,507	28,554	91,195	32,348
14年度	206,296	123,662	29,515	92,285	34,970
15年度	212,367	127,435	28,527	96,928	26,252

(2) 施設利用状況

室名		定員等	員等 平成14年度		平成15年度	
室 名		(人数)	使用日数	使用率(%)	使用日数	使用率(%)
第一趣味教養室	Α	18	193	63.5	170	55.7
另	В	18	210	69.2	189	61.8
第二趣味教養室	Α	42	195	64.0	203	66.3
另 <u></u>	В	36	210	69.1	211	68.9
創作実習室	Α	36	111	35.8	101	32.9
	В	36	176	58.2	179	58.3
第一研修室	Α	72	171	55.9	158	51.5
另	В	63	175	57.2	155	50.4
第二研究	室	48	209	68.7	196	64.2

第	Ξ	研	究	室	42	230	75.6	236	77.0
第	四	研	修	室	30	279	91.6	286	93.3
多	目目	的力	- 7	ル	320	248	82.0	251	81.7
視	聴	<u>.</u>	覚	室	88	124	40.8	99	32.3
教	育	I	学	室	30	263	86.7	245	79.9
音	楽 .	スク	ァジ	オ	60	197	66.5	227	74.4
音	楽	練	習	室	20	264	86.6	264	86.2
体		育		館		300	98.7	296	96.5
	合		計			3,555	68.7	3,466	67.8

(単位・千円)

センター全体の使用率 = 使用日数の合計/開館日数×貸室の数

(3) 使用料等収入状況

(3) 医用种奇级八亿元		(羊瓜・川コ)
区分	平成14年度	平成15年度
施設使用料及び付属設備使用料	12,902	13,040
プラネタリウム団体観覧料	56	10
観覧券(プラネタリウム)	1,775	1,927
利用券(体育館:大人)	48	77
利用券(体育館:小・中学生)	13	38
合 計	14,794	15,092

(4) 問題点

生涯学習センターの行政コスト総額は、平成15年度738,962千円であり、利用者負担等収入を差し引いた県民負担行政コストは702,567千円である。この金額が高いのか安いのか、費用対効果の良し悪しについて、これを客観的に評価することは困難であるが、包括外部監査の過程において受けた印象及び問題点を述べておきたい。

センター利用効率について

- イ 駐車場問題…絶対量が足りないため全面開放できない。
- ロ 視聴覚スタジオ…アナログ機器が設置されてあり、現在の進んだハードウェア の使用に耐えない。
- 八 管理課の業務受付…夜九時まで受付けており、当番制で管理課以外の職員が手伝っているが、電話で仮予約を受付したあとで、使用承認申請書を提出してもらうという業務の流れを効率化する方策を考える必要がある。

センター業務コストの見直しについて

前掲の行政コスト計算書によれば、センターの人件費は以下のとおりである。

管理費中人件費	346,103 千円
退職給与引当金繰入額	37,594 千円
賞与引当金繰入額	22,459 千円
人件費合計	406,156 千円
割合	55.0%
行政コスト総額	738,962 千円

- ・ 総コストに占める割合は、55%にもなっている。これは、県派遣職員の割合が高く(29人中24人)また、実施事業の関係から教員の派遣が多くなっていることにより高コストの原因になっている。
- ・ 従来休館日である月曜日にも職員は出勤していたが、完全閉館にした結果、光熱 費が年2~3百万円節減になった。
- ・ 国民文化祭による地域創造基金(取り崩しタイプの基金)360百万円につき、その一部を国民文化祭で再認識された県内の伝統芸能の振興を図るため平成15年度から5年間で取り崩して予算化することが決定された。

事業予定は以下のとおり。

農村歌舞伎:7座、人形芝居:5座の支援をとおした地域づくり

県の行政機関としての生涯学習センターのあり方

生涯学習センターは、昭和58年あかぎ国体のあと生涯教育を目標に昭和61年建設、昭和62年10月にオープンした。

生涯学習はどうしても高齢者生きがい対策がメインテーマになってしまうが、最近ニーズに変化が生じている。すなわち、年功序列型安定社会構造の急激な変化によりひとりひとりの人生全体のキャリアを設計、支援する「キャリアデザイン支援事業」、団塊世代シニアのUターンによる地域人の養成支援事業等現代を象徴する事業が開始されている。

また、生涯学習活動は各市町村及び公民館レベルの地域密着型の形態が多く、県の機関としてそれらの小規模機関との役割分担をどうしていくのか、さらには、市町村合併により大規模施設が増加することが予想されるが、その場合、市町村または民間施設との連携関係及び役割分担、棲み分けの方針をどうするのかという課題がある。

(改善策)

センター利用効率について

- イ 駐車場問題…以下の対策が考えられる。
 - ゲートボール、テニスコートを駐車場としても使えるようにする。
 - ・ 公共交通機関の利用促進を利用者にアピールする。
 - ・ 隣の前橋清陵高校との相互利用を図る。但し生徒がいるので平日は使えない。 また、土、日曜日は近隣の自動車工場の職員駐車場を借りているが、管理の点 からも相互利用は難しい面がある。
- ロ 視聴覚スタジオ…視聴覚スタジオを小さな研修室にして利用率の向上を図る。
- 八 管理課の業務受付…例えば、無料会員制にして会員はインターネットから施設の空いている時間の予約ができるようにするとか、使用承認申請書は、インターネットから書き込み、そのまま送信すればメールで届くとか、インターネット環境を利用すれば、効率化は格段に進められると思われる。

センター業務コストの見直しについて

組織、職制の簡素化及び業務内容の見直しによる職員配置の再検討、さらには業 務の選択肢として他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討す る必要があることは前掲の「人件費抑制施策について」でも記載したとおりである。

県の行政機関としての生涯学習センターのあり方

市町村または民間の施設との役割分担及び棲み分けの方針をどうするのかという問題点に対して事業団では、イ.県内に出前授業として出張講座を開講し、事業として行っている、ロ.生涯学習センターは指導機関として各市町村、民間の機関を支援していく、ハ.従って県の機関でなければできない基礎研究等に注力していく等の方針である。

私見によれば、市町村合併による大規模施設の増加で市町村、民間の施設との競合関係がさらに激化することが予想され、センターのあり方、予算規模、職員数の規模等を見直し、県行政としての生涯学習センターのあり方を再検討すべき時期に来ていると考える。

具体的には、イ・県が行わなくとも市町村レベルでできる事業はないか検証し、あれば廃止する。ロ・平成 15 年度行政コスト総額 738,962 千円、県民負担行政コスト 702,567 千円、また職員数総員 29 人内県派遣職員 24 人であるが、業務の見直しを徹底的に行い、県の機関でなければできない研究等必要事業にそれだけの予算と人員が必要なのかをもう一度評価、検証することが必要であると思われる。

27 県民会館の利用状況等及び今後のあり方について

県民会館は利用率の向上を図るとともに、財務内容の改善、類似公立文化施設との関係のあり方及び競合等の回避または調整を図る必要がある。また将来的には施設の老朽化対策として大規模改修が避けられないが、その対策等も検討する必要がある。

(現状及び問題点)

県民会館の利用状況は以下のとおりである。

(1) 入館者数の推移

年度	大ホール	小ホール	展示室	会議室	リハー サル室	合計
7年度	306,477	57,638	43,994	48,419	11,255	467,783
8年度	270,541	55,300	50,027	45,525	20,735	442,128
9年度	216,996	58,984	39,898	42,283	16,715	374,876
10年度	237,664	45,512	33,654	37,246	7,848	361,924
11年度	142,531	26,774	26,498	23,019	4,946	223,768
12年度	97,786	15,837	16,888	16,458	3,142	150,111
13年度	218,380	39,409	40,054	35,667	18,576	352,086
14年度	182,720	41,303	22,350	34,055	11,488	291,916
15年度	237,743	43,458	18,456	30,318	11,523	341,498

補足事項…平成 11 及び 12 年度は低水準であったが、これは同年度に県民会館の大規模改築が行われ、事業の実施が不可能であったことによる。全体的には減少傾向にある。

(2) 施設利用状況(稼動率%)

年度	大ホール	小ホール	展示室	会議室	リハー サル室
7年度	69.0	61.6	61.8	89.7	51.5
8年度	65.7	60.3	61.3	85.5	44.4
9年度	60.6	60.3	57.4	81.1	50.8
10年度	66.4	50.5	57.1	82.0	44.6
11年度	63.3	50.8	78.3	93.3	55.6
12年度	71.3	50.4	41.1	75.4	49.6
13年度	62.0	48.2	42.0	84.6	56.4
14年度	53.5	46.6	40.2	84.4	52.4
15年度	62.6	53.9	52.4	86.6	49.8

稼働率 = 使用日数の合計/開館日数

(3) 問題点

県民の行政コスト総額は、平成15年度504,201千円であり、利用者負担等収入を差し引いた県民負担行政コストは393,171千円である。この金額に対して施設が十分に利用されているか(使用率)、利用料の水準が適切かについて、また、近年各市町村の競合施設が多数建設され、競争が激化しており、さらには将来的な課題として、県民会館の大規模修繕の必要性について包括外部監査の過程において受けた印象及び問題点を述べておきたい。

稼働率について

過去9年間の利用状況の推移をみると、平成7年度と平成15年度を比較した場合、ほとんどの施設において稼働率は下落し、大ホールでは9.3%の下落率である。

ただ、県民会館の休館日は年末年始だけであることと、本番以外のリハーサルも 考慮すると 60%近い稼働率は実質的にはかなり高い数値と言える。

県民会館ではチケットの販売促進策として、新聞・雑誌やFM放送の読者・視聴者招待、顧客名簿やチケット予約表の個人データを利用したチラシのダイレクトメール、会館相互の折り込みチラシなどを行っている。

また、県民会館は約 2,000 席と県内最大のホールであり、利用率向上のためには 全国単位で広報を行う必要があり、(財) 前橋コンベンション・ビューローと提携し てその拡大を図っている。

駐車場問題について

県民会館は住宅地にあることから、コンサート等が開催される時の駐車場不足が ネックになっていた。また、違法な路上駐車対策にも悩まされてきた。

利用料金について

会議室の室料等の利用料金はやや高めの設定になっているが、価格は県の条例で 定めるため、硬直的にならざるを得ない。

類似の公立文化施設との関係について

近年、県内でも類似の公立文化施設が次々に設置され、飽和状態になりつつある。 また、市町村合併によって今後も建設が予想される。

県民会館は県内35ホールで構成する協議会のリーダーとして各施設をまとめていく立場にある。県民会館は群馬県を代表する老舗の大型多目的ホールであり、約2,000座席のホールは県内最大である。

また、約2,000座席の大規模ホールは同時に欠点でもある。すなわち建設時の社会 状況では大規模ホールの需要があり、相当な利用があったが、現在では経済活動の 停滞、公共団体の予算規模縮小等により約2,000座席もの大ホールの需要が減退し、むしろ他の小規模ホールのほうが使い勝手がよく、利用状況も進展しているようである。その中で、県の施設として県民会館の位置づけをどのようにするのか、また他施設との競合、棲み分け関係をどう構築していくかという問題がある。

財務内容の改善について

低金利時代になって事業団の基本財産運用益がわずかしかなく、自主事業の実施 が困難になっている。事業団では以下の施策により克服したいとしている。

- イ.コスト削減の継続…退職者5名につき代替補充をせずに業務を民間委託した結果、大幅なコスト削減になった。
- ロ.県民会館の興行内容を変えて収益増加に努める。...興行内容によって収益性の幅がかなり違う。

施設の老朽化対策について

県民会館は昭和46年の建築であり、その後大規模修繕は行われたものの、主に設備、機械関係の取替、更新が中心であったため、建物自体は老朽化が進んでいる。

現在、大規模改修は予算的に無理なので、最低限の応急的な修繕を実施している 状況であり、平成21年度くらいまでは修繕計画を作成しているものの、施設経営を 維持する限りにおいては近い将来において施設・設備への大型投資は避けられない ものと思われる。

県所管課の試算によると、抜本的な大規模改修またはリニューアルをするには50 億円かかり、また建て替えるには100億円以上かかることが想定される。

(改善策)

県民会館の利用効率について

上記事業団の諸施策はかなり有効であるが、さらに強化する必要があると考える。

イ.管理課(県民会館の利用関係を掌握)の業務について

県民会館の使用申込み受付やチケット予約等の業務の電算化や催事情報等の提供体制の強化、イベント会社、プロモーター、学校等への利用の勧誘等営業活動を強化する必要がある。

口.事業課(自主事業等を担当)の業務について

公募による人材の募集やアドバイザー委嘱等によるアートマネジメント能力の 強化を図るとともに、演劇や音楽活動を行っている諸団体との交流や指導・普及 等の業務を行っていく必要がある。

駐車場問題について

駐車場対策として平成16年5月1日より市営前橋城東駐車場と提携し、駐車料金の一部助成を実施している。違法駐車もなくなり、効果が上がっている。

利用料金について

現行の料金体系について妥当かどうかの検討を加える必要はあるが、他の商品とは 異なり低価格戦略がなじむものではないことに留意しなければならない。つまり、県 民会館は一種のブランド商品としての要素があり、料金が安くなったから利用率が高 まると単純には言い切れない部分もある。

ちなみに前橋市民文化会館との利用事例のシミュレーション(群馬交響楽団の高校 生向けの音楽教室を開催する事例)によれば、前橋市民文化会館での利用料金は、103 千円に対し、県民会館での利用料金は154千円と約1.5倍であった。

類似の公立文化施設との関係について

県民会館は昭和46年の建築であり、築後32年も経過しており、県内で類似の公立文 化施設が多数設置されている中で県民会館の位置づけをどのようにするのか、類似施 設との競合等をどのように回避または調整するかを改めて検討する必要がある。

財務内容の改善について

事業団の実行している上記施策を継続する必要がある。また、組織、職制の簡素化及び業務内容の見直しによる職員配置の再検討、さらには業務の選択肢として外部に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要があることは、前掲の「人件費抑制施策について」でも記載したとおりである。

施設の老朽化対策について

将来の大規模改修については、上記類似の公立文化施設との関係について県民会館の位置づけをどのようにするのか、類似施設との競合等をどのように回避または調整するかを検討した上で改修計画を策定する必要がある。

さらに、改修計画の具体化には県民に対するアカウンタビリテイを果たすために建設費等の初期投資や改修費用なども含め、県民の負担がいくらになるかを明らかにする必要があり、多額の費用を要することから、改修計画策定に当っては、利用者である県民の意見を反映させる必要があると考える。